

平成 25 年度

**情報通信審議会 情報通信技術分科会  
携帯電話等高度化委員会報告  
(案)**

諮問第 81 号

「携帯電話等の周波数有効利用方策」のうち

「第 4 世代移動通信システム (IMT-Advanced) の技術的条件」

情報通信審議会 情報通信技術分科会  
携帯電話等高度化委員会報告

目次（案）

I	検討事項	1
II	委員会及び作業班の構成	1
III	検討経過	1
IV	検討概要	3
第1章	第4世代移動通信システム（IMT-Advanced） <sup>1</sup> の概要	3
1.1	調査開始の背景	3
1.2	移動通信をめぐるトレンド	4
1.3	国際標準化動向	7
1.3.1	ITU-Rにおける国際標準化動向	7
1.3.2	3GPPにおける国際標準化動向	8
1.3.3	IEEE、WiMAXフォーラムにおける国際標準化動向	10
1.4	第4世代移動通信システムのコンセプト	12
1.5	第4世代移動通信システムの技術概要	15
1.5.1	LTE-Advanced技術の概要	15
1.5.2	WirelessMAN-Advanced技術の概要	20
1.6	移動通信システム用周波数の動向	24
1.6.1	3GHz以下の周波数	24
1.6.2	3GHz超の周波数	25
第2章	3.4GHzを超え4.2GHz以下の周波数帯における第4世代移動通信システム（IMT-Advanced）相互間及び第4世代移動通信システム（IMT-Advanced）と他システムとの干渉検討	29

<sup>1</sup>本報告書では、3.9世代移動通信システム以上の高速・大容量通信を実現する移動通信システムとして、3.4GHz帯超の周波数帯において、ITU-R M.2012で勧告された通信方式を利用するシステムを「第4世代移動通信システム」又は「第4世代移動通信システム（IMT-Advanced）」としている。

2. 1	検討対象システムと干渉検討の方法	29
2. 1. 1	他システムの利用状況について	29
2. 1. 2	検討対象となる干渉形態	31
2. 1. 3	干渉検討の方法	32
2. 2	第4世代移動通信システム（IMT-Advanced）の干渉検討 パラメータ	34
2. 2. 1	基地局のパラメータ	34
2. 2. 2	陸上移動局のパラメータ	40
2. 2. 3	陸上移動中継局のパラメータ	44
2. 2. 4	小電力レピータのパラメータ	49
2. 2. 5	干渉検討に用いる伝搬式	53
2. 3	第4世代移動通信システム（IMT-Advanced）相互間の干渉検討	55
2. 3. 1	基地局間の干渉	55
2. 3. 2	陸上移動局間の干渉	57
2. 3. 3	第4世代移動通信システム（IMT-Advanced）相互間の干渉 検討結果まとめ	61
2. 4	放送事業用無線局との干渉検討	62
2. 4. 1	検討を実施する干渉携帯	62
2. 4. 2	基地局との干渉検討	62
2. 4. 3	陸上移動局との干渉検討	71
2. 4. 4	陸上移動中継局との干渉検討	76
2. 4. 5	小電力レピータとの干渉検討	80
2. 4. 6	放送事業用無線局との干渉検討結果まとめ	84
2. 5	衛星業務システムとの干渉検討	86
2. 5. 1	検討対象とした衛星システムの受信設備の形態と保護に 関する考え方	86
2. 5. 2	検討を実施する干渉形態	86
2. 5. 3	基地局→地球局の干渉形態	89
2. 5. 4	陸上移動局→地球局の干渉形態	129
2. 5. 5	陸上移動中継局→地球局の干渉形態	137
2. 5. 6	小電力レピータ→地球局の干渉形態	145
2. 5. 7	人工衛星局→第4世代移動通信システム（IMT-Advanced） の干渉検討	153
2. 5. 8	衛星業務システムとの干渉検討結果まとめ	155
2. 6	航空機電波高度計との干渉検討	160
2. 6. 1	検討を実施する干渉形態	160

2. 6. 2	基地局との干渉検討	160
2. 6. 3	陸上移動局との干渉検討	165
2. 6. 4	航空機電波高度計との干渉検討結果まとめ	166
2. 7	干渉検討まとめ	167
2. 7. 1	第4世代移動通信システム (IMT-Advanced) を3.4-3.6GHz帯に導入する場合の共用条件	167
2. 7. 2	第4世代移動通信システム (IMT-Advanced) を3.6-3.8GHz帯に導入する場合の共用条件	169
2. 7. 3	第4世代移動通信システム (IMT-Advanced) を3.8-4.2GHz帯に導入する場合の共用条件	171
2. 7. 4	3.4-3.6GHz帯において想定される周波数配置	173

### 第3章 既存の周波数帯における第4世代移動通信システム

	<u>(IMT-Advanced)の技術を用いたシステム相互間及び第4世代移動通信システム (IMT-Advanced)の技術を用いたシステムと他システムとの干渉検討</u>	175
--	---	-----

3. 1	既存の携帯電話周波数への第4世代移動通信システムの導入	175
3. 2	既存帯域へ導入することが期待されている新技術	175
3. 2. 1	キャリアアグリゲーション	175
3. 2. 2	MIMO伝送技術の拡張	177
3. 2. 3	ヘテロジーニアスネットワーク	178
3. 2. 4	セル間協調 (CoMP) 送受信	178
3. 2. 5	リレー伝送技術	178
3. 2. 6	まとめ	178

### 第4章 第4世代移動通信システム (IMT-Advanced) の技術的条件

		180
4. 1	LTE-Advanced方式 (FDD) の技術的条件	180
4. 1. 1	無線諸元	180
4. 1. 2	システム設計上の条件	181
4. 1. 3	無線設備の技術的条件	181
4. 1. 4	測定法	196
4. 1. 5	端末設備として移動局に求められる技術的な条件	201
4. 1. 6	その他	201
4. 2	LTE-Advanced方式 (TDD) の技術的条件	202

4. 2. 1	無線諸元	202
4. 2. 2	システム設計上の条件	202
4. 2. 3	無線設備の技術的条件	203
4. 2. 4	測定法	218
4. 2. 5	端末設備として移動局に求められる技術的な条件	223
4. 2. 6	その他	223
4. 3	陸上移動中継局 (FDD) の技術的条件	224
4. 3. 1	無線諸元	224
4. 3. 2	システム設計上の条件	224
4. 3. 3	無線設備の技術的条件	224
4. 3. 4	測定法	225
4. 4	小電力レピータ (FDD) の技術的条件	229
4. 4. 1	無線諸元	229
4. 4. 2	システム設計上の条件	229
4. 4. 3	無線設備の技術的条件	230
4. 4. 4	測定法	231
4. 5	陸上移動中継局 (TDD) の技術的条件	235
4. 5. 1	無線諸元	235
4. 5. 2	システム設計上の条件	235
4. 5. 3	無線設備の技術的条件	235
4. 5. 4	測定法	236
4. 6	小電力レピータ (TDD) の技術的条件	240
4. 6. 1	無線諸元	240
4. 6. 2	システム設計上の条件	240
4. 6. 3	無線設備の技術的条件	241
4. 6. 4	測定法	242

第5章	第4世代移動通信システム (IMT-Advanced) の技術を 既存携帯電話用周波数に適用する際の技術的条件	247
5. 1	LTE-Advanced方式 (FDD) の技術的条件	247
5. 1. 1	無線諸元	247
5. 1. 2	システム設計上の条件	248
5. 1. 3	無線設備の技術的条件	248
5. 1. 4	測定法	267
5. 1. 5	端末設備として移動局に求められる技術的な条件	271

5. 1. 6	その他	271
5. 2	陸上移動中継局 (FDD) の技術的条件	272
5. 2. 1	無線諸元	272
5. 2. 2	システム設計上の条件	272
5. 2. 3	無線設備の技術的条件	272
5. 2. 4	測定法	276
5. 3	小電力レピータ (FDD) の技術的条件	279
5. 3. 1	無線諸元	279
5. 3. 2	システム設計上の条件	279
5. 3. 3	無線設備の技術的条件	280
5. 3. 4	測定法	284
V	検討結果	288
別表 1	携帯電話等高度化委員会 構成員	289
別表 2	第 4 世代移動通信システム作業班 構成員	290
参考資料		
参考資料 1	干渉検討で使用した各無線システムのスペック等	
参考資料 1-1	3.4GHz 帯音声 STL (アナログ方式) のスペック	
参考資料 1-2	3.4GHz 帯音声 FPU (アナログ方式) のスペック	
参考資料 1-3	衛星ダウンリンク (Cバンド) のスペック	
参考資料 1-4	航空機電波高度計のスペック	
参考資料 2	電波伝搬特性の検証に関わる調査検討	
参 2. 1	共用検討に用いる伝搬式の検討	
参考資料 3	干渉検討における計算の過程	
参 3. 1	第 4 世代移動通信システム (IMT-Advanced) 相互間の干渉検討における計算の過程	
参 3. 2	放送事業用無線局との干渉検討における計算の過程	
参 3. 3	衛星業務システムとの干渉検討における計算の過程	

参考資料 4	3. 4-4. 2GHz帯海外衛星利用実態調査 .....
参考資料 5	放送事業用無線局装置を用いた実験の詳細 .....
参 5. 1	実験の概要 .....
参 5. 2	放送事業用無線局への干渉影響の実験的評価 .....
参 5. 3	放送事業用無線局への不要発射強度の実験的評価 .....
参考資料 6	3. 5GHz帯の基地局パワーアンプ、送信フィルタの実デバイス 特性 .....
参考資料 7	3. 5GHz帯の基地局パワーアンプ、送信フィルタの実デバイス 特性 .....
参考資料 8	3. 5GHz帯の移動局実デバイス特性に基づく移動局間干渉の検討 .....
参考資料 9	評価手法 2 の計算に用いた伝搬モデル .....

## I 検討事項

携帯電話等高度化委員会（以下「委員会」という。）は、電気通信技術審議会諮問第 81 号「携帯電話等の周波数有効利用方策」（平成 7 年 7 月 24 日諮問）のうち「第 4 世代移動通信システム（IMT-Advanced）の技術的条件」について検討を行った。

## II 委員会及び作業班の構成

委員会の構成は別表 1 のとおりである。

検討の促進を図るため、委員会の下に、委員会が調査のために必要とする情報を収集し、技術的条件についての調査を促進することを目的とした、第 4 世代移動通信システム作業班（以下「作業班」という。）を設置した。作業班の構成は、別表 2 のとおりである。

## III 検討経過

### 1 委員会での検討

#### ① 第 10 回委員会（平成 24 年 4 月 16 日）

委員会の運営方針及び調査の進め方について検討を行ったほか、検討の促進を図るため、委員会の下に作業班を設置した。

また、次回委員会において、第 4 世代移動通信システム（IMT-Advanced）の技術的条件について、広く意見陳述の機会を設けることとした。その後、5 月 15 日から 6 月 5 日まで希望者を募集したが、意見陳述の申出はなかった。

#### ② 第 11 回委員会（平成 24 年 11 月 22 日）

作業班より、国際標準化の動向、IMT-Advanced の概要や干渉検討の進め方についての検討状況が報告された。

#### ③ 第 12 回委員会（平成 25 年 3 月 5 日）

作業班より、干渉検討に関する検討状況の報告が行われ、それを踏まえて報告書の素案について検討を行った。

#### ④ 第 15 回委員会（平成 25 年 5 月 20 日）

意見の募集を行う委員会報告案のとりまとめを行った。

### 2 作業班での検討

#### ① 第 1 回作業班（平成 24 年 6 月 6 日）

調査の進め方について検討を行った。検討を効率的に行うため、作業班内にアドホックグループを設置した。

第 4 世代移動通信システム（IMT-Advanced）の概要・動向・将来展望や干渉検討に向けた前提条件・運用上考慮すべき事項等について、関係構成員等によるプレゼンテーションを実施することとし、第 1 回目のプレゼンテーションが行われた。

#### ② 第 2 回作業班（平成 24 年 7 月 4 日）

第 4 世代移動通信システム（IMT-Advanced）及び干渉検討対象となる固定衛星業務の無線システムについてプレゼンテーションが行われた。

#### ③ 第 3 回作業班（平成 24 年 8 月 9 日）

第 4 世代移動通信システム（IMT-Advanced）及び干渉検討対象となる放送事業用の



無線システムについてプレゼンテーションが行われた。

- ④ 第4回作業班（平成24年9月5日）  
第4世代移動通信システム（IMT-Advanced）についてプレゼンテーションが行われた。
- ⑤ 第5回作業班（平成24年10月17日）  
第4世代移動通信システム（IMT-Advanced）についてプレゼンテーションが行われた。  
干渉検討の組み合わせと検討モデルについて議論され、委員会への検討状況の報告案が検討された。
- ⑥ 第6回作業班（平成24年12月12日）  
干渉検討の検討状況が報告された。
- ⑦ 第7回作業班（平成25年1月29日）  
第4世代移動通信システムと放送業務用システム間における干渉実験の説明や第4世代移動通信システムから地球局への干渉検討の中間報告が行われた。
- ⑧ 第8回作業班（平成25年2月28日）  
干渉検討に関する検討状況の報告が行われ、それを踏まえて報告書の素案について検討を行った。
- ⑨ 第9回作業班（平成25年3月26日）  
干渉検討に関する検討結果が、それを踏まえて修正された報告書案に基づいて報告された。
- ⑩ 第10回作業班（平成25年4月24日）  
技術的条件を含めて、委員会へ報告を行う報告書案について検討を行った。

## IV 検討概要

### 第1章 第4世代移動通信システム（IMT-Advanced）の概要

#### 1. 1 調査開始の背景

我が国の携帯電話及び広帯域移動無線アクセスシステム（BWA）を合わせた移動通信システムの加入者数及び人口普及率は、それぞれ1億3807万加入、107.8%となっており（平成24年12月末現在）、1人で複数台の端末を利用するような使い方も確実に広がってきている。

ここ数年のワイヤレスブロードバンドシステムの世界的な普及拡大を背景に、移動通信システムの世界においても、スマートフォンの利用や、高速データ通信の利用が急激に拡大しており、利用者からは、より高速・大容量で利便性の高い第4世代移動通信システム（IMT-Advanced）の早期導入に大きな期待が寄せられている。

このような背景を踏まえ、国内外の技術進化の動向及び周波数の一層の有効利用を考慮して、第4世代移動通信システム（IMT-Advanced）の導入に向け、必要な技術的条件等の検討を行ったものである。

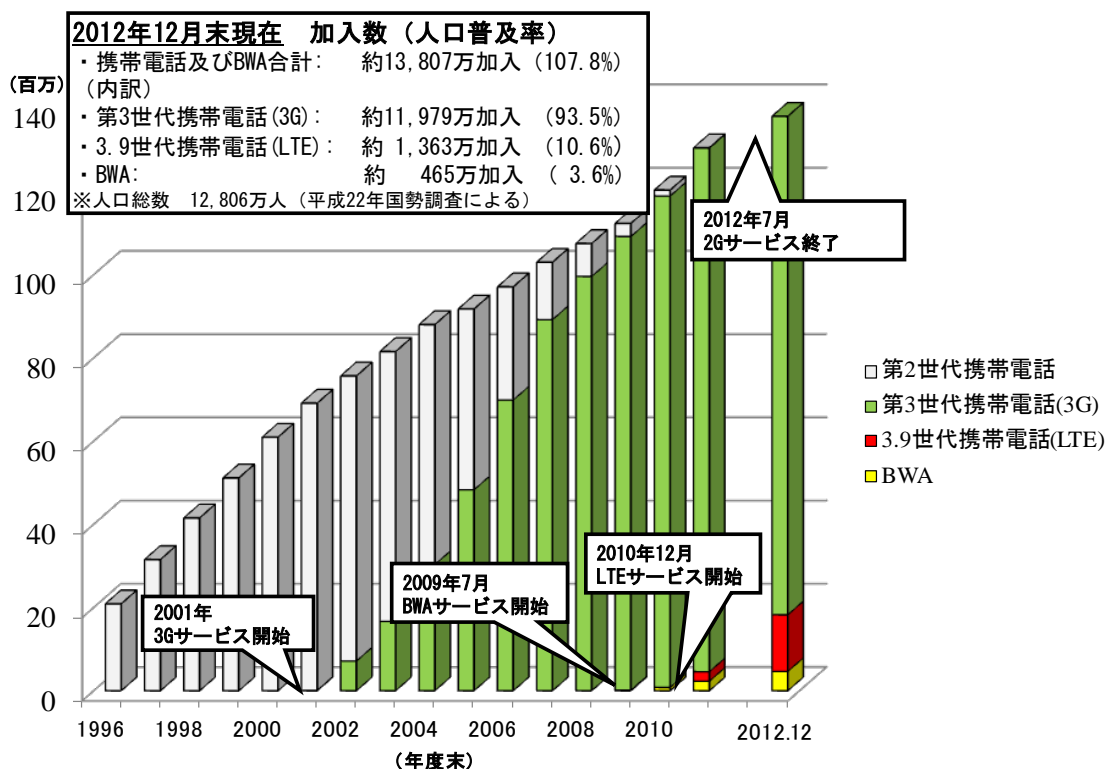


図1. 1-1 我が国の携帯電話及びBWA加入者数の推移

## 1. 2 移動通信をめぐるトレンド

### (1) 移動通信システムの進化

移動通信システムの世界では、概ね 10 年に 1 度の頻度で大きな技術革新に伴う新たな方式の導入が行われている。1990 年代の終わりごろから、従来の音声中心の利用形態から、携帯電話からインターネットへアクセスするようなモバイルインターネットの時代が始まり、2000 年代からは、高速データ通信とマルチメディアへの親和性の高い、いわゆる第 3 世代移動通信システム (IMT-2000) の普及が始まっている。国際電気通信連合無線通信部門 (ITU-R) が定めた IMT-2000 システムにはいくつかの方式があるが、世界的には、W-CDMA と CDMA2000 の 2 つのシステムが広く商用展開されている。

2010 年代に入ると、更なる高速・大容量のシステムとして、第 3 世代移動通信システムから大きく飛躍した性能を有する LTE (Long Term Evolution) を中心とした 3.9 世代移動通信システムが、世界的に利用され始めている。LTE は、周波数分割複信方式 (FDD) で最大 300Mbps 程度、時分割複信方式 (TDD) で最大 265Mbps 程度 (※1) の伝送速度を達成可能な超高速の移動通信システムであり、2013 年 1 月現在、世界中で 66 カ国 145 のネットワークが商用サービスされている (※2)。また、無線による高速インターネットアクセスに対する利用者ニーズの高まりなどをを受けて開始された広帯域移動無線アクセスシステム (BWA) についても、伝送速度の高速化などの技術の高度化が進められている。我が国では、100Mbps 超の LTE や BWA の商用サービスが既に提供されており利用者数も増加が続いているが、更なる高速化を目指した 150Mbps の商用サービスも発表されているところである。

(※1) 下りリンクへの割当時間が最大となる Uplink-downlink configuration:5/Special subframe configuration:4 を適用した場合

(※2) [http://www.gsacom.com/downloads/charts/LTE\\_global\\_map.php4](http://www.gsacom.com/downloads/charts/LTE_global_map.php4)

上記のような移動通信システムにおける技術進化とともに、移動通信システムにおけるトラフィック量も急激に増加してきており、これに応えるため、現在の商用サービスや将来での提供が予定されている商用サービスよりも超高速・大容量システムの実現が期待されている。以下に詳述するように、ITU-R では 2000 年ごろからいわゆる第 4 世代移動通信システム (IMT-Advanced) の標準化作業を進めてきており、2012 年 1 月には IMT-Advanced の詳細無線インタフェース規格 (勧告 ITU-R M. 2012) が承認され、2015 年ごろには実用化されることが期待されている。

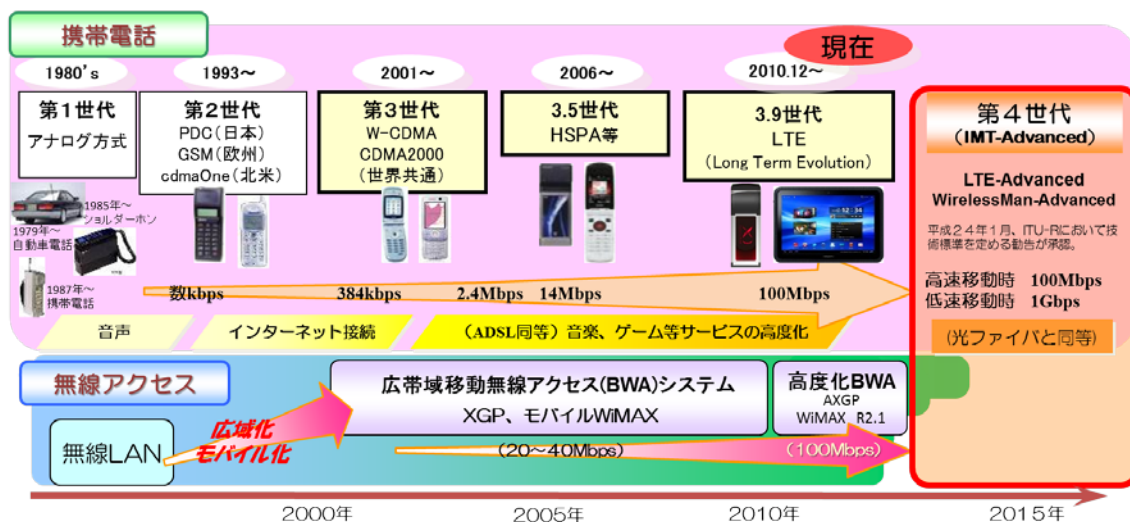


図1. 2-1 移動通信システムの進化

(2) トラフィックの増加傾向

移動通信関連の技術革新の速度は著しく、スマートフォンに代表されるように、インターネット接続環境での利用を重視した端末の急速な普及や、それに伴う様々な利用環境の拡大が続いている。例えば、電子書籍を扱う端末やサービス、プラットフォーム等を巡る動きが活発化し、移動通信ネットワークを介して新聞、雑誌、新刊書籍等を入手するだけでなく、M2Mのように、あらゆる物体に小型の端末を埋め込んでインターネットへ接続しビジネス環境を構築する時代が幕開けようとしている。このほかにも、ハイビジョン映像のアップロード、映像教材のストリーミング、大容量データ伝送による家電機器との連携、大容量のサイネージ情報の配信や医療画像伝送による遠隔医療などのサービスが普及・拡大する等、様々なコンテンツの大容量化が急速に進んできている。

これらの動きは、すでに急増状態にある移動通信トラフィックの更なる増大を加速することとなる。総務省のいくつかの審議会において、将来トラフィックの予測を行っているが、これらによれば、移動通信システムのサービスによるトラフィックは、今後、年率1.7倍～2倍程度に増大するものと予測されている(図1. 2-2)。総務省が移動通信事業者6社の協力を得て、継続的に調査している移動通信トラフィックデータ(非音声)の集計・分析結果においても、実際のトラフィックは年率約2倍で増加しており、これらの予測に合致したペースでトラフィックが増加していることがわかる(図1. 2-3)。

従って、今後、多様な分野において、ワイヤレスブロードバンド環境を実現するには、より一層需要に的確に対応した周波数確保が求められることとなる。

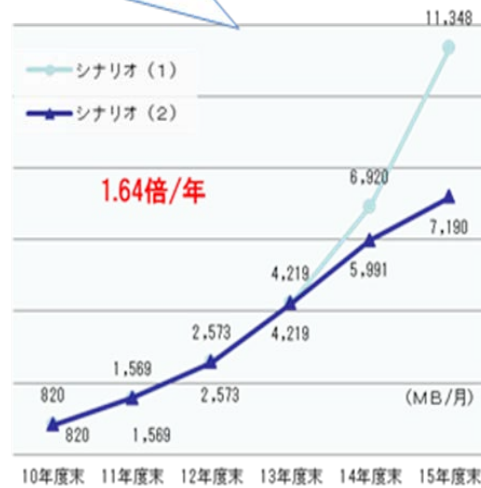


5年後、10年後のトラフィックの伸びを ①新たに創出されるサービス、②新システムに置き換わって提供される既存のサービス、③既存システムにより提供される既存のサービスの要素から試算。（2007年を100とした場合）

- ①新たに創出されるサービス  
(例) ・ハイビジョン映像のアップロード  
・映像配信のストリーミング  
・大容量データ伝送による家電との連携  
・大容量のサイネージ情報の配信  
・医療画像伝送による遠隔医療
- ②新システムに置き換わって提供される既存のサービス  
<コンテンツの大容量化>  
(例) 映像ストリーミング  
2012年: 4Mbps (圧縮率の高いHD映像と想定)  
2017年: 8Mbps (ハイビジョンまわり映像と想定)
- ③既存システムにより提供される既存のサービス

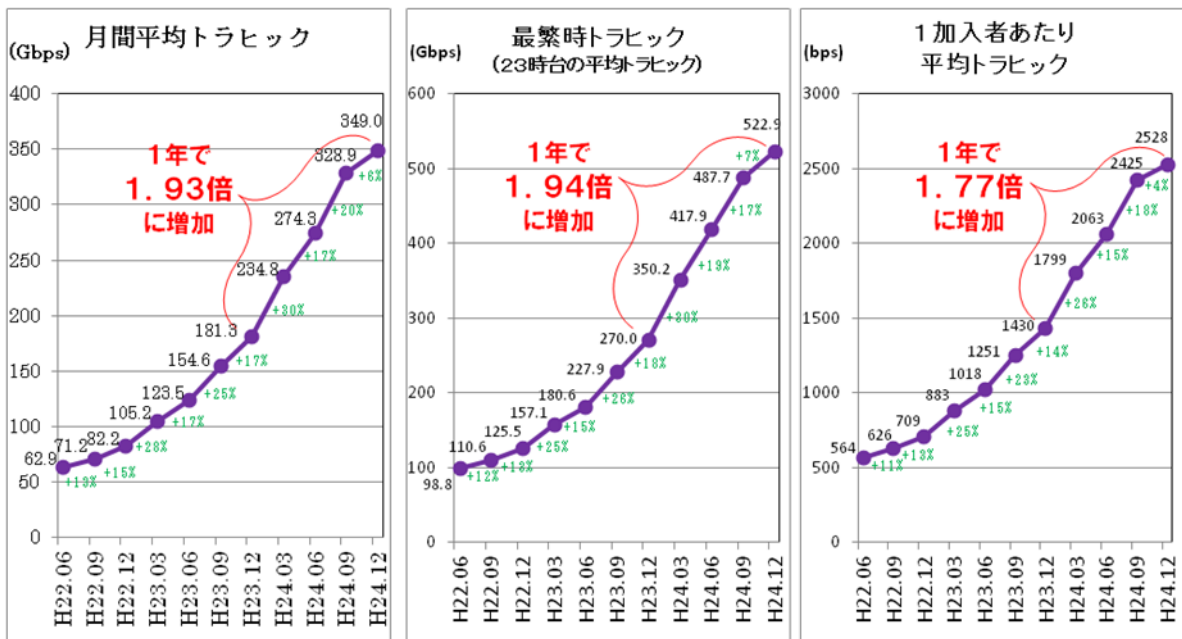
出典：情報通信審議会 情報通信技術分科会  
携帯電話等周波数有効利用方策委員会第32回資料

将来予測では、利用者あたりのトラフィック伸び（平均で年間1.64倍）が継続するシナリオ（1）と鈍化するシナリオ（2）を想定



出典：総務省 無線LANビジネス研究会 報告書（平成24年7月24日）

図 1. 2-2 移動通信トラフィックの将来予測



○直近四半期で伸びが鈍くなったものの、年間約2倍のペースで移動通信トラフィックは増加している。  
(各社のスマートフォン利用者数の増加や、動画等の大容量コンテンツの利用増加等が主要因と推測される。)

図 1. 2-3 移動通信トラフィックの現状（総務省集計による平成24年12月期）

### 1. 3 国際標準化動向

#### 1. 3. 1 ITU-Rにおける国際標準化動向

IMT システムの国際標準化は、ITU-R を中心として、3GPP (3<sup>rd</sup> Generation Partnership Project)、IEEE 等の国際標準化団体並びに各国・各地域の標準化機関等との密接な連携に基づいて行われている。

ITU-R では、移動通信の将来的なデータ通信需要の高まりを想定し、より広い周波数帯域幅を用いて下り最大 1 Gbps を実現する第 4 世代移動通信システム (IMT-Advanced) の標準化作業を 2000 年から進めてきた。これらの検討は、2007 年 10 月～11 月に開催された世界無線通信会議 WRC-07 において、IMT 用の新たな周波数帯域が特定されたことを受けてより具体化することとなった。

2008 年、ITU-R は、IMT-Advanced の無線インタフェース技術を 3GPP 等の外部標準化団体等へ提案募集することとし、IMT-Advanced の最小要求条件や、評価方法を決定するとともに、候補技術の提案を呼びかけた。3GPP 等の外部標準化団体では、これに応える形で検討が行われ、IMT-Advanced の要求条件を満たしつつ、3.9 世代移動通信システムとの後方互換性 (バックワードコンパチビリティ) も重視したシステムが検討され、5 つの国・機関から合計 6 つの無線方式が ITU-R へ提案された。

ITU-R での評価作業において、これらの無線方式はいずれも Report ITU-R M. 2134 に規定される占有周波数帯 40MHz 幅のサポート (後述するキャリアアグリゲーションによるものを含む) 等の IMT-Advanced 最小要求条件を満たしているとの合意に達し、さらに、ITU-R 勧告における重複規定を避けるため、技術的な観点から、採用技術は 3GPP 技術 (LTE-Advanced) と IEEE 技術 (WirelessMAN-Advanced) の 2 つの技術に収斂することとなった。

IMT-Advanced の詳細無線インタフェース規格は、最終的に、2012 年 1 月に開催された ITU-R 無線通信総会において、勧告 ITU-R M. 2012 “Detailed specifications of the terrestrial radio interfaces of International Mobile Telecommunications Advanced (IMT-Advanced)” として承認された。この勧告中において、LTE-Advanced 及び WirelessMAN-Advanced 双方とも、周波数分割複信方式 (FDD)、時分割複信方式 (TDD) の双方の複信方式が定められている。

○2012年（平成24年）1月の無線通信総会において、IMT-Advancedの無線詳細規格として、3GPPで検討が行われた「LTE-Advanced」とIEEEで検討が行われた「WirelessMAN-Advanced」の2方式を承認。  
 ○ITUにおいて携帯電話帯域（IMT帯域）を特定。2015年（平成27年）開催予定の世界無線通信会議では追加周波数の検討が議題の一つ。3GPPでは、ITUのIMT帯域や各国割当てを勧告し、バンドプランを策定。

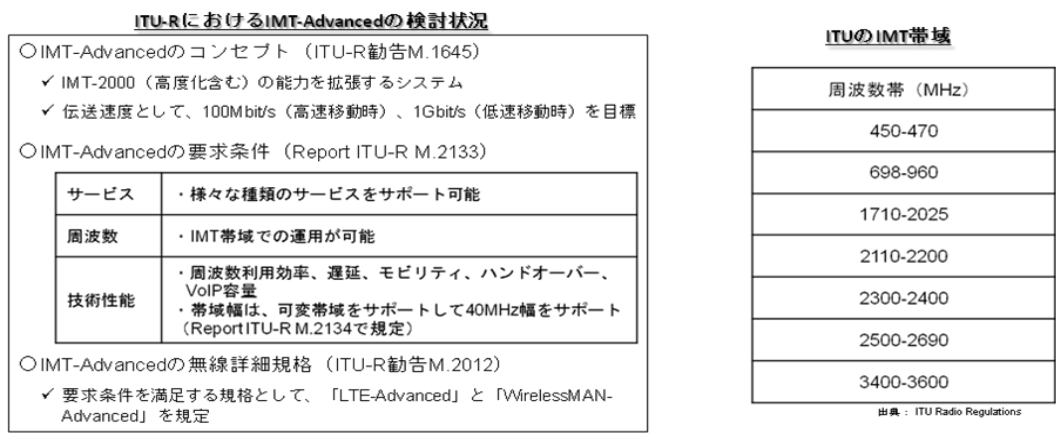


図 1. 3. 1-1 ITU-Rでの標準化状況

1. 3. 2 3GPPにおける国際標準化動向

(1) LTE-Advanced基本仕様（リリース10,11）の策定

3GPPにおいては、2008年からLTE-Advancedの検討が開始されている。検討においては、性能向上だけでなく、LTEからLTE-Advancedへのスムーズなシステム移行が実現できるよう、LTEとLTE-Advancedとの互換性が重要な要求条件とされた。図1.3.2-1に示すように、既存のLTE端末は、新しいLTE-Advanced基地局に接続できるとともに、新しいLTE-Advanced端末も、既存のLTE基地局に接続できることとなっている。

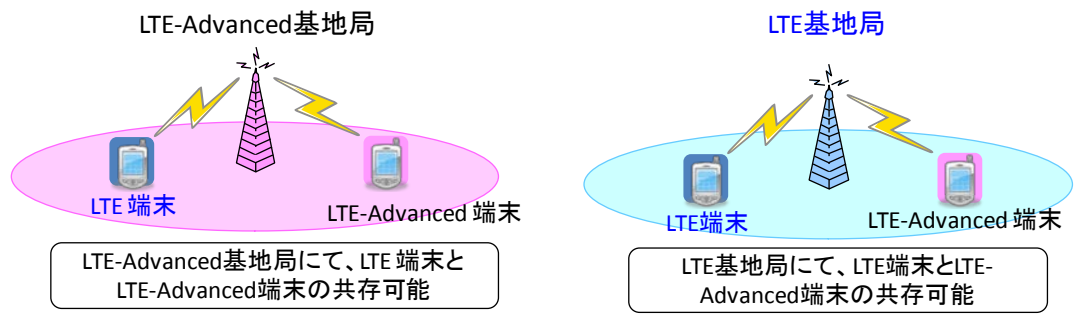


図 1. 3. 2-1 LTE-AdvancedとLTEの互換性

表 1. 3. 2-1に、3GPPで合意された性能面での主な要求条件を示す。最大通信速度として、1 Gbps（端末受信）、500Mbps（端末送信）を実現することや、周波数利用効率や無線容量の向上が求められている。さらに、隣接する基地局との境界エリア（セル端）では、隣接する基地局からの電波の干渉により、一般的に通信速度が低下するが、そのようなセル端のエリアでも端末の通信速度を改善することが要求条件として求められた。

表 1. 3. 2-1 LTE-Advanced の要求条件

		LTE-Advanced	(参考) LTE	
最大通信速度 (bit/sec)	端末受信 (下りリンク)	1 G	300 M	
	端末送信 (上りリンク)	500 M	75 M	
最大周波数利用効率 (bit/sec/Hz)	下りリンク	30	15	
	上りリンク	15	3.75	
無線容量 (bit/sec/Hz/cell)	下りリンク	2 x 2	2.4	1.69
		4 x 2	2.6	1.87
		4 x 4	3.7	2.67
	上りリンク	1 x 2	1.2	0.74
		2 x 4	2.0	-
セル端ユーザスループット (bit/sec/Hz/cell/user)	下りリンク	2 x 2	0.07	0.05
		4 x 2	0.09	0.06
		4 x 4	0.12	0.08
	上りリンク	1 x 2	0.04	0.02
		2 x 4	0.07	-

要求条件が合意された後、移動通信事業者や関連メーカー等からの提案に基づいて、LTE-Advanced への機能拡張や、新しい機能の追加に関する実現性検討が行われた。2009 年 10 月には、これらの検討を通して取りまとめられた性能評価結果により、全ての 3GPP で合意された要求条件を満たすことが確認された。2009 年 12 月からは、詳細な標準仕様の検討が開始され、2011 年 6 月に LTE-Advanced の第 1 版の仕様にあたる 3GPP リリース 10 仕様完成した。さらに 3GPP では、継続して LTE-Advanced の高機能化・高度化にむけた仕様策定作業が続けられ、CA の高度化、eICIC 技術の高度化、CoMP 技術の仕様などを含むリリース 11 仕様が、2013 年 3 月に完成した。

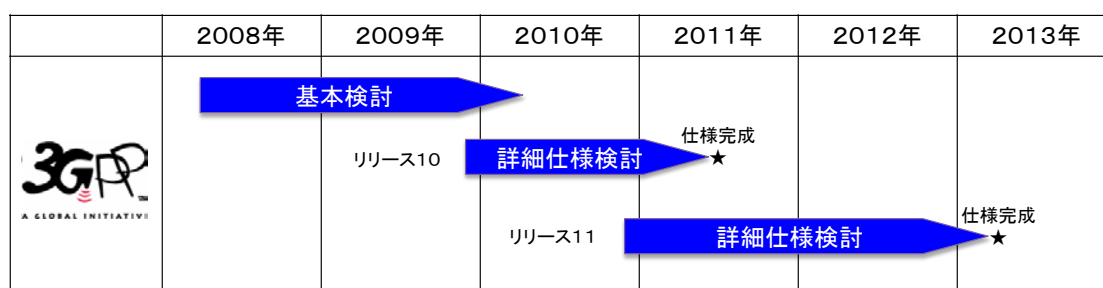


図 1. 3. 2-2 LTE-Advanced仕様策定スケジュール



## (2) LTE-Advanced高度化仕様規定（リリース12及びそれ以降）の流れ

3GPP では、リリース 12 及びそれ以降の仕様検討にあたり、標準化作業を効率的かつ円滑に進めるために、関係各社・団体の関心の高い要求条件や技術内容を明確化して、適切に標準化作業プランを策定することを目的とし、2012 年 6 月に無線アクセスネットワークの将来に関するワークショップを開催した。本ワークショップにおいて、関係各社から提示された要求条件は、更なる大容量化、低電力消費、NW コスト低減、多種多様なアプリケーションとトラヒックタイプに対する効率的サポート、ユーザ体感スループットの改善、基地局伝送路の改善、などに集約される。

3GPP では、これらの要求条件を実現するため、リリース 12 及びそれ以降の仕様検討において、様々な候補技術について検討を進めている。特に、注目を集めているのは、スモールセル高度化（Small Cell Enhancement : SCE）という、小セルを用いた無線ネットワークに対する拡張技術である。これは、マクロセルと異なる周波数、特に高い周波数帯を小セルに用いて高い周波数帯を有効活用しつつ、マクロセルが小セルを適切に制御するセル構成が着目されている。

図 1. 3. 2-3 に 3GPP における技術進化の範囲を示す。リリース 12 の検討作業については、2013 年より作業が開始されており、仕様作成完了は 2014 年 6 月を予定している

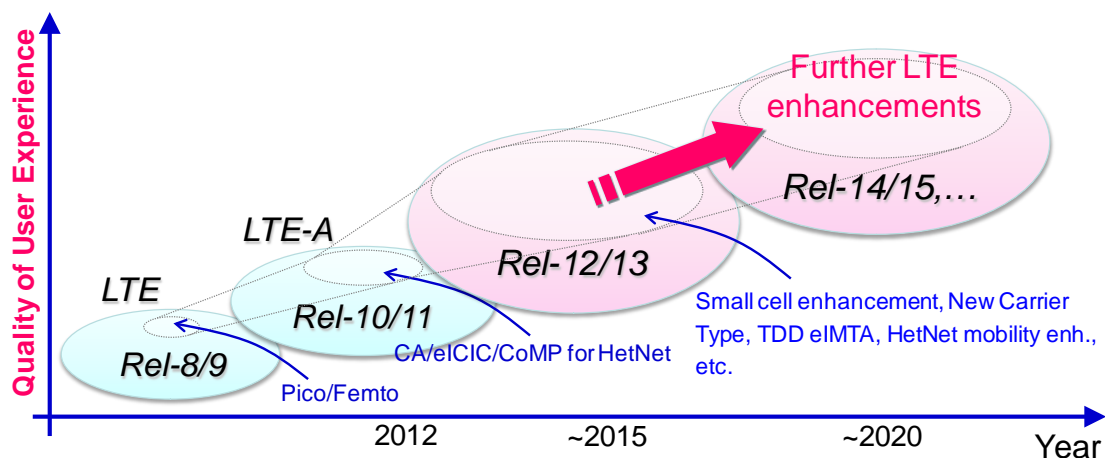


図 1. 3. 2-3 3GPPにおける技術進化の範囲

### 1. 3. 3 IEEE、WiMAXフォーラムにおける国際標準化動向

WirelessMAN-Advancedの標準化は、IEEEとWiMAXフォーラムの2つの組織が連携する形で検討が行なわれた。IEEE802.16WG (Working Group) は、無線MAN (Metropolitan Area Network) に関する物理層とMAC層の標準規定を作成しており、WiMAXフォーラムは、802.16標準規格に基づく製品の相互運用性を承認するとともに、レイヤ3のネットワーク・アーキテクチャの仕様作成を行っている。

WirelessMAN-Advancedの標準化に際してIEEE802.16WGでは、IEEE Std 802.16-2009（既存標準化文書）に対する追加仕様としてIEEE Std 802.16m-2011標準化文書（差分のみ規定）を策

定した。その後、IEEEでは、IEEE Std 802.16m-2011を独立した技術仕様とすべく、IEEE Std 802.16.1標準文書として改めて策定を行った。一方、WiMAXフォーラムでは、IEEE Std 802.16m標準化文書をもとに、必要機能を抽出したシステムプロファイルRelease2を策定した。

WirelessMAN-Advancedに関するIEEEとWiMAXフォーラムにおける技術標準の関連を図1. 3. 3-1に、性能面での主な要求条件及びITUにおける評価結果を表1. 3. 3-1にそれぞれ示す。

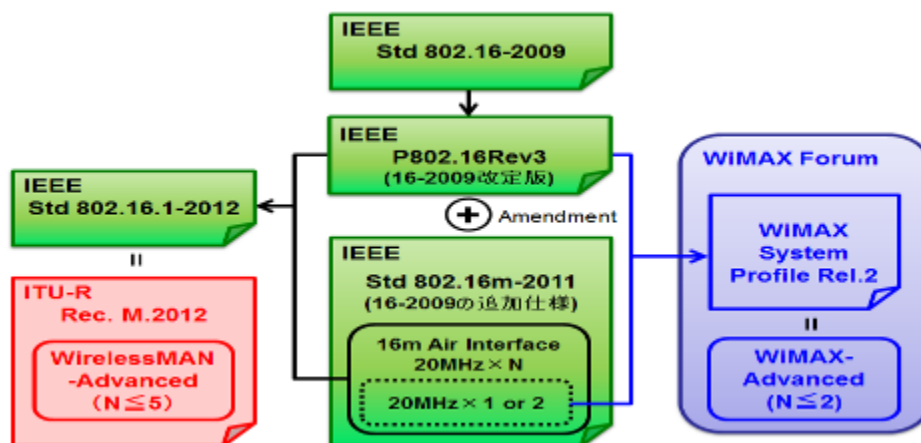


図1. 3. 3-1 IEEE、WiMAXフォーラムにおける技術標準の関連

表1. 3. 3-1 IMT-Advanced の要求条件と WirelessMAN-Advanced の評価結果 (TDD の例)

			ITU-R			WirelessMAN-Advanced(TDD)		
			屋内	屋外	高速移動	屋内	屋外	高速移動
周波数効率 (bps/Hz/cell)	セル 当り	下り	3	2.2	1.1	6.93	2.41	3.23
		上り	2.25	1.4	0.7	5.99	2.57	2.66
	最大	下り	15			16.96		
		上り	6.75			9.22		
	セル エッジ	下り	0.1	0.06	0.04	0.26	0.069	0.093
		上り	0.07	0.03	0.015	0.426	0.109	0.119
帯域幅			40MHz			N x 20MHz(N ≤ 5)		
遅延時間	Control plane		100ms以下			81ms未満		
	User plane		10ms以下			7.32ms		
移動時の上りデータレート (bps/Hz)			1	0.55	0.25	3.41-3.76	1.3-1.72	1.23-1.7
VoIPユーザ数 (人/sector/MHz)			50	40	30	140	74	89

<http://www.itu.int/md/R07-IMT.ADV-C-0004/en>

## 1. 4 第4世代移動通信システムのコンセプト

### (1) 第4世代移動通信システムの基本コンセプト

第4世代移動通信システム（IMT-Advanced）は、第3世代移動通信システム及びその高度化システムである3.5世代や3.9世代移動通信システムによって提供されるサービスよりも高速・大容量の通信を実現するシステムとして期待されており、勧告ITU-R M.1645においては、目標伝送速度として、高速移動時100Mbps、低速移動時1Gbpsの値が示されている。さらに、第4世代移動通信システムは、後述する様々な機能をトラフィック発生状況に応じて適切に採用することにより、サービスの高度化・多様化へ対応することが可能である。

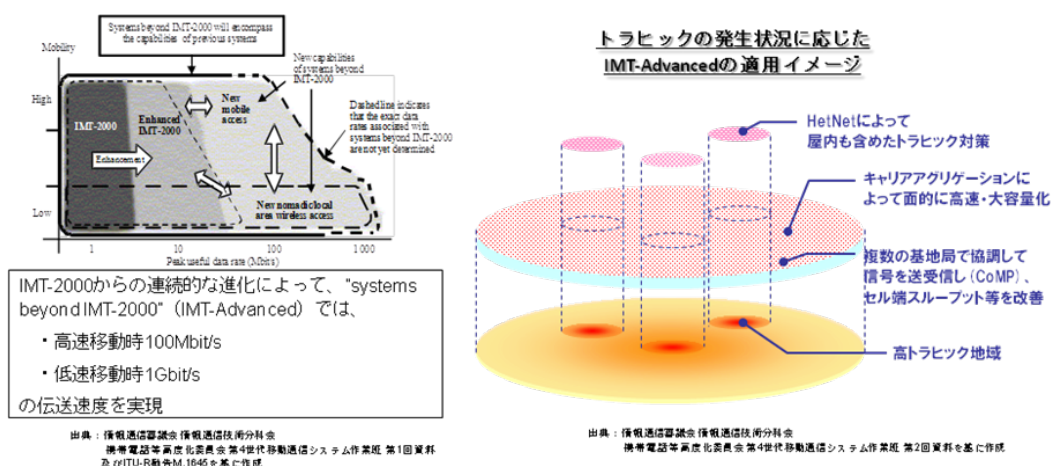


図1. 4-1 第4世代移動通信システムの基本コンセプト

### (2) 第4世代移動通信システムのエリア展開イメージ

第4世代移動通信システムIMT-Advancedは、3.9世代移動通信システムとの後方互換性に配慮しながら、機能拡張や新機能追加が行なわれている。また、新規に第4世代移動通信システム向けに割り当てられる周波数帯域だけではなく、既存の携帯電話の周波数帯域にも導入可能である。さらに、局所的なトラフィック増等への対策として、必要なエリアから段階的に導入することが可能となっている。一例として、図1. 4-2に、3.9世代移動通信システムであるLTEのエリアに、第4世代移動通信システムIMT-AdvancedであるLTE-Advancedをエリア展開していくイメージを示す。

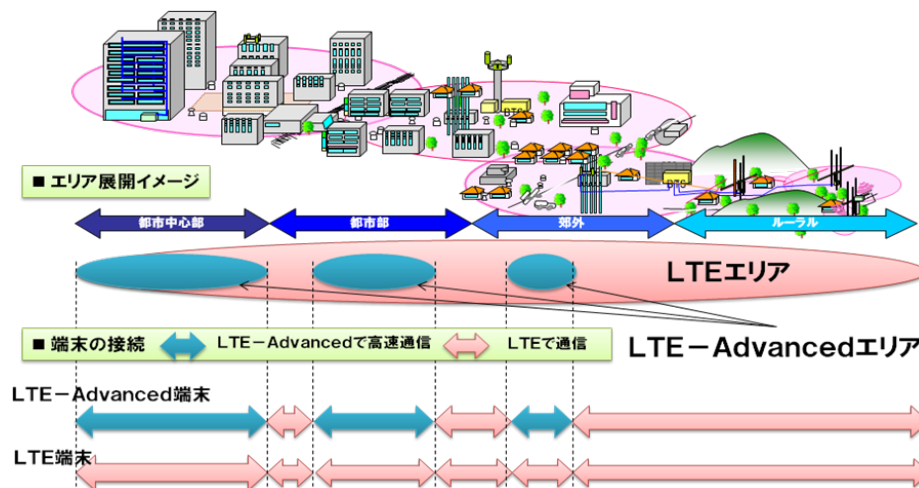


図1. 4-2 第4世代移動通信システムのエリア展開イメージ (LTE-Advancedに基づいた例)

(3) 第4世代移動通信システムにおいて想定される様々な導入形態

第4世代移動通信システムは、利用可能な周波数帯域幅に応じて占有周波数帯幅を選択することが可能であるが、3.9世代移動通信システムよりもさらに超高速な通信を実現するためには、3-4GHz帯という従来よりも高い周波数帯域を利用し、より広い占有周波数帯幅を確保する必要がある。なお、周波数再編アクションプラン（平成24年10月改定版）では、3.4GHz帯等への第4世代移動通信システムの導入に向けた取組を推進することとされているところである。

また、トラフィック状況に応じて、後述する様々な新機能を採用することが可能であること等を踏まえると、従来とは異なる様々な導入形態も第4世代移動通信システム（IMT-Advanced）では想定される。以下に、国際標準化等で検討されている導入形態の状況について述べる。

ア 下りリンク専用帯域として活用するケース

現状のデータトラフィックの割合は、上りリンクよりも下りリンクが多い状況である。大量の下りリンクデータトラフィックを収容する一手法として、下りリンク専用帯域を活用するケースが考えられる。第4世代移動通信システムIMT-Advancedでは、別の帯域で上り／下りリンクの通信を確保しつつ、キャリアアグリゲーション機能を用いて下りリンク専用帯域を追加し、下りリンクの広帯域化を実現することが可能である。このような利用法に基づき、3GPPでは、FDDで利用している既存の帯域と下りリンク専用の帯域（Band 29、米国向け）をキャリアアグリゲーションする仕様が既に完成している。

下りリンク専用帯域はアンペアバンドを利用することが可能である。また、同一周波数帯内で複数の事業者が下りリンク専用帯域として利用する場合には、事業者間が非同期運用を行なっても、基本的に事業者間の割当周波数の間にガードバンドを設けることが不要である。

イ 小セル基地局を展開するケース

従来の携帯電話やBWAの移動通信システムでは、鉄塔やビルの屋上にアンテナを設置してエリア展開を行う、マクロセル基地局が多数用いられてきた。このような、マクロセル基地局で展開されたエリアの中で、特にトラヒックが集中するエリアに対して、小型・低出力の小セル基地局を設置してトラヒックのオフロードを行う技術が注目されている。このような階層的なエリア展開を行う手法は、ヘテロジニアスネットワークとも呼ばれており、第4世代移動通信システムIMT-Advanced向けの新たな技術の仕様化や技術検討（図1. 4-3参照）、及びその高度化に向けた標準化議論が進められている。

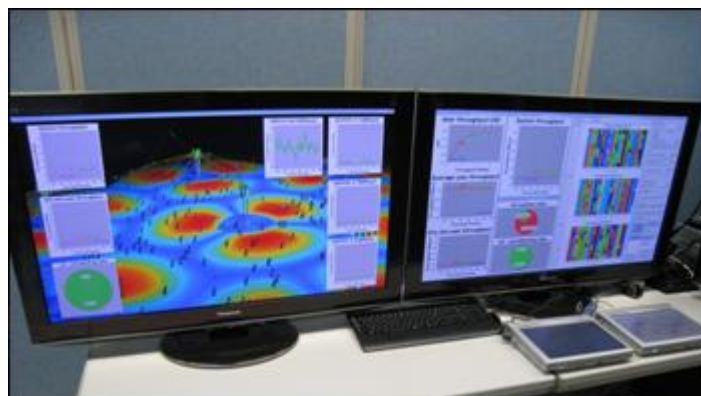


図1. 4-3 ヘテロジニアスネットワークでの容量評価シミュレータ

(3GPPで標準化された各種技術の効果を検証可能、NTTドコモ提供)

なお、3-4GHz帯のような従来よりも高い周波数帯域を用いて広帯域通信を行う場合には、実現可能なセルエリアの大きさに制限があるため、既存の別の周波数帯で展開されているエリア内に、3-4GHz帯の小セル基地局を展開するシナリオが有効であると考えられる。

#### ウ バックホールに活用するケース

第4世代移動通信システムIMT-Advancedでは、リレー伝送技術が仕様化されており、無線を使ったバックホールの実現が技術的に可能である。リレー伝送技術では、基地局ーリレー局間と、リレー局ー端末間について、同一周波数で時間多重する構成や、異なる周波数を用いて周波数多重する構成が可能である。この場合、端末はリレー局を意識することなく、基地局へ接続可能であることも特長の一つである。

しかしながら、リレー伝送技術を利用した商用化の動きは顕在しておらず、第4世代移動通信システム(IMT-Advanced)でリレー伝送技術を利用したバックホールの実現は、より将来的なシナリオであると考えられる。

## 1. 5 第4世代移動通信システム (IMT-Advanced) の技術概要

### 1. 5. 1 LTE-Advanced技術の概要

LTE-Advancedは、LTEとの後方互換性を確保しつつ、LTEよりも高速・大容量なシステムを実現することを目標に開発されたシステムである。表1. 5. 1-1にLTE-Advancedの性能を、表1. 5. 1-2にLTE-Advancedの主要な機能を示す。

表1. 5. 1-1 LTE-Advancedの性能 (FDDの例)

#### LTE-Advancedの性能について (FDD)

	HSPA	LTE	LTE-Advanced
下りピーク速度	14Mbps	仕様上の最大値：300Mbps (HSPA比較で約20倍)	仕様上の最大値：3Gbps (HSPA比較で約210倍) (LTE比較で約10倍)
容量	1	HSPA比較で約3倍	HSPA比較で約4倍 <sup>(*)</sup> LTE比較で約1.4倍 <sup>(*)</sup>
遅延時間 (最大効果)	1	HSPA比較で約1/4倍	HSPA比較で約1/4倍 LTE比較で1倍

(\*) 3GPP標準化における性能評価より (評価条件に依存)

#### 周波数幅/MIMO数と下りピーク速度について (FDD)

		2×2 MIMO	4×4 MIMO	8×8 MIMO
周波数幅	20MHz	150Mbps	300Mbps	600Mbps
	40MHz	300Mbps	600Mbps	1.2Gbps
	60MHz	450Mbps	900Mbps	1.8Gbps
	80MHz	600Mbps	1.2Gbps	2.4Gbps
	100MHz	750Mbps	1.5Gbps	3Gbps

TDDの場合、下り/上りのフレーム構成比率を約9:1~2:3に変更可能

出典：情報通信審議会 情報通信技術分科会  
携帯電話等高度化委員会 第4世代移動通信システム作業部会 第1回、第2回資料を基に作成

表1. 5. 1-2 LTE-Advancedの主な技術的特徴

機能	概要	3GPPにおける標準化状況
キャリアアグリゲーション (CA)	複数のLTEキャリア (不連続 or 連続の周波数帯) を束ねた送受信 (最大100MHz幅) を行い、伝送速度を高速化	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本仕様は完成し、CAする周波数の組み合わせ毎に、無線仕様規定を順次作成中</li> <li>異なるバンド間の上りCAの無線仕様規定に関する検討が、2013年3月より開始</li> </ul>
MIMOの拡張	MIMO多重伝送数の拡張 (下り：最大8、上り：最大4) マルチユーザMIMOの拡張・適用	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本仕様完成</li> <li>上り4アンテナMIMOの無線仕様規定が未検討</li> </ul>
ヘテロジニアスネットワーク (HetNet)	異なる基地局 (例：送信電力等) を同一エリア内で混在させて展開するネットワーク ネットワーク内で基地局間連携を行い、セル端スループット等を改善する技術	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本仕様完成</li> <li>新たに、最大送信電力38dBmまでの基地局クラスの規定が盛り込まれた</li> </ul>

	も検討	
セル間協調送受信 (CoMP)	複数の基地局で協調して信号を送受信し、セル端スループット等を改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本仕様完成</li> <li>無線仕様に関する仕様変更は不要</li> </ul>
リレー伝送	再生中継による無線でのバックホールリンクのサポートを可能とし、カバレージ、エリア展開の柔軟性を確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本仕様、及び関連の無線仕様規定完成</li> </ul>

### (1) キャリアアグリゲーション (CA)

LTEでは、最小1.4MHz幅から最大20MHz幅までのいずれか1つの占有周波数帯幅(キャリア)での運用が可能である。一方、LTE-Advancedの要求条件として設定された最大通信速度1Gbpsを実現するためには、20MHz幅以上のより広い周波数帯幅を利用する必要がある。そこで、LTE-Advancedでは、LTEとの後方互換性を保ちつつ、最大100MHz幅までの周波数帯幅での運用をサポートするため、キャリアアグリゲーションという技術が用いられている。

この技術は、複数のLTEキャリア(1キャリア当たり最大20MHz幅)を同時に利用することを可能とするものであり、実現可能な最大通信速度が向上する。さらに、割り当て可能な無線リソースが複数のLTEキャリアにまたがって分散している場合に、あるユーザに対して、LTEでは1つのLTEキャリアの無線リソースしか割り当てができなかったものが、キャリアアグリゲーションを用いると複数のLTEキャリアの無線リソースを同時に割り当てることが可能となるため、当該ユーザのスループットを向上させることができる。同時に利用するLTEキャリアについては、同一の周波数バンド内で連続する周波数を利用する場合だけでなく、異なる周波数バンドにまたがって周波数を利用することも可能である。

なお、基地局が一つの送信装置から異なる周波数帯の搬送波をキャリアアグリゲーションする場合の検討については、参考となる3GPPの検討結果が存在しないため、本報告の技術的条件の検討に際しては対象外とした。また、陸上移動局送信については、参考となる3GPPの検討結果として、同一周波数帯内で隣接する搬送波をキャリアアグリゲーションする場合のみが存在し、それ以外の場合(同一周波数帯内で隣接しない搬送波をキャリアアグリゲーション、または異なる周波数帯の搬送波をキャリアアグリゲーション)については存在しないため、後者については検討の対象外とした。

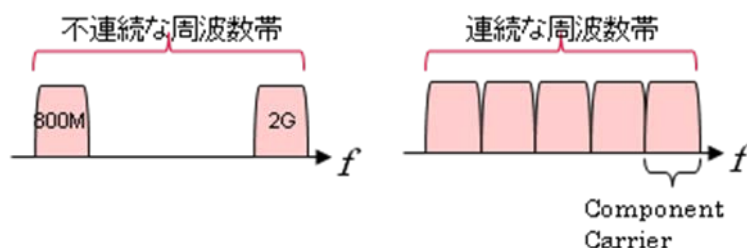


図1. 5. 1-1 キャリアアグリゲーション (CA) の例

### (2) MIMO 伝送技術の拡張

LTEでは、基地局から端末への通信(下りリンク)において、複数の基地局送信アンテナから異なるデータ信号を送信しつつ、複数の端末受信アンテナで信号を受信し、信号処

理技術により送信アンテナ毎のデータ信号に分離を行うMIMO伝送技術が採用されている。MIMO伝送技術を用いることにより、送信アンテナ数に比例して通信速度を向上させることが可能であり、LTEの場合には、20MHz幅の周波数帯域で4アンテナ送信を行うことにより、最大通信速度300 Mbpsを実現する仕様が規定されている。LTE-Advancedでは、より高速な通信速度を実現するため、最大8アンテナ送信のMIMO伝送技術への対応が規定されており、キャリアアグリゲーションを用いた100MHz幅の周波数帯域利用と組み合わせることにより、最大3 Gbpsの通信速度を実現する仕様が規定されている。さらに、LTE-Advancedでは、通信速度の拡大だけでなく、異なる端末向けの信号を同時送信（多重）するマルチユーザMIMO伝送技術についても、LTEに比較して改良が図られており、周波数利用効率を改善することが可能となっている。

一方、端末から基地局への通信（上りリンク）については、LTEでは、端末の送信回路構成の簡易化や低消費電力化のためMIMO伝送技術は適用されていなかった。LTE-Advancedでは、上りリンクの通信速度の改善が要求条件として設定されており、最大4アンテナ送信のMIMO伝送技術の利用が可能となっている。

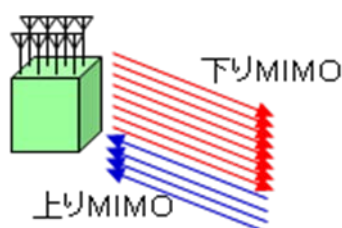


図 1. 5. 1-2 MIMO 拡張

### (3) ヘテロジニアスネットワーク (HetNet)

LTE-Advancedでは、鉄塔やビルの屋上に設置される標準的な基地局（マクロセル基地局）でカバーされているエリアに、送信電力等が小さい小型基地局（スモールセル基地局、ピコセル基地局などと呼ぶ）を、階層的に展開するネットワーク構成（ヘテロジニアスネットワーク）を考慮した検討が行われている。ヘテロジニアスネットワークは、ユーザが集中する高トラフィックエリアにおいて、スモールセル基地局を設置してトラフィックをオフロードし、マクロセル基地局の負荷を軽減する方法により、無線容量を増大させる技術として期待されている。

ヘテロジニアスネットワークでは、マクロセル基地局のエリア内にスモールセル基地局を展開するため、これらの基地局が使用する電波の干渉を考慮した展開が必要となる。

特に、マクロセル基地局とスモールセル基地局間で同じ周波数バンドを用いる場合には、送信電力の大きいマクロセル基地局からの電波による干渉の影響により、端末がスモールセル基地局に接続可能なエリアが限定的となる。このような条件下では、スモールセル基地局へのトラフィックのオフロード効果を十分に得ることができない。そこでLTE-Advancedでは、マクロセル基地局からの電波による干渉の影響を低減するため、各基地局が使用する無線リソースを制御する（eICIC: enhanced Inter-Cell Interference Coordination）技術がサポートされている。eICICは、図 1. 5. 1-3に示すように、マクロセル基地局の一部の無線リソースの送信を止める（あるいは送信電力を低減する）ことにより、ス



マクロセル基地局に接続した端末に対するセル間干渉を低減し、通信速度を改善する技術である。本制御を行った場合、マクロセル基地局が利用できる無線リソースは減少するものの、スモールセル基地局へのオフロードにより端末あたりの通信速度は増加するケースがある。マクロセル及びスモールセル基地局間のトラヒックの状態に応じて、スモールセル基地局への無線リソースの割当を適応的に行うことにより、高トラヒックエリアでの効率のよい運用を行うことができる。

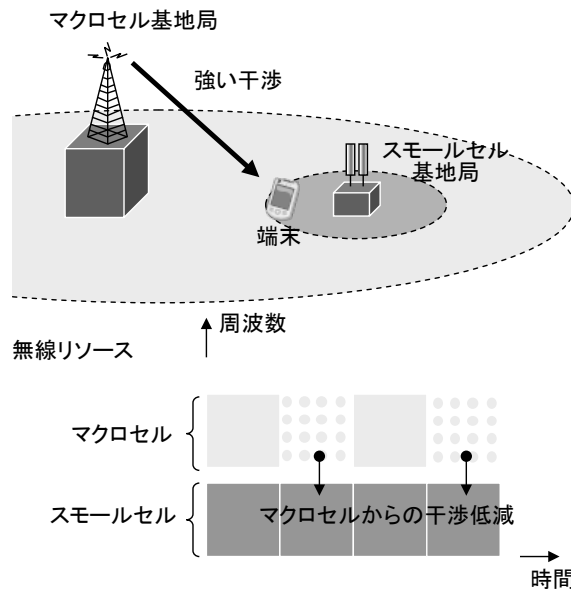


図 1. 5. 1-3 ヘテロジニアスネットワークにおける eICIC

一方、複数の周波数バンドが利用可能である場合には、マクロセル基地局とスモールセル基地局で異なる周波数バンドを用いて展開を行う方法が適用可能であり、図 1. 5. 1-4 に示すような、マクロセル基地局とスモールセル基地局間でキャリアアグリゲーションを行う展開方法が考えられる。この方法では、移動していく端末との通信はマクロセル基地局で維持しつつ、端末がスモールセル基地局のエリアに入った場合には、マクロセル及びスモールセルの両基地局との間でキャリアアグリゲーションを行うことにより、スモールセル基地局へのトラヒックオフロードや高速通信を行うことが可能である。

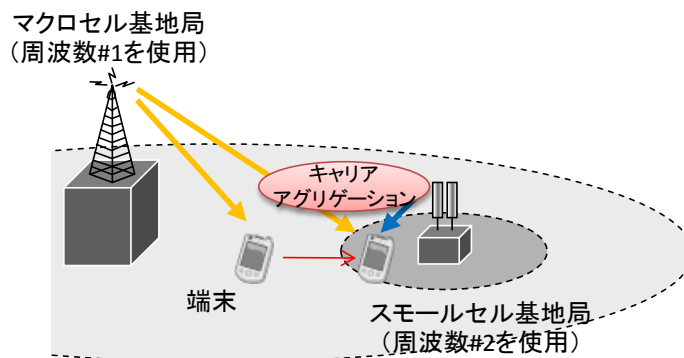


図 1. 5. 1-4 ヘテロジニアスネットワークにおけるキャリアアグリゲーション

#### (4) セル間協調 (CoMP) 送受信

セル間協調送受信 (CoMP : Coordinated Multi-point transmission/reception) 技術は、単一あるいは複数の端末に対して、複数の基地局 (送受信ポイント) が協調して送受信信号の信号処理を行うことにより、特に隣接基地局間のエリア境界付近での通信速度を改善する技術である。例えば下りリンクの通信では、協調を行う複数の基地局から送信された信号が、端末の受信点において強め合っ受て受信されるように、各基地局であらかじめ信号処理を施した上で送信を行う (図 1. 5. 1-5)、あるいは隣接基地局配下の端末へ与える干渉を低減するように、基地局間で協調して信号が送信される。一方、上りリンクの通信では、端末から送信された信号を複数の基地局で受信し、これらの信号が強め合うような形で信号処理が行なわれる。

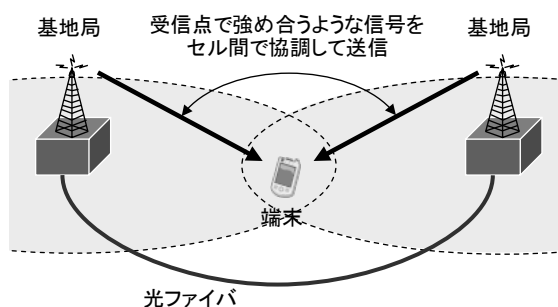


図 1. 5. 1-5 CoMP

#### (5) リレー伝送技術

リレー伝送は、図 1. 5. 1-6 に示すように基地局と端末の間の無線伝送を中継する技術であり、新たに基地局を設置することなく、エリア拡大を実現できるメリットがある。これまでの移動通信システムで幅広く利用されている陸上移動中継局や小電力レピータは、当該無線局において受信された無線信号をそのまま電力増幅して中継伝送する、非再生中継伝送が主流であった。

一方、LTE-Advancedで検討されたリレー伝送技術は、レイヤ3リレーと呼ばれる再生中継伝送である。レイヤ3リレーでは、リレー局で受信した信号を復調・復号してデータの再生を行った後、再度データ伝送を行うための処理 (秘匿、データ分割・結合処理など) を行い、無線信号に変換して中継が行なわれる。このような再生中継伝送においては、信号処理に必要な遅延時間が増加するものの、データを再生することにより干渉や雑音によるデータ誤りの影響を軽減/除去することで信号伝送の品質を改善することが可能であるとともに、中継の際に無線信号に再度変換する一連の処理は基地局と同じ機能であるため、リレー伝送固有の標準仕様策定や実装上の影響が少ないことが特長として挙げられる。

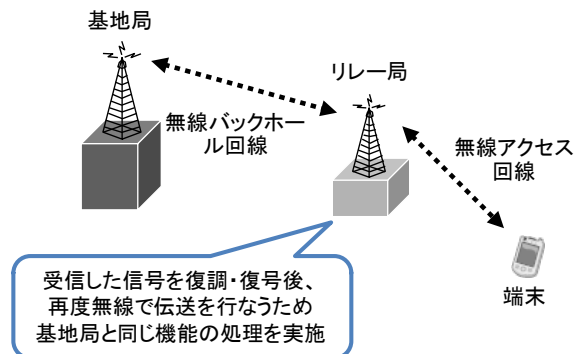


図 1. 5. 1-6 リレー伝送技術

### 1. 5. 2 WirelessMAN-Advanced技術の概要

WirelessMAN-Advancedは、IMT-Advancedの一つの技術方式として、ITUにて選定されたシステムである。WirelessMAN-Advancedの主な技術仕様を表 1. 5. 2-1 に、最大通信速度（理論値）を表 1. 5. 2-2 に、既存技術からの主な仕様変更点を表 1. 5. 2-3 に示す。

WirelessMAN-Advancedの技術仕様の特徴は、既存WiMAXに比べ無線インタフェース部分を改善し、下記の内容を実現している。

- ・周波数利用効率の向上
- ・ネットワーク容量の増加
- ・低遅延化
- ・高速移動対応
- ・後方互換性

表 1. 5. 2-1 WirelessMAN-Advancedの主な技術仕様（既存WiMAXとの比較）

		Mobile WiMAX		WirelessMAN-Advanced
		Rel. 1.0方式	Rel. 2.0方式	
国際標準	IEEE802.16	IEEE Std 802.16-2012	IEEE Std 802.16m-2011	IEEE Std 802.16.1-2012
	WiMAX Forum	System Profile Rel.1.0	System Profile Rel.2.0	
変調方式		OFDMA		OFDMA
複信方式		TDD	TDD/FDD/H-FDD	TDD/FDD/H-FDD
周波数		2,500 ~ 2,690MHz、ほか	WiMAX Forum定義による	ITU定義による
帯域幅		3.5/5/7/8/8.75/10MHz	5/7/8.75/10/20MHz <sup>※2</sup>	20MHz × N ( N ≤ 5 )
変調方式	下り	QPSK/16QAM/64QAM	QPSK/16QAM/64QAM	QPSK/16QAM/64QAM
	上り	QPSK/16QAM	QPSK/16QAM/64QAM	QPSK/16QAM/64QAM
MIMO構成	下り	2×2	4×4 <sup>※3</sup>	4×4
	上り	1×2	4×4	2×4
ピーク速度	下り	40.4Mbps <sup>※1</sup>	165Mbps <sup>※4</sup>	別表の通り
	上り	15.4Mbps <sup>※1</sup>	27.5Mbps <sup>※4</sup>	別表の通り

※1： 上下比率29:18、下り2×2MIMO適用時の値

※2： 端末カテゴリでは2×20MHzまでサポート

※3： IEEE標準では下り最大8ストリーム

※4： 上下比率5:3、下り4×4MIMO適用時の値(帯域幅20MHz)

表 1. 5. 2-2 WirelessMAN-Advancedの最大通信速度（理論値）

単位：Mbps

帯域幅		20MHz	40MHz	60MHz	80MHz	100MHz
TDD <sup>※1</sup>						
5:3	下り	165	330	495	660	825
	上り	27.5	55	82.5	110	137.5
6:2	下り	198	396	594	792	990
	上り	18	36	54	72	90
FDD/H-FDD <sup>※2</sup>						
	下り	264	528	792	<b>1,056</b>	<b>1,320</b>
	上り	73	146	220	293	366

※1： 下り 4×4MIMO 適用時

※2： 下り 4×4MIMO 適用時（TDD に比べ 2 倍の帯域幅が必要）

表 1. 5. 2-3 WirelessMAN-Advancedの主な技術仕様変更点

仕様変更	効果
MIMO機能拡張(下り最大8ストリーム)	<ul style="list-style-type: none"> <li>周波数利用効率の向上</li> <li>ネットワーク容量の増加</li> </ul>
広帯域化(最大20MHz、マルチキャリア対応)	
フレーム構成の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>低遅延化</li> <li>高速移動対応</li> <li>後方互換性</li> </ul>

[http://www.ieee802.org/16/liaison/docs/L80216-10\\_0002.pdf](http://www.ieee802.org/16/liaison/docs/L80216-10_0002.pdf)

また、WirelessMAN-Advancedの利用においては、以下を基本コンセプトとしている。

(1) 利用イメージ

3. 9世代移動通信システムや、BWAシステムなどの主にマクロBSでエリア構築され、広域なサービスエリアを確保している既存ネットワーク上に、第4世代移動通信システムをオーバーレイしてネットワークを構築し、一体的に通信サービスを提供することを想定している。

第4世代移動通信システムとしては、主にマイクロセルが採用され、屋内、スポット及び狭域エリア等において固定光ファイバー回線をしのぐ超高速データ通信がモバイル環境にて提供される。

また、既存ネットワーク～第4世代移動通信システム間のシームレスなサービス提供を可能とするヘテロジニアスネットワーク技術や、異バンド間でのキャリアアグリゲーション技術などにより更なる通信速度の増速を提供することが可能となることを想定している。

以下にヘテロジニアスネットワークの一例について示す。

ア Single RAT (Radio Access Technology)

Single RAT (Radio Access Technology)による概念図を図1. 5. 2-1に示す。同一無線方式の複数基地局(マクロ/ピコ/フェムト/レピータ等)が連携し、送信出力制御による干渉回避や効率的なスケジューリングが可能となるネットワーク。

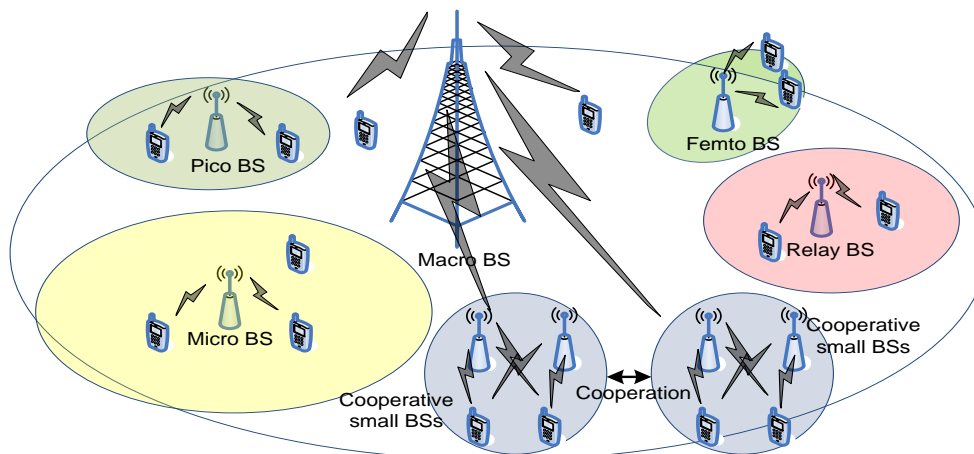


図1. 5. 2-1 Single-RATネットワーク概念図

※参考

IEEE802.16 PPC (Project Planning Committee)

[http://ieee802.org/16/ppc/docs/80216ppc-11\\_0009.doc](http://ieee802.org/16/ppc/docs/80216ppc-11_0009.doc)

イ Multi RAT (Radio Access Technology)

Multi RAT (Radio Access Technology)による概念図を図1. 5. 2-2に示す。異なるバンド間、方式間の連携でハンドオーバー/相互運用、データオフロードをサポートし、当該方式間アグリゲーションによる通信回線の増速が可能となるネットワーク。

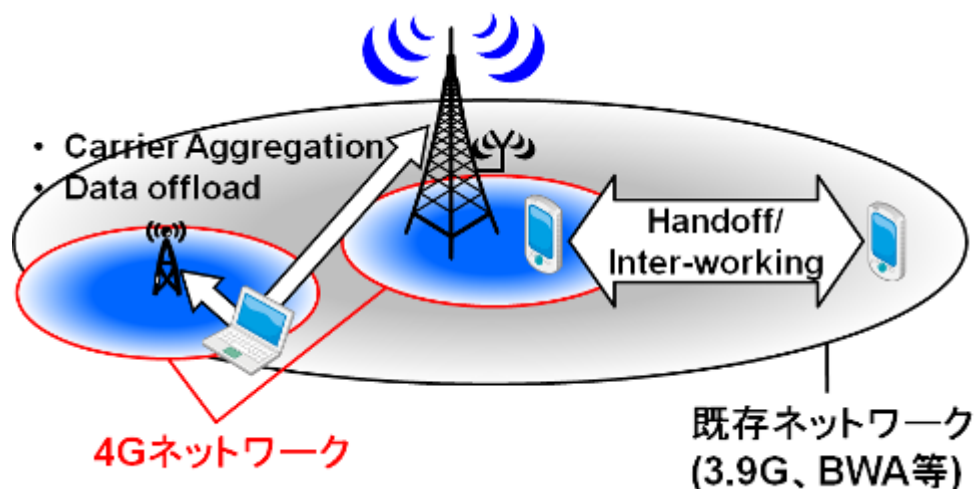


図1. 5. 2-2 Multi-RATネットワーク概念図

(2) 期待される機能

単一キャリア（例：20MHz）を複数束ねるキャリアアグリゲーションや、異通信方式（例：既存ネットワーク、第4世代移動通信システム）間における相互連携、キャリアアグリゲーションといった技術の利用が期待されている。

表1. 5. 2-4にキャリアアグリゲーション技術の一例を示す。

表1. 5. 2-4 キャリアアグリゲーション技術（一例）

	Intra-band (同一バンド内)	Inter-band (異バンド間)
Contiguous (連続)	<p>20MHz 20MHz 3.4GHz帯</p>	
Non-contiguous (非連続)	<p>20MHz 20MHz 3.4GHz帯</p>	<p>20MHz 20MHz 2.5GHz帯他 3.4GHz帯</p>

## 1. 6 移動通信システム用周波数の動向

### 1. 6. 1 3 GHz以下の周波数

既存の携帯電話やBWAの移動通信システムでは、主に、3 GHz以下の周波数帯域を利用している。一例として、図1. 6. 1-1に、日米欧の主な携帯電話周波数帯域を示す。これらの周波数帯は、他の業務でも多く利用されていることから、固まった広い帯域を確保することは難しく、概ね数十MHz幅単位で細切れに割り当てられている国が多い。

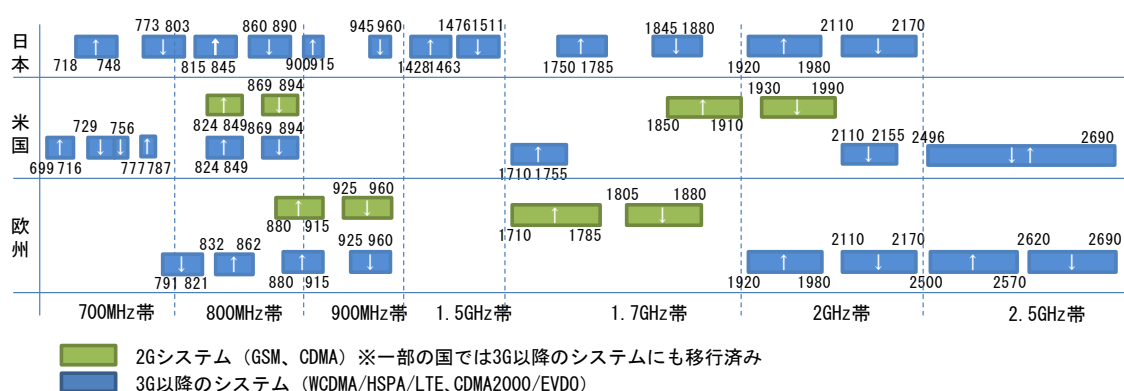


図1. 6. 1-1 日米欧の主な携帯電話周波数帯域

一方、移動通信に対するニーズの高まりや技術進展とともに、より高速・大容量なシステムを提供することが求められていることから、3 GHz以下の既存の周波数帯域において、いかにして要求に応えるかが課題とされてきた。

この課題を解決するための方策として、第4世代移動通信システムIMT-Advancedでは、複数の周波数帯幅を束ねることにより高速伝送を実現するキャリアアグリゲーション(CA: Carrier Aggregation)等の技術が検討されている。表1. 6. 1-1に、3GPPで規定されているキャリアアグリゲーションの主な周波数帯の組み合わせを示す。

表1. 6. 1-1 3GPPにおける主なキャリアアグリゲーションの組合せ

周波数の組み合わせ		提案事業者
Band 1 (2. 1G)	Band 5 (850M)	モデルケースとして検討
Band 3 (1. 8G)	Band 7 (2. 6G)	Orange、Telecom Italia、Telefonica、Telia Sonera
Band 4 (1. 7G/2. 1G)	Band 17 (700M)	AT&T
Band 4 (1. 7G/2. 1G)	Band 13 (700M)	Verizon
Band 4 (1. 7G/2. 1G)	Band 12 (700M)	Cox Communications、Cellular South、US Cellular
Band 5 (850M)	Band 12 (700M)	Cox Communications、Cellular South、US Cellular
Band 20 (800M)	Band 7 (2. 6G)	Orange、Telia Sonera、Telefonica
Band 2 (1. 9G)	Band 17 (700M)	AT&T

Band 4 (1.7G/2.1G)	Band 5 (850M)	AT&T
Band 5 (850M)	Band 17 (700M)	AT&T
Band 1 (2.1G)	Band 7 (2.6G)	China telecom
Band 3 (1.8G)	Band 5 (850M)	SKT、LGU+
Band 4 (1.7G/2.1G)	Band 7 (2.6G)	Rogers、Bell Canada
Band 20 (800M)	Band 3 (1.8G)	Vodafone、Deutsche Telekom、Orange、Telecom Italia、Telia Sonera
Band 20 (800M)	Band 8 (900M)	Vodafone、Deutsche Telekom、Orange
Band 11 (1.5G)	Band 18 (850M)	KDDI
Band 1 (2.1G)	Band 18 (850M)	KDDI
Band 1 (2.1G)	Band 19 (850M)	NTT DOCOMO
Band 1 (2.1G)	Band 21 (1.5G)	NTT DOCOMO
Band 1 (2.1G)	Band 8 (900M)	SOFTBANK MOBILE
Band 3 (1.8G)	Band 8 (900M)	KT

## 1. 6. 2 3GHz超の周波数

### (1) ITU WRC-07での周波数特定

3GHzを超える周波数帯であれば、広帯域な割当ての実現性が比較的高い。そこでITUでは2007年に開催された世界無線通信会議（WRC-07）において、第4世代移動通信システムIMT-Advancedを導入することを目指し、3.4-3.6GHz帯を我が国を含む91の国と地域に対して、新たにIMT用周波数として特定した。

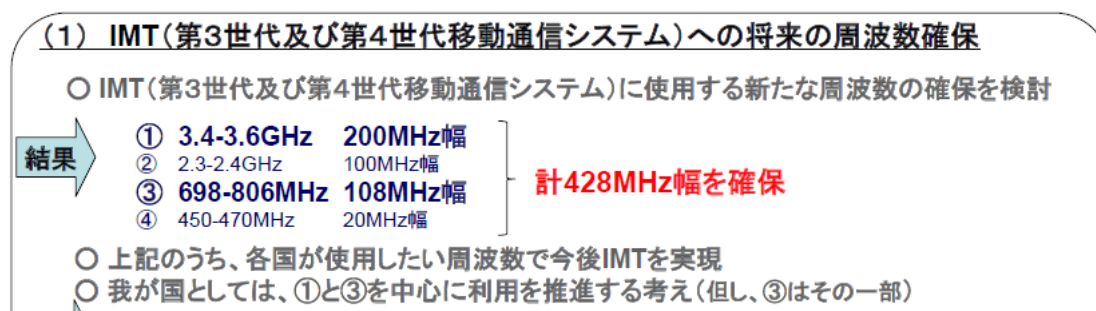


図 1. 6. 2-1 WRC-07におけるIMT周波数の拡張

(第55回情報通信審議会技術分科会資料より抜粋)

### (2) 各国での検討状況

この帯域は、世界的には固定衛星システムやFWA (Fixed Wireless Access) システムで運用されているが、WRC-07の結果により、将来的な第4世代システムIMT-Advancedによる超高速サービスの提供が期待されるようになってきている。以下に当該帯域における各国の検討状況を示す。



<欧州地域>

欧州では、もともと3.4-3.8GHz帯がBWAやFWA用途としての利用での検討が先行し、一部の国では事業者への周波数の割り当ても実施されている。その後、WRC-07の結果を受け、ECCにおいて周波数関連事項を扱うECC Project Team1 (PT1) が、携帯電話での利用も考慮して、これらの帯域の適切なバンドプランについて検討をしている。ECC PT1での議論を踏まえ、2011年12月に発行されたECC Decision(11)06では、3.4-3.6GHz帯についてはTDD及びFDDのバンドプラン、3.6-3.8GHz帯についてはTDD（下りリンクのみの利用も含む）のバンドプランが規定されている。なお3.4-3.6GHz帯については、一つのバンドプランへの絞込みをすることを目指して、ECC PT1において議論が継続している状況である。

Country	Uplink frequency range [MHz]		Downlink Frequency range [MHz]		Duplex arrangement	Duplex separation for FDD	Block sizes [MHz]
Austria	3410	3494	3510	3584	FDD, TDD	100 MHz	21, 28, 35, 42
Belgium	3450	3500	3550	3600	FDD, TDD	100 MHz	25
Bosnia & Herzegovina	3410	3494	3510	3584	FDD	100 MHz	21
Czech Republic	3410	3480	3510	3580	FDD, TDD	100 MHz	3.5 (raster)
France	3432.5	3495	3532.5	3595	FDD, TDD	100 MHz	15
Germany	3410	3494	3510	3584	FDD, TDD	100 MHz	21
Hungary	3410	3494	3510	3584	FDD, TDD	100 MHz	14
Ireland	3410	3500	3510	3600	FDD, TDD	100 MHz	11, 25, 35
Italy	3425	3500	3525	3600	FDD, TDD	100 MHz	21
Macedonia (FYROM)	3410	3494	3510	3584	FDD, TDD	100 MHz	31.5, 14
Norway	3413.5	3500	3513.5	3600	FDD, TDD	100 MHz	3.5 (raster)
Portugal	3410	3438	3510	3538	FDD, TDD	100 MHz	28
Russian Federation	3400	3450	3500	3550	FDD, TDD	100 MHz	
Sweden	3410	3494	3510	3584	FDD, TDD	100 MHz	28
Switzerland	3410	3497.5	3510	3597.5	FDD, TDD	100 MHz	17.5, 21, 28
United Kingdom	3480	3500	3580	3600	FDD, TDD	100 MHz	20*

図 1. 6. 2-2 欧州における3.4-3.6GHz帯の割当て状況

<米州地域>

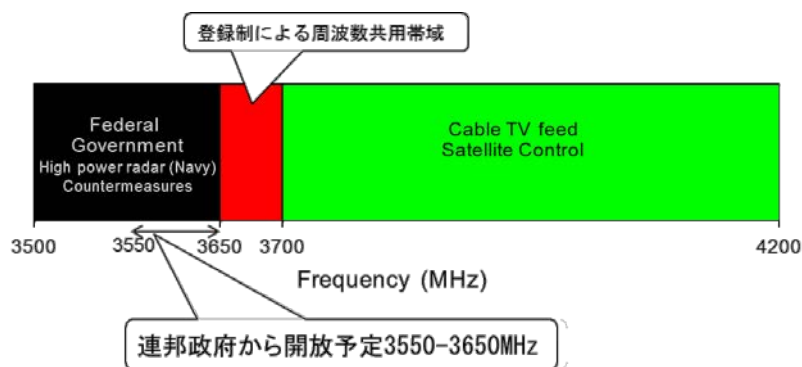
南北米州地域においては、衛星やFWA等が運用されているケースが多い。WRC-07の結果を受け、米州の地域標準化組織であるCITELが、当該帯域の将来的な利用意向についての調査を行っている（※2）。それによると、ブラジル、コスタリカ、ベネズエラが将来的にIMTシステムを導入することを計画しているとの回答を寄せている。

米国では、3650-3700MHz帯について登録制により、モバイルブロードバンド向けの地上移動業務への利用が可能となっている。また、3550-3650MHz帯について、既存システムとの共存を考慮して小セルでの基地局展開や地理的、時間的な周波数共用についての検討が進められている（※3）。

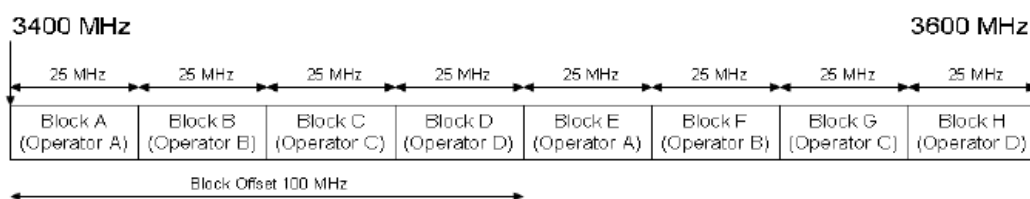
（※2） CITEL Report "REPORT ON IMPLEMENTATION PLANS IN THE AMERICAS FOR THE BANDS IDENTIFIED FOR IMT IN THE ITU RADIO REGULATIONS"

(※3) [http://transition.fcc.gov/Daily\\_Releases/Daily\\_Business/2012/db1219/FCC-12-148A1.pdf](http://transition.fcc.gov/Daily_Releases/Daily_Business/2012/db1219/FCC-12-148A1.pdf)

図1. 6. 2-3に米州諸国における割当の状況を示す(※4)。図(a)の米国については、地上移動業務用途として、3GPPのバンド42及び43にオーバーラップする3550-3650MHzの開放を予定している。



(a) 米国における3.5-4.2GHz帯の割当て状況



(b) 南米(メキシコ、ペルー)における3.4-3.6GHz帯の割当て例

図1. 6. 2-3 米州地域における3.5GHz帯付近の割当て状況

(※4) 3GPP TR37.801 V10.0.0 (2011-10)

### <アジア太平洋地域>

アジア太平洋地域では、APTの下に設置された無線システム関連のフォーラムであるAWGにおいて、地域内の国に対して3.4-3.6GHz帯の使用状況と今後のバンド利用計画についてのアンケートを行っており、当該諸国からの回答をまとめている作業文書がある(※1)。それによると、日本を始めとして、豪州、中国、韓国、シンガポールなどいくつかの国が、将来的にIMTシステムを導入する計画を有しているとの回答を寄せている。

(※1) Document AWG-13/TMP-27 "Working document towards APT Report on Frequency Usage of the Band 3400-3600 MHz"

各国における具体的な検討状況としては、中国における衛星業務(FSS)との共存のためのフィールド実験が挙げられる。中国では、3.4-3.6GHz帯におけるIMTシステムと衛星業務との共存条件を検討するためのフィールド試験を実施継続中であり、2012年時点で、

IMT基地局の出力が低い場合においては、共存可能性があるとの暫定的見通しを導いている（図1. 6. 2-4）。

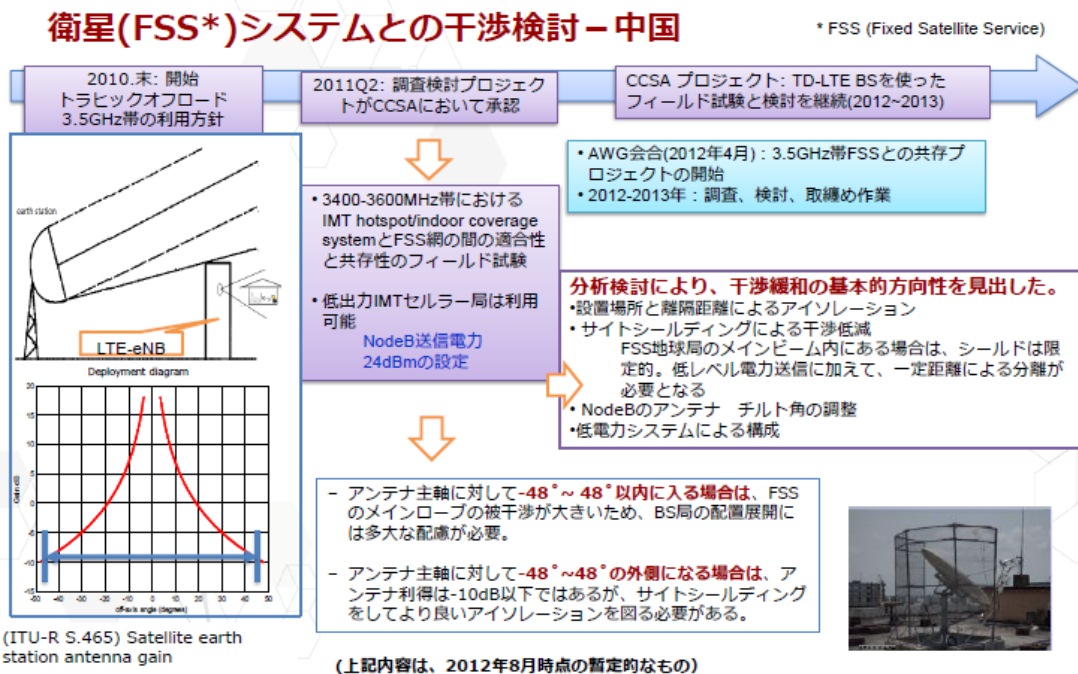


図1. 6. 2-4 中国における衛星システムとの干渉検討

(3) ITU WRC-15に向けた動き

2015年に開催される予定のWRC15では、更なるIMT等への周波数追加が検討されることとなっており、多くの国においてモバイルブロードバンドプランの検討が行われている（表1. 6. 2-1）。

表1. 6. 2-1 2020年に向けた世界のモバイルブロードバンドプラン

	ブロードバンドプランにおける割り当て幅 (2020年までの計画)	検討されている追加割り当て候補帯域	備考
日本	1100MHz程度	3600-4200、4400-4900MHz	*1
米国	500MHz程度	225-3700MHz、等	*2
英国	500MHz程度	2700-3400、4400-5000MHz、等	*3
豪州	300MHz程度	1.5GHz帯、2700-2900、3600-4200MHz、等	*4
韓国	600MHz程度	5GHz以下で200MHz幅	*5

\*1 総務省「ワイヤレスブロードバンド実現のための周波数検討ワーキンググループ」とりまとめ、[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000094917.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000094917.pdf)

\*2 Connecting America :The National Broadband Plan, <http://download.broadband.gov/plan/national-broadband-plan.pdf>

\*3 Britain 's Superfast Broadband Future, December 2010. <http://www.culture.gov.uk/images/publications/10-1320-britains-superfast-broadband-future.pdf>

\*4 Towards 2020- Future spectrum requirements for mobile broadband, Australian Communications and Media Authority, [http://www.acma.gov.au/WEB/STANDARD/pc=PC\\_312514](http://www.acma.gov.au/WEB/STANDARD/pc=PC_312514)

\*5 INFORMATION OF NATIONAL MOBILE BROADBAND PLAN by Republic of Korea, AWG-12/INP-74

## 第2章 3. 4GHz を超え 4. 2GHz 以下の周波数帯における第4世代移動通信システム (IMT-Advanced) 相互間及び第4世代移動通信システム (IMT-Advanced) と他システムとの干渉検討

### 2. 1 検討対象システムと干渉検討の方法

#### 2. 1. 1 他システムの利用状況について

3. 4-4. 2GHz帯においては、放送事業用システム、及び衛星業務システムが運用されている。

このうち3. 4-3. 456GHz帯は、放送事業用の伝送回線として利用されており、その概要を図2. 1. 1-1に示す。これらの放送事業用の無線局は、周波数再編アクションプラン（平成24年10月改定版）により、(i)3. 4GHz帯音声STL/TTL/TSL及び放送監視制御回線については、Mバンド（6570-6870MHz）又はNバンド（7425-7750MHz）に、(ii)3. 4GHz帯音声FPUについては、Bバンド（5850-5925MHz）又はDバンド（6870-7125MHz）に、最長で平成34年11月30日までに周波数移行するとされている。平成25年4月現在で、免許人数は84、無線局数は331となっている。

放送事業用無線局の干渉検討に用いたパラメータは、参考資料1-1及び参考資料1-2の通りである。

放送事業用の伝送回線

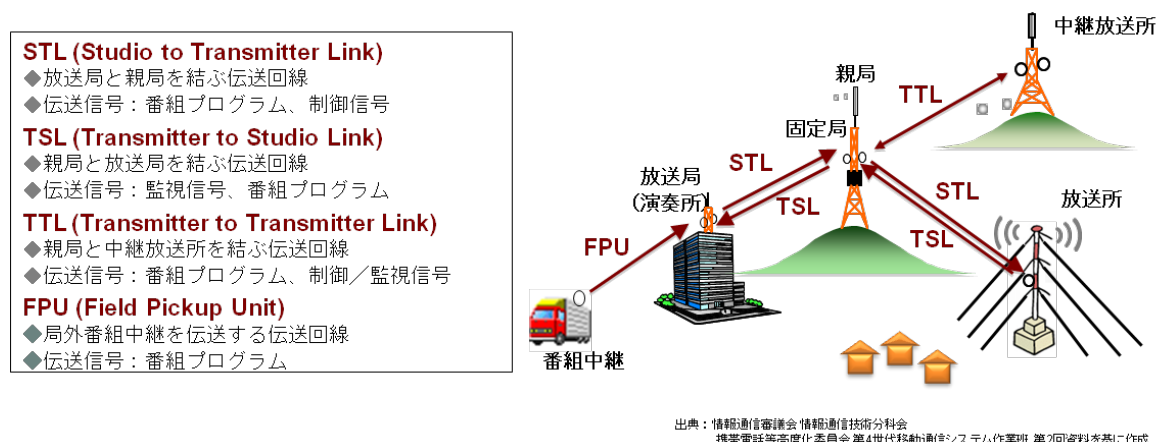


図2. 1. 1-1 放送事業用システムの概要

また 3. 4-4. 2GHz 帯においては、電気通信事業者により、衛星業務用システムが運用されている（図2. 1. 1-2参照）。地球局向けに、国内通信（離島向け通信、衛星移動通信）、国際通信（直接通信、中継サービス）、船上地球局、回線監視、衛星管制を提供するために使用されているほか、電気通信事業者が提供する静止衛星を用いた衛星移動通信サービスのうち、人工衛星局と地上に接続する各移動地球局からの通信を地上の公衆回線網などに送る業務用通信等（フィーダーリンク）にも利用されている。平成25年2月現在で、免許人数は7、無線局数は33となっている。

また、国内には、国外免許による固定衛星からの信号や、海外の衛星放送配信を受信する受信設備も存在している。調査結果によると、これらの総数は約3万程度と想定される（参考資

料 4 参照)。

衛星業務用システムの干渉検討に用いたパラメータは、参考資料 1－3 の通りである。

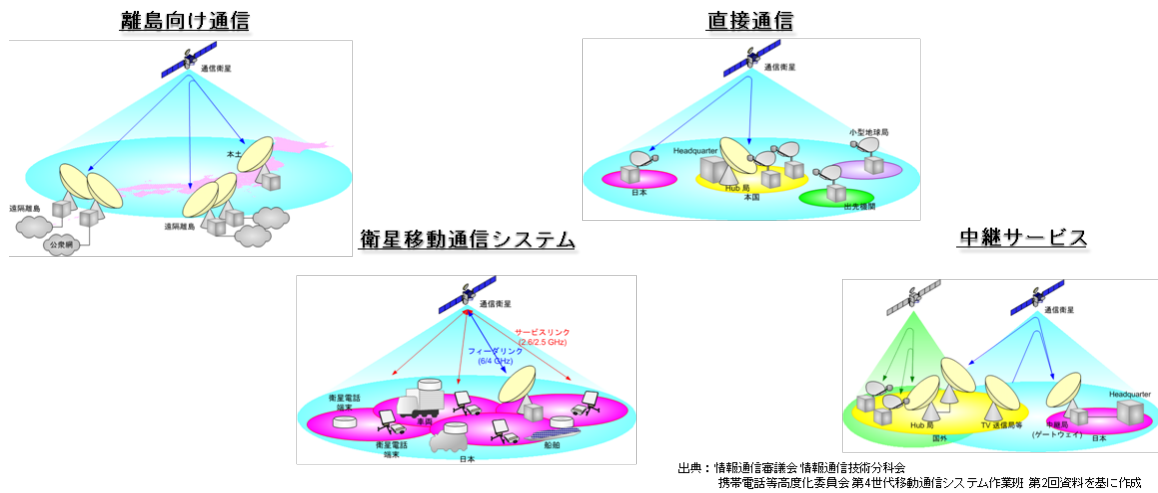


図 2. 1. 1－2 衛星業務用システムの概要

また、隣接帯域となる 4.2-4.4GHz 帯においては、航空機電波高度計システムが運用されている。これは、運用航空機から地表に向け電波を放射し、反射波が戻ってくるまでの時間を測定することで高度を知る計器である。飛行中は高度と気圧の関係を用いた気圧高度計で高度を計測するが、低高度（2500ft 以下）では気圧高度計が正常に動作しないため、着陸時は電波高度計で飛行高度を測定するものである。

平成 25 年 4 月現在の免許人数は 142、無線局数は 1240 となっている。

電波高度計の干渉検討に用いたパラメータは、参考資料 1－4 の通りである。

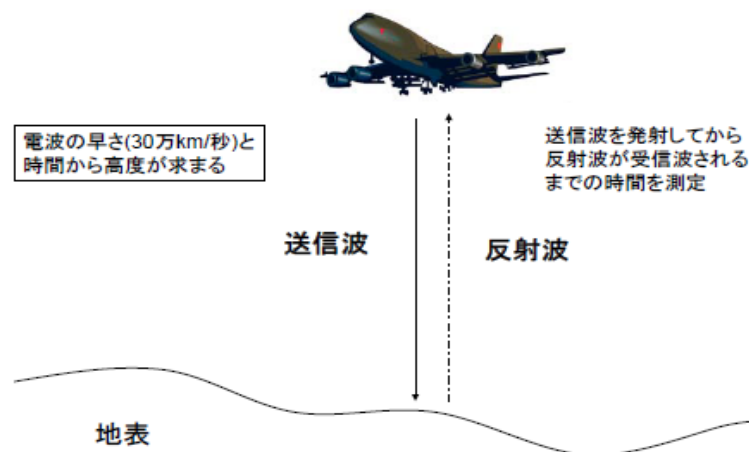
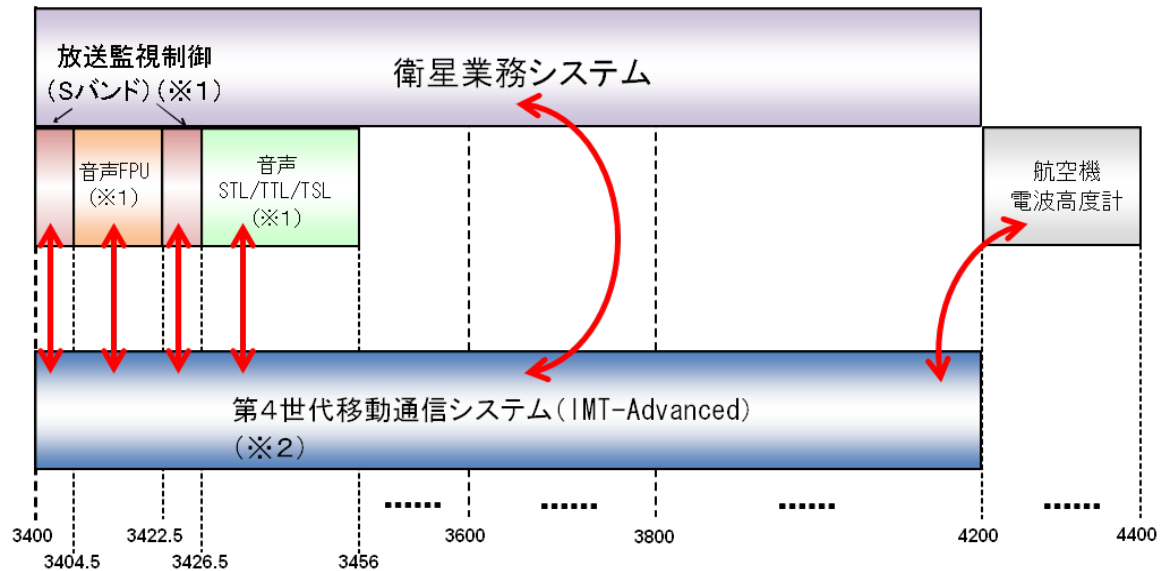


図 2. 1. 1－3 航空機電波高度計の概要

2. 1. 2 検討対象となる干渉形態

2. 1. 1章で示した他業務による当該帯域の利用状況に基づき、対象となる干渉形態を図2. 1. 2-1に示す。



(※1) 最長で平成34年11月30日まで

(※2) 周波数再編アクションプランで第4世代移動通信システム用途として検討されている帯域。  
3400-3600MHzは、WRC-07でIMT用途に特定済み。3600-3800MHzは、欧州でバンドプランあり。

第4世代移動通信システムの周波数帯域	干渉検討対象となるシステム
3400-3600MHz	<ul style="list-style-type: none"> <li>放送事業用システム（音声FPU、音声STL/TTL/TSL及び放送監視制御回線）</li> <li>衛星業務システム</li> </ul>
3600-3800MHz	<ul style="list-style-type: none"> <li>衛星業務システム</li> </ul>
3800-4200MHz	<ul style="list-style-type: none"> <li>衛星業務システム</li> <li>航空機電波高度計システム（隣接帯域で運用中）</li> </ul>

図2. 1. 2-1 検討対象となる干渉形態

また、第4世代移動通信システム（IMT-Advanced）の周波数配置として、FDD及びTDDを想定した場合に、検討対象となる基地局間及び陸上移動局間の干渉形態を、図2. 1. 2-2及び3中の矢印で示す。

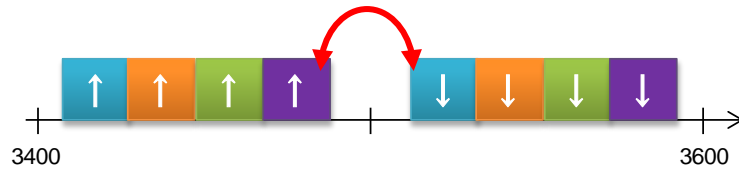


図 2. 1. 2-2 FDDである場合の検討対象となる干渉形態(本図面は4事業者の例)

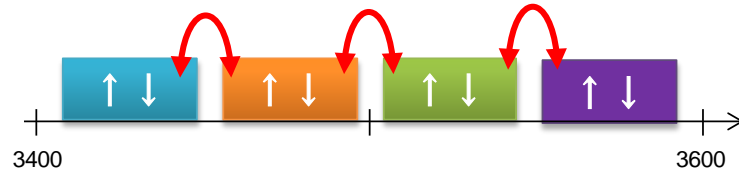


図 2. 1. 2-3 TDDである場合の検討対象となる干渉形態(本図面は4事業者の例)

### 2. 1. 3 干渉検討の方法

第4世代移動通信システム(IMT-Advanced)において、「基地局」、「陸上移動局」、「携帯無線通信の中継を行う無線局のうち陸上移動中継局(以下、陸上移動中継局)」、及び「携帯無線通信の中継を行う無線局のうち陸上移動局(以下、小電力レピータ)」の4種類を考慮する。また、IMT-AdvancedのFDD、TDD等の周波数配置のパターンが未定であるため、既存の無線システムとの干渉検討については、FDD、TDDに応じた場合分けは行なわないで、基地局送信、陸上移動局送信等の場合として検討を行う。

具体的な干渉検討においては、被干渉局の許容干渉レベルに対する所要改善量を求めた上で、システム間の所要離隔距離や、最小ガードバンド幅及びその共存条件を考察する。なお、被干渉局の干渉評価の尺度として、許容干渉レベルの他に相応しい尺度がある場合は、当該尺度との関係について求める。

図2. 1. 2-1、2、3中の矢印でされた検討対象となる干渉形態に基づき、共用検討の組み合わせのまとめを表2. 2-1に示す。

表 2. 2-1 検討対象となる干渉形態の組み合わせ（まとめ）

与干渉 被干渉	第4世代移動 通信システム ↑ (陸上移動局、 中継を行う無線 局(基地局対向 器))	第4世代移 動通信シス テム↓ (基地局、中継 を行う無線局 (陸上移動局 対向器))	放送監 視制御 (Sバ ンド)	音声 FPU	音声 STL/ TTL/ TSL	衛星業 務シス テム (↓)	航空機電 波高度計 システム
第4世代移動 通信システム ↑ (基地局、中継 を行う無線局 (陸上移動局対 向器))	—	○	○	○	○	○	○
第4世代移動 通信システム ↓ (陸上移動局、 中継を行う無線 局(基地局対向 器))	○	—	○	○	○	○	○
放送監視制 御 (Sバンド)	○	○	—	—	—	—	—
音声FPU	○	○	—	—	—	—	—
音声STL /TTL/TSL	○	○	—	—	—	—	—
衛星業務 システム (↓)	○	○	—	—	—	—	—
航空機電波 高度計シス テム	○	○	—	—	—	—	—



## 2. 2 第4世代移動通信システム（IMT-Advanced）の干渉検討パラメータ

第4世代移動通信システム（IMT-Advanced）として、勧告 ITU-R M. 2012 で勧告された、LTE-Advanced 及び WirelessMAN-Advanced を対象とする。しかしながら、両方式とも干渉検討に使用するパラメータは同様な値であり、それぞれに対する干渉検討を行なうことは非効率である。このような場合、過去の情報通信審議会では、作業の迅速化を図る目的から、類似の特性を持つ方式の中から一方式を選択して干渉検討を行っており、直近の検討ではLTEに基づいた検討が行なわれている。そこで今回の干渉検討に用いるパラメータは、LTE を拡張・発展させた方式である LTE-Advanced に基づいた値を採用することとし、WirelessMAN-Advanced の干渉検討は、LTE-Advanced の干渉検討に包含できるものとした。

### 2. 2. 1 基地局のパラメータ

#### (1) 送受信特性

表 2. 2. 1-1 及び 2 に干渉調査に用いた基地局（以下、通常基地局）の送受信特性を示す。なお、一部の干渉調査においては、空中線電力の大きさ等が小さい基地局の例（以下、小セル基地局）についても追加検討を行っており、それらのパラメータの値を併せて示す。

表 2. 2. 1-1 送信側に係る情報

	通常基地局	小セル基地局
送信周波数帯	3.5GHz 又は 検討対象システムの最低周波数を使用	
空中線電力	36dBm/MHz 注1	20dBm/MHz 注3
空中線利得	17dBi 注1	5 dBi 注3
給電線損失	5 dB 注1	0 dB 注3
アンテナ指向 特性（水平）	図 2. 2. 1-1	オムニ注3
アンテナ指向 特性（垂直）	図 2. 2. 1-2	オムニ注3
送信空中線高	40m 注1	10m 注3
チャンネル帯域幅 (BWChannel)	20、40、60、80、100MHz	
隣接チャンネル 漏えい電力 注2	下記または-13dBm/MHz の高い値 -44.2dBc (20MHz 離調)、 -44.2dBc (40MHz 離調) 参照帯域幅は 18MHz	
スプリアス強度 注2 (30MHz-1 GHz) (1 GHz-18GHz)	-13dBm/100kHz -13dBm/MHz (周波数帯の端から 10MHz 以上の範囲に適用)	
スペクトラムマスク 特性	規定なし	
送信フィルタ特性	表 2. 2. 1-3 図 2. 2. 1-3	

注 1 : 携帯電話等周波数有効利用方策委員会報告 (平成 18 年 12 月 21 日)

注 2 : 3GPP 仕様から引用

注 3 : 3GPP での評価パラメータから引用 (3GPP TR36.814)

表 2. 2. 1-2 受信側に係る情報

	通常基地局	小セル基地局
受信周波数	3.5GHz 又は 検討対象システムの最低周波数を使用	
許容干渉電力	-119dBm/MHz 注 <sup>1</sup> (I/N = -10dB)	-114dBm/MHz 注 <sup>3</sup> (I/N = -10dB)
許容感度抑圧電力 注 <sup>2</sup>	-43dBm	
受信空中線利得	17dBi 注 <sup>1</sup>	5dBi 注 <sup>3</sup>
給電損失	5 dB 注 <sup>1</sup>	0 dB 注 <sup>3</sup>
空中線高	40m 注 <sup>1</sup>	10m 注 <sup>3</sup>

注 1 : 携帯電話等周波数有効利用方策委員会報告 (平成 18 年 12 月 21 日)

注 2 : 3GPP 仕様から引用

注 3 : 3GPP での評価パラメータから引用 (3GPP TR36.814)

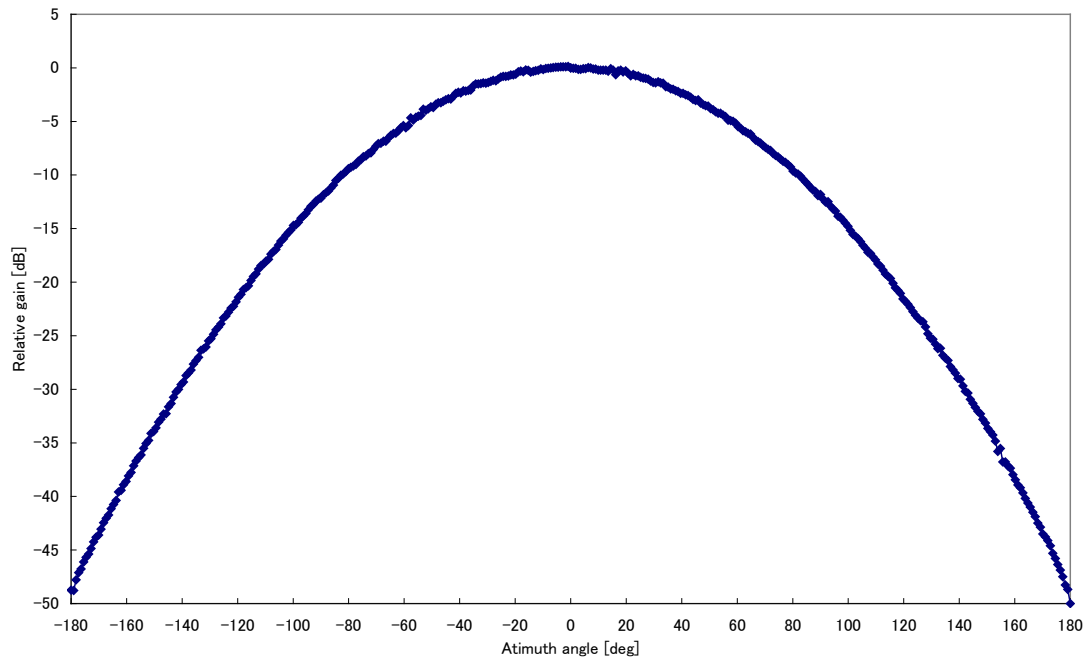


図 2. 2. 1-1 基地局の送受信アンテナパターン(水平面)

(携帯電話等周波数有効利用方策委員会報告 (平成18年12月21日) 図3. 2-1を引用)

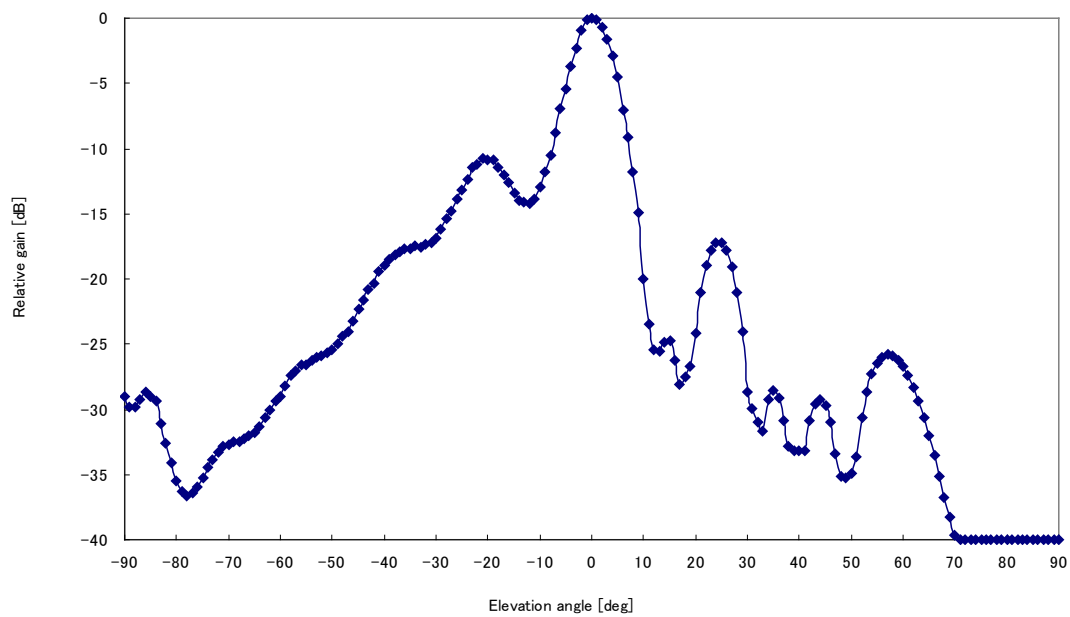


図2. 2. 1-2 基地局の送受信アンテナパターン(垂直面)  
 (携帯電話等周波数有効利用方策委員会報告(平成18年12月21日)の図3. 2-2に基づきシミュレーションを用いて仰角10度以上に拡張)

表 2. 2. 1-3 基地局の送受信フィルタ特性

通過帯域端からの 離調周波数(MHz)	通過帯域端からの減衰量特性(dB)		
	チャンネル帯域幅 20、40、60MHz	チャンネル帯域幅 80MHz	チャンネル帯域幅 100MHz
0	1.8	3.3	3.7
1	2.1	3.7	4.0
2	2.6	4.7	4.5
3	4.0	7.6	6.2
4	7.3	13.1	10.5
5	12.2	19.4	16.8
6	17.7	25.6	23.3
7	23.0	31.4	29.6
8	28.2	37.0	35.5
9	33.2	42.3	41.3
10	38.1	47.5	46.9
11	43.0	52.5	52.4
12	48.0	57.6	58.1
13	53.1	62.7	63.8
14	58.6	67.9	69.9
15	65.0	73.4	76.5
16	73.3	79.4	84.1
17	84.8	86.3	93.7
18	79.3	95.1	107.7
19	76.3	107.6	106.0
20	75.4	103.8	106.1
25	79.2	118.2	104.2
30	87.2	104.4	105.7
35	98.6	102.9	120.0
40	116.0	104.3	107.1
45	104.4	106.6	103.4
50	103.2	109.3	102.3
55	103.8	112.2	102.4
60	105.1	115.1	103.0
65	106.7	118.0	103.9
70	108.5	120.0	105.1
75	110.3	120.0	106.3
80	112.2	120.0	107.6
85	114.0	120.0	108.9
90	115.9	120.0	110.3

95	117.7	120.0	111.7
100	119.5	120.0	113.1

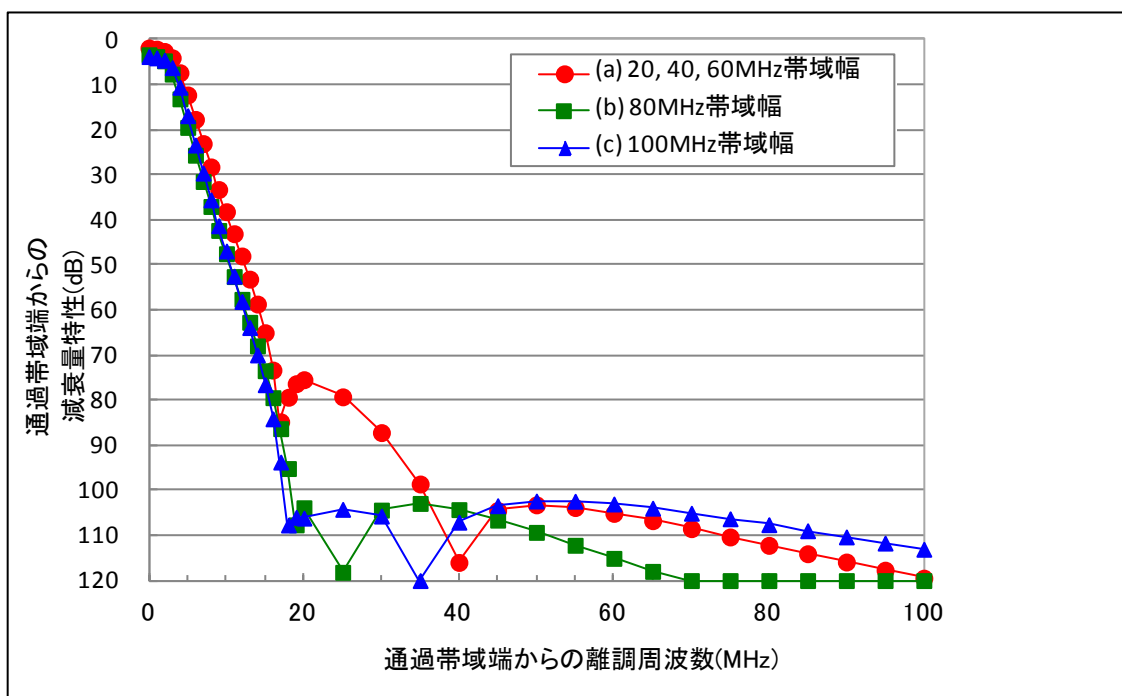


図2. 2. 1-3 基地局の送受信フィルタ特性

干渉検討においては、基地局は1アンテナ送信として検討する。基地局において複数アンテナ送信を行う場合でも、1アンテナ送信の場合と総送信電力は等しいと想定されることや、共用検討に用いる隣接チャネル漏えい電力は、送信電力に対して相対的な値であるため、1アンテナ送信の検討結果と等しくなるためである。

一方、チャネル端から10MHzを越えるスプリアス強度については、最悪ケースとしてアンテナ数倍干渉電力が増大する可能性があるが、周波数離調が大きくフィルタによる改善が見込まれる。

## 2. 2. 2 陸上移動局のパラメータ

### (1) 送受信特性

表 2. 2. 2-1 及び 2 に干渉調査に用いた陸上移動局の送受信特性を示す。

表 2. 2. 2-1 送信側に係る情報

送信周波数帯	3.5GHz 又は 検討対象システムの最低周波数を使用
空中線電力 <sup>注2</sup>	23dBm
空中線利得 <sup>注1</sup>	0 dBi
給電線損失 <sup>注1</sup>	0 dB
アンテナ指向特性（水平）	オムニ
アンテナ指向特性（垂直）	オムニ
送信空中線高 <sup>注1</sup>	1.5m
チャンネル帯域幅 (BWChannel)	20、40、60、80、100MHz
隣接チャンネル 漏えい電力 <sup>注2</sup>	下記または-50dBm/3.84MHz の高い値 -33dBc (BWChannel/2+2.5MHz 離調) -36dBc (BWChannel/2+7.5MHz 離調) 下記または-50dBm/BWChannelMHz の高い値 -30dBc (BWChannel 離調)
スプリアス強度 <sup>注2</sup> (9KHz-150KHz) (150KHz-30MHz) (30MHz-1GHz) (1GHz-18GHz)	-36dBm/1kHz -36dBm/10kHz -36dBm/100kHz -30dBm/MHz
スペクトラムマスク特性	表 2. 2. 2-3
送信フィルタ特性	-
その他損失 <sup>注1</sup>	8 dB (人体吸収損)

注 1：携帯電話等周波数有効利用方策委員会報告（平成 18 年 12 月 21 日）

注 2：3GPP 仕様から引用（3GPP 仕様での規定は最大 40MHz 幅。本報告では、60、80、100MHz の場合にも適用できるとの想定で検討）

表 2. 2. 2-2 受信側に係る情報

受信周波数	3.5GHz 又は 検討対象システムの最低周波数を使用
許容干渉電力 <sup>注1</sup>	-110.8dBm/MHz (I/N=-6dB)
許容感度抑圧電力 <sup>注2</sup>	-56dBm (BWChannel/2+7.5MHz 離調) -44dBm (BWChannel/2+12.5MHz 離調)
受信空中線利得 <sup>注1</sup>	0 dBi
給電損失 <sup>注1</sup>	0 dB
空中線高 <sup>注1</sup>	1.5m
その他損失 <sup>注1</sup>	8 dB (人体吸収損)

注 1 : 携帯電話等周波数有効利用方策委員会報告 (平成 18 年 12 月 21 日)

注 2 : 3GPP 仕様から引用 (3GPP 仕様での規定は最大 40MHz 幅。本報告では、60、80、100MHz の場合にも適用できるとの想定で検討)

表 2. 2. 2-3 陸上移動局のスペクトラムエミッションマスク特性<sup>注1</sup>

$\Delta f_{00B}$ (MHz)	チャンネル幅					測定帯域幅
	20MHz	40MHz	60MHz	80MHz	100MHz	
± 0-1	-21	-24	-26	-27	-28	30kHz
± 1-5	-10	-10	-10	-10	-10	1MHz
± 5-20	-13	-13	-13	-13	-13	1MHz
± 20-25	-25	-13	-13	-13	-13	1MHz
± 25-40		-13	-13	-13	-13	1MHz
± 40-45		-25	-13	-13	-13	1MHz
± 45-60			-13	-13	-13	1MHz
± 60-65			-25	-13	-13	1MHz
± 65-80				-13	-13	1MHz
± 80-85				-25	-13	1MHz
± 85-100					-13	1MHz
± 100-105					-25	1MHz

注 1 : 3GPP 仕様から引用 (3GPP 仕様での規定は最大 40MHz 幅。本報告では、60、80、100MHz の値については 40MHz までの仕様値から想定される値を利用。)

(2) 確率的検討のパラメータ

1 対 1 の対向モデルでは共存可能性が判断できず、与干渉システム、被干渉システムの特性を考慮し、確率的な調査が適用可能と判断された場合においては、モンテカルロ・シミュレーションによる評価を行う。モンテカルロ・シミュレーションによる干渉検討のイメージを図 2. 2. 2-1 に示す。図中の「与」は与干渉局、「被」は被干渉局を示す。

モンテカルロ・シミュレーションとは、陸上移動局間の干渉、または与干渉、被干渉の



いずれかが陸上移動局である干渉形態について、複数の陸上移動局の相対的位置関係により変化する被干渉受信機への総受信電力等の影響を考慮して、確率論的に干渉影響を評価する手法である。具体的には、被干渉局から対象半径Rの範囲に、同一タイミングで送信する複数の陸上移動局をランダムに配置して、これらの複数の与干渉局からの被干渉局に到達する総干渉電力を求める。この与干渉局の配置パターンを変化させて複数回の計算を実施し、この値が許容干渉レベルを超える確率を求める。

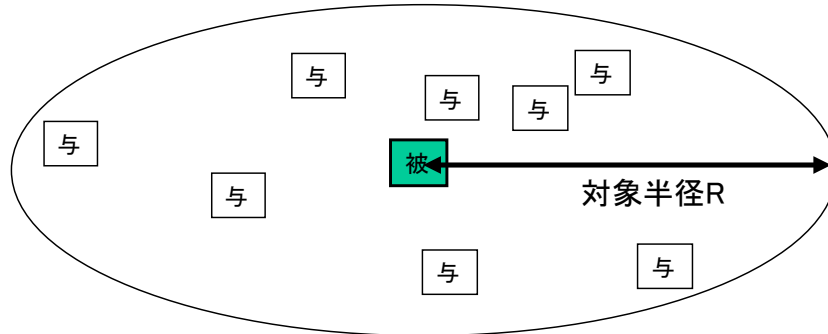


図 2. 2. 2-1 モンテカルロ・シミュレーションによる干渉検討イメージ

図 2. 2. 2-2 に確率的調査に用いた陸上移動局の送信電力累積確率を示す。本送信電力累積確率は、陸上移動局の送信帯域幅が20MHzである場合の分布であるが、第4世代移動通信システム (IMT-Advanced) のシステム帯域幅が20MHzより大きい場合の検討にも、本分布を用いて確率調査を実施する。これは、例えばシステム帯域幅が100MHzの場合であっても、複数の陸上移動局が同一タイミングで送信している条件では、これらの陸上移動局間は100MHz幅の中で、異なる周波数を使って送信を行うため、陸上移動局毎の送信帯域幅は100MHzよりも小さくなるためである。同一タイミングで送信する陸上移動局の台数は、携帯電話システムの技術的条件の検討に関わる情報通信審議会での従前の検討に従い、1 MHz及び1 km<sup>2</sup>あたり40.62台、評価半径は半径100mとして検討を行なう。これらの条件は、陸上移動局からの干渉量を見積もる上で、十分大きな値である。

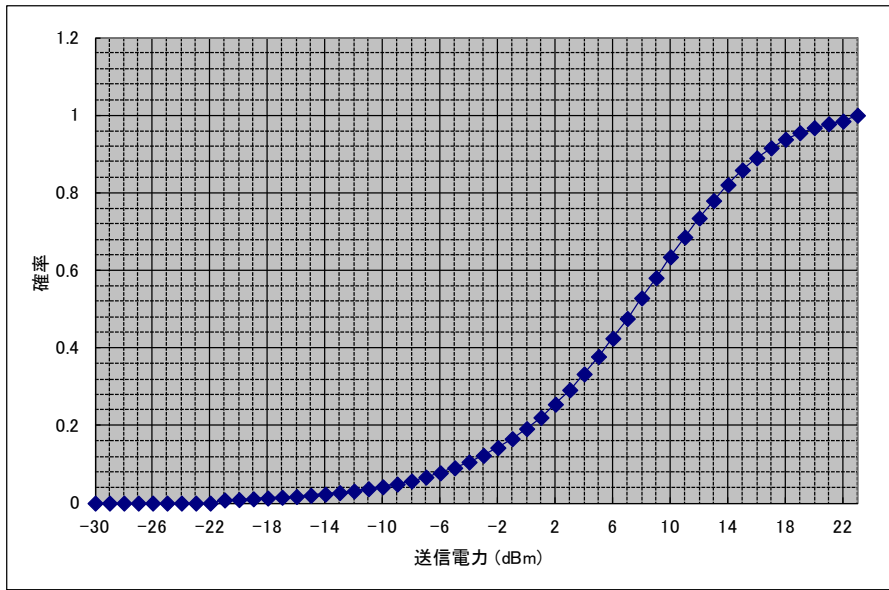


図 2. 2. 2 - 2 陸上移動局の送信電力累積確率

### 2. 2. 3 陸上移動中継局のパラメータ

陸上移動中継局は、基地局と陸上移動局との間の通信を中継するための無線局であり、移動通信システムのサービスエリア拡充のため、電波が弱いエリア（例えば、都市部のビル陰や建物内、山間部等）に設置が行なわれる。

#### (1) 送受信特性

表 2. 2. 3-1 及び 2 に干渉調査に用いた陸上移動中継局の送受信特性を示す。陸上移動中継局には、屋外、及び屋内エリア用に設置するタイプがあるが、検討対象とする無線システムは、屋外にアンテナが設置されているため、干渉条件としてより厳しい「屋外エリア用の陸上移動中継局」に基づき、パラメータを設定した。また、中継方式として非再生中継方式又は再生中継方式があるが、増幅する必要のない隣接帯域の増幅度特性（帯域外利得）は非再生中継方式に固有であるものの、それ以外の送受信特性は中継方式によらず同一と想定できるため、他システムとの干渉調査においては中継方式によらず同一のパラメータを用いて評価を行なった。なお、一装置に複数の空中線端子を設け、MIMO（空間多重方式）による送受信を行なって、再生中継する可能性もあると考えられる。しかしながら、前述の通り、陸上移動中継局は電波が弱いエリアの対策として設置されるのが普通であり、そのような設置環境下では MIMO による再生中継自体が難しいと考えられる。したがって、一装置に複数の空中線端子を設け、MIMO（空間多重方式）による送受信を行う再生中継については、本報告では検討の対象外とし、今後のニーズを踏まえて、別途検討することとした。

表 2. 2. 3-1 送信側に係る情報

	陸上移動局対向器	基地局対向器
送信周波数帯	3. 5GHz又は検討対象システムの最低周波数を使用	
最大送信出力	38dBm	23dBm
送信空中線利得	11dBi	13dBi
送信給電線損失	8 dB	8 dB
アンテナ指向特性（水平）	図 2. 2. 3-1	図 2. 2. 3-3
アンテナ指向特性（垂直）	図 2. 2. 3-2	図 2. 2. 3-4
送信空中線高	15m	15m
隣接チャネル漏えい電力	送信周波数帯域端から 2. 5MHz 離れ（送信周波数帯域を除く）： -44. 2dBc/3. 84MHz 以下 又は、 -7. 2dBm/3. 84MHz 以下 送信周波数帯域端から 7. 5MHz 離れ（送信周波数帯域を除く）： -44. 2dBc/3. 84MHz 以下 又は、 -7. 2dBm/3. 84MHz 以下	送信周波数帯域端から 2. 5MHz 離れ（送信周波数帯域を除く）： -32. 2dBc/3. 84MHz 以下 送信周波数帯域端から 7. 5MHz 離れ（送信周波数帯域を除く）： -35. 2dBc/3. 84MHz 以下
スプリアス強度	30MHz- 1 GHz（送信周波数帯域端から 10MHz 以上離れ（送信周波数帯域	30MHz- 1 GHz（送信周波数帯域端から 10MHz 以上離れ（送信周波数帯域

	を除く)) : -13dBm/100kHz 以下 1 GHz-12.75GHz 未満 -13dBm/ 1 MHz	を除く)) : -36dBm/100kHz 以下 1 GHz-12.75GHz 未満 -30dBm/ 1 MHz
帯域外利得 (非再生中継方 式のみ適用)	帯域端から 200kHz 離れ : 60dB 帯域端から 1 MHz 離れ : 45dB 帯域端から 10MHz 離れ : 35dB	帯域端から 200kHz 離れ : 60dB 帯域端から 1 MHz 離れ : 45dB 帯域端から 10MHz 離れ : 35dB

表. 2. 2. 3-2 受信側に係る情報

	陸上移動局対向器	基地局対向器
送信周波数帯	3.5GHz又は検討対象システムの最低周波数を使用	
許容干渉電力	(帯域内) -118.9dBm/MHz (帯域外) -44dBm	(帯域内) -110.9dBm/MHz (帯域外) -56dBm (5MHz離調) -44dBm (10MHz離調)
受信空中線利得	11dBi	13 Bi
受信給電線損失	8 dB	8 dB
アンテナ指向特性 (水平)	図 2. 2. 3-1	図 2. 2. 3-3
アンテナ指向特性 (垂直)	図 2. 2. 3-2	図 2. 2. 3-4
受信空中線高	15m	15m

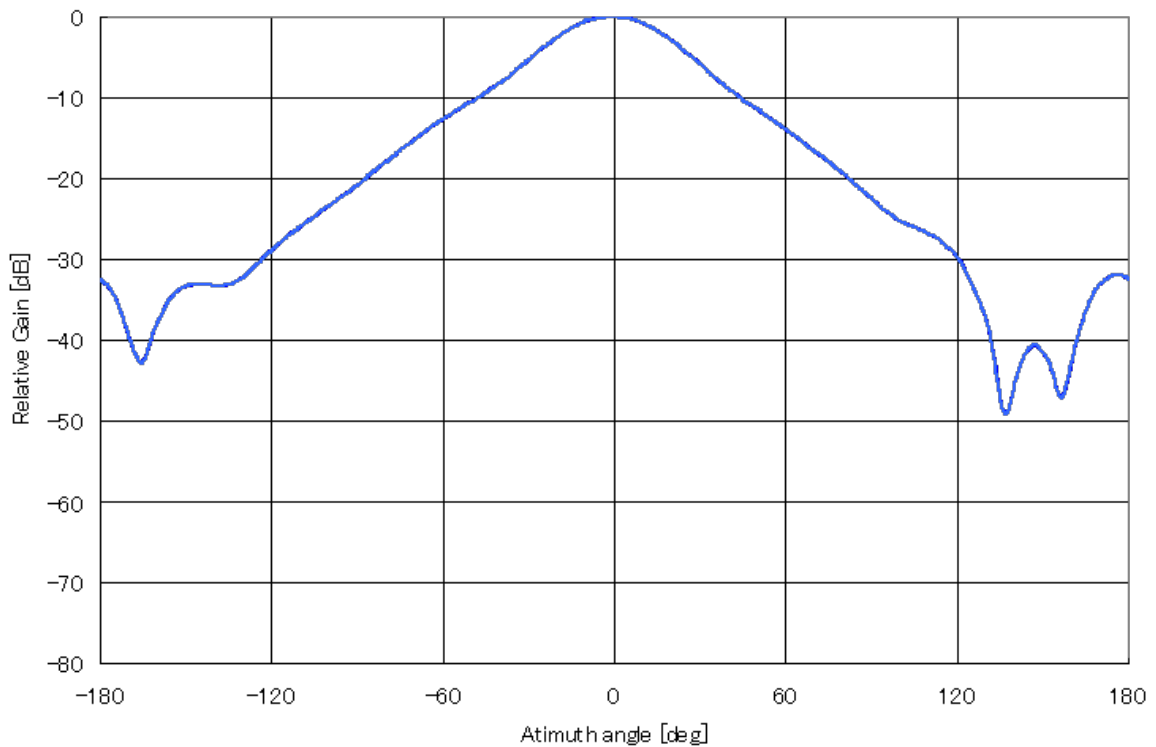


図 2. 2. 3-1 陸上移動局対向器のアンテナ指向特性 (水平)

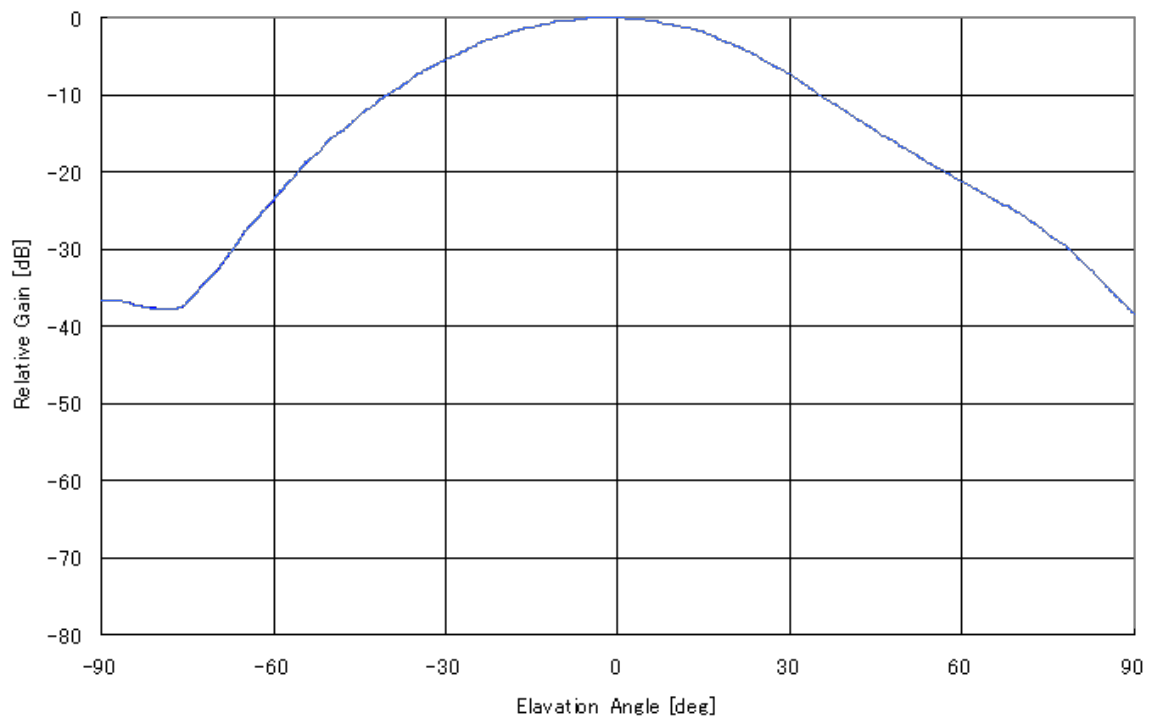


図 2. 2. 3 - 2 陸上移動局対向器のアンテナ指向特性（垂直）

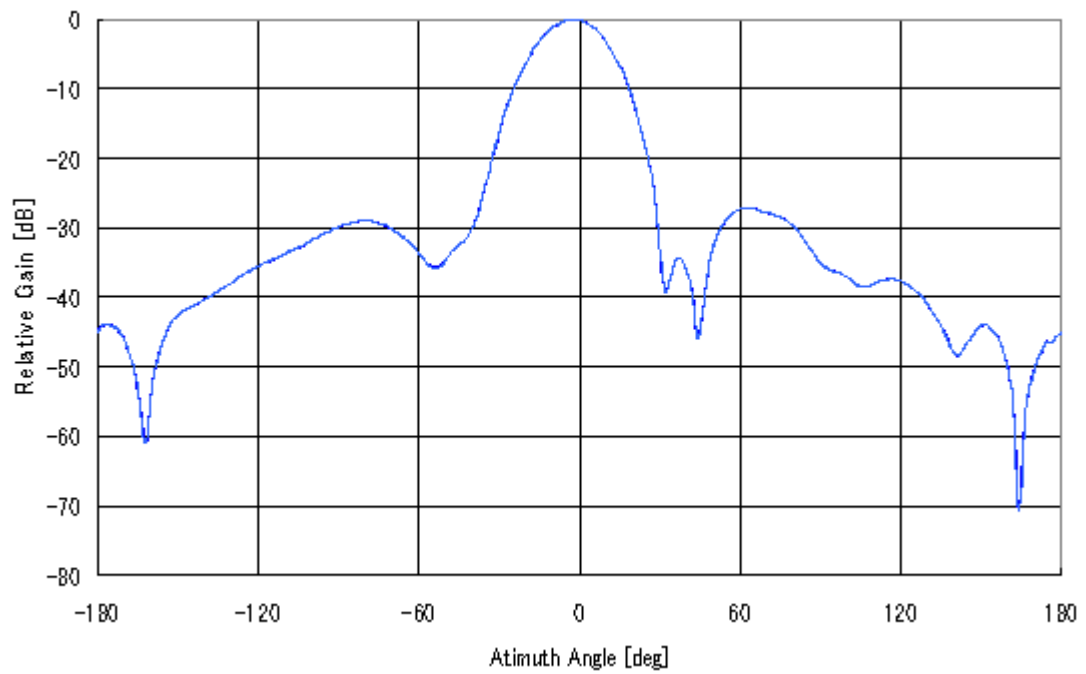


図 2. 2. 3 - 3 基地局対向器のアンテナ指向特性（水平）

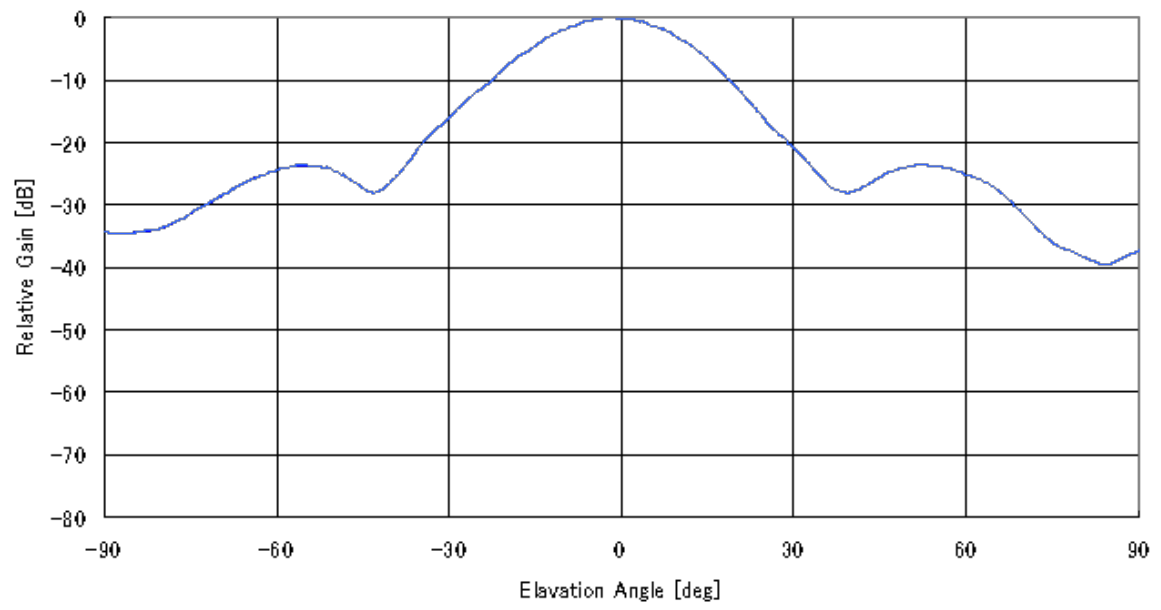


図 2. 2. 3-4 基地局対向器のアンテナ指向特性 (垂直)

## 2. 2. 4 小電力レピータのパラメータ

小電力レピータは、基地局と陸上移動局との間の通信を中継するための無線局であり、移动通信システムのサービスエリア拡充のため、電波が弱いエリアに設置が行なわれる。空中線電力値の制限や基地局からの電波発射の制御を受ける機能が具備されており、個別免許手続きの不要な包括免許局の対象であるため、地下街の個別店舗等の比較的規模の小さい施設内、宅内等の利用エリアの迅速な拡大を実現する方法として利用されている。

### (1) 送受信特性

表 2. 2. 4-1、及び 2 に干渉調査に用いた小電力レピータの送受信特性を示す。小電力レピータは一体型と分離型の構成があるが、干渉条件としてより厳しい「一体型」に基づき、パラメータを設定した。また、中継方式として非再生中継方式又は再生中継方式があるが、増幅する必要のない隣接帯域の増幅度特性（帯域外利得）は非再生中継方式に固有であるものの、それ以外の送受信特性は中継方式によらず同一と想定できるため、他システムとの干渉調査においては中継方式によらず同一のパラメータを用いて評価を行なった。なお、一装置に複数の空中線端子を設け、MIMO（空間多重方式）による送受信を行なって、再生中継する可能性もあると考えられる。しかしながら、前述の通り、小電力レピータは電波が弱いエリアの対策として設置されるのが普通であり、そのような設置環境下では MIMO による再生中継自体が難しいと考えられる。したがって、一装置に複数の空中線端子を設け、MIMO（空間多重方式）による送受信を行う再生中継については、本報告では検討の対象外とし、今後のニーズを踏まえて、別途検討することとした。

表 2. 2. 4-1 送信側に係る情報

	陸上移動局対向器	基地局対向器
送信周波数帯	3. 5GHz又は検討対象システムの最低周波数を使用	
最大送信出力	24dBm	16dBm
送信空中線利得	0 dBi	9 dBi
送信給電線損失	0 dB	0 dB
アンテナ指向特性（水平）	オムニ	図 2. 2. 4-1
アンテナ指向特性（垂直）	オムニ	図 2. 2. 4-2
送信空中線高	2 m	2 m
隣接チャネル漏えい電力 <sup>注1</sup>	送信周波数帯域端から2. 5MHz離れ（送信周波数帯域を除く）： -13dBm/MHz以下 送信周波数帯域端から7. 5MHz離れ（送信周波数帯域を除く）： -13dBm/MHz以下	送信周波数帯域端から2. 5MHz離れ（送信周波数帯域を除く）： -32. 2dBc/3. 84MHz以下 又は-13dBm/MHz以下 送信周波数帯域端から7. 5MHz離れ（送信周波数帯域を除く）： -35. 2dBc/3. 84MHz以下 又は-30dBm/MHz以下
スプリアス強度 <sup>注1</sup>	30MHz- 1 GHz（送信周波数帯域端から10MHz以上離れ（送信周波数帯域を	30MHz- 1 GHz（送信周波数帯域端から10MHz以上離れ（送信周波数帯域を



	除く)) : -13dBm/100kHz以下 1 GHz-12.75GHz -13dBm/100 kHz以下	除く)) : -36dBm/100kHz 以下 1 GHz-12.75GHz -30dBm/100kHz 以下
帯域外利得 (非再生中継方式のみ適用)	帯域端から 5 MHz 離れ : 35dB 帯域端から 40MHz 離れ : 0 dB	帯域端から 5 MHz 離れ : 35dB 帯域端から 40MHz 離れ : 0 dB

表 2. 2. 4-2 受信側に係る情報

	陸上移動局対向器	基地局対向器
受信周波数帯	3.5GHz又は検討対象システムの最低周波数を使用	
許容干渉電力	(帯域内) -118.9dBm/MHz (帯域外) -44dBm	(帯域内) -110.9dBm/MHz (帯域外) -56dBm (5MHz離調) -44dBm (10MHz離調)
受信空中線利得	0 dBi	9 dBi
受信給電線損失	0 dB	0 dB
アンテナ指向特性 (水平)	オムニ	図 2. 2. 4-1
アンテナ指向特性 (垂直)	オムニ	図 2. 2. 4-2
受信空中線高	2 m	2 m

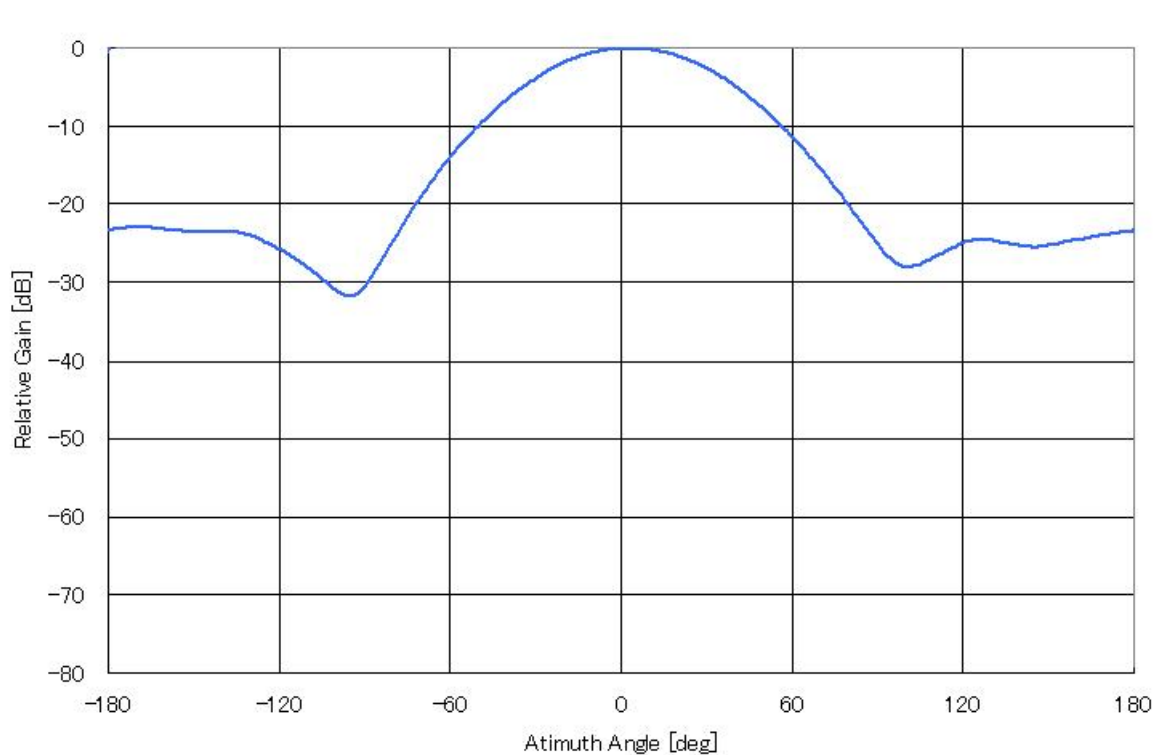


図 2. 2. 4-1 基地局対向器のアンテナ指向特性 (水平)

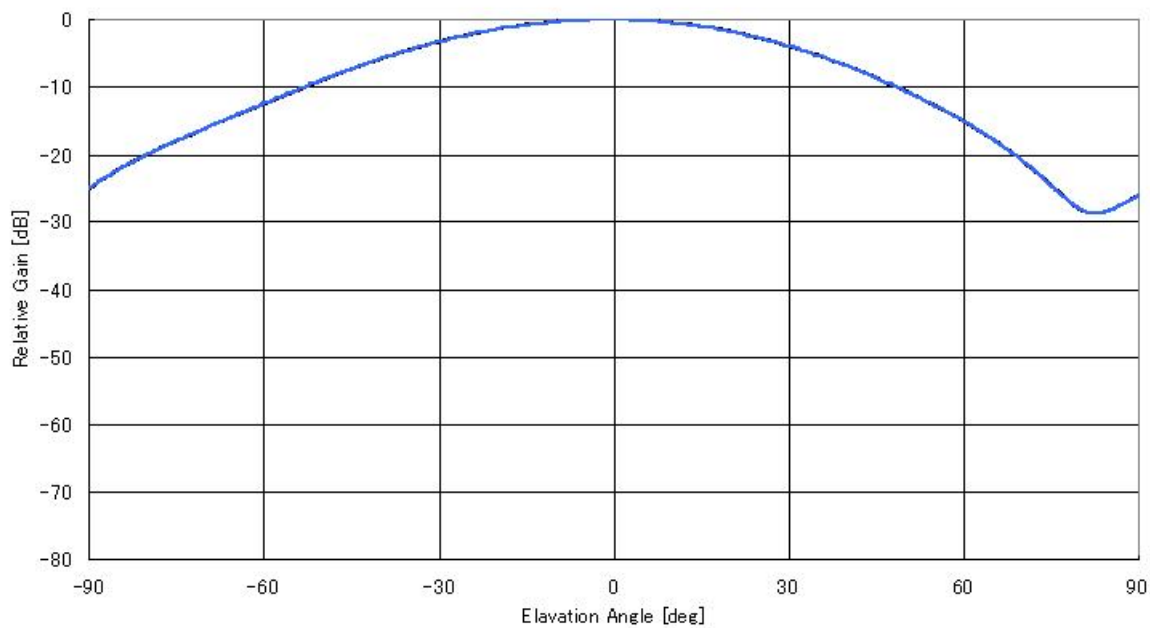


図 2. 2. 4 - 2 基地局対向器のアンテナ指向特性 (垂直)

## 2. 2. 5 干渉検討に用いる伝搬式

与干渉局と被干渉局を対向させた1対1対向モデルにおける干渉検討においては、伝搬式として、基本的に「自由空間損失」を用い、必要に応じて「拡張秦式」を用いた。これらの伝搬式は以下の通りであり、 $f$ は周波数(MHz)、 $h_b$ は基地局アンテナ高(m)、 $h_m$ は陸上移動局アンテナ高(m)、 $H_b$ は $h_b$ と $h_m$ の大きい方の値、 $H_m$ は $h_b$ と $h_m$ の小さいほうの値、 $d$ は距離(km)を表す。

### (1) 自由空間損失

$$L[\text{dB}] = 32.4 + 20\log(f) + 10\log\left(d^2 + (H_b - H_m)^2 / 10^6\right)$$

$$H_b = \max(h_b, h_m)$$

$$H_m = \min(h_b, h_m)$$

### (2) 拡張秦式

拡張秦式として、報告ITU-R SM. 2078で定義されているモデルを用いた。適用可能な周波数は3 GHzまでと定義されているが、近似的に3.5GHzでも適用可能と仮定して評価を行った(参考資料2を参照)。

- $d \leq 0.04 \text{ km}$

$$L[\text{dB}] = 32.4 + 20\log(f) + 10\log\left(d^2 + (H_b - H_m)^2 / 10^6\right)$$

- $d \geq 0.1 \text{ km}$

$$a(H_m) = (1.1\log f - 0.7)\min(10, H_m) - (1.56\log f - 0.8) + \max(0, 20\log(H_m/10))$$

$$b(H_b) = \min(0, 20\log(H_b/30))$$

$$\alpha = \begin{cases} 1 & \text{for } d \leq 20 \text{ km} \\ 1 + (0.14 + 1.87 \times 10^{-4} f + 1.07 \times 10^{-3} H_b) \left(\log \frac{d}{20}\right)^{0.8} & \text{for } 20 \text{ km} < d \leq 100 \text{ km} \end{cases}$$

の場合に、

### 市街地 (Urban) モデル

$$L[\text{dB}] = [44.9 - 6.55\log(\max\{30, H_b\})](\log d)^\alpha - a(H_m) - b(H_b) - 13.82\log(\max\{30, H_b\})$$

$$+ \begin{cases} 69.6 + 26.2\log(150) - 20\log(150/f) & \text{for } 30 < f \leq 150 \text{ MHz} \\ 69.6 + 26.2\log f & \text{for } 150 < f \leq 1500 \text{ MHz} \\ 46.3 + 33.9\log f & \text{for } 1500 < f \leq 2000 \text{ MHz} \\ 46.3 + 33.9\log(2000) + 10\log(f/2000) & \text{for } 2000 < f \leq 3000 \text{ MHz} \end{cases}$$

### 郊外地 (Sub-urban) モデル

$$L [\text{dB}] = L(\text{urban}) - 2 \{ \log [ (\min \{ \max \{ 150, f \}, 2000 \}) / 28 ] \}^2 - 5.4$$

### 開放地 (Open area) モデル

$$L [\text{dB}] = L(\text{urban}) - 4.78 \{ \log [ \min \{ \max \{ 150, f \}, 2000 \} ] \}^2 \\ + 18.33 \log [ \min \{ \max \{ 150, f \}, 2000 \} ] - 40.94$$

- $0.04 < d < 0.1 \text{ km}$

$$L [\text{dB}] = L(0.04) + \frac{\log d - \log(0.04)}{\log(0.1) - \log(0.04)} \{ L(0.1) - L(0.04) \}$$

なお、上記の各式で得られる伝搬損失 $L$ が自由空間損失よりも小さな値の場合、 $L$ は自由空間損失の値に変更する。

また、衛星業務用システムの地球局との干渉検討においては、地形情報を加味した評価を行っている。当該評価では2つの評価手法での検討を行っており、評価手法1で用いた伝搬式では、自由空間損失に加えて、遮蔽損（近接リッジ損）や山岳回折損を考慮した。一方、評価手法2では、干渉時間率を考慮した伝搬損失量の計算を行うため、勧告ITU-R P.452で規定された伝搬式（参考資料9参照）を用いた。

## 2. 3 第4世代移動通信システム（IMT-Advanced）相互間の干渉検討

第4世代移動通信システム（IMT-Advanced）相互間の干渉検討として、異なる事業者間の無線局の干渉シナリオを考慮して評価を行った。検討においては、基地局間、及び陸上移動局間の干渉について評価を行った。陸上移動中継局間の干渉は基地局間の共存条件、小電力レピータ間の干渉については、既存の携帯電話周波数帯域での小電力レピータの共存条件と同様となると想定されるため、共存可能であると判断し、検討を省略した。

また、TDD の場合、複数の事業者間でネットワーク同期を行う場合（利用するシステムが同一、かつ上り、下りの使用比率が同一、かつ送受信タイミングが時間的に同期されている場合）には、一般には、ガードバンド0MHz で共用可能であるため、検討を省略した。

### 2. 3. 1 基地局間の干渉

基地局間の干渉シナリオとして、異なる事業者の基地局アンテナが同一サイトに併設設置されているモデル（図2. 3. 1-1）での評価を行った。

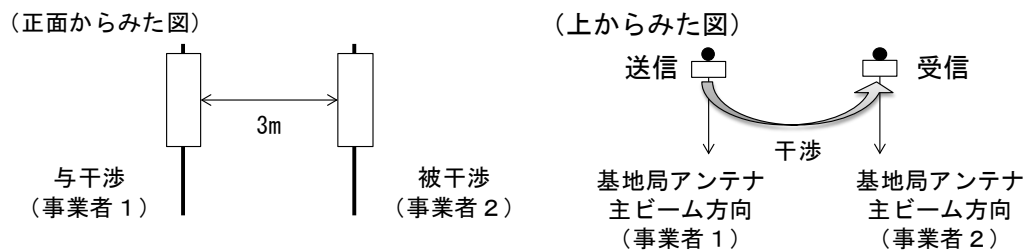


図2. 3. 1-1 基地局併設設置モデル

事業者1の基地局送信周波数と事業者2の基地局受信周波数のガードバンド幅を5、10MHzとした場合の、基地局間干渉の影響を調査した結果を表2. 3. 1-1に示す。

ガードバンド幅が5MHzの場合には、帯域内、及び帯域外干渉を抑圧するためのフィルタを、それぞれ与干渉、及び被干渉側の基地局に挿入するだけでは所要改善量が残存する。したがって、設置する基地局アンテナ間の離隔距離を大きくする等のサイトエンジニアリングを行って残りの所要改善量をマイナス、あるいは不要発射強度やフィルタの実力値を考慮できる程度まで十分に小さくすることができれば、共用可能である。しかしながら、サイトエンジニアリングによる基地局の設置条件に過度な制限を加えないためには、5MHzよりも大きなガードバンド幅を設けることが望ましいと考えられる。

一方、ガードバンド幅が10MHzの場合には、帯域内干渉を抑圧するためのフィルタを与干渉側の基地局に挿入することにより所要改善量は1.3dBとなるため、不要発射強度やフィルタの実力値を考慮することで、共用可能である。また、帯域外干渉を抑圧するためのフィルタを被干渉側の基地局に挿入することにより、所要改善量がマイナスとなるため共用可能である。

なお本机上計算で仮定したフィルタの減衰量等による改善効果は、試作した基地局パワーアンプ及び送信フィルタの実デバイスの特性評価結果より、その実現性が確認できている（参考資料6参照）。

表2. 3. 1-1 所要改善量（基地局↓→基地局↑）

干渉形態	伝搬モデル	ガード	チャンネル	所要改善量	所要改善量
------	-------	-----	-------	-------	-------

		バンド幅	帯域幅 (MHz)	(dB)	(フィルタ挿入後) (dB)
帯域内干渉	自由空間	5 MHz	20~100	44.6	32.4
帯域外干渉			20	25.4	13.2
			40	28.4	16.2
			60	30.2	18.0
			80	31.4	19.2
			100	32.4	20.2
帯域内干渉	自由空間	10MHz	20~100	39.4	1.3
帯域外干渉			20	25.4	-12.7
			40	28.4	-9.7
			60	30.2	-7.9
			80	31.4	-6.7
			100	32.4	-5.7

以上の検討結果を踏まえると、3GPP で規定されている FDD、TDD バンドプランの実現性は以下の通りである。

(1) FDD の場合

3GPP で規定されている Band 22(上り周波数: 3410-3490MHz、下り周波数: 3510-3590MHz、センターギャップ: 20MHz 幅) では、異なる事業者間の基地局送信周波数と基地局受信周波数の最小ガードバンド幅が、センターギャップ幅として 20MHz 幅確保できるため、共用可能である。

(2-1) TDD 事業者間同期運用の場合

3GPP で規定されている Band 42 (上り/下り周波数: 3400-3600MHz) 及び Band 43 (上り/下り周波数: 3600-3800MHz) は、複数の事業者間でネットワーク同期を行う (利用するシステムが同一、かつ上り、下りの使用比率が同一、かつ送受信タイミングが時間的に同期されている場合) 前提で仕様が作成されているが、この場合には、ガードバンド幅 0 MHz で共用可能である。

(2-2) TDD 事業者間非同期運用の場合

Band 42 及び 43 について TDD 事業者間非同期運用で利用するためには、隣接する事業者間の最小ガードバンド幅として、10MHz が必要と考えられる。

## 2. 3. 2 陸上移動局間の干渉

異なる事業者の陸上移動局間の干渉シナリオについて、確率的調査により評価した。

### (1) FDD の場合

3GPPで規定されているBand 22（上り周波数：3410-3490MHz、下り周波数：3510-3590MHz、センターギャップ：20MHz幅）の受信周波数帯に対するスプリアス強度の保護レベル（-40.0 dBm/MHz）を用い、モンテカルロ・シミュレーションによる確率的調査（伝搬モデル：自由空間）を行った。帯域内干渉の結果を表2. 3. 2-1に、帯域外干渉の結果を表2. 3. 2-2に示す。なお上記のスプリアス強度の保護レベルは、試作した陸上移動局パワーアンプ及び送信フィルタの実デバイスの特性評価結果より、その実現性が確認できている（参考資料7参照）。

表2. 3. 2-1 帯域内干渉の所要改善量（陸上移動局↑→陸上移動局↓）

チャンネル 帯域幅 (MHz)	測定 帯域幅 (MHz)	許容干渉レベル (dBm/測定帯域幅)	干渉電力 (dBm/測定帯域幅)	所要改善量 (dB)
20	18	-98.2	-106.7	-8.5
40	38	-95.0	-104.5	-9.5
60	58	-93.2	-101.8	-8.6
80	78	-91.9	-99.9	-8.1
100	98	-90.9	-99.0	-8.1

表2. 3. 2-2 帯域外干渉の所要改善量（陸上移動局↑→陸上移動局↓）

チャンネル 帯域幅 (MHz)	許容干渉レベル (dBm)	干渉電力 (dBm/測定帯域幅)	所要改善量 (dB)
20	-44.0	-55.3	-11.3
40	-44.0	-53.6	-9.5
60	-44.0	-51.5	-7.5
80	-44.0	-50.0	-6.0
100	-44.0	-49.5	-5.5

いずれのケースにおいても所要改善量がマイナスであるため、Band 22で規定されている受信周波数帯に対するスプリアス強度の保護レベル（-40.0dBm/MHz）を確保することにより、共用可能である。

### (2-1) TDD 事業者間同期運用の場合

3GPPで規定されているBand 42（上り／下り周波数：3400-3600MHz）及びBand 43（上り／下り周波数：3600-3800MHz）は、複数の事業者間でネットワーク同期を行う（利用するシステムが同一、かつ上り、下りの使用比率が同一、かつ送受信タイミングが時間的に同期されている場合）前提で仕様が作成されているが、この場合には、ガードバンド幅0MHzで共用可能である。



(2-2) TDD 事業者間非同期運用の場合

複数事業者間のネットワーク同期が実現できない場合（非同期運用の場合）には、隣接する事業者の間に、ガードバンドを設けて運用することが必要である。3GPPの検討では、同一のTDDバンド内では隣接するチャンネルが同期運用されることを前提に仕様が規定されており、FDDの場合のBand 22のような受信周波数帯に対するスプリアス強度に対する保護レベルが規定されていない。そこで、帯域内干渉の検討には、近接領域については隣接チャンネル漏洩電力を使用し、スプリアス領域については一般のスプリアス強度（-30dBm/MHz）を用いて、モンテカルロ・シミュレーションによる確率的調査（伝搬モデル：自由空間）による検討を行った。帯域内干渉の結果を表2.3.2-3に、帯域外干渉の結果を表2.3.2-4に示す。

表2.3.2-3 帯域内干渉の所要改善量（陸上移動局↑→陸上移動局↓）

チャンネル幅 (MHz)	測定帯域幅 (MHz)	ガードバンド (MHz)	許容干渉レベル (dBm/測定帯域幅)	干渉電力 (dBm/測定帯域幅)	所要改善量 (dB)
20	18	0	-98.2	-78.7	19.5
		1	-98.2	-80.2	18.1
		5	-98.2	-80.7	17.6
		20	-98.2	-94.9	3.3
		25	-98.2	-97.3	1.0
40	38	0	-95.0	-83.5	11.5
		20	-95.0	-85.6	9.4
		40	-95.0	-89.1	5.9
		45	-95.0	-90.9	4.1
60	58	0	-93.2	-82.1	11.1
		40	-93.2	-83.1	10.1
		60	-93.2	-87.1	6.1
		65	-93.2	-86.8	6.4
80	78	0	-91.9	-80.7	11.2
		60	-91.9	-83.2	8.7
		80	-91.9	-84.6	7.3
		85	-91.9	-85.1	6.8
100	98	0	-90.9	-78.5	12.4
		70	-90.9	-82.2	8.6
		100	-90.9	-82.7	8.2
		105	-90.9	-82.9	8.0

表 2. 3. 2-4 帯域外干渉の所要改善量（陸上移動局↑→陸上移動局↓）

チャンネル 帯域幅 (MHz)	ガード バンド (MHz)	許容干渉 レベル (dBm)	干渉電力 (dBm/測定帯域幅)	所要改善量 (dB)
20	0	-56.0	-56.2	-0.2
	1	-56.0	-57.4	-1.4
	5	-56.0	-56.2	-0.2
	20	-44.0	-56.2	-12.2
	25	-44.0	-56.8	-12.8
40	0	-56.0	-53.5	2.5
	20	-44.0	-53.7	-9.7
	40	-44.0	-52.8	-9.8
	45	-44.0	-53.7	-9.7
60	0	-56.0	-52.1	3.9
	40	-44.0	-50.7	-6.7
	60	-44.0	-52.3	-8.3
	65	-44.0	-51.4	-7.4
80	0	-56.0	-50.7	5.3
	60	-44.0	-50.8	-6.8
	80	-44.0	-50.8	-6.8
	85	-44.0	-51.0	-7.0
100	0	-56.0	-48.5	7.5
	70	-44.0	-50.5	-6.5
	100	-44.0	-49.8	-5.8
	105	-44.0	-49.8	-5.8

チャンネル帯域幅が20MHzの場合には、ガードバンドとして25MHzを確保することで、帯域内干渉の所要改善量が1.0dBとなり、実装マージンを考慮すれば共用可能である。一方、チャンネル帯域幅が40MHz以上の場合には、チャンネル帯域幅と同じ程度の幅のガードバンドを確保しても、帯域内干渉の所要改善量が残り、この評価結果のみでは共用可能性の判断をすることが困難である。

そこで上記の3GPPの仕様値での評価検討に加えて、3.5 GHz帯の実デバイスのスプリアス強度の実力値を加味した検討を行った（詳細は参考資料8参照）。本検討では、試作を行なった3.5GHz帯のパワーアンプのスプリアス強度の実測値から、マージンを考慮し、実力値の設定を行なった。この実力値に基づき、モンテカルロ・シミュレーションによる確率的調査（伝搬モデル：自由空間）による検討を行った。結果を表2. 3. 2-5に示す。本結果より、チャンネル帯域幅が20MHz、40MHzの場合に、ガードバンド幅がそれぞれ12MHz、29MHz必要との結果になった。なお、本結果は、試作した1つのデバイスを用いた評価結果であり、今後開発される全てのデバイスが、ここで得られた送信スプリアス特性を満たせる保証はないため、注意が必要である。したがって、今回の結果は検討結果の一例とし

て取り扱うことが適当である。

表 2. 3. 2-5 実デバイス測定結果に基づく所要改善量（陸上移動局↑→陸上移動局↓）

チャンネル幅 (MHz)	ガードバンド (MHz)	帯域内干渉の 所要改善量 (dB)	帯域外干渉の 所要改善量 (dB)
20	0	9.4	0.8
	5	4.2	-1.8
	10	0.7	-13.2
	11	0.2	-12.9
	12	-0.4	-12.6
40	0	8.9	2.1
	20	3.9	-10.0
	25	2.9	-8.9
	28	1.3	-9.2
	29	0.0	-10.2

2. 3. 3 第4世代移動通信システム（IMT-Advanced）相互間の干渉検討結果まとめ

表2. 3. 3-1に、第4世代移動通信システム（IMT-Advanced）相互間の干渉検討結果を示す。

表2. 3. 3-1 第4世代移動通信システム（IMT-Advanced）相互間の最小ガードバンド幅

		与干渉	
		基地局送信	陸上移動局送信
被干渉	基地局受信	10MHz <sup>注1</sup> / 0MHz <sup>注2</sup>	—
	陸上移動局受信	—	12、29MHz <sup>注3</sup> / 0MHz <sup>注2</sup>

注1：基地局の併設設置モデルを想定した場合に、フィルタ挿入等を実施

注2：TDDで、事業者間がネットワーク同期運用を行なう場合（利用するシステムが同一、かつ上り／下りの時間比率が同一、送受信タイミングが時間的に同期されている場合）

注3：最大送信チャネル帯域幅が20、40MHzの条件で、実デバイスの実力値の一例を考慮した場合

上記の結果を踏まえ、基地局送信、陸上移動局送信の実現可能な周波数配置について、表2. 3. 3-2にまとめる。

表2. 3. 3-2 基地局送信、陸上移動局送信の実現可能な周波数配置

FDD	上り周波数：3410-3490MHz、下り周波数：3510-3590MHz、センターギャップ：20MHz幅に基づく周波数配置が可能
TDDで事業者間がネットワーク同期運用	ガードバンド0MHzに基づく周波数配置が可能
TDDで事業者間がネットワーク非同期運用	基地局間干渉は、フィルタの挿入等により10MHzのガードバンドにより共用可能であるが、陸上移動局間干渉は、実力値の一例を考慮しても10MHz以上のガードバンドが共用のためには必要である。ガードバンド縮小による周波数の有効利用のためには、より詳細な検討が必要

## 2. 4 放送事業用無線局との干渉検討

### 2. 4. 1 検討を実施する干渉形態

検討対象となる放送事業用無線局の種類及び設置場所は、表2. 4. 1-1の通りである。なお、監視制御回線については、干渉検討に用いるパラメータが音声STL/TSL/TTLと同様であるため検討を省略し、音声STL/TSL/TTLの検討結果が適用できるものとした。

表2. 4. 1-1 放送事業用無線局の干渉検討対象の無線局

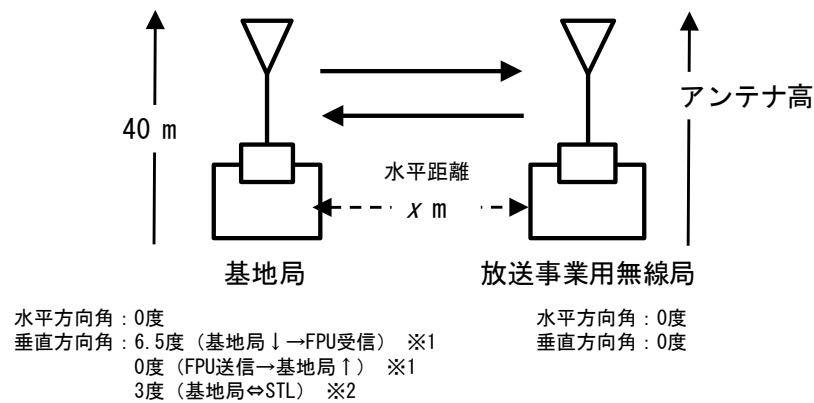
①	音声FPU（都市部）
②	音声FPU（山間部）※1
③	音声STL/TSL/TTL（都市部）
④	音声STL/TSL/TTL（山間部）
⑤	監視制御回線

※1 音声FPU（山間部）は送信のみ存在

### 2. 4. 2 基地局との干渉検討

基地局との干渉検討モデルとして、図2. 4. 2-1の評価モデルを用いた。また、図中の放送事業用無線局のアンテナ高を、表2. 4. 2-1に示す。また、拡張秦式を用いる際には、都市部では市街地モデル、山間部は開放地モデルを使用した。

与干渉局、被干渉局が1対1で対向する調査モデルでの検討を行い、アンテナパターン等を考慮した上で最も干渉条件が厳しくなる水平距離の条件（結合損が最小となる条件、ただし水平距離が10 m以上）で、許容干渉電力に対する所要改善量の算出を行った。



※1 携帯電話等高度化委員会報告（700MHz帯を使用する移動通信システムの技術的条件）より  
 ※2 携帯電話等高度化委員会報告（900MHz帯を使用する移動通信システムの技術的条件）より

図2. 4. 2-1 基地局との干渉検討モデル

表 2. 4. 2-1 放送事業用無線局のアンテナ高

放送事業用無線局		アンテナ高 (m)
送信側	音声 FPU (山間部)	105
	音声 FPU (都市部)	70
受信側	音声 FPU (都市部)	219
音声 STL (山間部)		160
音声 STL (都市部)		45

(1) 音声FPUとの干渉検討

ア 同一チャネルにおける干渉検討

表 2. 4. 2-2 に基地局と音声FPUについて、同一チャネル干渉の条件における所要改善量を示す。条件により異なるが、約60~80dBの所要改善量となる。

表 2. 4. 2-2 同一チャネル干渉における所要改善量

与干渉	被干渉	伝搬モデル	水平距離	所要改善量 (dB)
基地局 送信	FPU 受信 (都市部)	自由空間	7 km	57.8
		拡張秦式	7 km	57.8
FPU 送信 (都市部)	基地局 受信	自由空間	600m	81.7
		拡張秦式	600m	81.7
FPU 送信 (山間部)	基地局 受信	自由空間	1 km	75.0
		拡張秦式	1 km	75.0

これらの所要改善量について、お互いの無線局の離隔距離を広げることにより、どの程度低減できるかの評価を行った。図 2. 4. 2-2 は、一例として、基地局送信→FPU 受信 (都市部) において、お互いの無線局の水平距離を広げた場合の結合損 (カップリングロス) の変化を示したものである。伝搬による減衰量の大きさが徐々に小さくなるため、水平距離を大きくしても結合損が増大せず、結果として所要改善量の大きな改善は見込めないことが分かる。

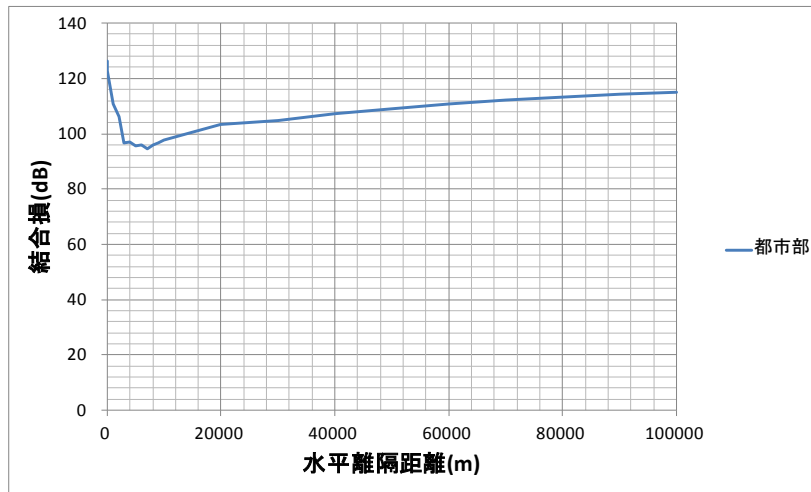


図 2. 4. 2-2 基地局→FPU受信（都市部）の条件で水平距離を大きくする効果

更なる所要改善量の低減のため、空中線電力及びアンテナ高等を小さくした小セル基地局の場合の追加評価を音声FPU（都市部）との条件で行った。表 2. 4. 2-3 に計算結果を示す。所要改善量の低減効果が得られるもの、引き続き約50dB以上の所要改善量が残ることが分かる。

表 2. 4. 2-3 同一チャネル干渉における所要改善量（小セル基地局の場合）

与干渉	被干渉	伝搬モデル	水平距離	所要改善量 (dB)
基地局 送信	FPU 受信 (都市部)	自由空間	3 km	47.6
		拡張秦式	2 km	45.9
FPU 送信 (都市部)	基地局 受信	自由空間	600m	66.3
		拡張秦式	500m	65.0

さらに、実際の放送事業用無線局として使用されている音声FPU装置との干渉実験結果に基づき、実力値の一例による評価を実施した。参考資料5に示す実験結果より、音声FPU装置の音声品質に影響を与えない干渉レベルは-116dBm/100 kHzであり、机上検討で用いた許容干渉レベル-126dBm/100 kHzとは、10dBの差が存在する。装置実力値の一例としてこの差を考慮した場合の所要改善量は、表 2. 4. 2-4 の通りとなるが、約40～50dBの所要改善量が残ることが分かる。

表 2. 4. 2-4 干渉実験結果に基づく所要改善量

与干渉	被干渉	伝搬モデル	水平距離	机上計算での所要改善量 (dB)	装置実力値の一例を考慮した所要改善量 (dB)
通常 基地局 送信	FPU 受信 (都市部)	自由空間	7 km	57.8	47.8
		拡張秦式	7 km	57.8	47.8
小セル 基地局 送信	FPU 受信 (都市部)	自由空間	3 km	47.6	37.6
		拡張秦式	2 km	45.9	35.9

イ 隣接チャンネルにおける干渉検討

表 2. 4. 2-5 に基地局と音声FPUについて、隣接チャンネル干渉の条件における所要改善量を示す。また参考資料 5 の干渉実験結果に基づいた音声FPU装置の実力値の一例による所要改善量も併せて示す。

基地局送信→FPU受信（都市部）の干渉シナリオにおいて、ガードバンド幅が0 MHz の場合には、帯域内干渉で13.6dB、帯域外干渉で32.4dBの所要改善量となる。基地局のアンテナ設置のサイトエンジニアリングによる対策や、音声FPU装置の許容干渉レベルの実力値等を考慮すれば、共用可能となるケースも存在すると考えられるが、基地局の設置条件に過度な制限を加えないためには、一定のガードバンドを設けることが望ましいと考えられる。そこで、ガードバンド幅が5 MHz を評価すると、基地局へのフィルタ挿入により帯域内干渉の所要改善量が1.4dBに低減可能であり、基地局の不要発射強度やフィルタの実力値も加味すれば共用の可能性はある。また帯域外干渉の所要改善量は1.4dB となるが、基地局のアンテナ設置のサイトエンジニアリングによる対策や、音声FPU装置の許容干渉レベルの実力値等を考慮すれば共用の可能性はある。

一方、FPU送信（都市部）又は（山間部）→基地局受信の干渉シナリオでは、机上検討では、帯域内干渉の影響が顕著であり、30dB程度の所要改善量となる。本影響は、基地局のアンテナ設置のサイトエンジニアリングで共用可能なケースもあると考えられるが、音声FPU装置の不要発射強度の実力値による改善効果を考慮するため、ガードバンド5 MHz を設けることが望ましいと考えられる。



表 2. 4. 2-5 隣接チャネル干渉における所要改善量

与干渉	被干渉	干渉形態	伝搬モデル	ガードバンド幅 (MHz)	水平距離	机上計算		装置実力値の一例を考慮した場合	
						所要改善量 (dB)	基地局フィルタ挿入後の所要改善量 (dB)	所要改善量 (dB)	基地局フィルタ挿入後の所要改善量 (dB)
基地局送信	FPU 受信都市部	帯域内	自由空間	0 MHz	7 km	13.6	—	3.6	—
			拡張秦式		7 km	13.6	—	3.6	—
			自由空間	5 MHz	7 km	13.6	1.4	3.6	-8.6
			拡張秦式		7 km	13.6	1.4	3.6	-8.6
		帯域外	自由空間	0 MHz	7 km	32.4	—	—	—
			拡張秦式		7 km	32.4	—	—	—
			自由空間	5 MHz	7 km	1.4	—	-10.6	—
			拡張秦式		7 km	1.4	—	-10.6	—
FPU 送信都市部	基地局受信	帯域内	自由空間	0 MHz	600 m	35.6	—	29.6	—
			拡張秦式		600 m	35.6	—	29.6	—
			自由空間	5 MHz	600 m	35.6	—	9.6	—
			拡張秦式		600 m	35.6	—	9.6	—
		帯域外	自由空間	0 MHz	600 m	5.7	—	—	—
			拡張秦式		600 m	5.7	—	—	—
			自由空間	5 MHz	600 m	5.7	-6.6	—	—
			拡張秦式		600 m	5.7	-6.6	—	—
FPU 送信山間部	基地局受信	帯域内	自由空間	0 MHz	1 km	29.0	—	23.0	—
			拡張秦式		1 km	29.0	—	23.0	—
			自由空間	5 MHz	1 km	29.0	—	3.0	—
			拡張秦式		1 km	29.0	—	3.0	—
		帯域外	自由空間	0 MHz	1 km	-1.0	—	—	—
			拡張秦式		1 km	-1.0	—	—	—
			自由空間	5 MHz	1 km	-1.0	-13.2	—	—
			拡張秦式		1 km	-1.0	-13.2	—	—

(2) 音声STL/TTL/TSL及び監視制御回線との干渉検討

ア 同一チャネルにおける干渉検討

表2. 4. 2-6に基地局と音声STL/TTL/TSL及び監視制御回線（以下、まとめてSTL）との、同一チャネル干渉の条件における所要改善量を示す。都市部では90dB以上、山間部でも70dB以上の所要改善量となる。

表2. 4. 2-6 同一チャネル干渉における所要改善量

与干渉	被干渉	伝搬モデル	水平距離	所要改善量 (dB)
基地局送信	STL受信 (都市部)	自由空間	100 m	98.9
		拡張秦式	100 m	98.9
STL送信 (都市部)	基地局受信	自由空間	100 m	95.5
		拡張秦式	100 m	95.5
基地局送信	STL受信 (山間部)	自由空間	3.5 km	74.2
		拡張秦式	3.5 km	74.2
STL送信 (山間部)	基地局受信	自由空間	3.5 km	70.7
		拡張秦式	3.5 km	70.7

更なる所要改善量の低減のため、表2. 4. 2-7に、小セル基地局を想定した場合の、同一チャネル干渉の条件における所要改善量を示す。所要改善量の低減効果は得られるものの、引き続き60dB以上の所要改善量となる。

表2. 4. 2-7 同一チャネル干渉における所要改善量（小セル基地局の場合）

与干渉	被干渉	伝搬モデル	水平距離	所要改善量 (dB)
基地局送信	STL受信 (都市部)	自由空間	1100 m	63.6
		拡張秦式	300 m	60.0
STL送信 (都市部)	基地局受信	自由空間	1100 m	71.1
		拡張秦式	300 m	67.5

さらに、実際の放送事業用無線局として使用されているSTL装置との干渉実験結果に基づき、実力値の一例による評価を実施した。参考資料5に示す実験結果より、実験で用いた2種類のSTL装置において音声品質へ影響を与えない干渉レベルは-101dBm/100kHz又は-111dBm/100kHzであり、机上検討で考慮した許容干渉レベル-126dBm/100kHzとは、15dB又は25dBの差が存在する。装置実力値の一例としてこの差を考慮した場合の所要改善量は、表2. 4. 2-8の通りとなるが、引き続き約45~85dBの所要改善量となることが分かる。

表 2. 4. 2-8 干渉実験結果に基づく所要改善量

与干渉	被干渉	伝搬モデル	水平距離	机上計算での所要改善量 (dB)	装置実力値の一例を考慮した所要改善量 (dB) 注
通常 基地局 送信	STL 受信 (都市部)	自由空間	100 m	98.9	73.9/83.9
		拡張秦式	100 m	98.9	73.9/83.9
小セル 基地局 送信	STL 受信 (都市部)	自由空間	1100 m	63.6	38.6/48.6
		拡張秦式	300 m	60.0	35.0/45.0

注：2種類のSTL装置（左：AM放送の中継向け、右：FM放送の中継向け）に対する値を併記

#### イ 隣接チャンネルにおける干渉検討

表 2. 4. 2-9に基地局とSTLとの、隣接チャンネル干渉の条件における所要改善量を示す。ガードバンド幅が0 MHzの場合は共存条件が厳しいため、ガードバンド幅が5 MHz及び10 MHzの場合の検討結果をまとめた。また参考資料5に示す、干渉実験結果に基づいたSTL装置の実力値の一例による所要改善量も併せて示す。

都市部においては、基地局送信→STL受信（都市部）の干渉シナリオにおいて、ガードバンド幅が5 MHz及び10 MHzの条件で、基地局へのフィルタ挿入後に、帯域内干渉の所要改善量は42.5dB及び11.4dBとなる。ガードバンド5 MHzでは、干渉実験によるSTL装置の実力値を加味した場合でも、STL装置によっては大きな改善量を見込めないことが分かる。したがって、ガードバンド幅として10 MHzを確保しつつ、双方の無線局の離隔距離を確保し、基地局のアンテナ設置条件のサイトエンジニアリング等の対策を行えば、共用の可能性はある。また、帯域外干渉は約40dBの所要改善量が必要であるが、ガードバンド幅10MHzを確保しつつ、基地局のサイトエンジニアリングやSTL装置の共用干渉レベルの実力値を考慮するとともに、それでも干渉条件が厳しい場合には、個別にSTL装置へのフィルタ挿入を行なう等の対策により、共用の可能性はある。

一方、STL送信（都市部）→基地局受信の干渉シナリオにおいては、ガードバンド幅が5 MHzの条件で、帯域内干渉については45dB程度の所要改善量、帯域外干渉については基地局へのフィルタ挿入後に7.3dBの所要改善量が残る。基地局のアンテナ設置のサイトエンジニアリングによる対策や、帯域内干渉が厳しい条件では個別にSTL装置へのフィルタ挿入を行なう等の対策により、共用の可能性はある。

また山間部については、都市部に比較して所要改善量が小さいため、都市部での共存条件の考え方を適用することができると考えられる。

表 2. 4. 2-9 隣接チャネル干渉における所要改善量

与干渉	被干渉	干渉形態	伝搬モデル	ガードバンド幅 (MHz)	水平距離	机上計算		装置実力値の一例を考慮した場合 <sup>注</sup>			
						所要改善量 (dB)	基地局フィルタ挿入後の所要改善量 (dB)	所要改善量 (dB)	基地局フィルタ挿入後の所要改善量 (dB)		
基地局送信	STL 受信 (都市部)	帯域内	自由空間	5 MHz	100 m	54.7	42.5	29.7/ 39.7	17.5/ 27.5		
			拡張秦式		100 m	54.7	42.5	29.7/ 39.7	17.5/ 27.5		
		帯域外	自由空間		100 m	42.5	—	15.5/ 41.5	—		
			拡張秦式		100 m	42.5	—	15.5/ 41.5	—		
		帯域内	自由空間		10 MHz	100 m	49.5	11.4	24.5/ 34.5	-13.6/ -3.6	
			拡張秦式			100 m	49.5	11.4	24.5/ 34.5	-13.6/ -3.6	
			帯域外			自由空間	100 m	42.5	—	15.5/ 36.5	—
						拡張秦式	100 m	42.5	—	15.5/ 36.5	—
	STL 送信 (都市部)	基地局受信	帯域内	自由空間	5 MHz	100 m	45.5	—	31.5/ 15.5	—	
				拡張秦式		100 m	45.5	—	31.5/ 15.5	—	
			帯域外	自由空間		100 m	19.5	7.3	—	—	
				拡張秦式		100 m	19.5	7.3	—	—	
基地局送信	STL 受信 (山間部)	帯域内	自由空間	5 MHz	3.5 km	30.0	17.8	5.0/ 15.0	-7.2/ 2.8		
			拡張秦式		3.5 km	30.0	17.8	5.0/ 15.0	-7.2/ 2.8		
		帯域外	自由空間		3.5 km	17.7	—	-9.3/ —	—		

								16.7	
			拡張秦式		3.5 km	17.7	—	-9.3/ 16.7	—
		帯域内	自由空間	10 MHz	3.5 km	24.7	-13.4	-0.3/ 9.7	-38.4/ -28.4
			拡張秦式		3.5 km	24.7	-13.4	-0.3/ 9.7	-38.4/ -28.4
		帯域外	自由空間		3.5 km	17.7	—	-9.3/ 11.7	—
			拡張秦式		3.5 km	17.7	—	-9.3/ 11.7	—
STL 送信 (山間部)	基地局 受信	帯域内	自由空間	5 MHz	3.5 km	20.7	—	6.7/ -9.3	—
			拡張秦式		3.5 km	20.7	—	6.7/ -9.3	—
		帯域外	自由空間		3.5 km	-5.3	-17.5	—	—
			拡張秦式		3.5 km	-5.3	-17.5	—	—

注：2種類のSTL装置（左：AM放送の中継向け、右：FM放送の中継向け）に対する値を併記

### 2. 4. 3 陸上移動局との干渉検討

陸上移動局との干渉検討モデルとして、図2. 4. 3-1の評価モデルを用いた。なお、図中の放送事業用無線局のアンテナ高は、表2. 4. 2-1と同一である。また、拡張秦式を用いる際には、都市部では市街地モデル、山間部は開放地モデルを使用した。

基本的には、与干渉局、被干渉局が1対1で対向する調査モデルでの検討を行い、アンテナパターン等を考慮した上で最も干渉条件が厳しくなる水平距離の条件で、許容干渉電力に対する所要改善量の算出を行った。さらに、陸上移動局が被干渉となる条件では、モンテカルロ・シミュレーションによる確率的調査も追加で行った。

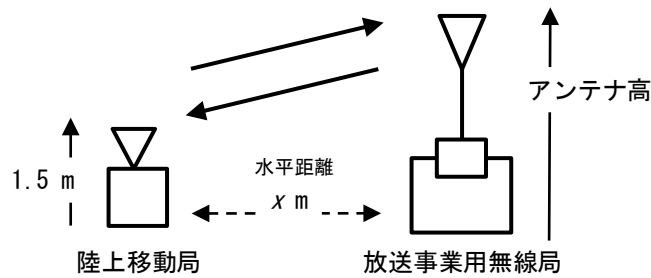


図2. 4. 3-1 陸上移動局との干渉検討モデル

#### (1) 音声FPUとの干渉検討

##### ア 同一チャネルにおける干渉検討

表2. 4. 3-1に陸上移動局と音声FPUとの、同一チャネル干渉の条件における所要改善量を示す。また、基地局との評価と同様に、参考資料5に示す干渉実験結果に基づいた、音声FPU装置の実力値の一例による所要改善量を併せて示す。いずれの条件においても、20dB程度以上の所要改善量となり、音声FPU装置の実力値の一例を加味した場合でも、10dB程度以上の所要改善量となることが分かる。

表2. 4. 3-1 同一チャネル干渉における所要改善量

与干渉	被干渉	伝搬モデル	計算条件	水平距離	机上計算による所要改善量 (dB)	装置実力値の一例を考慮した所要改善量 (dB)
陸上移動局 送信	FPU受信 (都市部)	自由空間	1対1	3.6km	22.6	12.6
		拡張秦式	1対1	1m	18.4	8.4
FPU送信 (都市部)	陸上移動局 受信	自由空間	1対1	960m	48.2	—
			確率的検討	—	22.6	—
		拡張秦式	1対1	1m	44.5	—
FPU送信 (山間部)	陸上移動局 受信	自由空間	1対1	1.5km	44.6	—
			確率的検討	—	19.1	—
		拡張秦式	1対1	1.5km	44.6	—

#### イ 隣接チャンネルにおける干渉検討

表2. 4. 3-2に陸上移動局と音声FPUとの、隣接チャンネル干渉の条件における所要改善量を示す。FPU送信（都市部）→陸上移動局受信の1対1の検討において、自由空間損失を考慮した条件のみ所要改善量がプラスとなるが、それ以外の干渉シナリオでは所要改善量がマイナスとなっている。またFPU送信（都市部）→陸上移動局受信の場合でも、確率的調査を考慮すれば、所要改善量がマイナスとなる。

以上より、隣接チャンネルの条件においては、陸上移動局と音声FPUは、ガードバンド0 MHzで共用の可能性はある。

表2. 4. 3-2 隣接チャネル干渉における所要改善量

与干渉	被干渉	干渉形態	伝搬モデル	ガード バンド 幅	計算条件	水平 距離	所要 改善量 (dB)
陸上移動局 送信	FPU受信 (都市部)	帯域内	自由空間	0MHz	1対1	3.6 km	-7.4
			拡張秦式			1 m	-11.6
		帯域外	自由空間		1対1	3.6 km	-9.9
			拡張秦式			1 m	-14.0
FPU送信 都市部	陸上移動局 受信	帯域内	自由空間	0MHz	1対1	960 m	2.2
			確率的検討		—	-11.0	
			拡張秦式		1対1	1 m	-1.6
		帯域外	自由空間		1対1	960 m	-6.6
			確率的検討		—	-19.7	
			拡張秦式		1対1	1 m	-10.3
FPU送信 山間部	陸上移動局 受信	帯域内	自由空間	0MHz	1対1	1.5 km	-1.4
			確率的検討		—	-14.4	
			拡張秦式		1対1	1.5 km	-1.4
		帯域外	自由空間		1対1	1.5 km	-10.2
			確率的検討		—	-23.2	
			拡張秦式		1対1	1.5 km	-10.2

(2) 音声STL/TTL/TSL、監視制御回線との干渉検討

ア 同一チャネルにおける干渉検討

表2. 4. 3-3に陸上移動局と音声STL/TTL/TSL、監視制御回線（以下、まとめてSTL）との、同一チャネル干渉の条件における所要改善量を示す。また、基地局との評価と同様に、参考資料5に示す干渉実験結果に基づいた、STL装置の実力値の一例による所要改善量を併せて示す。都市部では30dB以上、山間部でも20dB以上の所要改善量となる。またSTL装置の実力値の一例を考慮した場合でも、10dB以上の所要改善量が残る場合があることが分かる。



表 2. 4. 3-3 同一チャネル干渉における所要改善量

与干渉	被干渉	伝搬モデル	計算条件	水平離距離	所要改善量 (dB)	装置実力値の一例を考慮した所要改善量 (dB) 注
陸上移動局送信	STL受信 (都市部)	自由空間	1対1	1.1km	36.3	11.3/21.3
		拡張秦式		1m	31.2	6.2/16.2
STL送信 (都市部)	陸上移動局受信	自由空間	1対1	1.1km	50.7	—
			確率的検討	—	32.8	—
		拡張秦式	1対1	1m	45.6	—
陸上移動局送信	STL受信 (山間部)	自由空間	1対1	4.1km	25.6	0.6/10.6
		拡張秦式		3.5km	25.3	0.3/10.3
STL送信 (山間部)	陸上移動局受信	自由空間	1対1	4.1km	40.0	—
			確率的検討	—	22.8	—
		拡張秦式	1対1	3.5km	39.6	—

注：2種類のSTL装置（左：AM放送の中継向け、右：FM放送の中継向け）に対する値を併記

#### イ 隣接チャネルにおける干渉検討

表 2. 4. 3-4 に陸上移動局とSTLとの、隣接チャネル干渉の条件における所要改善量を示す。一部の条件においては、自由空間損失を用いた場合には所要改善量がプラスとなる。しかしながら、拡張秦式や確率的な調査を適用すると、プラスとなる所要改善量は陸上移動局送信→STL受信（都市部）の干渉シナリオにおける帯域内干渉1.2dBであり、陸上移動局のスプリアス強度の実力値を考慮すれば、共用の可能性はある。

以上より、隣接チャネルの条件においては、陸上移動局とSTLは、ガードバンド0 MHzで共用の可能性はある。

表2. 4. 3-4 隣接チャネル干渉における所要改善量

与干渉	被干渉	干渉形態	伝搬モデル	ガード バンド 幅	計算条件	水平 距離	所要 改善量 (dB)
陸上移動 局 送信	STL受信 (都市部)	帯域内	自由空間	0 MHz	1対1	1.1 km	6.3
			拡張秦式			1 m	1.2
		帯域外	自由空間			1.1 km	3.9
			拡張秦式			1 m	-1.2
STL送信 (都市部)	陸上移動 局 受信	帯域内	自由空間	0 MHz	1対1	1.1 km	4.7
			確率的検討		—	-0.5	
		拡張秦式	1対1		1 m	-0.4	
		帯域外	自由空間		1対1	1.1 km	-4.1
			確率的検討		—	-9.2	
		拡張秦式	1対1		1 m	-9.2	
陸上移動 局 送信	STL受信 (山間部)	帯域内	自由空間	0 MHz	1対1	4.1 km	-4.4
			拡張秦式			3.5 km	-4.7
		帯域外	自由空間			4.1 km	-6.8
			拡張秦式			3.5 km	-7.2
STL送信 (山間部)	陸上移動 局 受信	帯域内	自由空間	0 MHz	1対1	4.1 km	-6.1
			確率的検討		—	-11.0	
		拡張秦式	1対1		3.5 km	-6.4	
		帯域外	自由空間		1対1	4.1 km	-14.8
			確率的検討		—	-19.8	
		拡張秦式	1対1		3.5 km	-15.2	

#### 2. 4. 4 陸上移動中継局との干渉検討

陸上移動中継局との干渉検討モデルとして、図2. 4. 4-1の評価モデルを用いた。なお、図中の放送事業用無線局のアンテナ高は、表2. 4. 2-1と同一である。また、拡張秦式を用いる際には、都市部では市街地モデル、山間部は開放地モデルを使用した。

与干渉局、被干渉局が1対1で対向する調査モデルでの検討を行い、アンテナパターン等を考慮した上で最も干渉条件が厳しくなる水平距離の条件（結合損が最小となる条件、ただし水平距離が10 m以上の条件）で、許容干渉電力に対する所要改善量の算出を行った。なお、同一チャンネル干渉の条件の評価は、基地局の場合と同様な共用条件が必要になると想定されるため省略し、隣接チャンネル干渉条件の評価のみを行った。

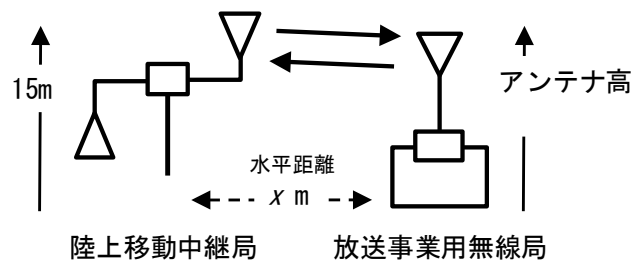


図2. 4. 4-1 陸上移動中継局との干渉検討モデル

##### (1) 音声FPUとの干渉検討

表2. 4. 4-1に陸上移動中継局と音声FPUとの、隣接チャンネル干渉の条件における所要改善量（ガードバンド0 MHz）を示す。また、基地局との評価と同様に、参考資料5に示す干渉実験結果に基づいた、FPU装置の実力値の一例による所要改善量も併せて示す。

陸上移動中継局→FPU（都市部）の干渉シナリオにおいて、帯域内干渉は、対基地局送信で10.4dB、対陸上移動局送信で10.7dBの所要改善量となる。また帯域外干渉は、対基地局送信で約3dB、対陸上移動局送信で約16dBの所要改善量となる。帯域内干渉については陸上移動中継局の不要発射強度や、音声FPU受信装置の許容干渉レベルの実力値等を考慮することで、共用の可能性はある。また、帯域外干渉についても、FPU受信装置の許容干渉レベルの実力値等を考慮することで、共用の可能性はある。

また、FPU（都市部）又はFPU（山間部）→陸上移動中継局の干渉シナリオでは、帯域内干渉で最大22.7dB、帯域外干渉で最大7.7dBの所要改善量となる。この場合も、音声FPU装置の不要発射強度の実力値の考慮や、陸上移動中継局のアンテナ設置のサイトエンジニアリング等による対策を行うことにより、共用の可能性はある。

表 2. 4. 4-1 陸上移動中継局との干渉検討モデル

与干渉	被干渉	干渉形態	伝搬モデル	水平距離	所要改善量 (dB)	装置実力値の一例を考慮した所要改善量 (dB)
陸上移動中継局 対基地局送信	FPU 受信 (都市部)	帯域内	自由空間	3.4km	10.3	0.3
			拡張秦式	3.4km	10.4	0.4
		帯域外	自由空間	3.4km	3.3	—
			拡張秦式	3.4km	3.4	—
陸上移動中継局 対陸上移動局送信	FPU 受信 (都市部)	帯域内	自由空間	3.3km	10.6	0.6
			拡張秦式	3.4km	10.7	0.7
		帯域外	自由空間	3.3km	16.6	—
			拡張秦式	3.4km	16.7	—
FPU 送信 (都市部)	陸上移動中継局 対陸上移動局受信	帯域内	自由空間	650m	22.7	16.7
			拡張秦式	650m	22.7	16.7
		帯域外	自由空間	650m	-6.2	—
			拡張秦式	650m	-6.2	—
FPU 送信 (都市部)	陸上移動中継局 対基地局受信	帯域内	自由空間	760m	16.6	10.6
			拡張秦式	760m	16.6	10.6
		帯域外	自由空間	760m	7.7	—
			拡張秦式	760m	7.7	—
FPU 送信 (山間部)	陸上移動中継局 対陸上移動局受信	帯域内	自由空間	1.3km	18.8	12.8
			拡張秦式	1.2km	18.7	12.7
		帯域外	自由空間	1.3km	-10.1	—
			拡張秦式	1.2km	-10.2	—
FPU 送信 (山間部)	陸上移動中継局 対基地局受信	帯域内	自由空間	1.2km	12.2	6.2
			拡張秦式	1.3km	12.3	6.3
		帯域外	自由空間	1.2km	3.3	—
			拡張秦式	1.3km	3.4	—

## (2) 音声STL/TTL/TSL、監視制御回線との干渉検討

表 2. 4. 4-2 に陸上移動中継局と音声 STL/TTL/TSL、監視制御回線（以下、まとめて STL）との、隣接チャンネル干渉の条件における所要改善量（ガードバンド 0MHz）を示す。また、基地局との評価と同様に、参考資料 5 に示す干渉実験結果に基づいた、STL 装置の実力値の一例による所要改善量も併せて示す。

陸上移動中継局→STL（都市部）の干渉シナリオにおいて、帯域内干渉は対基地局送信で 26.4dB、対陸上移動局送信で 26.6dB の所要改善量となるが、陸上移動中継局の不要発射強度や STL 受信装置の許容干渉レベルの実力値等による改善を見込むことにより、共用の可能性はある。帯域外干渉は、対基地局送信で約 20dB、対陸上移動局送信で約 30dB の所要改善量となるが、STL 受信装置の許容干渉レベルの実力値の考慮や、陸上移動中継局のサイトエンジニアリング等による対策を行うことにより、共用の可能性はある。

また、STL（都市部）又は STL（山間部）→陸上移動中継局の干渉シナリオでは、帯域内干渉で最大 26.5dB、帯域外干渉で最大 11.4dB の所要改善量となる。この場合も、STL 装置の不要発射強度の実力値による改善が見込めることや、陸上移動中継局のアンテナ設置のサイトエンジニアリング等の対策を行うことにより、共用の可能性はある。

表 2. 4. 4-2 陸上移動中継局との干渉検討モデル

与干渉	被干渉	干渉形態	伝搬モデル	水平距離	所要改善量 (dB)	装置実力値の一例を考慮した所要改善量 (dB) 注
陸上移動中継局 対基地局送信	STL 受信 (都市部)	帯域内	自由空間	660m	26.4	1.4/11.4
			拡張秦式	550m	25.8	0.8/10.8
		帯域外	自由空間	660m	19.4	—
			拡張秦式	550m	18.8	—
陸上移動中継局 対陸上移動局送信	STL 受信 (都市部)	帯域内	自由空間	660m	26.6	1.6/11.6
			拡張秦式	550m	26.2	1.2/11.2
		帯域外	自由空間	660m	32.6	—
			拡張秦式	550m	32.2	—
STL 送信 (都市部)	陸上移動中継局 対陸上移動局受信	帯域内	自由空間	630m	26.5	15.5/15.5
			拡張秦式	550m	26.1	15.1/15.1
		帯域外	自由空間	630m	-2.4	—
			拡張秦式	550m	-2.8	—
STL 送信 (都市部)	陸上移動中継局 対基地局受信	帯域内	自由空間	660m	20.3	9.3/9.3
			拡張秦式	550m	19.7	8.7/8.7
		帯域外	自由空間	660m	11.4	—
			拡張秦式	550m	10.8	—
陸上移動中継局 対基地局送信	STL 受信 (山間部)	帯域内	自由空間	3.4km	13.6	-11.4/-1.4
			拡張秦式	3.7km	13.8	-11.2/-1.2
		帯域外	自由空間	3.4km	6.6	—
			拡張秦式	3.7km	6.8	—
陸上移動中継局 対陸上移動局送信	STL 受信 (山間部)	帯域内	自由空間	3.4km	13.8	-11.2/-1.2
			拡張秦式	3.7km	14.0	-11.0/-1.0
		帯域外	自由空間	3.4km	19.8	—
			拡張秦式	3.7km	20.0	—
STL 送信 (山間部)	陸上移動中継局 対陸上移動局受信	帯域内	自由空間	3.4km	13.7	2.7/2.7
			拡張秦式	3.7km	13.9	2.9/2.9
		帯域外	自由空間	3.4km	-11.0	—
			拡張秦式	3.7km	-15.2	—
STL 送信 (山間部)	陸上移動中継局 対基地局受信	帯域内	自由空間	3.4km	7.5	-3.5/-3.5
			拡張秦式	3.7km	7.7	-3.3/-3.3
		帯域外	自由空間	3.4km	-1.4	—
			拡張秦式	3.7km	-1.2	—

注：2種類のSTL装置（左：AM放送の中継向け、右：FM放送の中継向け）に対する値を併記

## 2. 4. 5 小電力レピータとの干渉検討

小電力レピータとの干渉検討モデルとして、図2. 4. 5-1の評価モデルを用いた。なお、図中の放送事業用無線局のアンテナ高は、表2. 4. 2-1と同一である。また、拡張秦式を用いる際には、都市部では市街地モデル、山間部は開放地モデルを使用した。

与干渉局、被干渉局が1対1で対向する調査モデルでの検討を行い、アンテナパターン等を考慮した上で最も干渉条件が厳しくなる水平距離の条件（結合損が最小となる条件、ただし水平距離が10m以上の条件）で、許容干渉電力に対する所要改善量の算出を行った。なお、同一チャンネル干渉の条件の評価は、陸上移動局の場合と同様な共用条件が必要になると想定されるため省略し、隣接チャンネル干渉条件の評価のみを行った。

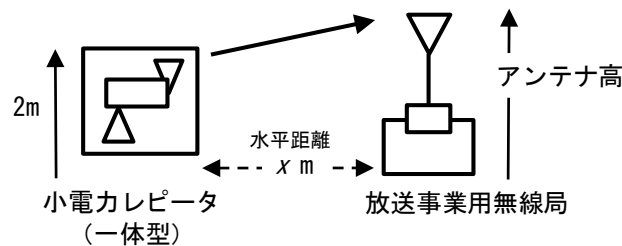


図2. 4. 5-1 小電力レピータ陸上移動中継局との干渉検討モデル

### (1) 音声FPUとの干渉検討

表2. 4. 5-1に小電力レピータと音声FPUとの、隣接チャンネル干渉の条件における所要改善量（ガードバンド0MHz）を示す。また、基地局との評価と同様に、参考資料5に示す干渉実験結果に基づいた、音声FPU装置の実力値の一例による所要改善量も併せて示す。

小電力レピータ→FPU 都市部の干渉シナリオにおいて、帯域内干渉で対基地局送信は6.2dB、対陸上移動局送信はマイナスの所要改善量となり、帯域外干渉はいずれもマイナスの所要改善量である。帯域内干渉については、小電力レピータの不要発射の強度の実力値や、FPU装置の許容干渉レベルの実力値等を見込むことにより、共用の可能性はある。また、FPU（都市部）又はFPU（山間部）→小電力レピータの干渉シナリオでは、帯域内干渉で最大9.8dB、帯域外干渉で最大0.9dBである。この場合も、音声FPU装置の不要発射強度の実力値等を見込むことにより、共用の可能性はある。

表 2. 4. 5-1 小電力レピータとの干渉検討モデル

与干渉	被干渉	干渉形態	伝搬モデル	水平距離	所要改善量 (dB)	装置実力値の一例を考慮した所要改善量 (dB)
小電力レピータ 対基地局送信	FPU受信 (都市部)	帯域内	自由空間	3.5km	6.2	-3.8
			拡張秦式	630m	-20.3	-30.3
		帯域外	自由空間	3.5km	-9.8	-
			拡張秦式	630m	-36.3	-
小電力レピータ 対陸上移動局送信	FPU受信 (都市部)	帯域内	自由空間	3.5km	-2.7	-12.7
			拡張秦式	10m	-7.0	-17.0
		帯域外	自由空間	3.5km	-10.7	-
			拡張秦式	10m	-15.0	-
FPU送信 (都市部)	小電力レピータ 対陸上移動局受信	帯域内	自由空間	920m	8.4	2.4
			拡張秦式	10m	4.5	-1.5
		帯域外	自由空間	920m	-20.5	-
			拡張秦式	10m	-24.4	-
FPU送信 (都市部)	小電力レピータ 対基地局受信	帯域内	自由空間	900m	9.8	3.8
			拡張秦式	110m	-6.3	-12.3
		帯域外	自由空間	900m	0.9	-
			拡張秦式	110m	-15.2	-
FPU送信 (山間部)	小電力レピータ 対陸上移動局受信	帯域内	自由空間	1.4km	4.8	-1.2
			拡張秦式	1.4km	4.9	-1.1
		帯域外	自由空間	1.4km	-24.1	-
			拡張秦式	1.4km	-24.0	-
FPU送信 (山間部)	小電力レピータ 対基地局受信	帯域内	自由空間	1.4km	5.5	-0.5
			拡張秦式	1.4km	5.8	-0.2
		帯域外	自由空間	1.4km	-3.4	-
			拡張秦式	1.4km	-3.1	-



(2) 音声STL/TTL/TSL、監視制御回線との干渉検討

表2. 4. 5-2に小電力レピータと音声 STL/TTL/TSL、監視制御回線（以下、まとめて STL）との、隣接チャンネル干渉の条件における所要改善量（ガードバンド0MHz）を示す。また、基地局との評価と同様に、参考資料5に示す干渉実験結果に基づいた、STL装置の実力値の一例による所要改善量も併せて示す。

小電力レピータ→STL（都市部）の干渉シナリオにおいて、自由空間損失で、帯域内干渉で対基地局送信は最大で 20.7dB、対陸上移動局送信は最大で 11.1dB の所要改善量となり、帯域外干渉は最大で 4.7dB の所要改善量となる。しかしながら、小電力レピータの不要発射の強度の実力値や、音声 FPU 装置の許容干渉レベルの実力値等を見込むことにより、共用の可能性がある。また、STL（都市部）又は STL（山間部）→小電力レピータの干渉シナリオでは、自由空間損失で、帯域内干渉で最大 12.6dB、帯域外干渉で最大 3.7dB の所要改善量である。この場合も、STL 装置の不要発射強度の実力値等を見込むことにより、共用の可能性がある。

表 2. 4. 5-2 小電力レピータとの干渉検討モデル

与干渉	被干渉	干渉形態	伝搬モデル	水平距離	所要改善量 (dB)	装置実力値の一例を考慮した所要改善量 (dB) 注
小電力レピータ 対基地局送信	STL受信 (都市部)	帯域内	自由空間	980m	20.7	-4.3/5.7
			拡張秦式	50m	5.0	-20.0/-10.0
		帯域外	自由空間	980m	4.7	-
			拡張秦式	50m	-11.0	-
小電力レピータ 対陸上移動局送信	STL受信 (都市部)	帯域内	自由空間	1.1km	11.1	-13.9/-3.9
			拡張秦式	10m	5.6	-19.4/-9.4
		帯域外	自由空間	1.1km	3.1	-
			拡張秦式	10m	-2.7	-
STL送信 (都市部)	小電力レピータ 対陸上移動局 受信	帯域内	自由空間	1.1km	11.0	0.0/0.0
			拡張秦式	10m	5.5	-5.5/-5.5
		帯域外	自由空間	1.1km	-17.9	-
			拡張秦式	10m	-23.4	-
STL送信 (都市部)	小電力レピータ 対基地局受信	帯域内	自由空間	1.1km	12.6	1.6/1.6
			拡張秦式	10m	-3.2	-14.2/-14.2
		帯域外	自由空間	1.1km	3.7	-
			拡張秦式	10m	-12.1	-
小電力レピータ 対基地局送信	STL受信 (山間部)	帯域内	自由空間	1.1km	9.1	-15.9/-5.9
			拡張秦式	10m	9.3	-15.7/-5.7
		帯域外	自由空間	1.1km	-6.9	-
			拡張秦式	10m	-6.7	-
小電力レピータ 対陸上移動局送信	STL受信 (山間部)	帯域内	自由空間	1.1km	0.1	-24.9/-14.9
			拡張秦式	10m	0.3	-24.7/-14.7
		帯域外	自由空間	1.1km	-7.9	-
			拡張秦式	10m	-7.7	-
STL送信 (山間部)	小電力レピータ 対陸上移動局 受信	帯域内	自由空間	1.1km	-0.3	-11.3/-11.3
			拡張秦式	10m	0.2	-10.8/-10.8
		帯域外	自由空間	1.1km	-29.2	-
			拡張秦式	10m	-28.7	-
STL送信 (山間部)	小電力レピータ 対基地局受信	帯域内	自由空間	1.1km	1.0	-10.0/-10.0
			拡張秦式	10m	1.2	-9.8/-9.8
		帯域外	自由空間	1.1km	-7.9	-
			拡張秦式	10m	-7.7	-

注：2種類のSTL装置（左：AM放送の中継向け、右：FM放送の中継向け）に対する値を併記

## 2. 4. 6 放送事業用無線局との干渉検討結果まとめ

### (1) 同一チャネル干渉条件での共用条件

基地局との干渉検討において、干渉シナリオに応じて、音声 FPU は約 60～80dB、音声 STL/TTL/TSL 及び監視制御回線は約 70～100dB の所要改善量となった。また小セル基地局を想定した場合でも、音声 FPU は約 50～65dB、音声 STL/TTL/TSL 及び監視制御回線は約 60～70dB の所要改善量となった。さらに、実際の放送事業用無線局として使用されている装置との干渉実験結果に基づき、当該装置の実力値の一例による評価を実施し、FPU 装置では 10dB、STL 装置では 15 又は 25dB 程度の改善が得られることを確認したが、上記の所要改善量を全て満たすことはできなかった。

したがって、これらの所要改善量を満たすため、互いの無線局の離隔距離を確保して運用を行なう必要がある。ただし、伝搬損からの単純計算を用いると、所要離隔距離は非現実的な値となり、見通し以上の大きな離隔距離を確保する必要があるという結果になる。現実的には、お互いの無線局が見通し外の関係となるような位置関係で運用すれば、干渉が発生することはないと考えられることから、同一チャネルにおける共存を図る場合には、見通し外での運用をすることが必要であると考えられる。

また、陸上移動局、陸上移動中継局や小電力レピータは、基地局からの電波が受信できるエリアで利用されるため、これらの無線局も放送事業用無線局とお互いに見通し外の位置関係で運用することで、共用が可能になると考えられる

### (2) 隣接チャネル干渉条件での共用条件

隣接チャネル干渉における、放送事業用無線局との干渉検討結果のまとめを表 2. 4. 6-1 に示す。これらのガードバンドを確保しつつ、必要に応じて基地局へのフィルタ挿入、アンテナ設置のサイトエンジニアリング等の対策を行うことにより、共用の可能性がある。

表 2. 4. 6-1 隣接チャネル干渉における放送事業用無線局との最小ガードバンド幅

被干渉 与干渉	第 4 世代移動通 信システム↑ (陸上移動局、中継 を行う無線局(基地 局対向器))	第 4 世代移動通 信システム↓ (基地局、中継を行 う無線局(陸上移動 局対向器))	音声FPU	音声 STL/TTL/TSL、 監視制御回線
第 4 世代移動通 信システム↑ (基地局、中継を行 う無線局(陸上移動 局対向器))	—	—	5 MHz	5 MHz
第 4 世代移動通 信システム↓ (陸上移動局、中継 を行う無線局(基地 局対向器))	—	—	0 MHz	0 MHz
音声FPU	0 MHz	5 MHz	—	—
音声 STL/TTL/TSL、 監視制御回線	0 MHz	10MHz	—	—

(3) まとめ

第 4 世代移動通信システム (IMT-Advanced) は、導入当初は主に大都市の中心都などの超高トラヒックエリアから展開されていくことが想定され、さらに、超高トラヒックエリアであれば、送信アンテナ高が低く、低送信電力の小セル基地局での導入も考えられ、他業務への与干渉量についても一定の低減効果が見込めると考えられる。

(1)、(2)に示すように、干渉回避のためには離隔距離を確保することが最も効果的な対策であり、第 4 世代移動通信システム (IMT-Advanced) の導入に際しては、放送事業用無線局との間で十分な離隔距離が確保できるかどうかを事前に判断する必要がある。

一方、放送事業用無線局は、周波数再編アクションプラン (平成 24 年 10 月改定版) において、「最長で平成 34 年 11 月 30 日までに周波数移行することとされているところ、平成 27 年度の第 4 世代移動通信システムの導入に向け、一定の地域から開始できるよう音声 STL/TTL/TSL 等の利用状況を踏まえ、移行期限の前倒しについて検討を行うこととしており、無線局数も減少してきているところである。

これらを総合的に勘案すると、第 4 世代移動通信システム (IMT-Advanced) の導入・展開タイミングと放送事業用無線局の移行タイミングとを上手く整合させれば、双方にとって効率的な導入／移行が実現でき、限りある周波数を有効に活用することが可能になると考えられる。

## 2. 5 衛星業務用システムとの干渉検討

### 2. 5. 1 検討対象とした衛星システムの受信設備の形態と保護に関する考え方

2. 1. 1章に記載したように、様々な衛星業務用システムが 3.4-4.2GHz 帯において運用されている。2. 5章で干渉検討の対象とした衛星業務用システムの受信設備を、国内法令に基づいて整理すると以下の3つの形態に分類される。

- ①我が国で免許された地球局等であり、かつ我が国で免許された人工衛星局の電波を受信するものの受信設備。
- ②我が国で免許された地球局等であるが、我が国で免許された人工衛星局の電波を受信せず、他国で免許された人工衛星局の電波を受信するものの受信設備。本形態には、我が国で免許された携帯移動地球局等からの電波を、他国で免許された人工衛星局の中継により受信する設備が含まれる。
- ③我が国の免許に関係しない受信のみを目的とする受信設備。

2. 5章では、地球局等の免許人の協力によって、その諸元を把握し得た 45 設備を干渉検討の対象としているが、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 56 条（混信等の防止）の適用については、以下のとおり考えられる。

- ①、②：電波法第 56 条に、無線局は、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならないと定められていることから、本規定に基づいて保護されることになる。

なお、我が国の免許では、3.4GHz-3.7GHz の周波数の電波を発射する人工衛星局は存在していないため、当該周波数帯には①の受信設備は存在しない。3.7-4.2GHz の周波数の電波を発射する人工衛星局としては、2 免許人 10 局の人工衛星局が存在しており、当該周波数帯ではこれらの人工衛星局を通信の相手方とする地球局が①の形態となる。②の形態としては、我が国で免許された地球局の受信設備であって、他国で免許された人工衛星局が発射する 3.4-4.2GHz の電波を受信する受信設備が存在する。

- ③：本形態の受信設備にあっては、電波法第 56 条に基づき、総務大臣が指定する受信設備のみ保護される。

### 2. 5. 2 検討を実施する干渉形態

2. 5. 1章に記載したように、地球局等の免許人の協力によってその諸元を把握し得た 45 設備（以下、地球局と表記）について、地球局毎の個別のパラメータを用いて検討を行う。これらの地球局の多くは 3.6GHz 以上の帯域で運用されていることから、干渉検討についても、3.4-3.6GHz 帯と 3.6-4.2GHz 帯に分けて検討を行う。

まず、図 2. 5. 2-1 の 1 対 1 の対向モデルで、基地局、陸上移動局、陸上移動中継局及び小電力レピータとの評価を行った。アンテナパターン等を考慮した上で最も干渉条件が厳しくなる水平距離の条件（結合損が最小となる条件、ただし基地局は水平距離が 100m 以上、陸上移動局、陸上移動中継局及び小電力レピータは水平距離が 10m 以上の条件）で、許容干渉電力に対する所要改善量の算出を行った。

さらに、より現実的なモデルを考慮した場合の追加検討として、いくつかの地球局を例にとり、基地局との共用検討を行った。この追加検討では、地形情報を考慮した検討、小セル基地局との検討、異なる伝搬式での検討、干渉時間率を考慮した検討など、いくつかの評価を行っ

た。

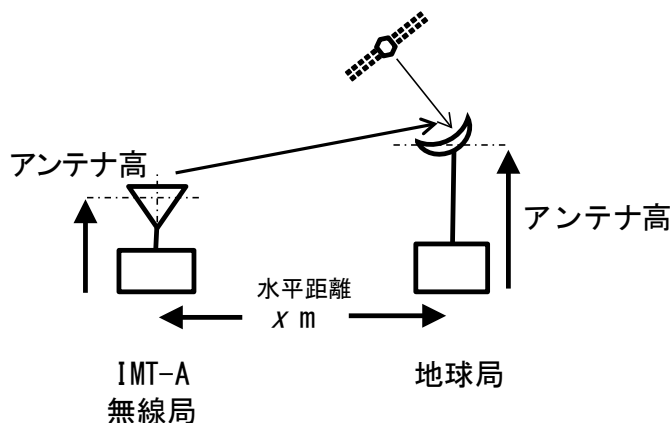


図 2. 5. 2-1 地球局との干渉検討モデル

なお、地球局の帯域内干渉の許容干渉レベルは、干渉時間率 100%を考慮する場合には、同一チャンネル干渉については  $I/N = -12.2\text{dB}$ （時間率 100%）、隣接チャンネル干渉（第 4 世代移动通信システム（IMT-Advanced）の無線局の不要発射による地球局基本周波数への干渉）については  $I/N = -12.2\text{dB}$ （時間率 100%）及び  $I/N = -20\text{dB}$ （時間率 100%）の場合を評価した。衛星システムの不要発射に対する許容干渉基準として、勧告 ITU-R S. 1432 の recommends 4 には、干渉源毎の配分値として、“6% for other systems having co-primary status; 1% for all other sources of interference”との記述が、recommends 2 には“that the sources of interference to be taken into account may include: emissions from FSS systems operating in the same band; emissions from other radio services sharing the same frequency allocations on a primary basis; emissions from other radio services sharing the same frequency allocations on a non-primary basis; emissions from unlicensed devices; unwanted emissions (e.g. out-of-band and spurious emissions)”との記述がそれぞれあるため、一次分配されていない業務、免許不要デバイス、不要発射については 1%の中から配分すべきと解釈し、第 4 世代移动通信システム（IMT-Advanced）の不要発射による干渉に対して、1%全てを配分した  $I/N = -20\text{dB}$  について検討を行った。その一方で、不要発射であっても一次分配されている移動業務からの干渉であるため、不要発射、基本周波数問わず同じ規格（6%）を適用すべきとの考えに基づき、 $I/N = -12.2\text{dB}$  についても検討を行った。

上記の  $I/N$  に基づく許容干渉レベルの値は、干渉時間率 100%に対する値、即ち、通常の伝搬状況下で干渉電力として許容される配分割合である。そこで、ダクト伝搬等を含む見通し外伝搬が発生する干渉時間率を考慮した検討も実施し、 $I/N = -10\text{dB}$ （時間率 20%）及び  $I/N = -1.3\text{dB}$ （時間率 0.001667%）の場合を評価した。

また、地球局が希望波の周波数帯幅外で第 4 世代移动通信システム（IMT-Advanced）の主波を受信する影響として、希望波の IF フィルタのスペクトラムサイドローブによる影響の他、急峻な周波数特性を実現できない LNA/LNB が飽和する可能性についてを評価する必要がある。以下の検討では、後者の影響について評価を行った。

さらに、人工衛星局から第 4 世代移动通信システム（IMT-Advanced）の無線局への干渉影響について、図 2. 5. 2-2 に示す 1 対 1 の検討モデルでの評価を行なった。干渉検討においては、人工衛星局からの信号が 3.4-4.2GHz 帯に一樣に存在するものと仮定し、ITU の無線通信

規則第 21 条で規定されている地表面電力束密度 (PFD) の制限値 (表 2. 5. 2-1 参照) に基づいて、仰角をパラメータにして干渉電力を算出した。この干渉電力に基づいて、受信アンテナ利得、受信アンテナ指向性減衰、給電線損失等を考慮し、第 4 世代移动通信システムの無線局の許容干渉レベルと比較を行なうことにより評価した。

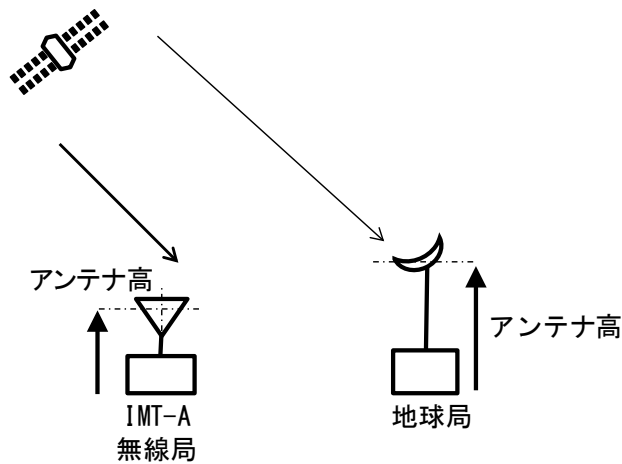


図 2. 5. 2-2 人工衛星局との干渉検討モデル

表 2. 5. 2-1 ITU の無線通信規則第 21 条の地表面電力束密度 (PFD) の制限値

周波数帯	無線業務	水平面からの仰角 ( $\delta$ ) に応じた地表面電力束密度の制限値 ( dB (W/m <sup>2</sup> ) )			参照帯域幅
		0° - 5°	5° - 25°	25° - 90°	
3400-4200MHz	Fixed-satellite (space-to-Earth) (geostationary-satellite orbit)	-152	-152 + 0.5 ( $\delta$ - 5)	-142	4kHz

## 2. 5. 3 基地局→地球局の干渉検討

### (1) 1対1対向モデルでの干渉検討

表 2. 5. 3-1 に、基地局の送信周波数帯が 3.4-3.6GHz である場合の、1対1対向モデルでの干渉検討結果を示す。

同一チャネル干渉となる条件(45 地球局のうち 9 地球局が該当(ただし 3 地球局は 1MHz だけ同一チャネル干渉の条件))では、結合損が最小となる水平距離で、約 60 から 75dB の所要改善量となった。

一方、隣接チャネル干渉の条件では、ガードバンドが 9MHz 以上あれば、基地局へのフィルタ挿入により帯域内干渉の所要改善量はマイナスとなり、地球局の許容干渉レベルを満たすことができる。ガードバンドが 0MHz の条件では、地球局により所要改善量の値が異なるが、最大で 25km 程度 ( $I/N = -12.2\text{dB}$  基準) 又は 60km 程度 ( $I/N = -20.0\text{dB}$  基準) の離隔距離を確保する必要がある。また、帯域外干渉については、地球局により所要改善量の値が異なるが、基地局のアンテナ設置条件のサイトエンジニアリング等を行えば、所要改善量を満たすことができると考えられる。



表 2. 5. 3-1 1対1対向モデルでの干渉検討：基地局の送信周波数帯が3.4-3.6GHzの場合

(注) 許容干渉レベルは、同一チャンネル干渉ではI/N=-12.2dB基準、隣接チャンネル干渉ではI/N=-12.2dB及び-20dB基準で計算)

地球局	地球局 受信周波数 (MHz)	基地局 送信周波数 (MHz)	配置	ガードバ ンド幅 (MHz)	干渉形態	水平距離 (m)	所要改善量(dB) (注)	所要改善量0となる 水平距離 (m) (隣接 CH 干渉で、 フィルタ適用によ る改善が見込めな い条件のみ記載)	基地局フィルタ 挿入後の 所要改善量 (dB)
1	3700-4200	3400-3600	隣接 CH	100	帯域内干渉	400	22.4/30.2	—	-90.6/-82.8
					帯域外干渉	400	19.9	7,800	—
2	3420-4200	3400-3600	同一 CH	—	帯域内干渉	200	66.4	—	—
			隣接 CH	0	帯域内干渉	200	22.2/30.0	6,500/16,000	—
				9	帯域内干渉	200	22.2/30.0	—	-11.1/-3.3
				10	帯域内干渉	200	16.9/24.7	—	-21.2/-13.4
0, 9, 10	帯域外干渉	200	14.0	2,600	—				
3	3700-3720	3400-3600	隣接 CH	100	帯域内干渉	300	7.2/15.0	—	-105.8/-98.0
					帯域外干渉	300	6.6	400	—
4	3700-3720	3400-3600	隣接 CH	100	帯域内干渉	800	-1.3/6.5	—	-114.3/-106.5
					帯域外干渉	800	-1.5	800	—
5	3700-4200	3400-3600	隣接 CH	100	帯域内干渉	100	26.1/33.9	—	-87.0/-79.2
					帯域外干渉	100	25.9	2,100	—
6	3625-4200	3400-3600	隣接 CH	25	帯域内干渉	100	19.3/27.1	—	-59.9/-52.1
					帯域外干渉	100	22.4	9,000	—
7	3625-4200	3400-3600	隣接 CH	25	帯域内干渉	100	22.6/30.4	—	-56.6/-48.8
					帯域外干渉	100	16.6	9,000	—

8	3625-4200	3400-3600	隣接 CH	25	帯域内干渉	100	22. 2/30. 0	—	-57. 0/-49. 2
					帯域外干渉	100	7. 9	500	—
9	3400-4200	3400-3600	同一 CH	—	帯域内干渉	500	60. 5	—	—
10	3700-4200	3400-3600	隣接 CH	100	帯域内干渉	500	25. 3/33. 1	—	-87. 8/-80. 0
					帯域外干渉	500	14. 4	6, 000	—
11	3700-4200	3400-3600	隣接 CH	100	帯域内干渉	500	25. 3/33. 1	—	-87. 8/-80. 0
					帯域外干渉	500	14. 4	6, 000	—
12	3700-4200	3400-3600	隣接 CH	100	帯域内干渉	500	25. 3/33. 1	—	-87. 8/-80. 0
					帯域外干渉	500	14. 4	6, 000	—
13	3400-4200	3400-3600	同一 CH	—	帯域内干渉	500	75. 5	—	—
14	3400-4200	3400-3600	同一 CH	—	帯域内干渉	500	75. 5	—	—
15	3700-4200	3400-3600	隣接 CH	100	帯域内干渉	100	21. 8/29. 6	—	-91. 2/-83. 4
					帯域外干渉	100	16. 1	1, 700	—
16	3700-4200	3400-3600	隣接 CH	100	帯域内干渉	100	21. 8/29. 6	—	-91. 2/-83. 4
					帯域外干渉	100	16. 1	1, 700	—
17	3700-4200	3400-3600	隣接 CH	100	帯域内干渉	100	30. 4/38. 2	—	-82. 7/-74. 9
					帯域外干渉	100	21. 8	12, 000	—
18	3700-4200	3400-3600	隣接 CH	100	帯域内干渉	500	15. 6/23. 4	—	-97. 5/-89. 7
					帯域外干渉	500	-0. 5	500	—
19	3700-4200	3400-3600	隣接 CH	100	帯域内干渉	600	15. 0/22. 8	—	-98. 1/-90. 3
					帯域外干渉	600	-1. 0	600	—
20	4120-4200	3400-3600	隣接 CH	520	帯域内干渉	700	-3. 0/4. 8	—	-116. 1/-108. 3
					帯域外干渉	700	-1. 8	700	—
21	4120-4200	3400-3600	隣接 CH	520	帯域内干渉	300	4. 6/12. 4	—	-108. 5/-100. 7
					帯域外干渉	300	5. 3	400	—

22	3685-4200	3400-3600	隣接 CH	85	帯域内干渉	3,000	13.3/21.1	—	-95.7/-87.9
					帯域外干渉	3,000	一部パラメータ不明のため未検討		
23	3625-4200	3400-3600	隣接 CH	25	帯域内干渉	300	15.9/23.7	—	-63.3/-55.5
					帯域外干渉	300	13.6	21,000	—
24	3625-4200	3400-3600	隣接 CH	25	帯域内干渉	300	10.8/18.6	—	-68.5/-60.7
					帯域外干渉	300	6.9	1,900	—
25	3625-4200	3400-3600	隣接 CH	25	帯域内干渉	300	15.8/23.6	—	-63.4/-55.6
					帯域外干渉	300	13.5	21,000	—
26	3700-4200	3400-3600	隣接 CH	100	帯域内干渉	300	9.9/17.7	—	-103.2/-95.4
					帯域外干渉	300	7.7	2,900	—
27	3700-4200	3400-3600	隣接 CH	100	帯域内干渉	300	10.5/18.3	—	-102.5/-94.7
					帯域外干渉	300	5.4	400	—
28	3400-4200	3400-3600	同一 CH	—	帯域内干渉	200	65.5	—	—
29	3400-4200	3400-3600	同一 CH	—	帯域内干渉	200	62.2	—	—
30	3625-4200	3400-3600	隣接 CH	25	帯域内干渉	300	10.0/17.8	—	-69.3/-61.5
					帯域外干渉	300	7.0	400	—
31	3625-4200	3400-3600	隣接 CH	25	帯域内干渉	200	6.9/14.7	—	-72.3/-64.5
					帯域外干渉	200	6.0	400	—
32	3599-4200	3400-3600	同一 CH	—	帯域内干渉	300	63.5	—	—
			隣接 CH	0	帯域内干渉	300	19.3/27.1	24,000/60,000	—
				9	帯域内干渉	300	19.3/27.1	—	-14.0/-6.2
				10	帯域内干渉	300	14.0/21.8	—	-24.1/-16.3
0, 9, 10	帯域外干渉	300	13.1	9,600	—				
33	3599-4200	3400-3600	同一 CH	—	帯域内干渉	300	58.3	—	—
			隣接 CH	0	帯域内干渉	300	14.1/21.9	900/24,000	—

				9	帶域内干涉	300	14.1/21.9	—	-19.1/-11.3
				10	帶域内干涉	300	8.8/16.6	—	-29.3/-21.5
				0, 9, 10	帶域外干涉	300	8.1	500	—
34	3599-4200	3400-3600	同一 CH	—	帶域内干涉	200	61.8	—	—
			隣接 CH	0	帶域内干涉	200	17.6/25.4	700/16,000	—
				9	帶域内干涉	200	17.6/25.4	—	-15.6/-7.8
				10	帶域内干涉	200	12.3/20.1	—	-25.8/-18.0
				0, 9, 10	帶域外干涉	200	10.0	400	—
35	3625-4200	3400-3600	隣接 CH	25	帶域内干涉	200	12.8/20.6	—	-66.5/-58.7
					帶域外干涉	200	9.8	400	—
36	3625-4200	3400-3600	隣接 CH	25	帶域内干涉	100	35.2/43.0	—	-44.1/-36.3
					帶域外干涉	100	31.8	2,900	—
37	3625-4200	3400-3600	隣接 CH	25	帶域内干涉	100	21.0/28.8	—	-58.2/-50.4
					帶域外干涉	100	19.4	2,400	—
38	3625-4200	3400-3600	隣接 CH	25	帶域内干涉	200	10.6/18.4	—	-68.7/-60.9
					帶域外干涉	200	8.9	300	—
39	3625-4200	3400-3600	隣接 CH	25	帶域内干涉	200	12.1/19.9	—	-67.1/-59.3
					帶域外干涉	200	9.9	300	—
40	3625-4200	3400-3600	隣接 CH	25	帶域内干涉	100	23.3/31.1	—	-56.0/-48.2
					帶域外干涉	100	21.8	2,200	—
41	3625-4200	3400-3600	隣接 CH	25	帶域内干涉	200	10.9/18.7	—	-68.3/-60.5
					帶域外干涉	200	9.5	300	—
42	3700-4200	3400-3600	隣接 CH	100	帶域内干涉	100	19.7/27.5	—	-93.4/-85.6
					帶域外干涉	100	8.7	200	—
43	3700-4200	3400-3600	隣接 CH	100	帶域内干涉	100	19.2/27.0	—	-93.9/-86.1

					带域外干涉	100	11.4	1,600	—
44	3700-4200	3400-3600	隣接 CH	100	带域内干涉	100	41.2/49.0	—	-71.9/-64.1
				100	带域外干涉	100	29.1	1,100	—
45	3700-4200	3400-3600	隣接 CH	100	带域内干涉	100	8.1/15.9	—	-105.0/-97.2
				100	带域外干涉	100	-2.9	—	—

次に、表 2. 5. 3-2 に、基地局の送信周波数帯が 3.6-4.2GHz である場合の、1対1対向モデルでの干渉検討結果を示す。

同一チャネル干渉の条件では、結合損が最小となる水平距離で、約 35 から 90dB の所要改善量となった。

隣接チャネル干渉の条件は、ガードバンド 0 MHz、9 MHz 又は 10 MHz での評価を行った。ガードバンド 9 MHz の条件では、 $I/N = -20\text{dB}$  基準の場合、基地局へのフィルタ挿入を考慮しても帯域内干渉の所要改善量を満たすことができない地球局が 14 局あり、最大で 21.0 dB の所要改善量が残る。ガードバンド 10 MHz の条件では、基地局へのフィルタ挿入により、2 つの地球局を除いて ( $I/N = -20\text{dB}$  基準の場合)、帯域内干渉の所要改善量はマイナスとなり、地球局の許容干渉レベルを満たすことができる。また前記 2 つの地球局についても、フィルタ挿入後の所要改善量は最大で 10.9 dB であるため、サイトエンジニアリング等を考慮すれば、対応可能と考えられる。ガードバンドが 0 MHz の条件では、地球局により所要改善量の値が異なるが、 $I/N = -12.2\text{dB}$  基準では最大で 60 km 程度の離隔距離を確保する必要があり、 $I/N = -20\text{dB}$  基準では自由空間損失で計算される所要離隔距離によれば、見通し以上の大きな距離を確保する必要がある。また、帯域外干渉については、地球局により所要改善量の値が異なるが、基地局のアンテナ設置条件のサイトエンジニアリング等を行えば、所要改善量を満たすことができると考えられる。

表 2. 5. 3-2 1対1対向モデルでの干渉検討（基地局の送信周波数帯が3.6-4.2GHzの場合）

（注）許容干渉レベルは、同一チャンネル干渉ではI/N=-12.2dB基準、隣接チャンネル干渉ではI/N=-12.2dB及び-20dB基準で計算）

地球局	地球局 受信周波数 (MHz)	基地局 送信周波数 (MHz)	配置	ガード バンド幅 (MHz)	干渉形態	水平距離 (m)	所要改善量(dB) (注)	所要改善量0とな る水平距離 (m) (隣接 CH 干渉で、 フィルタ適用によ る改善が見込めな い条件のみ記載)	基地局フィルタ 挿入後の 所要改善量 (dB)
1	3700-4200	3600-4200	同一 CH	—	帯域内干渉	400	71.9	—	—
			隣接 CH	0	帯域内干渉	400	27.7/35.5	19,000/47,000	—
				9	帯域内干渉	400	27.7/35.5	—	-5.5/2.3
				10	帯域内干渉	400	22.4/30.2	—	-15.7/-7.9
				0, 9, 10	帯域外干渉	400	19.9	7,800	—
2	3420-4200	3600-4200	同一 CH	—	帯域内干渉	200	66.4	—	—
3	3700-3720	3600-4200	同一 CH	—	帯域内干渉	300	56.7	—	—
			隣接 CH	0	帯域内干渉	300	12.5/20.3	500/8,300	—
				9	帯域内干渉	300	12.5/20.3	—	-20.7/-12.9
				10	帯域内干渉	300	7.2/15.0	—	-30.9/-23.1
				0, 9, 10	帯域外干渉	300	6.6	400	—
4	3700-3720	3600-4200	同一 CH	—	帯域内干渉	800	48.2	—	—
			隣接 CH	0	帯域内干渉	800	4.0/11.8	1,000/1,200	—
				9	帯域内干渉	800	4.0/11.8	—	-29.2/-21.4
				10	帯域内干渉	800	-1.3/6.5	—	-39.4/-31.6
				0, 9, 10	帯域外干渉	800	-1.5	800	—
5	3700-4200	3600-4200	同一 CH	—	帯域内干渉	100	75.5	—	—

			隣接 CH	0	帯域内干渉	100	31.3/39.1	3,700/9,100	—
				9	帯域内干渉	100	31.3/39.1	—	-1.9/5.9
				10	帯域内干渉	100	26.1/33.9	—	-12.0/-4.2
				0, 9, 10	帯域外干渉	100	25.9	2,100	—
6	3625-4200	3600-4200	同一 CH	—	帯域内干渉	100	68.7	—	—
			隣接 CH	0	帯域内干渉	100	24.5/32.3	12,000/28,000	—
				0	帯域内干渉	100	24.5/32.3	—	-8.7/-0.9
				10	帯域内干渉	100	19.3/27.1	—	-18.8/-11.0
			0, 9, 10	帯域外干渉	100	22.4	9,000	—	
7	3625-4200	3600-4200	同一 CH	—	帯域内干渉	100	72.0	—	—
			隣接 CH	0	帯域内干渉	100	27.8/35.6	32,000/—	—
				9	帯域内干渉	100	27.8/35.6	—	-5.4/2.4
				10	帯域内干渉	100	22.6/30.4	—	-15.6/-7.8
			0, 9, 10	帯域外干渉	100	16.6	9,000	—	
8	3625-4200	3600-4200	同一 CH	—	帯域内干渉	100	71.6	—	—
			隣接 CH	0	帯域内干渉	100	27.4/35.2	5,900/15,000	—
				9	帯域内干渉	100	27.4/35.2	—	-5.8/2.0
				10	帯域内干渉	100	22.2/30.0	—	-16.0/-8.2
			0, 9, 10	帯域外干渉	100	7.9	500	—	
9	3400-4200	3600-4200	同一 CH	—	帯域内干渉	500	60.5	—	—
10	3700-4200	3600-4200	同一 CH	—	帯域内干渉	500	74.7	—	—
			隣接 CH	0	帯域内干渉	500	30.5/38.3	34,000/—	—
				9	帯域内干渉	500	30.5/38.3	—	-2.7/4.1
				10	帯域内干渉	500	25.3/33.1	—	-12.8/-5.0
			0, 9, 10	帯域外干渉	500	14.4	6,000	—	



11	3700-4200	3600-4200	同一 CH	—	帶域内干涉	500	74.7	—	—
			隣接 CH	0	帶域内干涉	500	30.5/38.3	39,000/—	—
				9	帶域内干涉	500	30.5/38.3	—	-2.7/4.1
				10	帶域内干涉	500	25.3/33.1	—	-12.8/-5.0
				0, 9, 10	帶域外干涉	500	14.4	6,000	—
12	3700-4200	3600-4200	同一 CH	—	帶域内干涉	500	74.7	—	—
			隣接 CH	0	帶域内干涉	500	30.5/38.3	34,000/—	—
				9	帶域内干涉	500	30.5/38.3	—	-2.7/4.1
				10	帶域内干涉	500	25.3/33.1	—	-12.8/-5.0
				0, 9, 10	帶域外干涉	500	14.4	6,000	—
13	3400-4200	3600-4200	同一 CH	—	帶域内干涉	500	75.5	—	—
14	3400-4200	3600-4200	同一 CH	—	帶域内干涉	500	75.5	—	—
15	3700-4200	3600-4200	同一 CH	—	帶域内干涉	100	71.3	—	—
			隣接 CH	0	帶域内干涉	100	27.1/34.9	7,700/19,000	—
				9	帶域内干涉	100	27.1/34.9	—	-6.1/1.7
				10	帶域内干涉	100	21.8/29.6	—	-16.3/-8.5
				0, 9, 10	帶域外干涉	100	16.1	1,700	—
16	3700-4200	3600-4200	同一 CH	—	帶域内干涉	100	71.3	—	—
			隣接 CH	0	帶域内干涉	100	27.1/34.9	7,700/19,000	—
				9	帶域内干涉	100	27.1/34.9	—	-6.1/1.7
				10	帶域内干涉	100	21.8/29.6	—	-16.3/-8.5
				0, 9, 10	帶域外干涉	100	16.1	1,700	—
17	3700-4200	3600-4200	同一 CH	—	帶域内干涉	100	79.8	—	—
			隣接 CH	0	帶域内干涉	100	35.6/43.4	57,000/—	—
				9	帶域内干涉	100	35.6/43.4	—	2.4/10.2

				10	帯域内干渉	100	30.4/38.2	—	-7.8/0.1
				0, 9, 10	帯域外干渉	100	21.8	12,000	—
18	3700-4200	3600-4200	同一 CH	—	帯域内干渉	500	65.0	—	—
			隣接 CH	0	帯域内干渉	500	20.8/28.6	11,000/26,000	—
				9	帯域内干渉	500	20.8/28.6	—	-12.4/-4.6
				10	帯域内干渉	500	15.6/23.4	—	-22.6/-14.8
				0, 9, 10	帯域外干渉	500	-0.5	—	—
19	3700-4200	3600-4200	同一 CH	—	帯域内干渉	600	64.5	—	—
			隣接 CH	0	帯域内干渉	600	20.3/28.1	12,000/29,000	—
				9	帯域内干渉	600	20.3/28.1	—	-13.0/-5.2
				10	帯域内干渉	600	15.0/22.8	—	-23.1/-15.3
				0, 9, 10	帯域外干渉	600	-1.0	600	—
20	4120-4200	3600-4200	同一 CH	—	帯域内干渉	700	46.4	—	—
			隣接 CH	0	帯域内干渉	700	2.2/10.0	900/1,100	—
				9	帯域内干渉	700	2.2/10.0	—	-31.0/-23.2
				10	帯域内干渉	700	-3.0/4.8	—	-41.2/-33.4
				0, 9, 10	帯域外干渉	700	-1.8	700	—
21	4120-4200	3600-4200	同一 CH	—	帯域内干渉	300	54.0	—	—
			隣接 CH	0	帯域内干渉	300	9.8/17.6	400/6,600	—
				9	帯域内干渉	300	9.8/17.6	—	-23.4/-15.6
				10	帯域内干渉	300	4.6/12.4	—	-33.6/-25.8
				0, 9, 10	帯域外干渉	300	5.3	400	—
22	3685-4200	3600-4200	同一 CH	—	帯域内干渉	3,000	62.7	—	—
			隣接 CH	0	帯域内干渉	3,000	18.5/26.3	63,000/—	—
				9	帯域内干渉	3,000	18.5/26.3	—	-14.7/-6.9

				10	帯域内干渉	3,000	13.3/21.1	—	-24.9/-17.1
				0, 9, 10	帯域外干渉	一部パラメータ不明のため未検討			
23	3625-4200	3600-4200	同一 CH	—	帯域内干渉	300	65.4	—	—
			隣接 CH	0	帯域内干渉	300	21.2/29.0	46,000/—	—
				0	帯域内干渉	300	21.2/29.0	—	-12.0/-4.2
				10	帯域内干渉	300	15.9/23.7	—	-22.2/-14.4
				0, 9, 10	帯域外干渉	300	13.6	21,000	—
24	3625-4200	3600-4200	同一 CH	—	帯域内干渉	300	60.2	—	—
			隣接 CH	0	帯域内干渉	300	16.0/23.8	14,000/35,000	—
				9	帯域内干渉	300	16.0/23.8	—	-17.2/-9.4
				10	帯域内干渉	300	10.8/18.6	—	-27.4/-19.6
				0, 9, 10	帯域外干渉	300	6.9	1,900	—
25	3625-4200	3600-4200	同一 CH	—	帯域内干渉	300	65.3	—	—
			隣接 CH	0	帯域内干渉	300	21.1/28.9	46,000/—	—
				9	帯域内干渉	300	21.1/28.9	—	-12.2/-4.4
				10	帯域内干渉	300	15.8/23.6	—	-22.3/-14.5
				0, 9, 10	帯域外干渉	300	13.5	21,000	—
26	3700-4200	3600-4200	同一 CH	—	帯域内干渉	300	59.4	—	—
			隣接 CH	0	帯域内干渉	300	15.2/23.0	12,000/28,000	—
				9	帯域内干渉	300	15.2/23.0	—	-18.1/-10.3
				10	帯域内干渉	300	9.9/17.7	—	-28.2/-20.4
				0, 9, 10	帯域外干渉	300	7.7	2,900	—
27	3700-4200	3600-4200	同一 CH	—	帯域内干渉	300	60.0	—	—
			隣接 CH	0	帯域内干渉	300	15.8/23.6	12,000/29,000	—
				9	帯域内干渉	300	15.8/23.6	—	-17.4/-9.6

				10	帯域内干渉	300	10.5/18.3	—	-27.6/-19.8
				0, 9, 10	帯域外干渉	300	5.4	400	—
28	3400-4200	3600-4200	同一 CH	—	帯域内干渉	200	65.5	—	—
29	3400-4200	3600-4200	同一 CH	—	帯域内干渉	200	62.2	—	—
30	3625-4200	3600-4200	同一 CH	—	帯域内干渉	300	59.4	—	—
			隣接 CH	0	帯域内干渉	300	15.2/23.0	5,900/19,000	—
				9	帯域内干渉	300	15.2/23.0	—	-18.0/-10.2
				10	帯域内干渉	300	10.0/17.8	—	-28.2/-20.4
				0, 9, 10	帯域外干渉	300	7.0	400	—
31	3625-4200	3600-4200	同一 CH	—	帯域内干渉	200	56.3	—	—
			隣接 CH	0	帯域内干渉	200	12.1/19.9	4,800/16,000	—
				9	帯域内干渉	200	12.1/19.9	—	-21.1/-13.3
				10	帯域内干渉	200	6.9/14.7	—	-31.2/-23.4
				0, 9, 10	帯域外干渉	200	6.0	400	—
32	3599-4200	3600-4200	同一 CH	—	帯域内干渉	300	63.5	—	—
33	3599-4200	3600-4200	同一 CH	—	帯域内干渉	300	58.3	—	—
34	3599-4200	3600-4200	同一 CH	—	帯域内干渉	200	61.8	—	—
35	3625-4200	3600-4200	同一 CH	—	帯域内干渉	200	62.2	—	—
			隣接 CH	0	帯域内干渉	200	18.0/25.8	5,700/18,000	—
				9	帯域内干渉	200	18.0/25.8	—	-15.2/-7.4
				10	帯域内干渉	200	12.8/20.6	—	-25.4/-17.6
				0, 9, 10	帯域外干渉	200	9.8	400	—
36	3625-4200	3600-4200	同一 CH	—	帯域内干渉	100	84.6	—	—
			隣接 CH	0	帯域内干渉	100	40.4/48.2	7,600/19,000	—
				9	帯域内干渉	100	40.4/48.2	—	7.2/15.0

				10	帯域内干渉	100	35.2/43.0	—	-3.0/4.8
				0, 9, 10	帯域外干渉	100	31.8	2,900	—
37	3625-4200	3600-4200	同一 CH	—	帯域内干渉	100	70.5	—	—
			隣接 CH	0	帯域内干渉	100	26.3/34.1	5,100/13,000	—
				9	帯域内干渉	100	26.3/34.1	—	-6.9/0.9
				10	帯域内干渉	100	21.0/28.8	—	-17.1/-9.3
				0, 9, 10	帯域外干渉	100	19.4	2,400	—
38	3625-4200	3600-4200	同一 CH	—	帯域内干渉	200	60.0	—	—
			隣接 CH	0	帯域内干渉	200	15.8/23.6	4,000/13,000	—
				9	帯域内干渉	200	15.8/23.6	—	-17.4/-9.6
				10	帯域内干渉	200	10.6/18.4	—	-27.6/-19.8
				0, 9, 10	帯域外干渉	200	8.9	300	—
39	3625-4200	3600-4200	同一 CH	—	帯域内干渉	200	61.6	—	—
			隣接 CH	0	帯域内干渉	200	17.4/25.2	4,000/13,000	—
				9	帯域内干渉	200	17.4/25.2	—	-15.8/-8.0
				10	帯域内干渉	200	12.1/19.9	—	-26.0/-18.2
				0, 9, 10	帯域外干渉	200	9.9	300	—
40	3625-4200	3600-4200	同一 CH	—	帯域内干渉	100	72.7	—	—
			隣接 CH	0	帯域内干渉	100	28.5/36.3	4,700/12,000	—
				9	帯域内干渉	100	28.5/36.3	—	-4.7/3.1
				10	帯域内干渉	100	23.3/31.1	—	-14.9/-7.1
				0, 9, 10	帯域外干渉	100	21.8	2,200	—
41	3625-4200	3600-4200	同一 CH	—	帯域内干渉	200	60.4	—	—
			隣接 CH	0	帯域内干渉	200	16.2/24.0	3,700/12,000	—
				9	帯域内干渉	200	16.2/24.0	—	-17.1/-9.3

				10	帶域内干涉	200	10.9/18.7	—	-27.2/-19.4
				0, 9, 10	帶域外干涉	200	9.5	300	—
42	3700-4200	3600-4200	同一 CH	—	帶域内干涉	100	69.1	—	—
			隣接 CH	0	帶域内干涉	100	24.9/32.7	9,600/24,000	—
				9	帶域内干涉	100	24.9/32.7	—	-8.3/-0.5
				10	帶域内干涉	100	19.7/27.5	—	-18.4/-10.6
				0, 9, 10	帶域外干涉	100	8.7	200	—
43	3700-4200	3600-4200	同一 CH	—	帶域内干涉	100	68.6	—	—
			隣接 CH	0	帶域内干涉	100	24.4/32.2	9,200/23,000	—
				9	帶域内干涉	100	24.4/32.2	—	-8.8/-1.0
				10	帶域内干涉	100	19.2/27.0	—	-19.0/-11.2
				0, 9, 10	帶域外干涉	100	11.4	1,600	—
44	3700-4200	3600-4200	同一 CH	—	帶域内干涉	100	90.6	—	—
			隣接 CH	0	帶域内干涉	100	46.4/54.2	7,800/19,000	—
				9	帶域内干涉	100	46.4/54.2	—	13.2/21.0
				10	帶域内干涉	100	41.2/49.0	—	3.1/10.9
				0, 9, 10	帶域外干涉	100	29.1	1,100	—
45	3700-4200	3600-4200	同一 CH	—	帶域内干涉	100	57.5	—	—
			隣接 CH	0	帶域内干涉	100	13.3/21.1	8,400/27,000	—
				9	帶域内干涉	100	13.3/21.1	—	-19.9/-12.1
				10	帶域内干涉	100	8.1/15.9	—	-30.1/-22.3
				0, 9, 10	帶域外干涉	100	-2.9	—	—

## (2) 現実的なモデルを考慮した場合の追加検討

上記の評価は、第4世代移動通信システム（IMT-Advanced）の無線局と地球局が1対1で対向し、自由空間伝搬損失を考慮した場合の検討結果である。そこで、より現実的な干渉検討モデルに基づいた共用検討を実施し、第4世代移動通信システム（IMT-Advanced）の無線局と地球局の共用の可能性について評価を行なう。なお、評価手法として、干渉時間率100%を考慮した場合の検討（評価手法1）及び100%以外の干渉時間率を考慮した場合の検討（評価手法2）の2通りについて検討を行った。

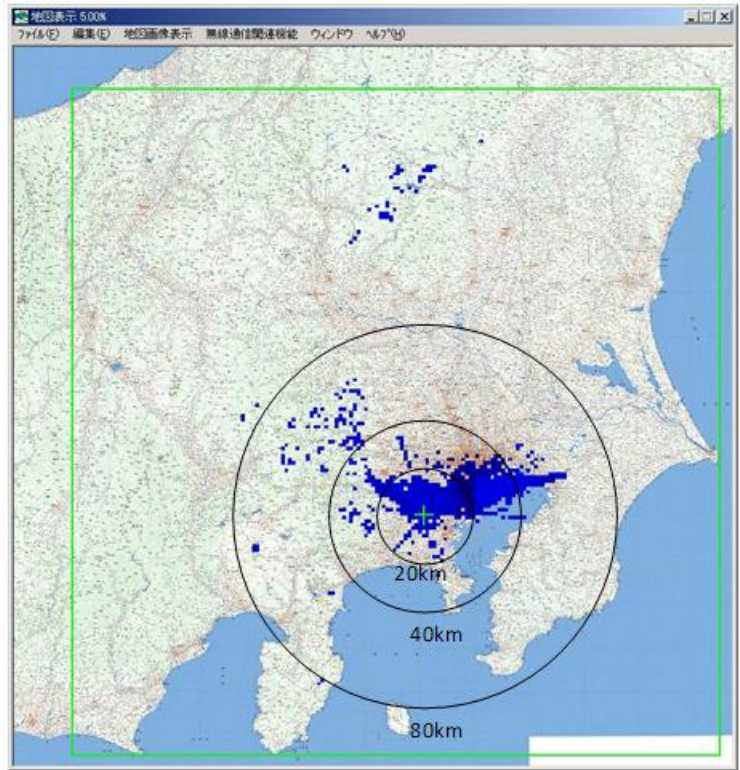
### (2-1) 評価手法1

評価手法1では、1対1の対向モデルの場合と同様に、干渉時間率100%を考慮して評価を行なった。

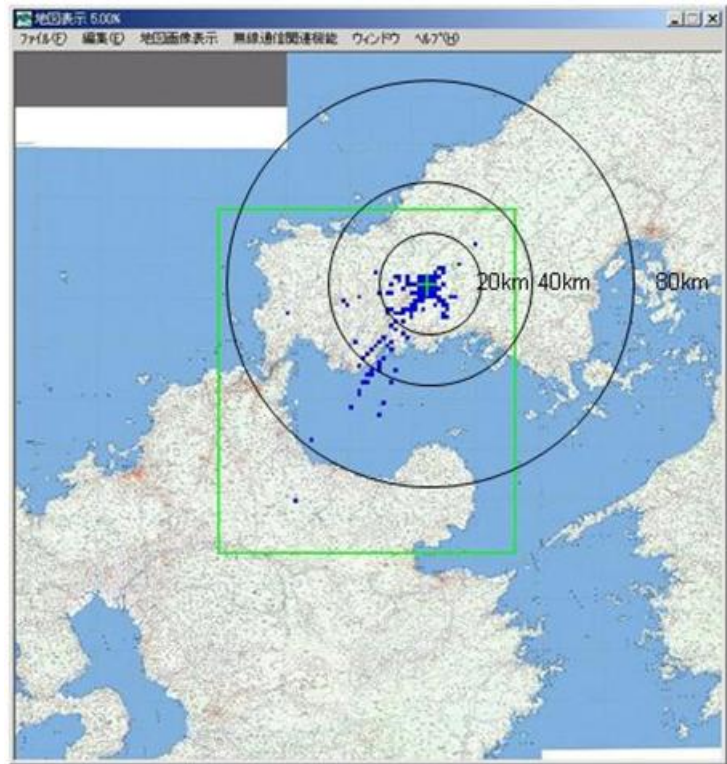
#### ア 地形情報を加味した場合の干渉検討

地球局周辺の地形情報を加味した場合の検討を行った。地球局の設置場所として、第4世代移動通信システムが多く利用されると考えられる大都市近郊の平野部の地球局（以下、地球局A）と、大都市から離れ周囲を山で囲まれている地球局（以下、地球局B）を考慮した。この検討では、地球局の仰角、方位角を考慮したアンテナパターンを設定し、地球局を取り囲む1.5km×1.5kmメッシュ毎に基地局1局を設置した場合に、各メッシュの基地局から地球局に与える干渉電力が、単体で許容干渉レベルを満たすかどうかを地図上に描画した。各メッシュから地球局までの伝搬損失は、自由空間伝搬に加え、遮蔽損（近接リッジ損）や山岳回折損を考慮した。なお、本評価で用いた地形情報には、1.5km×1.5kmメッシュ内の建物高の情報も考慮されている。

図2.5.3-1に、通常基地局1局を同一チャネル干渉の条件で設置した場合に、地球局の許容干渉レベルを超えるメッシュを地図上に塗りつぶした場合の結果を示す。地形情報を加味することで、地球局の許容干渉レベルを満たせないエリアは全ての方向に様に広がっておらず、地形による遮蔽が見込める場合には、共用の可能性が高まることが分かる。また2つの例を比較することにより、許容干渉レベルを満たせないエリアの状況は、地球局の設置場所に大きく依存することが分かる。例えば、例1（地球局A）の場合には、半径80km圏内の一部の方向に許容干渉レベルを満たせないエリアが偏る一方、基地局設置場所の標高が高く見通しが利く条件では130km程度の離隔距離がある場合でも許容干渉レベルを満たせない地点があることが分かる。一方、例2（地球局B）の場合には、許容干渉レベルを満たせないエリアが例1に比較して、小さくなることが分かる。



(a) 例 1 (地球局 A)



(b) 例 2 (地球局 B)

図 2. 5. 3-1 通常基地局による同一チャネル干渉の影響

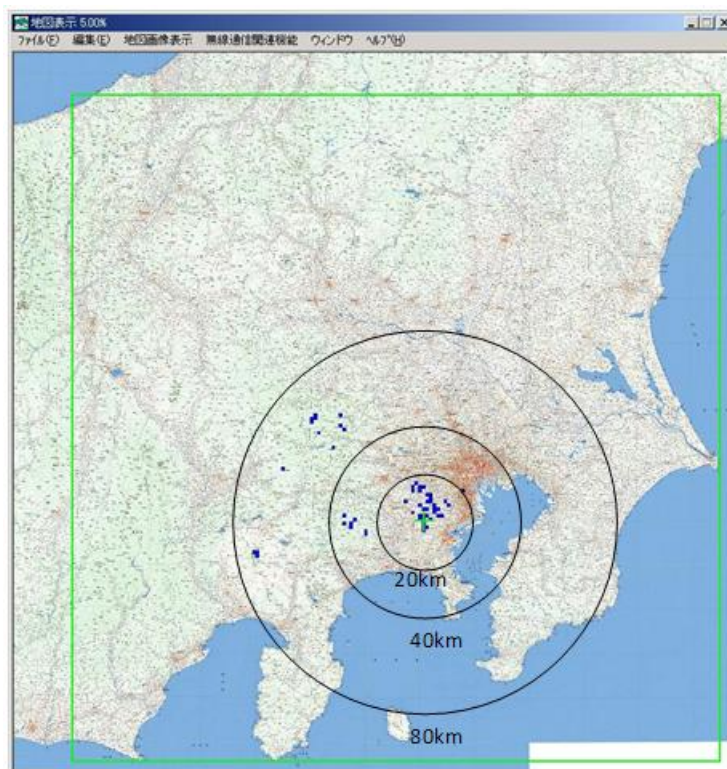


#### イ 小セル基地局を想定した場合の干渉検討

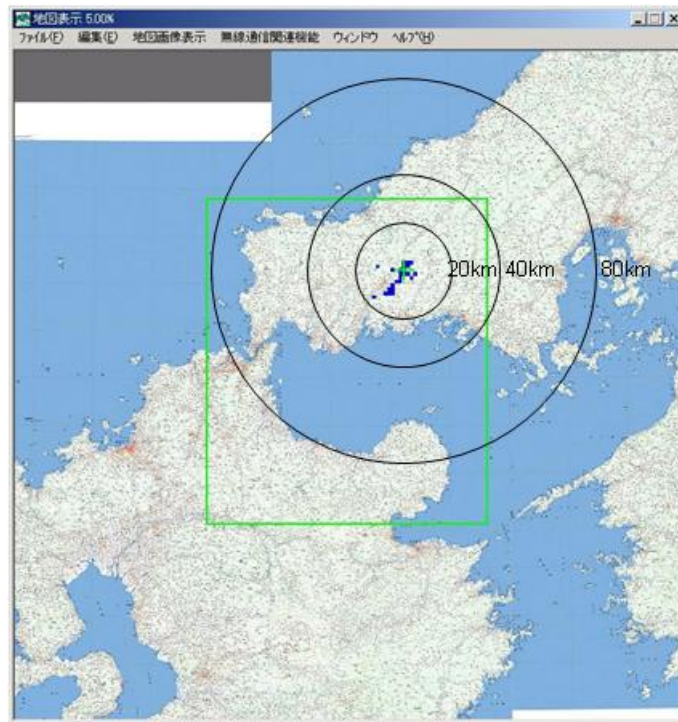
地球局への干渉の影響を低減する手法として、空中線電力や空中線高等が小さい小セル基地局を用いた場合の評価を行なった。

図2.5.3-2に、同一チャネル干渉の条件で小セル基地局を1局設置した場合に、地球局の許容干渉レベルを超えるメッシュを地図上に塗りつぶした結果を示す。通常基地局の場合に比較して、地球局の許容干渉レベルを満たせないエリアが大幅に減少していることが分かる。例えば、通常基地局では半径20km圏内の大部分が許容干渉レベルを満たせないエリアとなるが、小セル基地局では当該エリアが減少することが分かる。なお、本評価では地形情報に加えてメッシュ内の建物高の情報も含まれているため、小セル基地局によりアンテナ高が低くなるため、建物による遮蔽効果が現れているものと考えられる。

本結果より、第4世代移動通信システム（IMT-Advanced）において小セル基地局を用いた基地局展開を行なうことが、地球局との共用の可能性を改善する手法として有効であることが分かる。



(a) 例1 (地球局A)



(b) 例 2 (地球局 B)

図 2. 5. 3-2 小セル基地局による同一チャネル干渉の影響

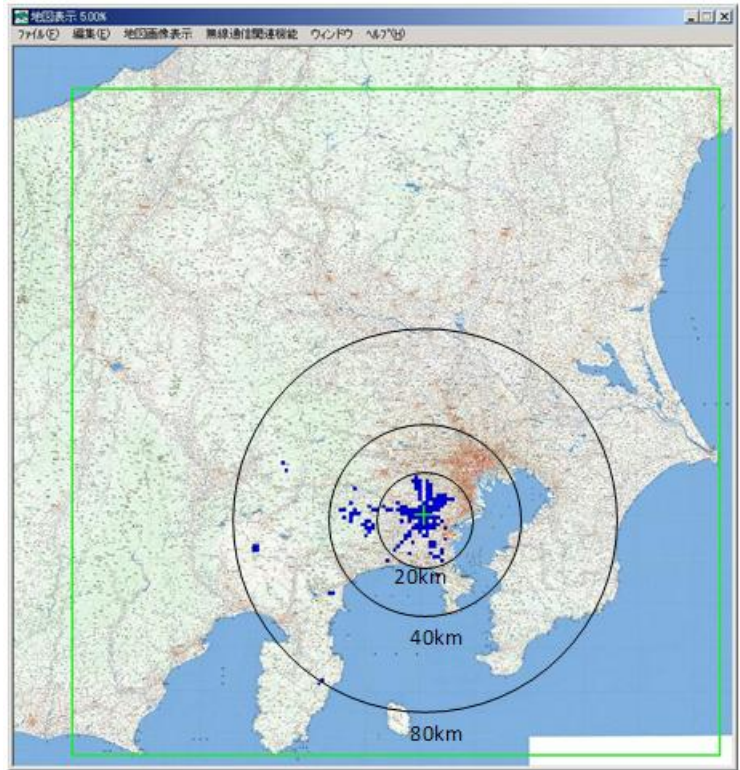
#### ウ 地球局へのサイトシールドディングを想定した場合の干渉検討

地球局への干渉の影響を低減するため、地球局のアンテナ周辺を遮蔽(サイトシールドディング)する対策が、勧告ITU-R SF. 1486に示されている。そこで、地球局アンテナのバックローブ方向について、勧告ITU-R SF. 1486で想定されている30dB程度の遮蔽効果を用いて評価した場合の結果を示す。図 2. 5. 3-3は、同一チャネル干渉の条件で通常又は小セル基地局を1局設置した場合に、地球局の許容干渉レベルを超えるメッシュを地図上に塗りつぶした場合の結果の例(地球局A)である。サイトシールドディングによる遮蔽効果は、地球局アンテナのメインローブ方向 $-48^{\circ} \sim +48^{\circ}$  以内の角度には適用しないものとし(捕捉する人工衛星局に応じて、複数の方向に地球局アンテナを向けることを考慮)、それ以外のバックローブ方向に一律30dBの減衰を考慮した。

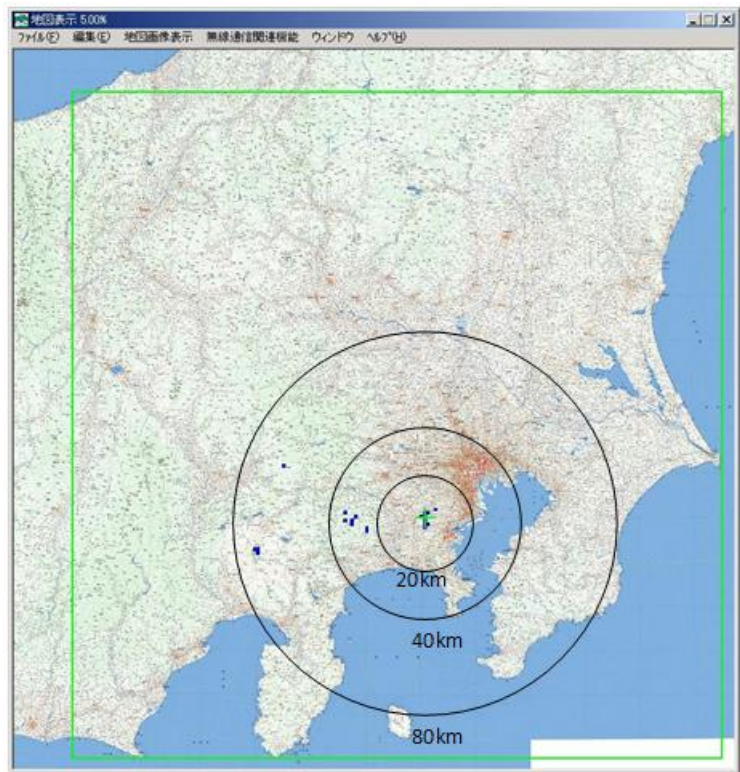
通常基地局の場合には、地球局Aに対してサイトシールドディングによる対策がなければ、最大で160km程度の離隔距離まで許容干渉レベルを満たせないエリアが広がっていたが、サイトシールドディングを適用することで、一部のエリアを除き、概ね半径20km以上になると許容干渉レベルを満たすエリアとなることが分かる。

また、小セル基地局の場合にもサイトシールドディングの設置は効果的であり、許容干渉レベルを満たせないエリアは、一部のエリアに限定されることが分かる。

なお勧告ITU-R SF.1486にも記載されている通り、サイトシールドディングの設置可否及びその効果は、地球局毎に効果が異なるため、地球局の設置状況に応じて個別に検討を行うことが必要である。



(a) 通常基地局の場合



(b) 小セル基地局の場合

図 2. 5. 3-3 地球局周辺へのサイトシールドニングの効果 (地球局 A)

## エ 検討対象エリアに応じた伝搬式での干渉検討

大都市の中心部のような平均建物高が高いエリアに、アンテナ高の低い小セル基地局を設置する場合には、建物の遮蔽効果により、見通し外環境が基本となるため、自由空間損失では干渉の影響を過大に評価してしまう可能性がある。この点を踏まえ、伝搬式として2. 2. 5章で説明した拡張秦式を用いた場合と、自由空間損失を用い場合の比較結果を、図2. 5. 3-4に示す。この図より、拡張秦式の適用により所要改善量が大きく改善しており、検討対象エリアに応じて適切な伝搬式を用いることが有効であることが分かる。

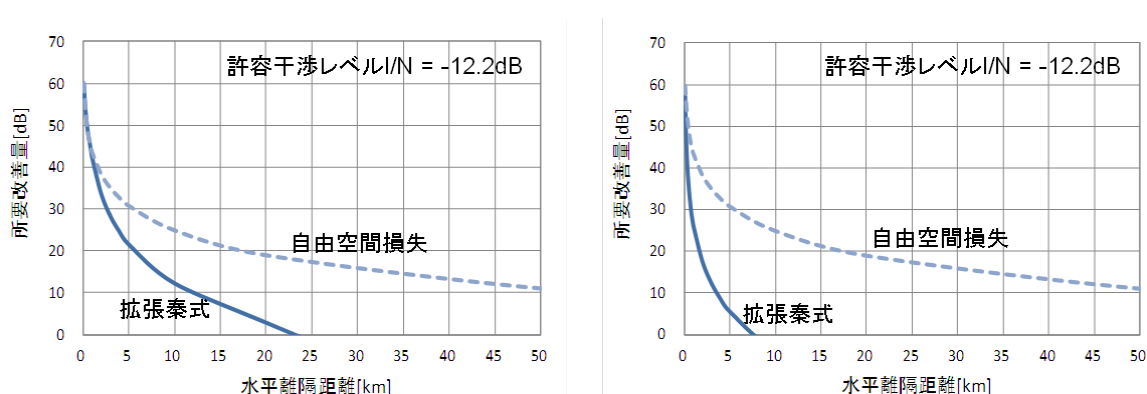


図2. 5. 3-4 用いる伝搬式の影響

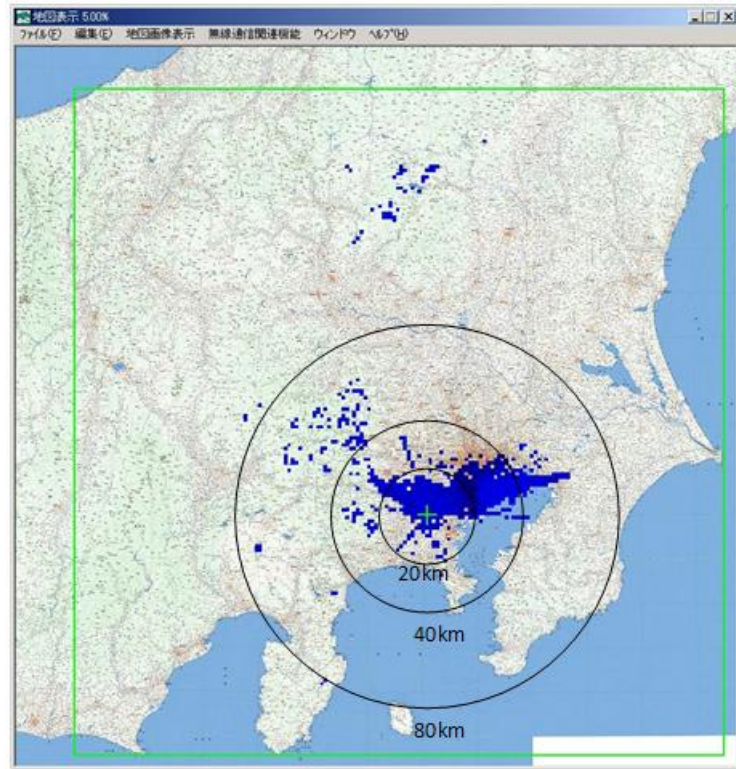
(同一チャネル干渉、小セル基地局のアンテナ高が左図は10m、右図は5m)

## オ 複数基地局からの干渉を考慮した場合の検討

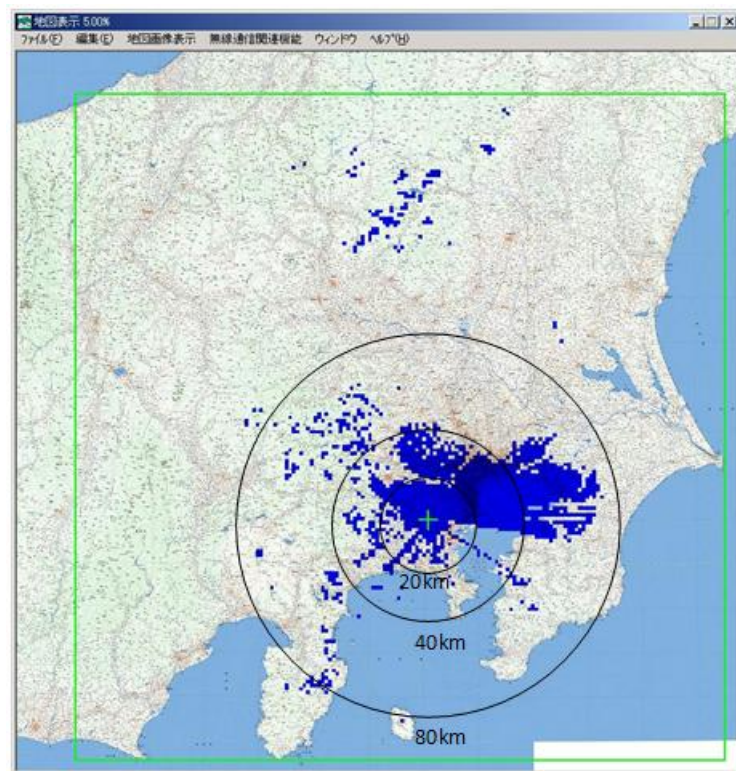
第4世代移動通信システム (IMT-Advanced) のエリア展開にあたっては、複数の基地局が設置されるため、地球局への干渉の影響もこの点を考慮する必要がある。そこで、複数の基地局からの干渉の影響を簡易的に模擬するため、地球局の許容干渉レベルを10dB刻みで下げた場合に、地図上の塗りつぶしエリアがどのように変化するかを検討を行った。

図2. 5. 3-5に、同一チャネル干渉の条件で通常基地局を設置する場合に、地球局の許容干渉レベルを-12.2dBから10dB刻みで下げた場合の結果の例(地球局A)を示す。I/N = -12.2dBは基地局1局以下で許容干渉レベルを満たせないエリア相当、I/N = -22.2dBは基地局10局以下で許容干渉レベルを満たせないエリア相当、I/N = -32.2dBは基地局100局以下で許容干渉レベルを満たせないエリア相当、I/N = -42.2dBは基地局1,000局以下で許容干渉レベルを満たせないエリア相当となる。なお本評価結果は、1メッシュ内に上記の局数の基地数が設置された場合の計算結果であり、任意の複数のメッシュ上に当該数の基地局が設置された場合の計算結果ではない。ただし、塗りつぶしエリア端付近に当該数の基地局が設置された場合を簡易的に模擬していることにはなるため、上記で示した基地局数以下で許容干渉レベルを満たせないエリア相当となる、との表現を用いている。

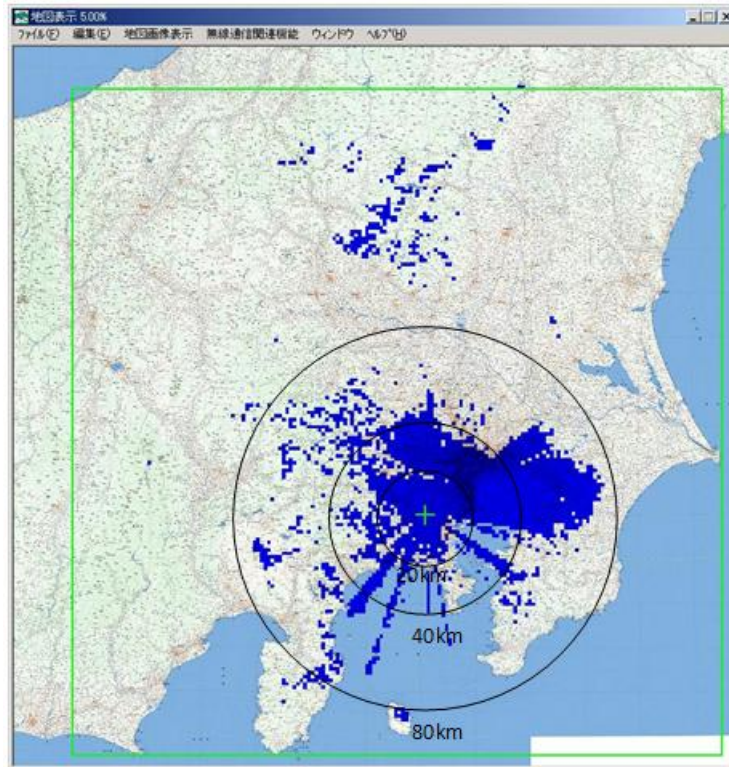
本結果より、複数の基地局からの干渉の影響を考慮すると、許容干渉レベルを満たせないエリアが大幅に拡大することがわかる。



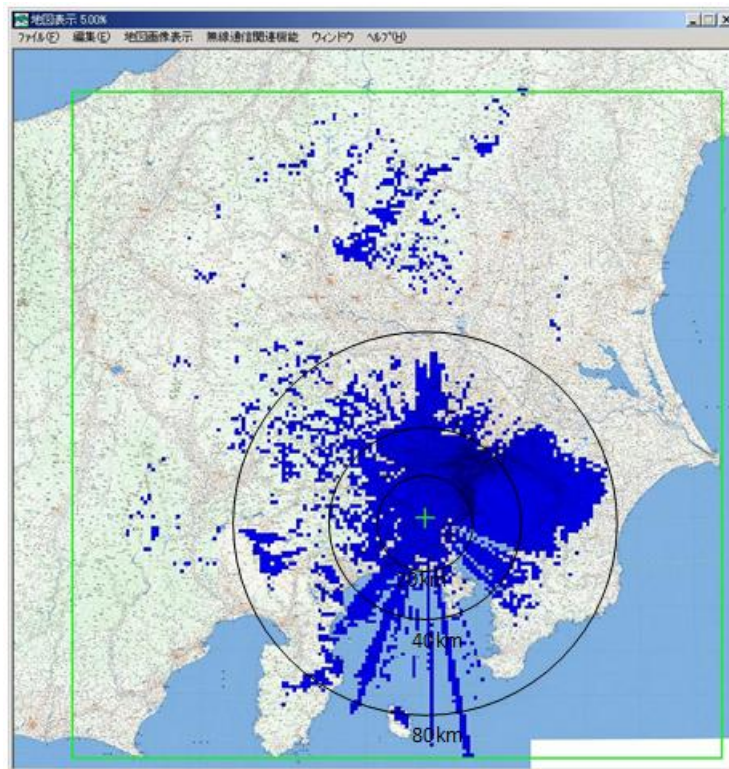
(a) 許容干渉レベル  $I/N = -12.2\text{dB}$  (基地局 1 局で許容干渉レベルを超過)



(b) 許容干渉レベル  $I/N = -22.2\text{dB}$  (基地局 10 局以下で許容干渉レベルを超過)



(c) 許容干渉レベル  $I/N = -32.2\text{dB}$  (基地局 100 局以下で許容干渉レベルを超過)

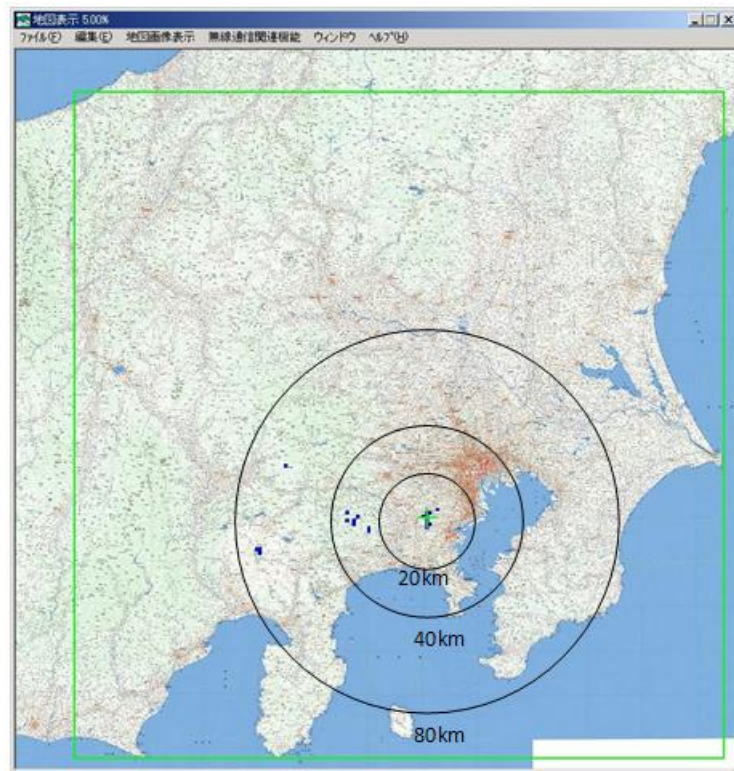


(d) 許容干渉レベル  $I/N = -42.2\text{dB}$  (基地局 1,000 局以下で許容干渉レベルを超過)

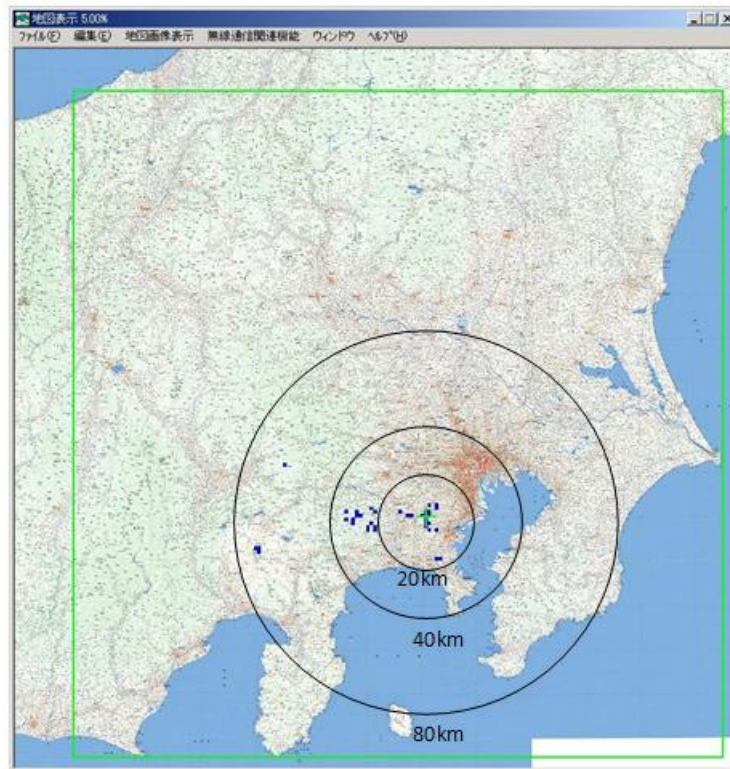
図 2. 5. 3-5 複数の通常基地局からの同一チャネル干渉の影響の一例 (地球局 A)

上記の評価例は、第4世代移動通信システム（IMT-Advanced）の基地局と地球局が同一チャンネルで共用する場合に、共用のための対策を実施しない場合の結果である。そこで干渉軽減策として、基地局側への対策として小セル基地局を適用し、地球局側への対策としてアンテナ周辺へのサイトシールドリングを適用した場合の検討（サイトシールドリングを適用した場合に相当する条件をシミュレーションパラメータに反映）を行った。

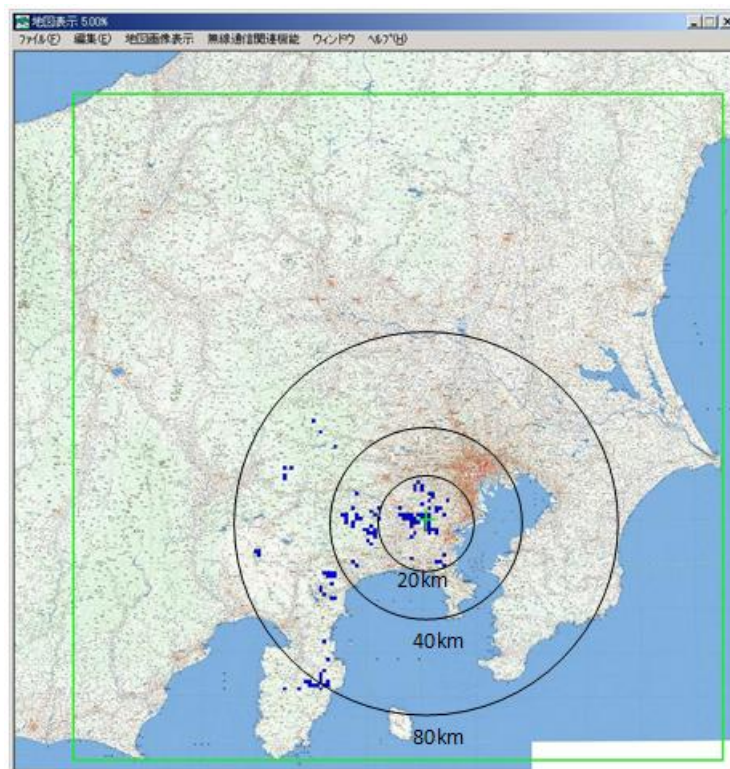
図2. 5. 3-6に検討結果の例（地球局A）を示す。本結果より、対策前に比較して、小セル基地局の利用及びサイトシールドリングの適用により、基地局を設置できるエリアが大幅に拡大しており、15km程度の離隔距離を確保しつつ、見通しが効く条件での基地局設置を避ける等の条件を課すことにより、1,000局程度の小セル基地局の設置が可能となること分かる。



(a) 許容干渉レベル  $I/N = -12.2\text{dB}$ （小セル基地局1局で許容干渉レベル超過）

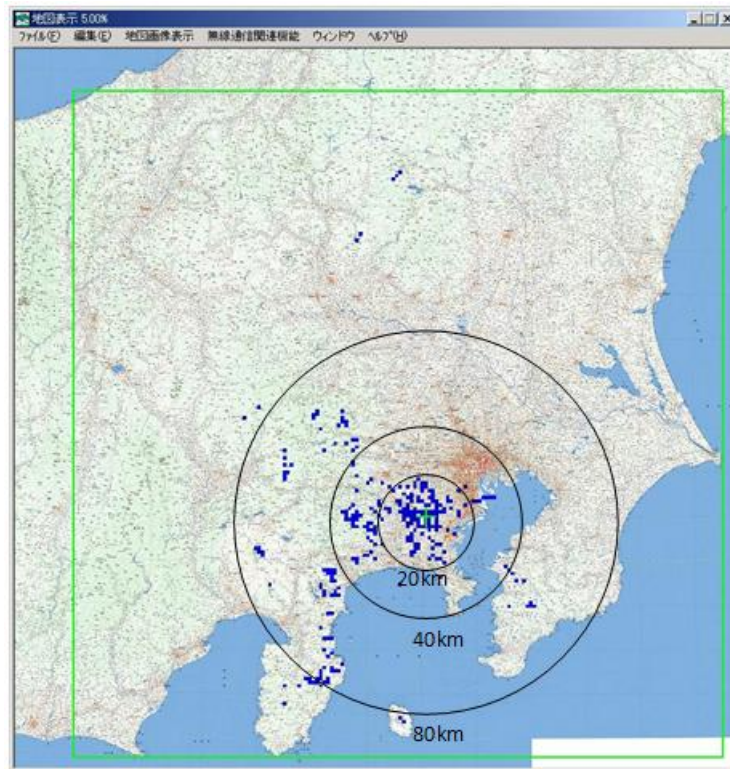


(b) 許容干渉レベル  $I/N = -22.2\text{dB}$  (小セル基地局 10 局以下で許容干渉レベル超過)

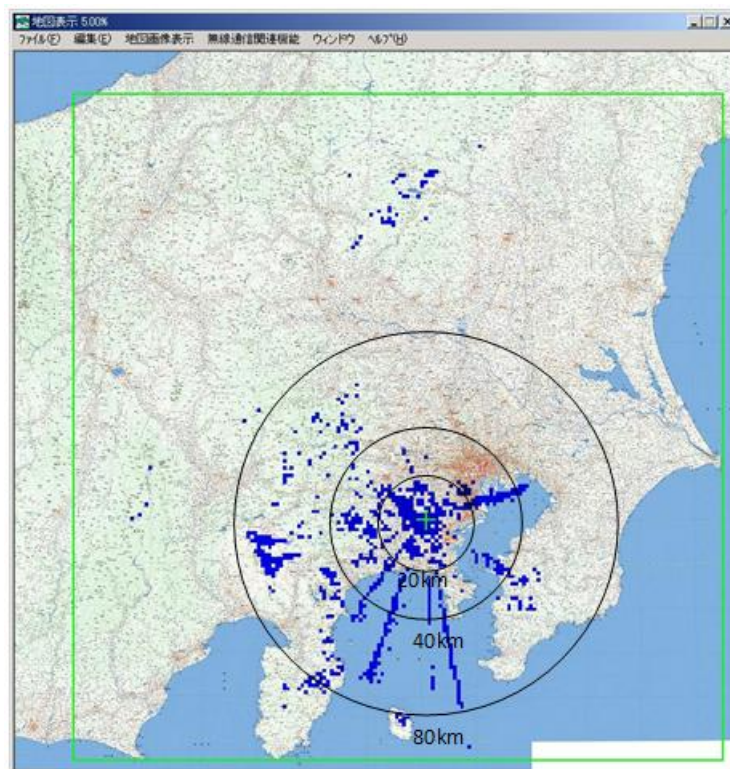


(c) 許容干渉レベル  $I/N = -32.2\text{dB}$  (小セル基地局 100 局以下で許容干渉レベル超過)





(d) 許容干渉レベル  $I/N = -42.2\text{dB}$  (小セル基地局 1,000 局以下で許容干渉レベル超過)



(e) 許容干渉レベル  $I/N = -52.2\text{dB}$  (小セル基地局 10,000 局以下で許容干渉レベル超過)

図 2. 5. 3-6 複数の小セル基地局からの同一チャネル干渉の影響の一例  
(サイトシールドイングあり) (地球局 A)

## (2-2) 評価手法 2 (ITU-Rの関係文書に基づく干渉検討)

固定衛星業務に関する保護基準や干渉検討におけるパラメータ等は、ITU 無線通信規則 (Radio Regulation) や ITU-R 勧告で定められている。地球局における許容干渉量は、勧告 ITU-R S. 1432 においてクリアスカイ条件での地球局のシステム雑音電力に対する干渉配分割合で規定され、固定衛星業務と同じ一次業務のシステムからの干渉に対し 6% を配分 (I/N 値換算で -12.2dB)、他の干渉源に対し 1% を配分 (I/N 値換算で -20dB) している。

上記は干渉時間率 100% に対する値、即ち、通常の伝搬状況下で干渉電力として許容される配分割合であるが、ダクト伝搬等を含む見通し外伝搬時は当該配分を超過することが許容される。実際の電波伝搬では伝搬損失量は時変動し、与干渉源から地球局への干渉量も変動する。このため、以下に示す 2 つの保護基準が設けられている (勧告 ITU-R S. 1432 Annex 1 図 1 も参照のこと)。

- 長時間干渉基準 : I/N = -10dB を超える時間率が 20% (同一チャネル干渉)  
※勧告 ITU-R SF. 1006 より
- 短時間干渉基準 : I/N = -1.3dB を超える時間率が 0.001667% (同一チャネル干渉)  
※勧告 ITU-R SF. 1006 (及び ITU 無線通信規則の付録 7) より

さらに干渉時間率を考慮した検討を行うため、勧告 ITU-R P. 452 で示される伝搬モデルが適用されている。勧告 ITU-R P. 452 は、様々な伝搬現象を対象に複数の伝搬モデルを組み合わせ、干渉時間率を考慮した伝搬損失量の計算方法を規定している。本伝搬モデル及びその伝搬損失量の計算方法の概要は、参考資料 9 にまとめた。

長時間干渉は、主として地球局から近距離にある送信源からの影響で発生する。一方、短時間干渉はダクト伝搬等により地球局からより遠方にある送信源からの影響で発生する。

検討対象とした地球局は、評価手法 1 と同様に、第 4 世代移動通信システムが多く利用されると考えられる大都市近郊の平野部の地球局 (地球局 A) と、大都市から離れ周囲を山で囲まれている地球局 (地球局 B) とした。

以下では、単一干渉源 (Single Entry) 及び複数干渉源 (Aggregate) について、それぞれ同一チャネル干渉及び隣接チャネル干渉について検討した。隣接チャネル干渉については、所定のガードバンドを取ることで 45dB の減衰効果が見込めるとの前提で検討を行った。具体的なガードバンド値については、フィルタ特性等を考慮して評価することが必要である。

### ア 単一干渉源 (Single Entry) による干渉検討

本干渉検討では、地球局を含む評価エリアを設定し、当該エリアを 250m メッシュ (250m × 250m の矩形エリア) に区切って評価を行った。本 250m メッシュの中心に基地局が 1 局存在すると仮定し、当該基地局からの干渉量が許容値を超える場合に、当該メッシュを塗りつぶして表示している。

地球局 A を対象とした評価結果について、計算条件と図番号の対応を表 2. 5. 3 - 3 に示す。

表 2. 5. 3-3 干渉検討項目と対応する結果の図番号（地球局 A）

干渉源	干渉時間率	干渉の種類	
		同一チャネル干渉 (I/N 基準で評価)	隣接チャネル干渉 (I/N 基準で評価)
通常基地局	長時間干渉	図 2. 5. 3-7	図 2. 5. 3-9
	短時間干渉	図 2. 5. 3-8	図 2. 5. 3-10
小セル基地局	長時間干渉	図 2. 5. 3-11	図 2. 5. 3-13
	短時間干渉	図 2. 5. 3-12	図 2. 5. 3-14

地球局 A は北側及び東側に関東平野が開けているため、基地局の同一チャネル干渉の場合は、長時間干渉では横浜、都心、千葉方面に与干渉エリアが広がり、また短時間干渉では関東全域に与干渉エリアが大きく広がる結果となっている。一方、隣接チャネル干渉では、長時間干渉、短時間干渉共に地球局近辺にのみ与干渉エリアが存在する。

次に、小セル基地局の同一チャネル干渉の場合は、長時間干渉では与干渉エリアは大幅に縮小するものの、短時間干渉では与干渉エリアの広がり傾向は変わらない。短時間干渉はダクト伝搬等により伝搬損失が大きく低下し、遠方からの干渉量が増大する事象であるため、小セル基地局によるマージン分（空中線電力、アンテナ利得、アンテナ高）よりも干渉量レベルが大きいためと考えられる。一方、隣接チャネルになると、与干渉エリアはほぼ無いという結果となった。

なお、本検討では地形データは反映しているものの建物データは組み込んでいない。小セル基地局はアンテナ高が10mであり建物による遮蔽が期待されるため、建物高を考慮することにより、特に都心エリアについては同一チャネル干渉について与干渉エリアの縮小ができる可能性がある。一方、郊外エリアでは、建物高によっては低アンテナ高の効果は変化する可能性がある。



図 2. 5. 3-7 地球局 A : 同一チャネル干渉の結果 (通常基地局、長時間干渉)

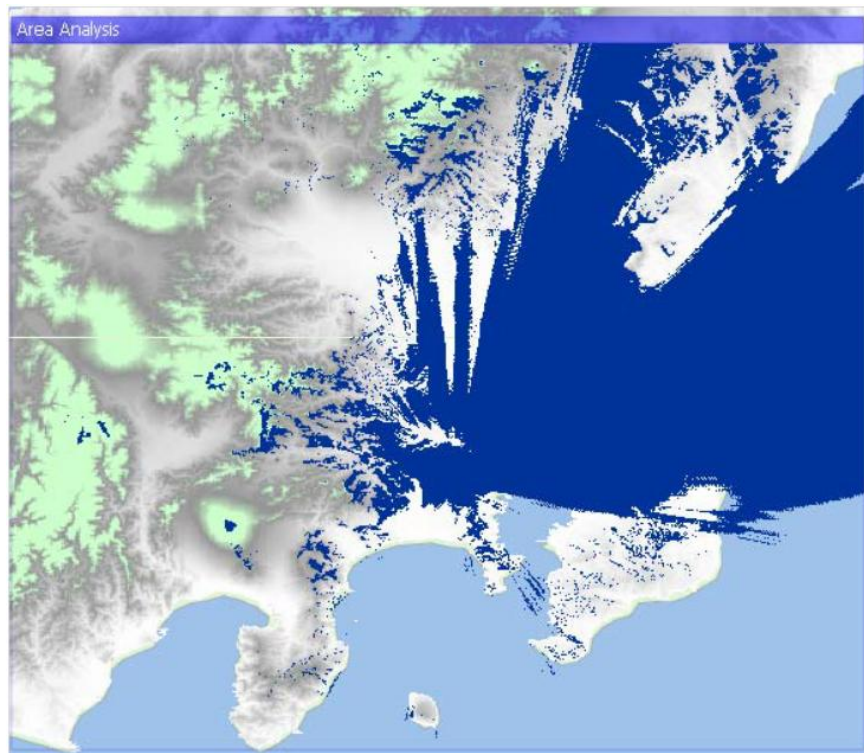


図 2. 5. 3-8 地球局 A : 同一チャネル干渉の結果 (通常基地局、短時間干渉)

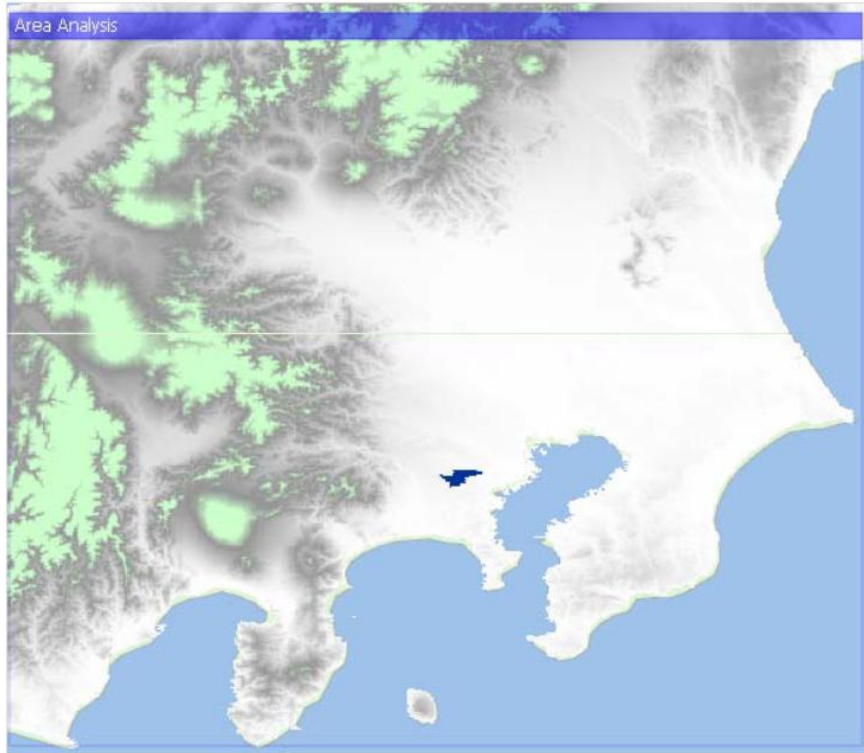


図 2. 5. 3-9 地球局 A : 隣接チャネル干渉の結果 (通常基地局、長時間干渉、45dBc  
の不要発射レベル)

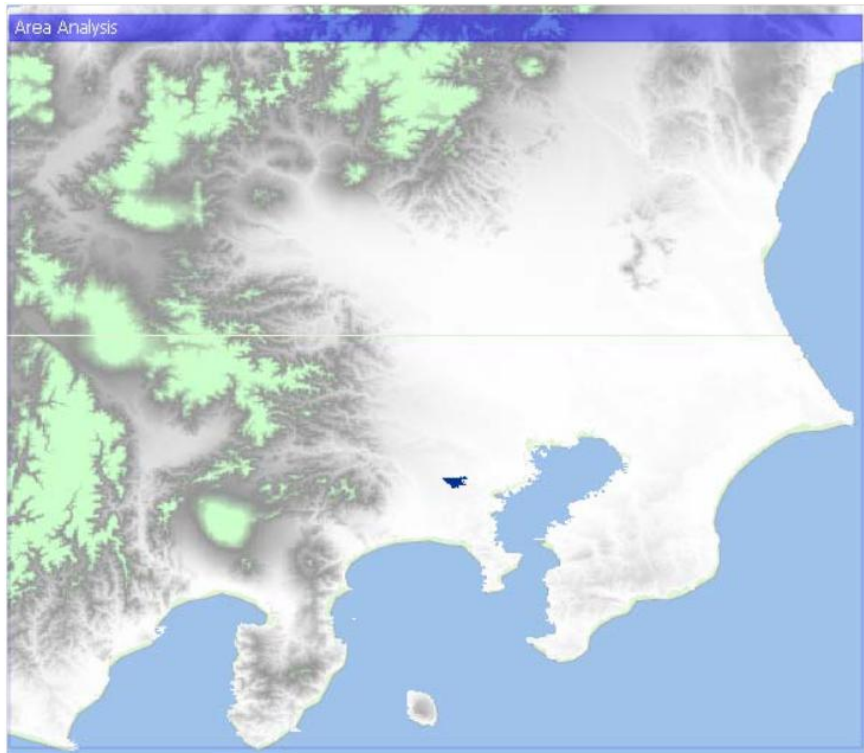


図 2. 5. 3-10 地球局 A : 隣接チャネル干渉の結果 (通常基地局、短時間干渉、45dBc  
の不要発射レベル)



図 2. 5. 3-11 地球局 A : 同一チャネル干渉の結果 (小セル基地局、長時間干渉)

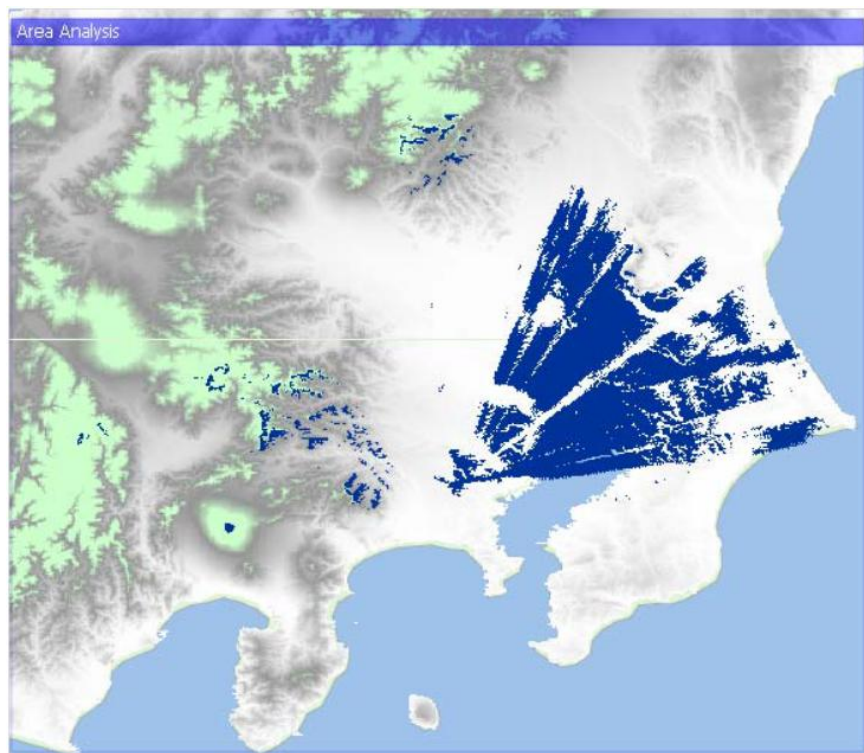


図 2. 5. 3-12 地球局 A : 同一チャネル干渉の結果 (小セル基地局、短時間干渉)

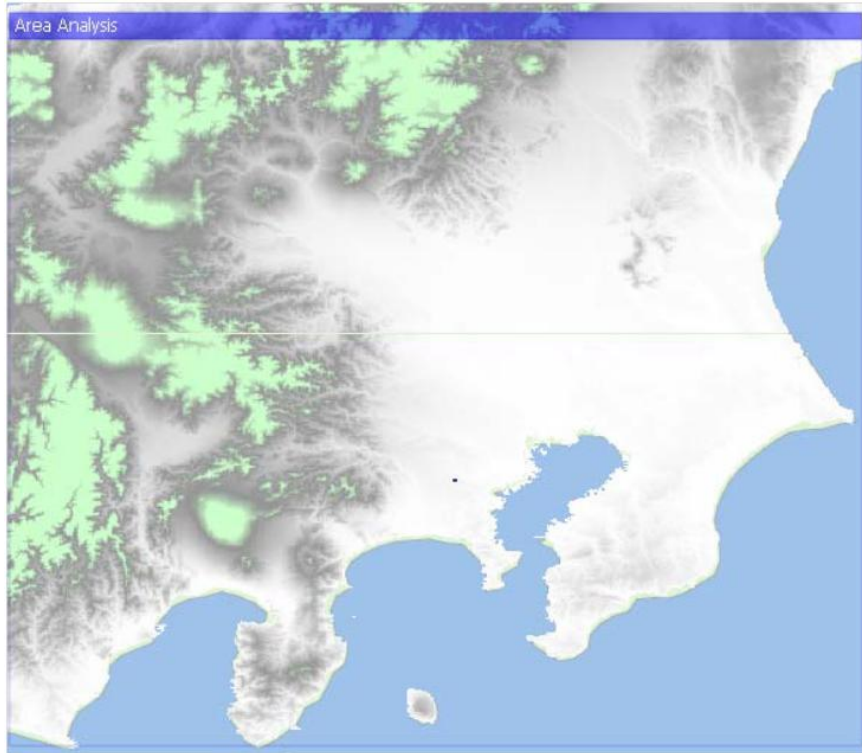


図 2. 5. 3-13 地球局 A : 隣接チャネル干渉の結果 (小セル基地局、長時間干渉、45dBc  
の不要発射レベル)

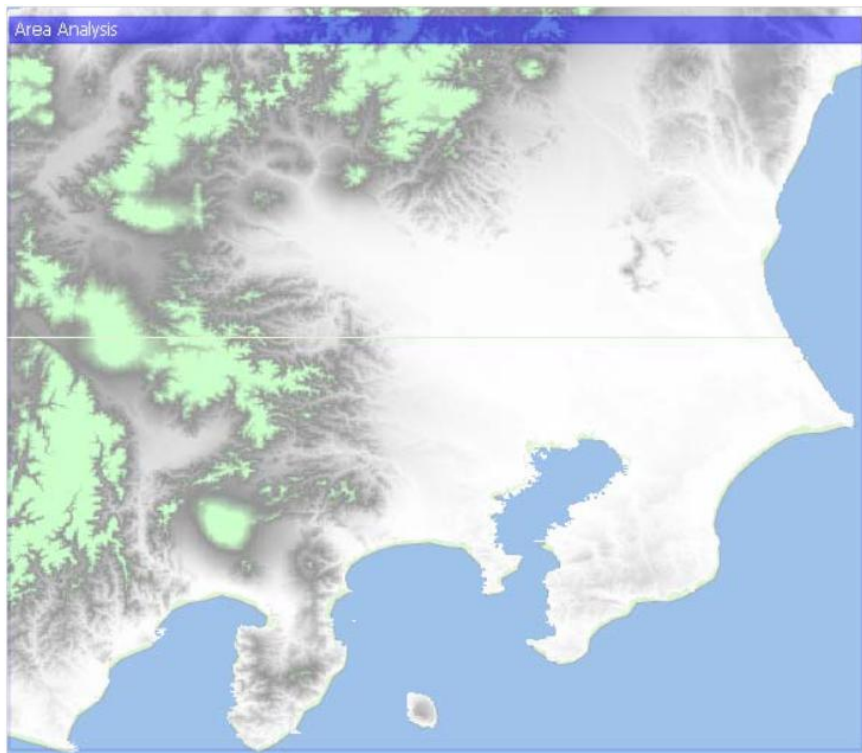


図 2. 5. 3-14 地球局 A : 隣接チャネル干渉の結果 (小セル基地局、短時間干渉、45dBc  
の不要発射レベル)

次に、地球局Bを対象とした評価結果について、計算条件と図番号の対応を表2.5.3-4に示す。

表2.5.3-4 干渉検討項目と対応する結果の図番号（地球局B）

干渉源	干渉時間率	干渉の種類	
		同一チャネル干渉 (I/N基準で評価)	隣接チャネル干渉 (I/N基準で評価)
通常基地局	長時間干渉	図2.5.3-15	図2.5.3-17
	短時間干渉	図2.5.3-16	図2.5.3-18
小セル基地局	長時間干渉	図2.5.3-19	図2.5.3-21
	短時間干渉	図2.5.3-20	図2.5.3-22

地球局Bは周囲を山に囲まれているために、地球局Aとは結果が大きく異なる。通常基地局の同一チャネル干渉において、長時間干渉では保護基準を超える基地局は主として山口市内に集中しているのに対し、短時間干渉では山口県西部や極少ないが九州の山岳部にも与干渉エリアが存在する。このように、周囲を山岳では囲まれているものの、大きな干渉電力を与える恐れのあるエリアが遠方にも存在することが分かる。また、地球局Bは衛星仰角が低く、地球局から見た場合に山による遮蔽が少なくなる方向（真西に近い方向）については、与干渉エリアが筋状に遠方まで分布する結果となっている。

隣接チャネル干渉では地球局付近のみが影響を及ぼすエリアとなっている。地球局Bの衛星諸元が地球局Aと異なるため、隣接チャネル干渉の与干渉エリアが地球局Aの場合ほどは減少しない結果となっている。

小セル基地局の同一チャネル干渉の場合、長時間干渉、短時間干渉ともほぼ同様の結果となっている。空中線電力が小さく、比較的近距離の基地局からの影響となるため、干渉時間率による影響が小さくなったと考えられる。隣接チャネル干渉も同様に長時間干渉、短時間干渉の差異は小さく、地球局のごく近傍のみに与干渉エリアが存在するだけである。



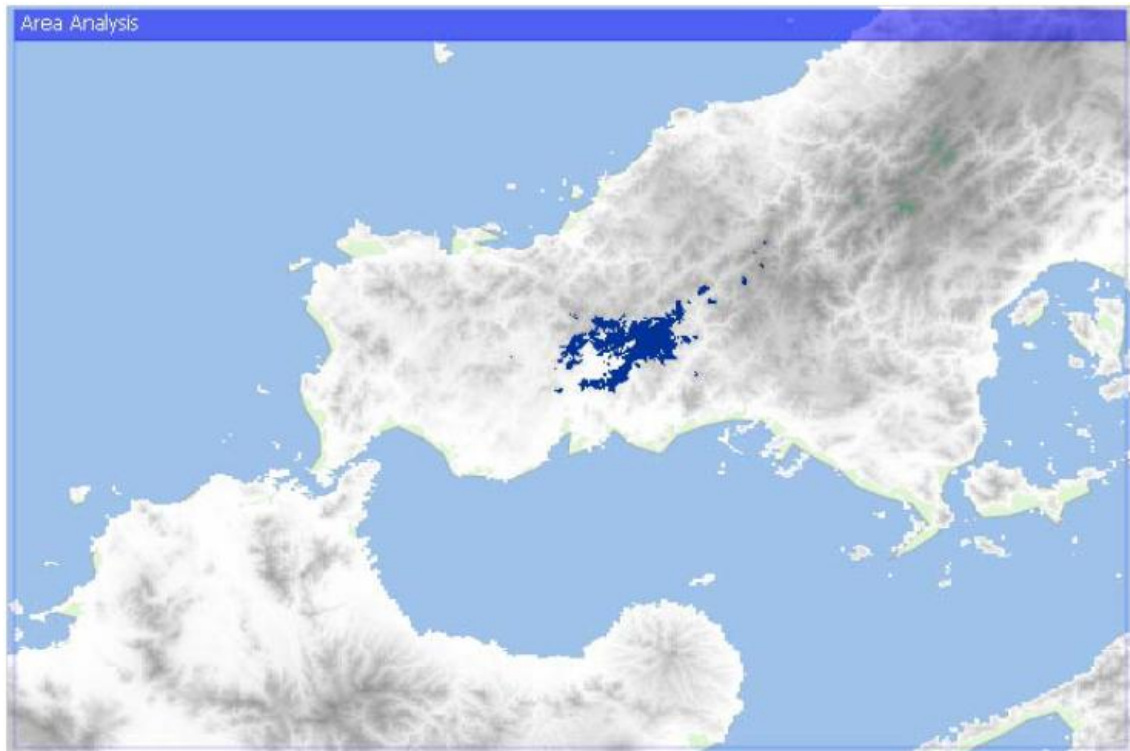


図 2. 5. 3-15 地球局 B : 同一チャネル干渉の結果 (通常基地局、長時間干渉)

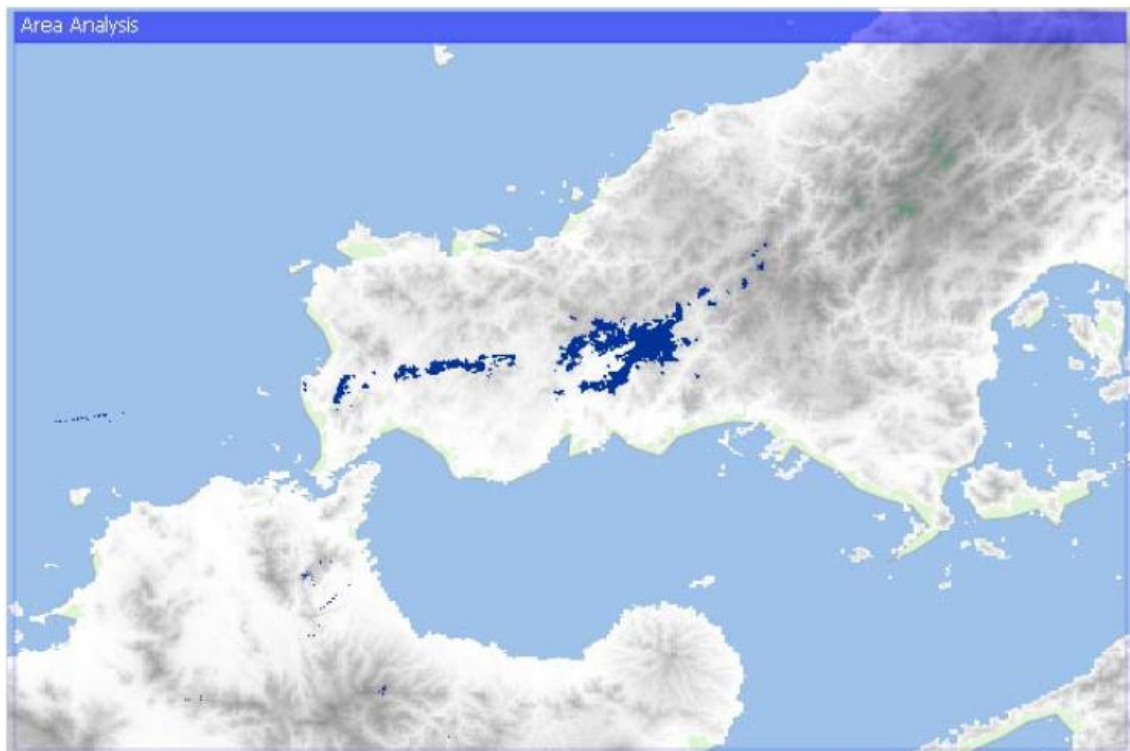


図 2. 5. 3-16 地球局 B : 同一チャネル干渉の結果 (通常基地局、短時間干渉)



図 2. 5. 3-17 地球局 B : 隣接チャネル干渉の結果 (通常基地局、長時間干渉、45dBc  
の不要発射レベル)



図 2. 5. 3-18 地球局 B : 隣接チャネル干渉の結果 (通常基地局、短時間干渉、45dBc  
の不要発射レベル)



図 2. 5. 3-19 地球局 B : 同一チャネル干渉の結果 (小セル基地局、長時間干渉)



図 2. 5. 3-20 地球局 B : 同一チャネル干渉の結果 (小セル基地局、短時間干渉)



図 2. 5. 3-21 地球局 B : 隣接チャネル干渉の結果 (小セル基地局、長時間干渉、45dBc の不要発射レベル)



図 2. 5. 3-22 地球局 B : 隣接チャネル干渉の結果 (小セル基地局、短時間干渉、45dBc の不要発射レベル)

#### イ 複数干渉源 (Aggregate) による干渉検討

地球局は複数の干渉源 (基地局) からの電力を受信するため、アグリゲート (Aggregate) 干渉の検討も必要となる。ここでは、地球局Bを対象として、既存の携帯電話基地局の位置に第4世代移動通信システム (IMT-Advanced) の基地局が設置されたと仮定し、山口県内の主要な市毎の干渉電力の総和を評価した。検討に用いた基地局の位置は、ある携帯電話事業者の屋外局のみである。なお、前掲の勧告 ITU-R SF.1006 (及びITU 無線通信規則の付録7) では、複数干渉源全体 (一つの市内とは限らない) からの短時間干渉に対し、0.005 %以上の時間に亘り  $I/N = -1.3\text{dB}$  を超えてはならないとされているが、本検討では定性的な傾向を把握するための一例として、複数干渉源全体に対する許容干渉電力を一つの市に全て配分した状態を仮定した。短時間干渉は短い時間率で発生する事象であり、複数の干渉源に対して同時に発生するとは限らない。一般に基地局は都市部では密に設置され、このような場合は基地局に関する電波伝搬事象は相関があると考えられるものの、特定の市全体を対象とすると、全て相関があるとは限らない。また、市が異なる場合については、相互の分離距離や地理的条件等にも依存する。したがって、短時間干渉を引き起こす各基地局からの見通し外伝搬 (ダクト伝搬等) の相関の考慮が必要である。

通常基地局による同一チャネル間干渉の結果を、表2.5.3-5に示す。表では、7つの都市を示しているが、都市毎に基地局数は異なる。人口の少ない都市では20局程度、多い都市では80局程度である。

長時間干渉については、地球局Bに近い山口市、宇部市、美祢市からのアグリゲート干渉量が保護基準を超える結果となっている。一方、短時間干渉では、前記3都市に加え、西部に位置する下関市のアグリゲート干渉も本評価で用いた基準値を超える結果である。単一干渉源 (Single Entry) との評価結果と照らし合わせて考察すると、単一干渉源で保護基準を超える基地局が存在する都市については、当該基地局からの干渉量が支配的となっている。したがって、当該基地局に対して干渉軽減対策 (周波数分離、セクタアンテナ適用等) を行うことにより、アグリゲート干渉量も緩和できる可能性がある。

なお、表では長時間干渉、短時間干渉共に都市毎の干渉量を示しているが、地球局Bに対するアグリゲート干渉量はこれらの都市毎の干渉量、並びに記載していない都市からの干渉量の総和となる。

表 2. 5. 3-5 複数基地局による干渉検討計算結果（通常基地局、同一チャネル干渉）

	長時間干渉（20%）			短時間干渉（0.005%）		
	保護基準⇒-159.0dBW/MHz			保護基準⇒-150.3dBW/MHz		
送信場所	アグリゲート 干渉量	判定	マージン	アグリゲート 干渉量	判定	マージン
宇部市	-157.9dBW/MHz	NG	1.1dB	-143.3dBW/MHz	NG	7.0dB
防府市	-170.7dBW/MHz	OK	-11.7dB	-163.4dBW/MHz	OK	-13.1dB
山陽小野田市	-175.2dBW/MHz	OK	-16.2dB	-156.7dBW/MHz	OK	-6.4dB
美祢市	-129.6dBW/MHz	NG	29.4dB	-120.7dBW/MHz	NG	29.6dB
周南市	-175.4dBW/MHz	OK	-16.4dB	-166.2dBW/MHz	OK	-15.9dB
下関市	-166.7dBW/MHz	OK	-7.7dB	-148.6dBW/MHz	NG	1.7dB
山口市	-107.7dBW/MHz	NG	51.3dB	-103.4dBW/MHz	NG	46.9dB

次に、通常基地局による隣接チャネル干渉の結果を表 2. 5. 3-6 に示す。同一チャネル干渉に比べると干渉量は大きく低減しているが、山口市内からのアグリゲート干渉量は保護基準を超える結果となっている。

表 2. 5. 3-6 複数基地局による干渉検討計算結果  
（通常基地局、隣接チャネル干渉、45dBc の不要発射レベル）

	長時間干渉（20%）			短時間干渉（0.005%）		
	保護基準⇒-159.0dBW/MHz			保護基準⇒-150.3dBW/MHz		
送信場所	アグリゲート 干渉量	判定	マージン	アグリゲート 干渉量	判定	マージン
宇部市	-203.1dBW/MHz	OK	-44.1dB	-188.3dBW/MHz	OK	-38.0dB
防府市	-215.9dBW/MHz	OK	-56.9dB	-208.4dBW/MHz	OK	-58.1dB
山陽小野田市	-220.4dBW/MHz	OK	-61.4dB	-201.7dBW/MHz	OK	-51.4dB
美祢市	-174.8dBW/MHz	OK	-15.8dB	-165.7dBW/MHz	OK	-15.4dB
周南市	-220.6dBW/MHz	OK	-61.6dB	-211.2dBW/MHz	OK	-60.9dB
下関市	-211.9dBW/MHz	OK	-52.9dB	-193.6dBW/MHz	OK	-43.3dB
山口市	-152.9dBW/MHz	NG	6.12dB	-148.4dBW/MHz	NG	1.9dB

#### ウ 受信設備（LNA）飽和に関する考察

地球局のフロントエンドの低雑音増幅装置（LNA: Low Noise Amplifier）は、一般に、衛星ダウンリンク全帯域（3.4-4.2GHz）を通過させる特性をもっているため、基地局からの干渉電力によって飽和するリスクがある。表 2. 5. 3-5 に示した複数基地局からの干渉が、検討対象帯域（3.4-3.6GHz：計200MHz）全域にわたって存在する場合の、LNA入力レベルを表 2. 5. 3-7、表 2. 5. 3-8 に示す。表 2. 5. 3-7 は、表 2. 5. 3-5 に示す全送信場所からの干渉を考慮した場合、表 2. 5. 3-8 は、これから山口市を除いた場合である。

表 2. 5. 3-7 LNA 入力受信レベル（山口市内基地局からの干渉を含む）

送信場所	Aggregate干渉量(dBW/MHz)	
	長時間干渉(20%)	短時間干渉(0.005%)
宇部市	-157.9	-143.3
防府市	-170.7	-163.4
山陽小野田市	-175.2	-156.7
美祢市	-129.6	-120.7
周南市	-175.4	-166.2
下関市	-166.7	-148.6
山口市	-107.7	-103.4
	↓	↓
総計(dBW/MHz)	-107.6	-103.3
総計(dBm/200MHz)	-54.6	-50.3

表 2. 5. 3-8 LNA 入力受信レベル（山口市内基地局からの干渉を除く）

送信場所	Aggregate干渉量(dBW/MHz)	
	長時間干渉(20%)	短時間干渉(0.005%)
宇部市	-157.9	-143.3
防府市	-170.7	-163.4
山陽小野田市	-175.2	-156.7
美祢市	-129.6	-120.7
周南市	-175.4	-166.2
下関市	-166.7	-148.6
	↓	↓
総計(dBW/MHz)	-129.6	-120.6
総計(dBm/200MHz)	-76.6	-67.6

実際には、表 2. 5. 3-7、表 2. 5. 3-8 の値に、衛星からの信号の受信レベルが重畳されるため、LNA 入力レベルは更に増加する。LNA の飽和電力は、一般に -50~-60dBm であることから、山口市内の基地局からの干渉を考慮した場合（表 2. 5. 3-7 の場合）は、LNA が飽和するリスクが高いと言える。

## 2. 5. 4 陸上移動局→地球局の干渉検討

### (1) 1対1対向モデルでの干渉検討

表2. 5. 4-1に、陸上移動局の送信周波数帯が3.4-3.6GHzである場合の、1対1対向モデルでの干渉検討結果を示す。

同一チャネル干渉となる条件（45地球局のうち9地球局が該当（ただし3地球局は1MHzだけ同一チャネル干渉の条件））では、結合損が最小となる水平距離で、約40から50dB程度の所要改善量が必要であり、最大で50km程度の離隔距離を確保する必要がある。

一方、隣接チャネル干渉の条件では、帯域外干渉の所要改善量はマイナスである。帯域内干渉は地球局により所要改善量の値が異なるが、 $I/N = -12.2\text{dB}$  基準では最大で600m程度、 $I/N = -20\text{dB}$  基準では最大2.1km程度の離隔距離を確保する必要がある。



表 2. 5. 4-1 1対1対向モデルでの干渉検討：

陸上移動局の送信周波数帯が3.4-3.6GHzの場合

(注) 許容干渉レベルは、同一チャンネル干渉ではI/N=-12.2dB基準、隣接チャンネル干渉ではI/N=-12.2dB及び-20dB基準で計算)

地球局	地球局 受信周波数 (MHz)	陸上移動局 送信周波数 (MHz)	配置	ガード バンド幅 (MHz)	干渉形態	水平 距離 (m)	所要 改善量 (dB) (注)	所要改善量 0 となる 水平距離 (m)
1	3700-4200	3400-3600	隣接 CH	100.0	帯域内干渉	10	7.4/15.2	122/627
					帯域外干渉	10	-10.2	10
2	3420-4200	3400-3600	同一 CH	-	帯域内干渉	10	47.0	11,752
			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	10	17.0/24.8	363/897
3	3700-3720	3400-3600	隣接 CH	100.0	帯域内干渉	10	-5.4/2.4	10/120
					帯域外干渉	10	-11.8	10
4	3700-3720	3400-3600	隣接 CH	100.0	帯域内干渉	10	-12.2/-4.4	10
					帯域外干渉	10	-12.2	10
5	3700-4200	3400-3600	隣接 CH	100.0	帯域内干渉	10	4.0/11.8	50/150
					帯域外干渉	10	-10.6	10
6	3625-4200	3400-3600	隣接 CH	25.0	帯域内干渉	10	2.6/10.4	62/344
					帯域外干渉	10	-8.6	10
7	3625-4200	3400-3600	隣接 CH	25.0	帯域内干渉	10	4.1/11.9	194/846
					帯域外干渉	10	-16.4	10
8	3625-4200	3400-3600	隣接 CH	25.0	帯域内干渉	10	6.9/14.7	91/244
					帯域外干渉	10	-20.0	10
9	3400-4200	3400-3600	同一 CH	-	帯域内干渉	10	44.8	10,861
10	3700-4200	3400-3600	隣接 CH	100.0	帯域内干渉	10	5.6/13.4	232/1,163
					帯域外干渉	10	-19.3	10
11	3700-4200	3400-3600	隣接 CH	100.0	帯域内干渉	10	5.6/13.4	232/1,163
					帯域外干渉	10	-19.3	10
12	3700-4200	3400-3600	隣接 CH	100.0	帯域内干渉	10	5.6/13.4	232/1,163
					帯域外干渉	10	-19.7	10
13	3400-4200	3400-3600	同一 CH	-	帯域内干渉	10	46.8	77,349
14	3400-4200	3400-3600	同一 CH	-	帯域内干渉	10	46.8	77,349
15	3700-4200	3400-3600	隣接 CH	100.0	帯域内干渉	10	5.4/13.2	113/319
					帯域外干渉	10	-15.9	10
16	3700-4200	3400-3600	隣接 CH	100.0	帯域内干渉	10	5.4/13.2	113/319
					帯域外干渉	10	-15.9	10
17	3700-4200	3400-3600	隣接 CH	100.0	帯域内干渉	10	8.2/16.0	383/1,855
					帯域外干渉	10	-15.4	10

18	3700-4200	3400-3600	隣接 CH	100.0	帯域内干渉	10	6.7/14.5	113/314
					帯域外干渉	10	-25.0	10
19	3700-4200	3400-3600	隣接 CH	100.0	帯域内干渉	10	6.0/13.8	110/350
					帯域外干渉	10	-25.7	10
20	4120-4200	3400-3600	隣接 CH	520.0	帯域内干渉	10	-13.3/-5.5	10/10
					帯域外干渉	10	-10.4	10
21	4120-4200	3400-3600	隣接 CH	520.0	帯域内干渉	10	-7.2/0.6	10/53
					帯域外干渉	10	-11.1	10
22	3685-4200	3400-3600	隣接 CH	85.0	帯域内干渉	10	-4.6/3.2	10/162
					帯域外干渉	一部パラメータ不明のため未検討		
23	3625-4200	3400-3600	隣接 CH	25.0	帯域内干渉	10	-3.0/4.8	10/476
					帯域外干渉	10	-6.7	10
24	3625-4200	3400-3600	隣接 CH	25.0	帯域内干渉	10	-0.9/6.9	10/251
					帯域外干渉	10	-10.3	10
25	3625-4200	3400-3600	隣接 CH	25.0	帯域内干渉	10	-3.2/4.6	10/475
					帯域外干渉	10	-6.7	10
26	3700-4200	3400-3600	隣接 CH	100.0	帯域内干渉	10	-0.7/7.1	10/249
					帯域外干渉	10	-12.1	10
27	3700-4200	3400-3600	隣接 CH	100.0	帯域内干渉	10	0.7/8.5	51/300
					帯域外干渉	10	-17.2	10
28	3400-4200	3400-3600	同一 CH	-	帯域内干渉	10	41.2	12,930
29	3400-4200	3400-3600	同一 CH	-	帯域内干渉	10	39.1	35,582
30	3625-4200	3400-3600	隣接 CH	25.0	帯域内干渉	10	-2.7/5.1	10/209
					帯域外干渉	10	-12.3	10
31	3625-4200	3400-3600	隣接 CH	25.0	帯域内干渉	10	-3.9/3.9	10/145
					帯域外干渉	10	-14.4	10
32	3599-4200	3400-3600	同一 CH	-	帯域内干渉	10	36.1	43,474
			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	10	6.1/13.9	565/2,147
					帯域外干渉	10	-7.7	10
			33	3599-4200	3400-3600	同一 CH	-	帯域内干渉
隣接 CH	0.0	帯域内干渉				10	6.1/13.9	240/999
					帯域外干渉	10	-7.7	10
			34	3599-4200	3400-3600	同一 CH	-	帯域内干渉
隣接 CH	0.0	帯域内干渉				10	9.1/16.9	303/786
					帯域外干渉	10	-11.4	10
			35	3625-4200	3400-3600	隣接 CH	25.0	帯域内干渉
		帯域外干渉				10	-13.4	10
36	3625-4200	3400-3600	隣接 CH	25.0	帯域内干渉	10	8.8/16.6	97/251
					帯域外干渉	10	-9.2	10

37	3625-4200	3400-3600	隣接 CH	25.0	帯域内干渉	10	6.0/13.8	77/213
					帯域外干渉	10	-9.5	10
38	3625-4200	3400-3600	隣接 CH	25.0	帯域内干渉	10	-0.8/7.0	10/195
					帯域外干渉	10	-12.4	10
39	3625-4200	3400-3600	隣接 CH	25.0	帯域内干渉	10	-1.8/6.0	10/188
					帯域外干渉	10	-14.5	10
40	3625-4200	3400-3600	隣接 CH	25.0	帯域内干渉	10	5.3/13.1	69/193
					帯域外干渉	10	-9.9	10
41	3625-4200	3400-3600	隣接 CH	25.0	帯域内干渉	10	-2.0/5.8	10/170
					帯域外干渉	10	-14.1	10
42	3700-4200	3400-3600	隣接 CH	25.0	帯域内干渉	10	3.9/11.7	85/263
					帯域外干渉	10	-22.5	10
43	3700-4200	3400-3600	隣接 CH	100.0	帯域内干渉	10	2.5/10.3	67/232
					帯域外干渉	10	-21.0	10
44	3700-4200	3400-3600	隣接 CH	100.0	帯域内干渉	10	9.1/16.9	84/264
					帯域外干渉	10	-18.7	10
45	3700-4200	3400-3600	隣接 CH	100.0	帯域内干渉	10	-3.1/4.7	10/221
					帯域外干渉	10	-28.0	10

次に、表 2.5.4-2 に、陸上移動局の送信周波数帯が 3.6-4.2GHz である場合の、1対1対向モデルでの干渉検討結果を示す。

同一チャネル干渉となる条件では、結合損が最小となる各水平距離で、最大 50dB 程度の所要改善量が必要であり、最大で 100km 程度の離隔距離を確保する必要があることが分かる。

一方、隣接チャネル干渉の条件では、帯域外干渉の所要改善量はマイナスである。帯域内干渉は地球局により所要改善量の値が異なるが、 $I/N = -12.2\text{dB}$  基準で最大で 2.7km 程度、 $I/N = -20\text{dB}$  基準で最大で 7.5km 程度の離隔距離を確保する必要があることが分かる。

表 2. 5. 4-2 1対1対向モデルでの干渉検討：

陸上移動局の送信周波数帯が 3.6-4.2GHz の場合

((注) 許容干渉レベルは、同一チャネル干渉では I/N=-12.2dB 基準、隣接チャネル干渉では I/N=-12.2dB 及び-20dB 基準で計算)

地球局	地球局 受信周波数 (MHz)	陸上移動局 送信周波数 (MHz)	配置	ガード バンド幅 (MHz)	干渉形態	水平 距離 (m)	所要 改善量 (dB) (注)	所要改善量 0 となる 水平距離 (m)
1	3700-4200	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	10	47.8	34,343
			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	10	17.8/25.6	916/2,507
					帯域外干渉	10	-10.2	10
2	3420-4200	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	10	47.0	11,752
3	3700-3720	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	10	35.1	7,813
			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	10	5.1/12.9	207/593
					帯域外干渉	10	-11.8	10
4	3700-3720	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	10	28.3	7,834
			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	10	-1.7/6.1	10/528
					帯域外干渉	10	-12.2	10
5	3700-4200	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	10	44.4	6,688
			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	10	14.4/22.2	206/513
					帯域外干渉	10	-10.6	10
6	3625-4200	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	10	43.0	20,239
			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	10	13.0/20.8	557/1,570
					帯域外干渉	10	-8.6	10
7	3625-4200	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	10	44.5	57,690
			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	10	14.5/22.3	1,340/4,027
					帯域外干渉	10	-16.4	10
8	3625-4200	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	10	47.3	10,621
			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	10	17.3/25.1	333/824
					帯域外干渉	10	-20.0	10
9	3400-4200	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	10	44.8	10,861
10	3700-4200	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	10	46.0	71,038
			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	10	16.0/23.8	1,764/5,063
					帯域外干渉	10	-19.3	10
11	3700-4200	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	10	46.0	71,038
			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	10	16.0/23.8	1,764/5,063
					帯域外干渉	10	-19.3	10
12	3700-4200	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	10	46.0	71,038
			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	10	16.0/23.8	1,764/5,063
					帯域外干渉	10	-19.7	10

13	3400-4200	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	10	46.8	77,349
14	3400-4200	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	10	46.8	77,349
15	3700-4200	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	10	45.8	13,986
			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	10	15.8/23.6	437/1,084
					帯域外干渉	10	-15.9	10
16	3700-4200	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	10	45.8	18,455
			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	10	15.8/23.6	445/1,307
					帯域外干渉	10	-15.9	10
17	3700-4200	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	10	48.7	102,270
			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	10	18.7/26.5	2,714/7,449
					帯域外干渉	10	-15.4	10
18	3700-4200	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	10	47.1	18,620
			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	10	17.1/24.9	473/1,339
					帯域外干渉	10	-25.0	10
19	3700-4200	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	10	46.4	21,208
			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	10	16.4/24.2	531/1,518
					帯域外干渉	10	-25.7	10
20	4120-4200	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	10	27.2	6,800
			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	10	-2.8/5.0	10/437
					帯域外干渉	10	-10.4	10
21	4120-4200	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	10	33.3	6,167
			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	10	3.3/11.1	141/456
					帯域外干渉	10	-11.1	10
22	3685-4200	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	10	35.8	113,973
			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	10	5.8/13.6	1,811/7,238
					帯域外干渉		一部パラメータ不明のため未検討	
23	3625-4200	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	10	37.5	84,070
			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	10	7.5/15.3	1,068/5,136
					帯域外干渉	10	-6.7	10
24	3625-4200	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	10	39.5	25,478
			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	10	9.5/17.3	437/1,695
					帯域外干渉	10	-10.3	10
25	3625-4200	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	10	37.2	63,325
			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	10	7.2/15.0	656/3,767
					帯域外干渉	10	-6.7	10
26	3700-4200	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	10	39.8	25,111
			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	10	9.8/17.6	518/1,912
					帯域外干渉	10	-12.1	10
27	3700-4200	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	10	41.1	21,153

			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	10	11.1/18.9	422/1,395
					帯域外干渉	10	-17.2	10
28	3400-4200	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	10	41.2	12,930
29	3400-4200	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	10	39.1	35,582
30	3625-4200	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	10	37.8	13,938
			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	10	7.8/15.6	311/823
					帯域外干渉	10	-12.3	10
31	3625-4200	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	10	36.5	11,198
			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	10	6.5/14.3	224/631
					帯域外干渉	10	-14.4	10
32	3599-4200	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	10	36.1	43,474
33	3599-4200	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	10	36.1	17,422
34	3599-4200	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	10	39.1	11,325
35	3625-4200	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	10	39.5	13,220
			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	10	9.5/17.3	322/828
					帯域外干渉	10	-13.4	10
36	3625-4200	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	10	49.3	13,649
			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	10	19.3/27.1	366/999
					帯域外干渉	10	-9.2	10
37	3625-4200	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	10	46.4	9,288
			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	10	16.4/24.2	291/720
					帯域外干渉	10	-9.5	10
38	3625-4200	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	10	39.7	9,288
			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	10	9.7/17.5	278/715
					帯域外干渉	10	-12.4	10
39	3625-4200	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	10	38.6	9,288
			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	10	8.6/16.4	273/713
					帯域外干渉	10	-14.5	10
40	3625-4200	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	10	45.7	8,464
			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	10	15.7/23.5	265/656
					帯域外干渉	10	-9.9	10
41	3625-4200	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	10	38.4	8,464
			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	10	8.4/16.2	248/650
					帯域外干渉	10	-14.1	10
42	3700-4200	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	10	44.3	17,415
			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	10	14.3/22.1	398/1,214
					帯域外干渉	10	-22.6	10
43	3700-4200	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	10	42.9	16,624
			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	10	12.9/20.7	354/1,137

					帶域外干涉	10	-21.0	10
44	3700-4200	3600-4200	同一 CH	—	帶域内干涉	10	49.5	14,013
			隣接 CH	0.0	帶域内干涉	10	19.5/27.3	382/1,031
					帶域外干涉	10	-18.7	10
45	3700-4200	3600-4200	同一 CH	—	帶域内干涉	10	37.4	19,893
			隣接 CH	0.0	帶域内干涉	10	7.4/15.2	333/1,184
					帶域外干涉	10	-28.0	10

## 2. 5. 5 陸上移動中継局→地球局の干渉検討

### (1) 1対1対向モデルでの干渉検討

表2. 5. 5-1に、陸上移動中継局の送信周波数帯が3.4-3.6GHzである場合の、1対1対向モデルでの干渉検討結果（ガードバンド0MHz）を示す。陸上移動中継局の評価においては、より干渉条件の厳しい、陸上移動局対向器送信（下り）の条件での評価を行った。

同一チャネル干渉となる条件（45地球局のうち9地球局が該当（ただし3地球局は1MHzだけ同一チャネル干渉の条件））では、結合損が最小となる水平距離で、約50から70dBの所要改善量が必要との結果となった。

一方、隣接チャネル干渉の条件では、地球局により所要改善量の値が異なるが、帯域内干渉については最大で35dB程度（ $I/N = -12.2\text{dB}$  基準）又は42dB程度（ $I/N = -20\text{dB}$  基準）、帯域外干渉は最大で15dB程度となった。帯域内干渉については、陸上移動中継局の不要発射強度の実力値による改善が見込めることや、陸上移動中継局のアンテナ設置条件のサイトエンジニアリング等を行えば、所要改善量を満たすことができると考えられる。また帯域外干渉についても、陸上移動中継局のアンテナ設置条件のサイトエンジニアリング等を行えば、所要改善量を満たすことができると考えられる。



表 2. 5. 5-1 1対1対向モデルでの干渉検討：

陸上移動中継局の送信周波数帯が 3.4-3.6GHz の場合

(注) 許容干渉レベルは、同一チャネル干渉では I/N=-12.2dB 基準、隣接チャネル干渉では I/N=-12.2dB 及び-20dB 基準で計算)

地球局	地球局 受信周波数 (MHz)	陸上移動 中継局 送信周波数 (MHz)	配置	ガード バンド幅 (MHz)	干渉形態	水平 距離 (m)	所要 改善量 (dB) (注)
1	3700-4200	3400-3600	隣接 CH	100.0	帯域内干渉	140	28.6/36.4
					帯域外干渉	140	8.7
2	3420-4200	3400-3600	同一 CH	-	帯域内干渉	80	65.6
			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	80	27.1/34.9
3	3700-3720	3400-3600	隣接 CH	100.0	帯域内干渉	280	12.9/20.7
					帯域外干渉	280	-4.5
4	3700-3720	3400-3600	隣接 CH	100.0	帯域内干渉	700	5.3/13.1
					帯域外干渉	700	-9.3
5	3700-4200	3400-3600	隣接 CH	100.0	帯域内干渉	60	24.2/32.0
					帯域外干渉	60	7.4
6	3625-4200	3400-3600	隣接 CH	25.0	帯域内干渉	300	22.6/30.4
					帯域外干渉	300	7.8
7	3625-4200	3400-3600	隣接 CH	25.0	帯域内干渉	170	29.7/37.5
					帯域外干渉	170	5.7
8	3625-4200	3400-3600	隣接 CH	25.0	帯域内干渉	70	27.4/35.2
					帯域外干渉	70	-4.2
9	3400-4200	3400-3600	同一 CH	-	帯域内干渉	100	62.1
10	3700-4200	3400-3600	隣接 CH	100.0	帯域内干渉	140	31.6/39.4
					帯域外干渉	140	2.8
11	3700-4200	3400-3600	隣接 CH	100.0	帯域内干渉	140	31.6/39.4
					帯域外干渉	140	2.8
12	3700-4200	3400-3600	隣接 CH	100.0	帯域内干渉	140	31.6/39.4
					帯域外干渉	140	2.7
13	3400-4200	3400-3600	同一 CH	-	帯域内干渉	140	70.8
14	3400-4200	3400-3600	同一 CH	-	帯域内干渉	140	70.8
15	3700-4200	3400-3600	隣接 CH	100.0	帯域内干渉	130	24.5/32.3
					帯域外干渉	130	1.3
16	3700-4200	3400-3600	隣接 CH	100.0	帯域内干渉	130	26.9/34.7
					帯域外干渉	130	3.6
17	3700-4200	3400-3600	隣接 CH	100.0	帯域内干渉	180	30.4/38.2
					帯域外干渉	180	4.6

18	3700-4200	3400-3600	隣接 CH	100.0	帯域内干渉	10	33.3/41.1
					帯域外干渉	10	0.5
19	3700-4200	3400-3600	隣接 CH	100.0	帯域内干渉	10	32.7/40.5
					帯域外干渉	10	-0.1
20	4120-4200	3400-3600	隣接 CH	520.0	帯域内干渉	640	4.0/11.8
					帯域外干渉	640	-9.0
21	4120-4200	3400-3600	隣接 CH	520.0	帯域内干渉	300	13.8/21.6
					帯域外干渉	300	-2.6
22	3685-4200	3400-3600	隣接 CH	85.0	帯域内干渉	670	20.5/28.3
					帯域外干渉	一部パラメータ不明のため未検討	
23	3625-4200	3400-3600	隣接 CH	25.0	帯域内干渉	330	20.5/28.3
					帯域外干渉	330	1.1
24	3625-4200	3400-3600	隣接 CH	25.0	帯域内干渉	350	16.7/24.5
					帯域外干渉	350	-4.0
25	3625-4200	3400-3600	隣接 CH	25.0	帯域内干渉	390	21.4/29.2
					帯域外干渉	390	1.9
26	3700-4200	3400-3600	隣接 CH	100.0	帯域内干渉	350	17.8/25.6
					帯域外干渉	350	-2.0
27	3700-4200	3400-3600	隣接 CH	100.0	帯域内干渉	250	21.5/29.3
					帯域外干渉	250	-1.6
28	3400-4200	3400-3600	同一 CH	-	帯域内干渉	380	59.8
29	3400-4200	3400-3600	同一 CH	-	帯域内干渉	390	59.7
30	3625-4200	3400-3600	隣接 CH	25.0	帯域内干渉	310	15.1/22.9
					帯域外干渉	310	-4.9
31	3625-4200	3400-3600	隣接 CH	25.0	帯域内干渉	230	16.9/24.7
					帯域外干渉	230	-1.2
32	3599-4200	3400-3600	同一 CH	-	帯域内干渉	410	55.8
			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	410	17.3/25.1
					帯域外干渉	410	-0.7
33	3599-4200	3400-3600	同一 CH	-	帯域内干渉	400	50.9
			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	400	12.4/20.2
					帯域外干渉	400	-4.1
34	3599-4200	3400-3600	同一 CH	-	帯域内干渉	230	56.1
			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	230	17.7/25.5
					帯域外干渉	230	-2.2
35	3625-4200	3400-3600	隣接 CH	25.0	帯域内干渉	230	18.0/25.8
					帯域外干渉	230	-2.5
36	3625-4200	3400-3600	隣接 CH	25.0	帯域内干渉	50	34.0/41.8

					帯域外干渉	50	13.1
37	3625-4200	3400-3600	隣接 CH	25.0	帯域内干渉	70	29.0/36.8
					帯域外干渉	70	9.5
38	3625-4200	3400-3600	隣接 CH	25.0	帯域内干渉	70	18.5/26.3
					帯域外干渉	180	-0.8
39	3625-4200	3400-3600	隣接 CH	25.0	帯域内干渉	210	16.2/24.0
					帯域外干渉	210	-3.1
40	3625-4200	3400-3600	隣接 CH	25.0	帯域内干渉	70	27.3/35.1
					帯域外干渉	70	8.6
41	3625-4200	3400-3600	隣接 CH	25.0	帯域内干渉	190	18.5/26.3
					帯域外干渉	190	-0.1
42	3700-4200	3400-3600	隣接 CH	100.0	帯域内干渉	140	25.2/33.0
					帯域外干渉	140	-3.4
43	3700-4200	3400-3600	隣接 CH	100.0	帯域内干渉	130	24.2/32.0
					帯域外干渉	130	-1.5
44	3700-4200	3400-3600	隣接 CH	100.0	帯域内干渉	40	34.1/41.9
					帯域外干渉	40	4.4
45	3700-4200	3400-3600	隣接 CH	100.0	帯域内干渉	310	16.2/24.0
					帯域外干渉	310	-12.4

表 2. 5. 5-2 に、陸上移動中継局の送信周波数帯が 3.6-4.2GHz である場合の、1対1対向モデルでの干渉検討結果（ガードバンド 0MHz）を示す。陸上移動中継局の評価においては、より干渉条件の厳しい、陸上移動局対向器送信（下り）の条件での評価を行った。同一チャネル干渉となる条件では、結合損が最小となる水平距離で、約 30 から 70dB の所要改善量が必要との結果となった。

一方、隣接チャネル干渉の条件では、地球局により所要改善量の値が異なるが、帯域内干渉については最大で 35dB 程度 ( $I/N = -12.2\text{dB}$  基準) 又は 42dB 程度 ( $I/N = -20\text{dB}$  基準)、帯域外干渉は最大で 15dB 程度となった。帯域内干渉については、陸上移動中継局の不要発射強度の実力値による改善が見込めることや、陸上移動中継局のアンテナ設置条件のサイトエンジニアリング等を行えば、所要改善量を満たすことができると考えられる。また帯域外干渉についても、陸上移動中継局のアンテナ設置条件のサイトエンジニアリング等を行えば、所要改善量を満たすことができると考えられる。

表 2. 5. 5-2 1対1対向モデルでの干渉検討：

陸上移動中継局の送信周波数帯が 3.6-4.2GHz の場合

(注) 許容干渉レベルは、同一チャネル干渉では I/N=-12.2dB 基準、隣接チャネル干渉では I/N=-12.2dB 及び-20dB 基準で計算)

地球局	地球局 受信周波数 (MHz)	陸上移動 中継局 送信周波数 (MHz)	配置	ガード バンド幅 (MHz)	干渉形態	水平 距離 (m)	所要 改善量 (dB) (注)
1	3700-4200	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	140	67.0
			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	140	28.6/36.4
						帯域外干渉	140
2	3420-4200	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	80	65.6
3	3700-3720	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	280	51.3
			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	280	12.9/20.7
						帯域外干渉	280
4	3700-3720	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	700	43.7
			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	700	5.3/13.1
						帯域外干渉	700
5	3700-4200	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	60	62.6
			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	60	24.2/32.0
						帯域外干渉	60
6	3625-4200	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	300	61.0
			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	300	22.6/30.4
						帯域外干渉	300
7	3625-4200	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	170	68.1
			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	170	29.7/37.5
						帯域外干渉	170
8	3625-4200	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	70	65.8
			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	70	27.4/35.2
						帯域外干渉	70
9	3400-4200	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	100	62.1
10	3700-4200	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	140	70.1
			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	140	31.6/39.4
						帯域外干渉	140
11	3700-4200	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	140	70.1
			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	140	31.6/39.4
						帯域外干渉	140
12	3700-4200	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	140	70.0
			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	140	31.6/39.4
						帯域外干渉	140

13	3400-4200	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	140	70.8
14	3400-4200	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	140	70.8
15	3700-4200	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	130	63.0
			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	130	24.5/32.3
					帯域外干渉	130	1.3
16	3700-4200	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	130	65.4
			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	130	26.9/34.7
					帯域外干渉	130	3.6
17	3700-4200	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	180	68.9
			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	180	30.4/38.2
					帯域外干渉	180	4.6
18	3700-4200	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	10	71.8
			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	10	33.3/41.1
					帯域外干渉	10	0.5
19	3700-4200	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	10	71.2
			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	10	32.7/40.5
					帯域外干渉	10	-0.1
20	4120-4200	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	640	42.4
			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	640	4.0/11.8
					帯域外干渉	640	-9.0
21	4120-4200	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	300	52.2
			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	300	13.8/21.6
					帯域外干渉	300	-2.6
22	3685-4200	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	670	59.0
			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	670	20.5/28.3
					帯域外干渉		一部パラメータ不明のため未検討
23	3625-4200	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	330	58.9
			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	330	20.5/28.3
					帯域外干渉	330	1.1
24	3625-4200	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	350	55.2
			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	350	16.7/24.5
					帯域外干渉	350	-4.0
25	3625-4200	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	390	59.9
			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	390	21.4/29.2
					帯域外干渉	390	1.9
26	3700-4200	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	350	56.3
			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	350	17.8/25.6
					帯域外干渉	350	-2.0

27	3700-4200	3600-4200	同一 CH	-	帶域内干涉	250	59.9
			隣接 CH	0.0	帶域内干涉	250	21.5/29.3
					帶域外干涉	250	-1.6
28	3400-4200	3600-4200	同一 CH	-	帶域内干涉	380	59.8
29	3400-4200	3600-4200	同一 CH	-	帶域内干涉	390	59.7
30	3625-4200	3600-4200	同一 CH	-	帶域内干涉	310	53.5
			隣接 CH	0.0	帶域内干涉	310	15.1/22.9
					帶域外干涉	310	-4.9
31	3625-4200	3600-4200	同一 CH	-	帶域内干涉	230	55.3
			隣接 CH	0.0	帶域内干涉	230	16.9/24.7
					帶域外干涉	230	-1.2
32	3599-4200	3600-4200	同一 CH	-	帶域内干涉	410	55.8
33	3599-4200	3600-4200	同一 CH	-	帶域内干涉	400	50.9
34	3599-4200	3600-4200	同一 CH	-	帶域内干涉	230	56.1
35	3625-4200	3600-4200	同一 CH	-	帶域内干涉	230	56.4
			隣接 CH	0.0	帶域内干涉	230	18.0/25.8
					帶域外干涉	230	-2.5
36	3625-4200	3600-4200	同一 CH	-	帶域内干涉	50	72.4
			隣接 CH	0.0	帶域内干涉	50	34.0/41.8
					帶域外干涉	50	13.1
37	3625-4200	3600-4200	同一 CH	-	帶域内干涉	70	67.4
			隣接 CH	0.0	帶域内干涉	70	29.0/36.8
					帶域外干涉	70	9.5
38	3625-4200	3600-4200	同一 CH	-	帶域内干涉	180	56.9
			隣接 CH	0.0	帶域内干涉	180	18.5/26.3
					帶域外干涉	180	-0.8
39	3625-4200	3600-4200	同一 CH	-	帶域内干涉	210	54.6
			隣接 CH	0.0	帶域内干涉	210	16.2/24.0
					帶域外干涉	210	-3.1
40	3625-4200	3600-4200	同一 CH	-	帶域内干涉	70	65.8
			隣接 CH	0.0	帶域内干涉	70	27.3/35.1
					帶域外干涉	70	8.6
41	3625-4200	3600-4200	同一 CH	-	帶域内干涉	190	56.9
			隣接 CH	0.0	帶域内干涉	190	18.5/26.3
					帶域外干涉	190	-0.1
42	3700-4200	3600-4200	同一 CH	-	帶域内干涉	140	63.7
			隣接 CH	0.0	帶域内干涉	140	25.2/33.0
					帶域外干涉	140	-3.4
43	3700-4200	3600-4200	同一 CH	-	帶域内干涉	130	62.6

			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	130	24.2/32.0
					帯域外干渉	130	-1.5
44	3700-4200	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	40	72.5
			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	40	34.1/41.9
							帯域外干渉
45	3700-4200	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	310	54.7
			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	310	16.2/24.0
							帯域外干渉

## 2. 5. 6 小電力レピータ→地球局の干渉検討

### (1) 1対1対向モデルでの干渉検討

表2. 5. 6-1に、小電力レピータの送信周波数帯が3.4-3.6GHzである場合の、1対1対向モデルでの干渉検討結果（ガードバンド0MHz）を示す。小電力レピータの評価においては、より干渉条件の厳しい、基地局対向器送信（上り）の条件での評価を行った。

同一チャネル干渉となる条件（45地球局のうち、9地球局が該当（ただし3地球局は1MHzだけ同一チャネルの条件））では、結合損が最小となる水平距離で、約30から40dBの所要改善量が必要との結果となった。

一方、隣接チャネル干渉の条件では、地球局により所要改善量の値が異なるが、帯域内干渉については最大で25dB（I/N=-12.2dB基準）又は32dB（I/N=-20dB基準）程度、帯域外干渉はマイナスとの結果になった。帯域内干渉については、小電力レピータの不要発射強度の実力値による改善が見込めることや、小電力レピータのアンテナ設置条件のサイトエンジニアリング等を行えば、所要改善量を満たすことができると考えられる。



表 2. 5. 6-1 1対1対向モデルでの干渉検討：  
小電力レピータの送信周波数帯が 3.4-3.6GHz の場合

(注) 許容干渉レベルは、同一チャネル干渉では I/N=-12.2dB 基準、隣接チャネル干渉では I/N=-12.2dB 及び-20dB 基準で計算)

地球局	地球局 受信周波数 (MHz)	小電力 レピータ 送信周波数 (MHz)	配置	ガード バンド幅 (MHz)	干渉形態	水平 距離 (m)	所要 改善量 (dB) (注)
1	3700-4200	3400-3600	隣接 CH	100.0	帯域内干渉	100	19.5/27.3
					帯域外干渉	100	-15.4
2	3420-4200	3400-3600	同一 CH	-	帯域内干渉	70	35.9
			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	70	19.5/27.3
3	3700-3720	3400-3600	隣接 CH	100.0	帯域内干渉	220	6.5/14.3
					帯域外干渉	220	-11.8
4	3700-3720	3400-3600	隣接 CH	100.0	帯域内干渉	480	-0.4/7.4
					帯域外干渉	480	-11.8
5	3700-4200	3400-3600	隣接 CH	100.0	帯域内干渉	2,100	-9.9/-2.1
					帯域外干渉	2,100	-14.3
6	3625-4200	3400-3600	隣接 CH	25.0	帯域内干渉	60	13.3/21.1
					帯域外干渉	60	-12.9
7	3625-4200	3400-3600	隣接 CH	25.0	帯域内干渉	120	19.7/27.5
					帯域外干渉	120	-20.4
8	3625-4200	3400-3600	隣接 CH	25.0	帯域内干渉	70	19.3/27.1
					帯域外干渉	70	-21.9
9	3400-4200	3400-3600	同一 CH	-	帯域内干渉	100	33.0
10	3700-4200	3400-3600	隣接 CH	100.0	帯域内干渉	170	23.1/30.9
					帯域外干渉	170	-22.2
11	3700-4200	3400-3600	隣接 CH	100.0	帯域内干渉	170	23.1/30.9
					帯域外干渉	170	-22.2
12	3700-4200	3400-3600	隣接 CH	100.0	帯域内干渉	170	23.0/30.8
					帯域外干渉	170	-23.0
13	3400-4200	3400-3600	同一 CH	-	帯域内干渉	170	40.2
14	3400-4200	3400-3600	同一 CH	-	帯域内干渉	170	40.2
15	3700-4200	3400-3600	隣接 CH	100.0	帯域内干渉	3,900	-7.9/-0.1
					帯域外干渉	3,900	-24.7
16	3700-4200	3400-3600	隣接 CH	100.0	帯域内干渉	120	17.5/25.3
					帯域外干渉	120	-23.0
17	3700-4200	3400-3600	隣接 CH	100.0	帯域内干渉	210	24.5/32.3
					帯域外干渉	210	-19.4

18	3700-4200	3400-3600	隣接 CH	100.0	帯域内干渉	90	18.4/26.2
					帯域外干渉	90	-33.1
19	3700-4200	3400-3600	隣接 CH	100.0	帯域内干渉	100	17.5/25.3
					帯域外干渉	100	-33.5
20	4120-4200	3400-3600	隣接 CH	520.0	帯域内干渉	540	-2.3/5.5
					帯域外干渉	540	-11.1
21	4120-4200	3400-3600	隣接 CH	520.0	帯域内干渉	200	4.9/12.7
					帯域外干渉	200	-11.1
22	3685-4200	3400-3600	隣接 CH	85.0	帯域内干渉	610	13.5/21.3
					帯域外干渉	一部パラメータ不明のため 未検討	
23	3625-4200	3400-3600	隣接 CH	25.0	帯域内干渉	340	14.4/22.2
					帯域外干渉	340	-6.6
24	3625-4200	3400-3600	隣接 CH	25.0	帯域内干渉	190	11.5/19.3
					帯域外干渉	190	-10.6
25	3625-4200	3400-3600	隣接 CH	25.0	帯域内干渉	390	13.7/21.5
					帯域外干渉	390	-6.6
26	3700-4200	3400-3600	隣接 CH	100.0	帯域内干渉	310	10.1/17.9
					帯域外干渉	310	-12.8
27	3700-4200	3400-3600	隣接 CH	100.0	帯域内干渉	190	13.1/20.9
					帯域外干渉	190	-19.6
28	3400-4200	3400-3600	同一 CH	-	帯域内干渉	300	30.4
29	3400-4200	3400-3600	同一 CH	-	帯域内干渉	400	30.3
30	3625-4200	3400-3600	隣接 CH	25.0	帯域内干渉	230	9.5/17.3
					帯域外干渉	230	-12.6
31	3625-4200	3400-3600	隣接 CH	25.0	帯域内干渉	200	7.9/15.7
					帯域外干渉	200	-14.8
32	3599-4200	3400-3600	同一 CH	-	帯域内干渉	440	28.7
			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	440	12.2/20.0
					帯域外干渉	440	-7.8
33	3599-4200	3400-3600	同一 CH	-	帯域内干渉	220	24.6
			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	220	8.2/16.0
					帯域外干渉	220	-7.9
34	3599-4200	3400-3600	同一 CH	-	帯域内干渉	190	27.7
			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	190	11.2/19.0
					帯域外干渉	190	-12.0
35	3625-4200	3400-3600	隣接 CH	25.0	帯域内干渉	190	11.5/19.3
					帯域外干渉	190	-14.3
36	3625-4200	3400-3600	隣接 CH	25.0	帯域内干渉	50	21.7/29.5

					帯域外干渉	50	-13.5
37	3625-4200	3400-3600	隣接 CH	25.0	帯域内干渉	70	19.0/26.8
					帯域外干渉	70	-13.0
38	3625-4200	3400-3600	隣接 CH	25.0	帯域内干渉	140	11.5/19.3
					帯域外干渉	140	-13.4
39	3625-4200	3400-3600	隣接 CH	25.0	帯域内干渉	190	10.0/17.8
					帯域外干渉	190	-15.1
40	3625-4200	3400-3600	隣接 CH	25.0	帯域内干渉	70	17.6/25.4
					帯域外干渉	70	-12.8
41	3625-4200	3400-3600	隣接 CH	25.0	帯域内干渉	150	9.8/17.6
					帯域外干渉	150	-14.8
42	3700-4200	3400-3600	隣接 CH	100.0	帯域内干渉	150	17.1/24.9
					帯域外干渉	150	-29.2
43	3700-4200	3400-3600	隣接 CH	100.0	帯域内干渉	110	15.0/22.8
					帯域外干渉	110	-29.4
44	3700-4200	3400-3600	隣接 CH	100.0	帯域内干渉	40	23.2/31.0
					帯域外干渉	40	-25.7
45	3700-4200	3400-3600	隣接 CH	100.0	帯域内干渉	270	9.7/17.5
					帯域外干渉	270	-30.7

表2. 5. 6-2に、小電力レピータの送信周波数帯が3.6-4.2GHzである場合の、1対1対向モデルでの干渉検討結果（ガードバンド0MHz）を示す。小電力レピータの評価においては、より干渉条件の厳しい、基地局対向器送信（上り）の条件での評価を行った。

同一チャネル干渉となる条件では、結合損が最小となる水平距離で、最大で40dB程度の所要改善量が必要との結果となった。

一方、隣接チャネル干渉の条件では、地球局により所要改善量の値が異なるが、帯域内干渉については最大で25dB（I/N=-12.2dB基準）又は32dB（I/N=-20dB基準）程度、帯域外干渉はマイナスとの結果になった。帯域内干渉については、小電力レピータの不要発射強度の実力値による改善が見込めることや、小電力レピータのアンテナ設置条件のサイトエンジニアリング等を行えば、所要改善量を満たすことができると考えられる。

表 2. 5. 6-2 1対1対向モデルでの干渉検討：

小電力レピータの送信周波数帯が 3,6-4,2GHz の場合

(注) 許容干渉レベルは、同一チャンネル干渉では I/N=-12.2dB 基準、隣接チャンネル干渉では I/N=-12.2dB 及び-20dB 基準で計算)

地球局	地球局 受信周波数 (MHz)	小電力 レピータ 送信周波数 (MHz)	配置	ガード バンド幅 (MHz)	干渉形態	水平 距離 (m)	所要 改善量 (dB) (注)
1	3700-4200	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	100	35.9
			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	100	19.5/27.3
					帯域外干渉	100	-15.4
2	3420-4200	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	70	35.9
3	3700-3720	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	220	22.9
			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	220	6.5/14.3
					帯域外干渉	220	-11.8
4	3700-3720	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	480	16.1
			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	480	-0.4/7.4
					帯域外干渉	480	-11.8
5	3700-4200	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	2,100	6.6
			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	2,100	-9.9/-2.1
					帯域外干渉	2,100	-14.3
6	3625-4200	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	60	29.7
			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	60	13.3/21.6
					帯域外干渉	60	-12.9
7	3625-4200	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	120	36.2
			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	120	19.7/49.1
					帯域外干渉	120	-20.4
8	3625-4200	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	70	35.7
			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	70	19.3/27.1
					帯域外干渉	70	-21.9
9	3400-4200	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	100	33.0
10	3700-4200	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	170	39.6
			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	170	23.1/30.9
					帯域外干渉	170	-22/2
11	3700-4200	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	170	39.6
			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	170	23.1/30.9
					帯域外干渉	170	-22.2
12	3700-4200	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	170	39.5
			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	170	23.0/30.8
					帯域外干渉	170	-23.0

13	3400-4200	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	170	40.2
14	3400-4200	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	170	40.2
15	3700-4200	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	3,900	8.6
			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	3,900	-7.9/-0.1
					帯域外干渉	3,900	-24.7
16	3700-4200	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	120	33.9
			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	120	17.5/25.3
					帯域外干渉	120	-23.0
17	3700-4200	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	210	40.9
			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	210	24.5/32.3
					帯域外干渉	210	-19.4
18	3700-4200	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	90	34.8
			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	90	18.4/26.6
					帯域外干渉	90	-33.1
19	3700-4200	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	100	34.0
			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	100	17.5/25.3
					帯域外干渉	100	-33.5
20	4120-4200	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	540	14.1
			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	540	-2.3/5.5
					帯域外干渉	540	-11.1
21	4120-4200	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	200	21.4
			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	200	4.9/12.7
					帯域外干渉	200	-11.1
22	3685-4200	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	610	30.0
			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	610	13.5/21.3
					帯域外干渉	一部パラメータ不明のため未検討	
23	3625-4200	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	340	30.8
			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	340	14.4/22.2
					帯域外干渉	340	-6.6
24	3625-4200	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	190	27.9
			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	190	11.5/19.3
					帯域外干渉	190	-10.6
25	3625-4200	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	390	30.2
			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	390	13.7/21.5
					帯域外干渉	390	-6.6
26	3700-4200	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	310	26.6
			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	310	10.1/17.9
					帯域外干渉	310	-12.8

27	3700-4200	3600-4200	同一 CH	-	带域内干涉	190	29.5
			隣接 CH	0.0	带域内干涉	190	13.1/20.9
					带域外干涉	190	-19.6
28	3400-4200	3600-4200	同一 CH	-	带域内干涉	300	30.4
29	3400-4200	3600-4200	同一 CH	-	带域内干涉	400	30.3
30	3625-4200	3600-4200	同一 CH	-	带域内干涉	230	25.9
			隣接 CH	0.0	带域内干涉	230	9.5/17.3
					带域外干涉	230	-12.6
31	3625-4200	3600-4200	同一 CH	-	带域内干涉	200	24.4
			隣接 CH	0.0	带域内干涉	200	7.9/15.7
					带域外干涉	200	-14.8
32	3599-4200	3600-4200	同一 CH	-	带域内干涉	440	28.7
33	3599-4200	3600-4200	同一 CH	-	带域内干涉	220	24.6
34	3599-4200	3600-4200	同一 CH	-	带域内干涉	190	27.7
35	3625-4200	3600-4200	同一 CH	-	带域内干涉	190	28.0
			隣接 CH	0.0	带域内干涉	190	11.5/19.3
					带域外干涉	190	-14.3
36	3625-4200	3600-4200	同一 CH	-	带域内干涉	50	38.2
			隣接 CH	0.0	带域内干涉	50	21.7/29.5
					带域外干涉	50	-13.5
37	3625-4200	3600-4200	同一 CH	-	带域内干涉	70	35.4
			隣接 CH	0.0	带域内干涉	70	19.0/26.8
					带域外干涉	70	-13.0
38	3625-4200	3600-4200	同一 CH	-	带域内干涉	140	28.0
			隣接 CH	0.0	带域内干涉	140	11.5/19.3
					带域外干涉	140	-13.4
39	3625-4200	3600-4200	同一 CH	-	带域内干涉	190	26.4
			隣接 CH	0.0	带域内干涉	190	10.0/17.8
					带域外干涉	190	-15.1
40	3625-4200	3600-4200	同一 CH	-	带域内干涉	70	34.1
			隣接 CH	0.0	带域内干涉	70	17.6/25.4
					带域外干涉	70	-12.8
41	3625-4200	3600-4200	同一 CH	-	带域内干涉	150	26.3
			隣接 CH	0.0	带域内干涉	150	9.8/17.6
					带域外干涉	150	-14.8
42	3700-4200	3600-4200	同一 CH	-	带域内干涉	150	33.5
			隣接 CH	0.0	带域内干涉	150	17.1/24.9
					带域外干涉	150	-29.2
43	3700-4200	3600-4200	同一 CH	-	带域内干涉	110	31.4

			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	110	15.0/22.8
					帯域外干渉	110	-29.4
44	3700-4200	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	40	39.6
			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	40	23.2/31.0
					帯域外干渉	40	-25.7
45	3700-4200	3600-4200	同一 CH	-	帯域内干渉	270	26.2
			隣接 CH	0.0	帯域内干渉	270	9.7/17.5
					帯域外干渉	270	-30.7

2. 5. 7 人工衛星局→第4世代移動通信システム（IMT-Advanced）の干渉検討

第4世代移動通信システム（IMT-Advanced）の無線局として、基地局及び陸上移動局のパラメータを用いて干渉検討を行った。陸上移動中継局及び小電力レピータについては、基地局と陸上移動局との共用が可能であれば問題ないと判断することとして、検討を省略した。

表2. 5. 7-1に基地局との干渉検討結果、表2. 5. 7-2に陸上移動局との干渉検討結果を示す。これらの結果より、ITUの無線通信規則第21条で規定されている地表面電力束密度（PFD）の制限値を考慮すると、いずれの仰角の条件でも所要改善量はマイナスとなっている。なお、帯域外干渉については100MHz幅に干渉波が存在する条件を仮定した結果であるが、3.4-4.2GHz全体（800MHz幅）に干渉波が存在するとした場合でも、与干渉量の増加は9dB増加するだけであり、問題のないレベルである。

表2. 5. 7-1 人工衛星局→基地局の干渉検討結果

仰角 (deg.)	地表面 PFD (dBm/m <sup>2</sup> /MHz)	基地局受信 アンテナ 指向性 減衰量 (dB)	与干渉量 (dBm/MHz)	(帯域内干渉) 所要改善量 (dB)	(帯域外干渉) 所要改善量 (dB)
0.0	-98.02	-7.0	-125.84	-6.8	-62.8
5.0	-98.02	-23.5	-142.26	-23.3	-79.3
10.0	-95.52	-26.3	-142.59	-23.6	-79.6
15.0	-93.02	-21.0	-134.81	-15.8	-71.8
20.0	-90.52	-17.8	-129.15	-10.2	-66.1
25.0	-88.02	-29.9	-138.68	-19.7	-75.7
30.0	-88.02	-29.1	-137.92	-18.9	-74.9
35.0	-88.02	-33.2	-142.03	-23.0	-79.0
40.0	-88.02	-31.0	-139.83	-20.8	-76.8
45.0	-88.02	-33.7	-142.46	-23.5	-79.5
50.0	-88.02	-26.0	-134.77	-15.8	-71.8
55.0	-88.02	-27.4	-136.24	-17.2	-73.2
60.0	-88.02	-33.5	-142.30	-23.3	-79.3
65.0	-88.02	-40.0	-148.80	-29.8	-85.8
70.0	-88.02	-40.0	-148.80	-29.8	-85.8
75.0	-88.02	-40.0	-148.80	-29.8	-85.8
80.0	-88.02	-40.0	-148.80	-29.8	-85.8
85.0	-88.02	-40.0	-148.80	-29.8	-85.8
90.0	-88.02	-40.0	-148.80	-29.8	-85.8



表 2. 5. 7-2 人工衛星局→陸上移動局の干渉検討結果

仰角 (deg.)	地表面 PFD (dBm/m <sup>2</sup> /MHz)	与干渉量 (dBm/MHz)	(帯域内干渉) 所要改善量 (dB)	(帯域外干渉) 所要改善量 (dB)
0.0	-98.02	-138.80	-28.0	-62.8
5.0	-98.02	-138.80	-28.0	-62.8
10.0	-95.52	-136.30	-25.5	-60.3
15.0	-93.02	-133.80	-23.0	-57.8
20.0	-90.52	-131.30	-20.5	-55.3
25.0	-88.02	-128.80	-18.0	-52.8
30.0	-88.02	-128.80	-18.0	-52.8
35.0	-88.02	-128.80	-18.0	-52.8
40.0	-88.02	-128.80	-18.0	-52.8
45.0	-88.02	-128.80	-18.0	-52.8
50.0	-88.02	-128.80	-18.0	-52.8
55.0	-88.02	-128.80	-18.0	-52.8
60.0	-88.02	-128.80	-18.0	-52.8
65.0	-88.02	-128.80	-18.0	-52.8
70.0	-88.02	-128.80	-18.0	-52.8
75.0	-88.02	-128.80	-18.0	-52.8
80.0	-88.02	-128.80	-18.0	-52.8
85.0	-88.02	-128.80	-18.0	-52.8
90.0	-88.02	-128.80	-18.0	-52.8

## 2. 5. 8 衛星業務システムとの干渉検討結果まとめ

### (1) 第4世代移動通信システム（IMT-Advanced）→地球局の同一チャネル干渉条件での共用条件

共用条件が最も厳しいと想定される基地局の場合に基づいて考察を行う。基地局と地球局の共存が可能なエリアでは、基地局よりも地球局方向への e. i. r. p. が小さい陸上移動局、陸上移動中継局及び小電力レピータについても、地球局との共存が可能であると考えられる。また、陸上移動局、陸上移動中継局及び小電力レピータは、基地局からの電波が受信できるエリアでのみ電波発射が行なわれるため、基地局を適切な位置に設置すれば、これらからの干渉が許容値を超えないようにすることも可能であると考えられる。

3.4-3.6GHz帯では検討を行った45地球局のうち9地球局が同一チャネル干渉の条件となる場合（ただし3地球局は1MHzだけ同一チャネル干渉の条件）があり、1対1対向モデルによる評価では所要改善量は約60～75dBとなった。また3.6-4.2GHz帯では45地球局のすべてが同一チャネル干渉の条件となる場合があり、所要改善量は約35～90dBとなった。これらの所要改善量を満たすために離隔距離を確保する場合には、伝搬損から算出される所要離隔距離によれば、見通し以上の大きな離隔距離を確保する必要がある。現実的には、地形による遮蔽等の影響により、干渉の影響が軽減されると考えられる。

そこで、評価手法1では地球局周辺の実際の地形情報（1.5km×1.5km毎のメッシュで評価）を考慮し、伝搬損に遮蔽等の影響を加味した場合の評価（表2.5.8-1のまとめを参照）を行った。評価結果より、第4世代移動通信システムが多く利用されると考えられる大都市近郊の平野部の地球局（地球局A）に対しては、基地局の標高が高く見通しが効く条件では、地球局から最大で160km程度離れたメッシュで地球局の許容干渉レベルを満たせないケースがあることが分かった。また許容干渉レベルを満たせないメッシュの割合は、半径20km圏内では50%程度（概算）、半径40km圏内では15%程度（概算）となった。一方、大都市から離れ周囲を山で囲まれている地球局（地球局B）では、最大で100km程度離れたメッシュで許容干渉レベルを満たせないケースがあったが、許容干渉レベルを満たせないメッシュの割合は半径20km圏内で25%程度（概算）であることが分かった。

さらに第4世代移動通信システム（IMT-Advanced）のコンセプトも踏まえ、空中線電力が小さく低空中線高の小セル基地局を想定した干渉影響を評価したところ、地球局Aでは、最大で70km程度離れたメッシュで許容干渉レベルを満たせないケースがあるものの、許容干渉レベルを満たせないメッシュは半径20km圏内で20%程度以下（概算）となることが分かった。また、地球局Bでは許容干渉レベルを満たせないメッシュの最大距離は20km程度に減少し、許容干渉レベルを満たせないメッシュの割合がさらに減少することが分かった。

また地球局Aについては、地球局アンテナのバックローブ方向にも許容干渉レベルを満たせないエリアが広がっているため、地球局アンテナ周辺にサイトシールドイングの効果を見込むことで、小セル基地局との組み合わせにより、半径20km圏内で許容干渉レベルを満たせないメッシュを数メッシュ程度に低減できることが分かった。

表 2. 5. 8-1 同一チャネル干渉における基地局と地球局との干渉検討結果まとめ  
 (1対1対向モデルで、地形情報を加味した場合(評価手法1)の例)

	地球局 A (第4世代移動通信システムが 多く利用されると考えられる大 都市近郊の平野部の地球局)	地球局 B (大都市から離れ周囲を山で囲 まれている地球局)
通常基地局	<ul style="list-style-type: none"> <li>最大離隔距離 160km 程度</li> <li>半径 20km 圏内で、許容干渉レベルを満たせないメッシュの割合は 50%程度 (概算)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最大離隔距離 100km 程度</li> <li>半径 20km 圏内で、許容干渉レベルを満たせないメッシュの割合は 25%程度 (概算)</li> </ul>
小セル基地局	<ul style="list-style-type: none"> <li>最大離隔距離 70km 程度</li> <li>半径 20km 圏内で、許容干渉レベルを満たせないメッシュの割合は 20%程度以下 (概算)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最大離隔距離 20km 程度</li> <li>半径 20km 圏内で、許容干渉レベルを満たせないメッシュの割合は 10%程度以下 (概算)</li> </ul>
地球局への サイト シールドイング 効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>小セル基地局との組み合わせにより、半径 20km 圏内で許容干渉レベルを満たせないメッシュを数メッシュ程度に低減</li> </ul>	※許容干渉レベルを満たせないエリアが地球局アンテナのメインローブ方向に広がっているため未検討

さらに地球局への干渉は、複数の基地局からの影響を受けることが想定されることから、複数基地局からの影響についても評価した。地球局 A に対する評価結果より、干渉軽減策を適用しない場合には、複数の基地局からの干渉の影響により許容干渉レベルを満たせないメッシュが大幅に増加することが確認できた。しかしながら、干渉軽減策として前述の小セル基地局による展開や、地球局のアンテナ周辺へのサイトシールドイングを適用することにより、許容干渉レベルを満たせないメッシュの増加を抑えることが可能である。例えば、地球局 A の条件で評価した場合には、15km 程度の離隔距離を確保しつつ、見通しが効く条件での基地局設置を避ける等の条件を課すことにより、1,000 局程度の小セル基地局の設置が可能であると考えられる。

(2) 第4世代移動通信システム (IMT-Advanced) →地球局の隣接チャネル干渉条件での共用条件

地球局との1対1の対向モデルによる干渉検討から算出されるガードバンド幅を、表 2. 5. 8-2 にまとめる。なお表内の記載は最も厳しい条件となった地球局との結果に基づいた記載を行なっている。実際には、許容干渉レベルを満たすための所要改善量の値は、地球局毎に異なるため、地球局毎に個別の共用条件を規定することが必要である。

また隣接チャネル干渉の条件でも、ガードバンド幅の大きさにより複数の基地局からの影響を考慮する必要があると考えられる。帯域内干渉については、地球局の受信

周波数帯とのガードバンド幅に応じて、基地局からの不要発射強度の実力値やフィルタ挿入による改善を加味して、個別の共用条件を規定することが必要である。また、帯域外干渉については、地球局の LNA/LNB の飽和問題を考慮した上で、個別の共用条件を規定することが必要である。これらの共用条件の規定に際しては、同一チャンネル干渉の場合と同様に、地球局の設置場所に基づいて、地形情報等を加味した現実的な検討を行うことにより、第4世代移動通信システム（IMT-Advanced）との共存が図られるものと考えられる。

表2. 5. 8-2 隣接チャンネル干渉における地球局との干渉検討結果まとめ  
 (表内の値は1対1の対向モデルに基づく結果であり、地球局毎の検討が必要)

与干渉 被干渉	基地局	陸上移動局	陸上移動中継局 小電力レピータ
地球局 3.4-3.6 GHz	最小ガードバンド 9 MHz  (帯域内干渉) 基地局へのフィルタ挿入、アンテナ設置のサイトエンジニアリング等を考慮  (帯域外干渉) アンテナ設置のサイトエンジニアリング等を考慮	最小ガードバンド 0 MHz  (帯域内干渉) 所要離隔距離 最大600m程度 (I/N = -12.2dB基準) 最大2.1km程度 (I/N = -20dB基準)  (帯域外干渉) 問題なし	最小ガードバンド 0 MHz  (帯域内干渉) 不要発射強度の実力値、アンテナ設置のサイトエンジニアリング等を考慮  (帯域外干渉) アンテナ設置のサイトエンジニアリング等を考慮…陸上移動中継局  問題なし…小電力レピータ
地球局 3.6-4.2 GHz	最小ガードバンド 10MHz  (帯域内干渉) 基地局へのフィルタ挿入、アンテナ設置のサイトエンジニアリング等を考慮  (帯域外干渉) アンテナ設置のサイトエンジニアリング等を考慮	最小ガードバンド 0 MHz  (帯域内干渉) 所要離隔距離 最大2.7km程度 (I/N = -12.2dB基準) 最大7.5km程度 (I/N = -20dB基準)  (帯域外干渉) 問題なし	同上

(3) 地球局への干渉軽減対策について

地球局への干渉を低減するための方策として、表 2. 5. 8-3 の対策が考えられる。

表 2. 5. 8-3 地球局への干渉軽減対策の例

対象	干渉対策内容
第 4 世代移動通信システム (IMT-Advanced)	<p>(1) 小セル基地局</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 低空中線電力、低アンテナ高の基地局設置により、地球局への干渉量を低減できる。</li><li>• 建造物等により地球局方向が遮蔽されるように基地局を設置することにより、遮蔽効果が期待できる（自由空間伝搬以外の伝搬式を適用した検討が可能）。大都市の中心部等の周辺建物高が高いエリアで有効と期待できる。</li><li>• 屋内への設置を行なう場合には、空中線電力をさらに低出力にする効果や、壁による減衰効果（10～20dB 程度）が得られる。</li></ul> <p>(2) 基地局セクタ設置、アンテナチルトの調整</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 地球局の方向には基地局セクタを設置しない、あるいはチルトを深くする等の対策により、干渉量を低減できる。</li></ul>
地球局	<p>(1) アンテナ周辺の遮蔽（サイトシールドイング）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 勧告 ITU-R SF. 1486 では、30dB 程度の干渉の遮蔽効果が想定されている（遮蔽の設置可否及びその効果は、地球局毎の検討が必要）。</li></ul> <p>(2) 受信フィルタ</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 受信フィルタの挿入により、LNA/LNB の飽和を回避する（挿入損失や、雑音の増加に留意する必要がある）。</li></ul>

(4) 人工衛星局→第 4 世代移動通信システム (IMT-Advanced)

人工衛星局から第 4 世代移動通信システム (IMT-Advanced) への影響については、2. 5. 7 章に記述したように、特段の影響がないことがわかった。

(5) まとめ

(1)~(4)に記載した結果を踏まえ、第4世代移動通信システム(IMT-Advanced)と衛星業務用システムの地球局が共存する場合の方策についてまとめる。上述したように、地球局への影響を鑑みると、(3)に記載した干渉対策を考慮しつつ、対象とする地球局に個別の共用条件を設定することが必要である。その際には、地球局からの離隔距離に応じて、第4世代移動通信システム(IMT-Advanced)の基地局の設置条件等を規定するような、共用条件の設定を行なうことが考えられる。

また、以上の考察で用いた数字等は、地球局の許容干渉レベルとして、同一チャネル干渉については $I/N = -12.2$  dB(時間率 100%)、隣接チャネル干渉については $I/N = -12.2$  dB(時間率 100%)及び $I/N = -20$  dB(時間率 100%)に基づいた評価手法1に基づく結果である。

一方、評価手法2はITU無線通信規則の付録7に示される、「地球局周辺の干渉調整エリアの決定方法」に基づく評価手法を基にしており、長時間の干渉基準(Long-term interference criterion)として $I/N = -10$  dB(時間率 20%)、短時間の干渉基準(Short-term interference criterion)として $I/N = -1.3$  dB(時間率 0.001667%)の各許容干渉レベルを用いた評価が行われている。また、当該評価では、干渉時間率を考慮できる伝搬モデルとして、勧告ITU-R P.452を用いている。ITU-Rの第4世代移動通信システム(IMT-Advanced)と3.4-4.2GHz帯の地球局の共用検討(報告ITU-R M.2109)においても同様の手法で評価が行われている。評価手法2の結果で示したように、短時間干渉の場合、時間率は小さいものの遠方の干渉源からの影響を受ける。その影響は地球局の置局条件にも依存し、周囲を山で囲まれた地球局よりも平野が広がる地球局の場合に影響が大きい。固定衛星システムは様々な目的で運用されており、国際通信回線の伝送路やテレビ映像伝送の場合はごく短時間の通信品質劣化も問題となる。一方で、随時伝送のような利用頻度の小さい局もあると考えられる。

本報告で示した一連の数字は、いくつかの地球局に対する固有の結果であり、全国一律に一律な共用条件を各地球局に設定することは困難であるだけでなく、不要な離隔距離を考慮することにもなり、周波数の有効活用という観点で問題である。したがって、対象とする地球局毎に干渉基準や、置局条件を考慮し、個別の共用条件を規定することが必要である。

以上の点を踏まえ、個別の共用条件の設定については、総務省、衛星通信事業者、携帯事業者等の関係者による協議の上、適切に設定していくことが望ましい。

また、検討を行った45地球局のうち、3.4-3.6GHz帯を使用する地球局は9地球局(うち3地球局は1MHz幅のみがオーバーラップ)だけであるということも考慮すべきである。すなわち3.4-3.6GHz帯を第4世代移動通信システム(IMT-Advanced)で利用する場合には、これらの地球局の共用条件の設定に関する事業者間調整を行いつつ、3.6GHz以上を運用する地球局については、これらの地球局との間に適切なガードバンド及び離隔距離を確保すれば、共存可能となると考えられる。

一方、3.6GHz以上を第4世代移動通信システム(IMT-Advanced)に利用することについては、同一チャネル干渉となる地球局が相当数存在することから、慎重な共用条件の設定が必要となると考えられ、より詳細な検討が必要になると考えられる。

## 2. 6 航空機電波高度計との干渉検討

### 2. 6. 1 検討を実施する干渉形態

航空機電波高度計との共用検討において、第4世代移動通信システム（IMT-Advanced）の無線局の真上に航空機電波高度計が存在する場合を想定し、1対1の対向モデルでの検討を行った（図2. 6. 1-1参照）。なお、基地局との干渉検討については航空機電波高度計が真上にない条件での検討も行った。

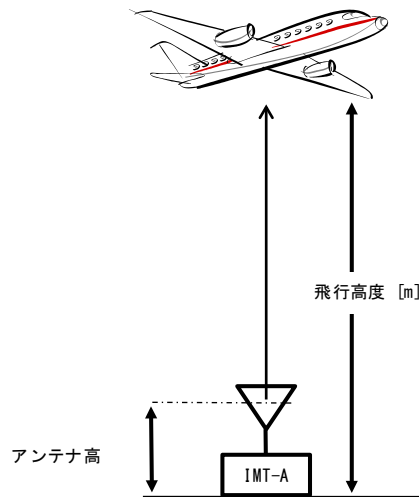


図2. 6. 1-1 第4世代移動通信システム（IMT-Advanced）の無線局の真上に航空機電波高度計が存在する場合の干渉検討モデル

第4世代移動通信システム（IMT-Advanced）の無線局として、基地局及び陸上移動局を考慮した。陸上移動中継局及び小電力レピータはこれらの無線局と同様の共用条件が必要になると想定し、検討を省略した。

### 2. 6. 2 基地局との干渉検討

#### (1) 基地局→航空機電波高度計の干渉検討

基地局の真上に航空機電波高度計が存在する1対1対向モデルを考慮し、航空機電波高度計が基地局アンテナ高よりも10m以上高い位置に存在すると仮定して、評価を行なった。検討を行った航空機電波高度計毎に、許容干渉レベルを満たすための最小飛行高度を表2. 6. 2-1に示す。本評価結果は、ガードバンドが0MHzの場合の結果である。本結果より所要の最小飛行高度の値は航空機電波高度計により異なるが、帯域内干渉で340m（D4）、帯域外干渉で270m（A3）が最も厳しい条件となった。

表 2. 6. 2-1 許容干渉レベルを満たすための最小飛行高度（ガードバンド 0 MHz）

	航空機電波高度計の種類					
	A 1	A 2	A 3	A 4	A 5	A 6
帯域内干渉	90 m	120 m	160 m	190 m	160 m	160 m
帯域外干渉	50 m	150 m	270 m	80 m	70 m	70 m

	航空機電波高度計の種類			
	D 1	D 2	D 3	D 4
帯域内干渉	110 m	150 m	150 m	340 m
帯域外干渉	50 m	110 m	230 m	110 m

基地局との干渉検討では、航空機電波高度計が基地局の真上以外の位置にあると、基地局アンテナのメインビームに正対する向きに近づいてくる。この影響を評価するため、航空機電波高度計のアンテナパターンを考慮し、航空機電波高度計と基地局の位置関係として図 2. 6. 2-1 に示す位置 1～4 を考慮した評価を行なった。各位置関係は以下の通りであり、位置 2～4 の場合が、航空機電波高度計が基地局の真上以外の位置にある場合を考慮することとなる。

位置 1：基地局の真上に航空機電波高度計がある場合

位置 2：滑走路から伸ばした一直線上に基地局がある場合

位置 3：滑走路から伸ばした一直線上と直角方向に基地局がある場合

位置 4：滑走路上の着陸地点から直角方向に基地局がある場合

航空機の滑走路への進入角度を 3 度と仮定し、滑走路上の着陸地点からの水平距離と飛行高度をパラメータにした評価を行なった。なお本評価では、帯域内干渉については D 4、帯域外干渉については A 3、の航空機電波高度計のパラメータを用いて検討を行った。



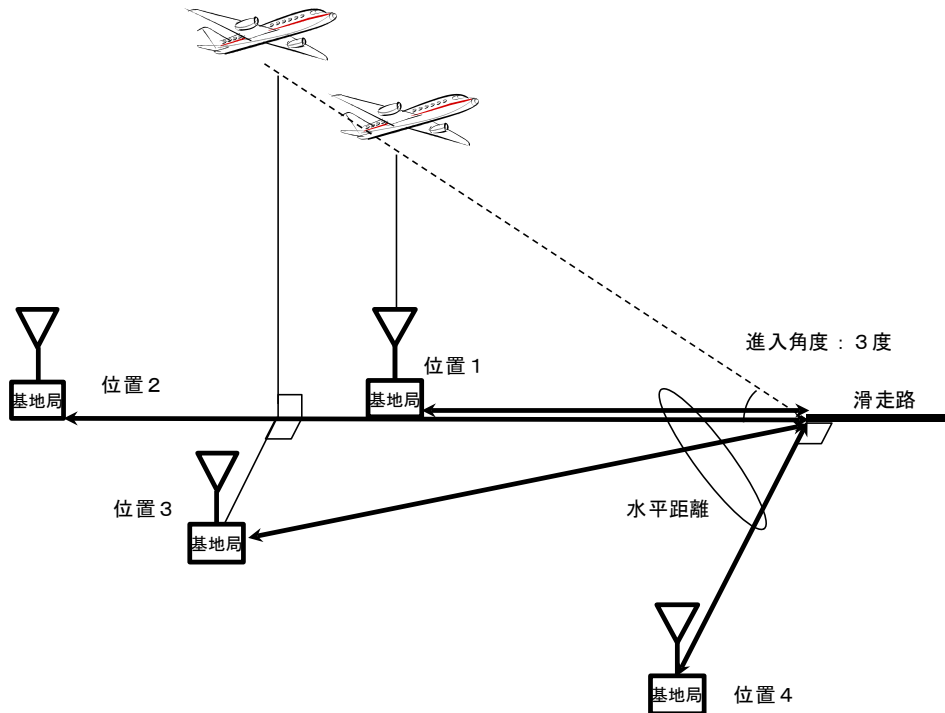


図 2. 6. 2-1 基地局の真上以外に航空機電波高度計が存在する場合の干渉検討モデル

表 2. 6. 2-2 に、位置 1～4 の位置関係で、所要改善量がマイナスとなる最小飛行高度と滑走路上の着陸地点からの水平距離が最大となる条件の関係を示す。本評価結果は、ガードバンドが 0 MHz の場合の結果である。本結果より、滑走路の端から最大 20km 弱程度の離隔距離を確保すると、航空機電波高度計の許容干渉レベルを満たすことが分かる。

表 2. 6. 2-2 所要改善量がマイナスとなる最小飛行高度、滑走路上の着陸地点からの水平距離（ガードバンド 0 MHz）

干渉形態	基地局の場所	所要改善量がマイナスとなる最小飛行高度 <sup>(注)</sup>	滑走路上の着陸地点からの水平距離
帯域内干渉	位置 1	340m	6.5km
	位置 2	800m	15.8km
	位置 3	900m	17.2km
	位置 4	滑走路上の着陸地点からの水平距離 3.1km を確保すれば、飛行高度によらず所要改善量はマイナス	
帯域外干渉	位置 1	270m	5.2km
	位置 2	500m	9.8km
	位置 3	700m	13.4km
	位置 4	滑走路上の着陸地点からの水平距離 2.4km を	

		確保すれば、飛行高度によらず所要改善量はマイナス
--	--	--------------------------

(注) 50m 以上の条件

帯域内干渉については、ガードバンドを設け基地局へのフィルタ挿入を行なうことにより、所要離隔距離を低減することが可能である。そこで、ガードバンド 5 MHz 及び 10MHz を想定し、基地局へのフィルタ挿入を行なった場合の計算結果を表 2. 6. 2-3 に示す。ガードバンド 5 MHz の場合には滑走路の端から最大 3km 弱程度の離隔距離を確保すれば、航空機電波高度計の許容干渉レベルを満たす結果となった。また、ガードバンド 10MHz の場合には、基地局へのフィルタ挿入による不要発射強度の低減効果により、飛行高度及び位置関係によらず航空機電波高度計の許容干渉レベルを満たす結果となった。なお、ガードバンド 10MHz の場合には、位置 1、2、3 及び 4 において、フィルタ挿入後の所要改善量は -14.0dB、-34.2dB、-9.1dB 及び -18.6dB となるため、近隣の複数の基地局からの干渉の影響を考慮しても、航空機電波高度計の許容干渉レベルを満たすものと考えられる。さらに、航空機電波高度計の許容干渉レベルの実力値を考慮した検討も、共用条件の改善に有用であると考えられる。

表 2. 6. 2-3 所要改善量がマイナスとなる最小飛行高度、滑走路上の着陸地点からの水平距離

(ガードバンド 5 MHz 及び 10MHz、基地局へのフィルタ挿入あり)

干渉形態	基地局の場所	フィルタ挿入後 所要改善量がマイナス となる最小飛行高度 <sup>(注)</sup>	滑走路上の着陸地 点からの 水平距離
帯域内干渉 ガードバンド 5 MHz	位置 1	120m	2.3km
	位置 2	120m	2.3km
	位置 3	130m	2.5km
	位置 4	滑走路上の着陸地点からの水平距離 1km を確保すれば、飛行高度によらず所要改善量はマイナス	
帯域内干渉 ガードバンド 10MHz	位置 1	飛行高度によらず所要改善量はマイナス	
	位置 2		
	位置 3		
	位置 4		

(注) 50m 以上の条件を仮定

一方、ガードバンドが 0 MHz よりも大きい場合の帯域外干渉については、航空機電波高度計の受信フィルタ特性や許容干渉レベルの実力値を考慮した検討を行う必要があり、これらを考慮した検討を行うことにより、共用条件を改善できると考えられる。

(2) 航空機電波高度計→基地局の干渉検討

基地局の真上に航空機電波高度計が存在する場合の 1 対 1 対向モデルの計算結果を、

表 2. 6. 2-4 に示す。本評価結果は、ガードバンドが 0 MHz の場合の結果であり、帯域外干渉については航空機電波高度計のピーク電力に基づいた評価結果をまとめた。本結果より、基地局の許容干渉レベルを満たすための所要の最小飛行高度は、帯域内干渉で 500m (A 4)、帯域外干渉で 70m (A 4) が最も厳しい条件であることが分かった。

表 2. 6. 2-4 許容干渉レベルを満たすための最小飛行高度 (ガードバンド 0 MHz)

	航空機電波高度計の種類					
	A 1	A 2	A 3	A 4	A 5	A 6
帯域内干渉	150 m	150 m	210 m	500 m	160 m	270 m
帯域外干渉	50 m	50 m	50 m	70 m	50 m	60 m

	航空機電波高度計の種類			
	D 1	D 2	D 3	D 4
帯域内干渉	160 m	250 m	220 m	330 m
帯域外干渉	50 m	50 m	50 m	60 m

続いて、航空機電波高度計と基地局の位置関係として図 2. 6. 2-1 に示す位置 1~4 を考慮した評価結果を、表 2. 6. 2-5 に示す。なお本評価では A 4 の航空機電波高度計のパラメータを用いて検討を行った。本結果より位置 1~4 の位置関係を考慮した場合、滑走路上の着陸地点から最大で 30km 弱程度離れた地点を考慮する必要があることが分かった。

表 2. 6. 2-5 所要改善量がマイナスとなる最小飛行高度、滑走路上の着陸地点からの水平距離 (ガードバンド 0 MHz)

干渉形態	基地局の場所	所要改善量がマイナスとなる最小飛行高度 <sup>(注)</sup>	滑走路上の着陸地点からの水平距離
帯域内干渉	位置 1	500m	9.5km
	位置 2	1.2km	23.7km
	位置 3	1.4km	26.7km
	位置 4	滑走路上の着陸地点からの水平距離 3.9km を確保すれば、飛行高度によらず所要改善量はマイナス	
帯域外干渉	位置 1	70m	1.3km
	位置 2	70m	1.3km
	位置 3	50m	1km
	位置 4	滑走路上の着陸地点からの水平距離 400m を確保すれば、飛行高度によらず所要改善量はマイナス	

(注) 50m 以上の条件

## 2. 6. 3 陸上移動局との干渉検討

### (1) 陸上移動局→航空機電波高度計の干渉検討

陸上移動局の真上に航空機電波高度計が存在する場合の1対1対向モデルにより評価を行なった。検討を行った航空機電波高度計毎に、許容干渉レベルを満たすための最小飛行高度を表2. 6. 3-1に示す。本評価結果は、ガードバンドが0MHzの場合の結果である。本結果より所要の最小飛行高度は航空機電波高度計により異なるが、帯域内干渉で756m (D 4)、帯域外干渉で53m (A 3) が最も厳しい条件となった。なお、航空機の滑走路への進入角度を3度と仮定した場合には、756mの飛行高度は滑走路上の着陸地点から15km弱程度離れた地点に相当する。また、その他の航空機電波高度計の場合には、121m (A 1) ~380m (A 4) の飛行高度が必要となるが、滑走路上の着陸地点から2.3km~7.2km程度離れた地点に相当する。

なお本評価結果は、陸上移動局の送信電力が最大値となる最悪条件で計算を行なっているが、実際には陸上移動局は基地局との位置関係により、最大送信電力で送信する割合は小さいことから、共用条件を改善できると考えられる。

表2. 6. 3-1 許容干渉レベルを満たすための最小飛行高度 (ガードバンド0MHz)

	航空機電波高度計の種類					
	A 1	A 2	A 3	A 4	A 5	A 6
帯域内干渉	121m	191m	302m	380m	302m	302m
帯域外干渉	6m	25m	53m	9m	8m	8m

	航空機電波高度計の種類			
	D 1	D 2	D 3	D 4
帯域内干渉	171m	269m	269m	756m
帯域外干渉	6m	16m	42m	16m

### (2) 航空機電波高度計→陸上移動局の干渉検討

陸上移動局の真上に航空機電波高度計が存在する場合の1対1対向モデルの計算結果を、表2. 6. 3-2に示す。本評価結果は、ガードバンドが0MHzの場合の結果であり、帯域外干渉については航空機電波高度計のピーク電力に基づいた評価結果をまとめた。本結果より、陸上移動局の許容干渉レベルを満たすための所要の最小飛行高度は、帯域内干渉で1,760m (A 4)、帯域外干渉で1,013m (A 4) が最も厳しい条件であることが分かった。なお、航空機の滑走路への進入角度を3度と仮定した場合には、1,760mの飛行高度は、滑走路上の着陸地点から35km弱程度離れた地点に相当する。また、A 4以外の航空機電波高度計の場合には、395m (A 1 及び A 2) ~1,111m (D 4) の飛行高度が必要となるが、これは滑走路上の着陸地点から7.5km~20km程度離れた地点に相当する。

本評価結果は、航空機電波高度計からの干渉電力が最悪条件で計算を行なっている。実際には、航空機電波高度計の不要発射強度の実力値や平均送信電力を加味すれば、共用条件を改善できると考えられる。

表 2. 6. 3-2 許容干渉レベルを満たすための最小飛行高度（ガードバンド 0 MHz）

	航空機電波高度計の種類					
	A 1	A 2	A 3	A 4	A 5	A 6
帯域内干渉	395m	395m	626m	1,760m	443m	885m
帯域外干渉	57m	74m	59m	1,013m	182m	510m

	航空機電波高度計の種類			
	D 1	D 2	D 3	D 4
帯域内干渉	443m	787m	702m	1,111m
帯域外干渉	53m	47m	129m	453m

#### 2. 6. 4 航空機電波高度計との干渉検討結果まとめ

基地局及び陸上移動局と航空機電波高度計との干渉検討より、ガードバンド 0 MHz の場合には、滑走路上の着陸地点から概ね 10km 程度以上の離隔距離を確保する必要があるとの結果となった。ただし、本計算結果はワーストケースを想定した計算結果であり、基地局、陸上移動局及び航空機電波高度計の不要発射の強度や許容干渉レベルの実力値、ガードバンド等を考慮することにより、現実的な所要離隔距離は小さくなると考えられる。例えば、基地局から航空機電波高度計への帯域内干渉の影響については、ガードバンド 5 MHz 及び基地局へのフィルタ挿入により、所要離隔距離は 2 km 程度となった。さらに、ガードバンド 10 MHz の場合には、基地局へのフィルタ挿入のみで、航空機電波高度計の許容干渉レベルを満たすことが可能との結果となった。

一方で、航空機電波高度計への帯域外干渉の影響については、航空機電波高度計の受信フィルタ特性や許容干渉レベルの実力値等のより細かいパラメータを用いた検討が必要である。また、航空機電波高度計から第 4 世代移動通信システム（IMT-Advanced）の無線局への干渉の影響についても、航空機電波高度計の不要発射の実力値等の詳細パラメータを用いた検討が必要である。

2. 7 干渉検討まとめ

2. 7. 1 第4世代移動通信システム（IMT-Advanced）を3.4-3.6GHz帯に導入する場合の共用条件

(1) 同一チャネル干渉の場合の共用条件

共用対象となる既存業務は、放送事業用システムと衛星業務システムである。

放送事業用システムと同一チャネル干渉の条件において共用する場合は、双方の無線局が見通し外になるように十分な離隔距離を確保する必要がある。適切な離隔距離を確保しながら、第4世代移動通信システム（IMT-Advanced）を導入するためには、2. 4. 6章で論じたように、第4世代移動通信システム（IMT-Advanced）の導入・展開タイミングと放送事業用無線局の移行タイミングとを上手く整合させ、双方にとって効率的な導入／移行を実現することが重要であると考えられる。

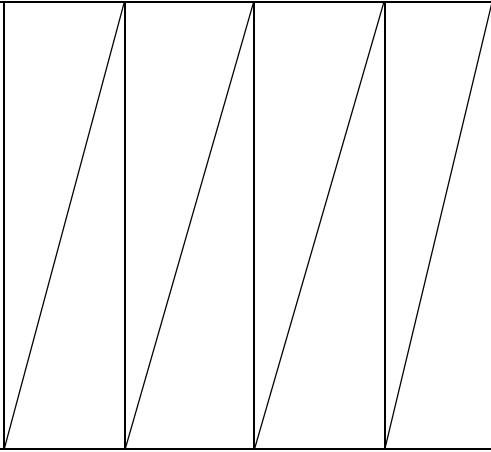
3.4-3.6GHz帯において衛星業務システムと同一チャネルで干渉関係になるのは、2. 5章に示した45地球局のうち9地球局（ただし3地球局は1MHzだけ同一チャネル干渉）である。2. 5. 3章において実際の地形情報を加味して検討を行ったように、これらの地球局への干渉が許容干渉レベルを超えないように、干渉軽減策として、小セル基地局、地球局のアンテナ周辺へのサイトシールドイング等を必要に応じて適用しつつ、それぞれの地球局に合わせた適切な離隔距離を確保することが必要である。

(2) 隣接チャネル干渉の場合の共用条件

表2. 7-1に隣接チャネル干渉の場合の共用条件（最小ガードバンド幅等）をまとめる。

表2. 7-1 隣接チャネル干渉の場合の共用条件（最小ガードバンド幅等）  
（第4世代移動通信システム（IMT-Advanced）を3.4-3.6GHz帯へ導入する場合）

与干渉 被干渉	第4世代移動通信システム↑	第4世代移動通信システム↓	放送監視制御（Sバンド）	音声FPU	音声STL /TTL/TSL	衛星システム（↓）
第4世代移動通信システム↑		非同期：10MHz（※1） 同期：0MHz（※2）	5MHz（※4）	5MHz（※4）	5MHz（※4）	問題なし
第4世代移動通信システム↓	非同期：12MHz、29MHz（※3） 同期：0MHz（※2）		0MHz（※4）	0MHz（※4）	0MHz（※4）	問題なし
放送監視制御（Sバンド）	0MHz（※4）	10MHz（※4）				
音声FPU	0MHz（※4）	5MHz（※4）				
音声STL /TTL /TSL	0MHz（※4）	10MHz（※4）				

衛星系 システム (↓)	0 MHz (※5) (帯域内干渉) 所要離隔距離 最大600m程度 (I/N = -12.2dB基準) 最大2.1km程度 (I/N = -20dB基準)  (帯域外干渉) 問題なし	9 MHz (※5、6)	
--------------------	---	-----------------	--

※1：基地局の併設置モデルを想定した場合に、フィルタ挿入等を実施

※2：TDDで、事業者間がネットワーク同期運用を行なう場合（利用するシステムが同一、かつ上り／下りの時間比率が同一、送受信タイミングが時間的に同期されている場合）

※3：最大送信チャンネル帯域幅が20、40MHzの条件で、実デバイスの実力値の一例を考慮した場合

※4：必要に応じて、基地局へのフィルタ挿入、アンテナ設置のサイトエンジニアリング等を考慮、及び装置実力値を考慮した場合

※5：1対1の対向モデルに基づく結果であり、地球局毎の検討が必要となる

※6：帯域内干渉は基地局へのフィルタ挿入、アンテナ設置のサイトエンジニアリング等を考慮、帯域外干渉はアンテナ設置のサイトエンジニアリング等を考慮した場合

## 2. 7. 2 第4世代移動通信システム（IMT-Advanced）を3.6-3.8GHz帯に導入する場合の共用条件

### (1) 同一チャネル干渉の場合の共用条件

共用対象となる既存業務は衛星業務システムである。

3.6-3.8GHz帯において衛星業務システムと同一チャネルで干渉関係になるのは、本報告では45地球局である。これらの地球局への干渉が許容干渉レベルを超えないように、干渉軽減策として、小セル基地局、地球局のアンテナ周辺へのサイトシールドイング等を必要に応じて適用しつつ、それぞれの地球局に合わせた適切な離隔距離を確保することが必要である。そのため、対象となる地球局について地形情報を加味した詳細な共用検討を実施することが必要となる。

### (2) 隣接チャネル干渉の場合の共用条件

表2. 7-2に隣接チャネル干渉の場合の共用条件（最小ガードバンド幅等）をまとめる。



表 2. 7-2 隣接チャネル干渉の場合の共用条件（最小ガードバンド幅等）  
（第 4 世代移動通信システム（IMT-Advanced）を 3.6-3.8GHz 帯に導入する場合）

与干渉 被干渉	第 4 世代移動通信システム ↑	第 4 世代移動通信システム ↓	衛星系システム (↓)
第 4 世代移動通信システム ↑		非同期：10MHz (※ 1) 同期：0 MHz (※ 2)	問題なし
第 4 世代移動通信システム ↓	非同期：12MHz、29MHz (※ 3) 同期：0 MHz (※ 2)		問題なし
衛星系システム (↓)	0 MHz (※ 4) (帯域内干渉) 所要離隔距離 最大 2.7km 程度 (I/N = -12.2dB 基準) 最大 7.5km 程度 (I/N = -20dB 基準) (帯域外干渉) 問題なし	10MHz (※ 4、5)	

※ 1：基地局の併設置モデルを想定した場合に、フィルタ挿入等を実施

※ 2：TDDで、事業者間がネットワーク同期運用を行なう場合（利用するシステムが同一、かつ上り/下りの時間比率が同一、送受信タイミングが時間的に同期されている場合）

※ 3：最大送信チャネル帯域幅が 20、40MHz の条件で、実デバイスの実力値の一例を考慮した場合

※ 4：1対1の対向モデルに基づく結果であり、地球局毎の検討が必要となる

※ 5：帯域内干渉は基地局へのフィルタ挿入、アンテナ設置のサイトエンジニアリング等を考慮、帯域外干渉はアンテナ設置のサイトエンジニアリング等を考慮した場合

2. 7. 3 第4世代移動通信システム（IMT-Advanced）を3.8-4.2GHz帯に導入する場合の共用条件

(1) 同一チャネル干渉の場合の共用条件

共用対象となる既存業務は衛星業務システムである。

3.8-4.2GHz帯において衛星業務システムと同一チャネルで干渉関係になるのは、本報告では45地球局である。これらの地球局への干渉が許容干渉レベルを超えないように、干渉軽減策として、小セル基地局、地球局のアンテナ周辺へのサイトシールドイング等を必要に応じて適用しつつ、それぞれの地球局に合わせた適切な離隔距離を確保することが必要である。そのため、対象となる地球局について地形情報を加味した詳細な共用検討を実施することが必要となる。

(2) 隣接チャネル干渉の場合の共用条件

表2. 7-3に隣接チャネル干渉の場合の共用条件（最小ガードバンド幅等）をまとめる。

表2. 7-3 隣接チャネル干渉の場合の共用条件（最小ガードバンド幅等）  
（第4世代移動通信システム（IMT-Advanced）を3.8-4.2GHz帯に導入する場合）

与干渉	第4世代移動通信システム↑	第4世代移動通信システム↓	衛星系システム(↓)	航空機電波高度計システム
被干渉				
第4世代移動通信システム↑		非同期：10MHz（※1） 同期：0MHz（※2）	問題なし	ガードバンド0MHzの場合には、滑走路上の着陸地点から概ね10km程度以上の離隔距離が必要（※6）
第4世代移動通信システム↓	非同期：12MHz、29MHz（※3） 同期：0MHz（※2）		問題なし	ガードバンド0MHzの場合には、滑走路上の着陸地点から概ね10km程度以上の離隔距離が必要（※6）
衛星系システム(↓)	0MHz（※4） （帯域内干渉） 所要離隔距離 最大2.7km程度 （I/N = -12.2dB基準） 最大7.5km程度	10MHz（※4、5）		

	(I/N = -20dB基準 (帯域外干渉) 問題なし			
航空機電波高度計システム	ガードバンド0MHzの場合には、滑走路上の着陸地点から概ね10km程度以上の離隔距離が必要 (※6)	ガードバンド0MHzの場合には、滑走路上の着陸地点から概ね10km程度以上の離隔距離が必要 (※6)		

※1：基地局の併設置モデルを想定した場合に、フィルタ挿入等を実施

※2：TDDで、事業者間がネットワーク同期運用を行なう場合（利用するシステムが同一、かつ上り／下りの時間比率が同一、送受信タイミングが時間的に同期されている場合）

※3：最大送信チャンネル帯域幅が20、40MHzの条件で、実デバイスの実力値の一例を考慮した場合

※4：1対1の対向モデルに基づく結果であり、地球局毎の検討が必要となる

※5：帯域内干渉は基地局へのフィルタ挿入、アンテナ設置のサイトエンジニアリング等を考慮、帯域外干渉はアンテナ設置のサイトエンジニアリング等を考慮した場合

※6：航空機電波高度計の実力値等のより細かいパラメータを用いた検討が必要。

## 2. 7. 4 3.4-3.6GHz 帯において想定される周波数配置

本章では、前章までに検討した干渉検討結果を踏まえ、実現可能な周波数配置を図2.7.4-1に示す。

### (1) 第4世代移動通信システム間の共用に起因した条件

FDDの周波数配置を用いる場合には、基地局間干渉の影響を考慮すると、陸上移動局送信帯域と基地局送信帯域の間に10MHz以上のガードバンドが必要となる。一方、移動局間干渉の影響を考慮すると、陸上移動局送信帯域から基地局送信帯域へのスプリアス強度の保護レベル(-40.0dBm/MHz)を実現するためには、陸上移動局送信帯域(80MHz幅程度を想定)と基地局送信帯域の間に20MHzのガードバンドが必要となる。以上より、陸上移動局送信帯域と基地局送信帯域の間には、20MHzのガードバンドが必要である(図2.7.4-1の※1)。

TDDの周波数配置を用いる場合には、異なる事業者が使用する周波数間のガードバンドの大きさは、事業者間が同期運用する際には0MHzであるが、非同期運用する際には12MHzが必要となる(最大送信チャネル帯域幅が20MHzの条件)。

### (2) 放送事業用システムとの共用に起因した条件

放送事業用システムの周波数移行前に共用する場合については、一部の周波数範囲(図2.7.4-1の※3)において、見通し外での運用が条件となる。適切な離隔距離を確保しながら、第4世代移動通信システム(IMT-Advanced)を導入するためには、2.4.6章で論じたように、第4世代移動通信システム(IMT-Advanced)の導入・展開タイミングと放送事業用無線局の移行タイミングとを上手く整合させ、双方にとって効率的な導入/移行を実現することが重要であると考えられる。

### (3) 衛星業務システムとの共用に起因した条件

3.4-3.6GHz帯において衛星業務システムと同一チャネルで干渉関係になるのは、2.5章に示した45地球局のうち9地球局(ただし3地球局は1MHzだけ同一チャネル干渉)である。2.5.3章において実際の地形情報を加味して検討を行ったように、これらの地球局への干渉が許容干渉レベルを超えないように、干渉軽減策として、小セル基地局、地球局のアンテナ周辺へのサイトシールドイング等を必要に応じて適用しつつ、それぞれの地球局に合わせた適切な離隔距離を確保することが必要である。

また、3591MHzより周波数が高い周波数帯(図2.7.4-1の※4)は、3.6GHz以上で運用されている地球局と必要な離隔を確保する必要がある。

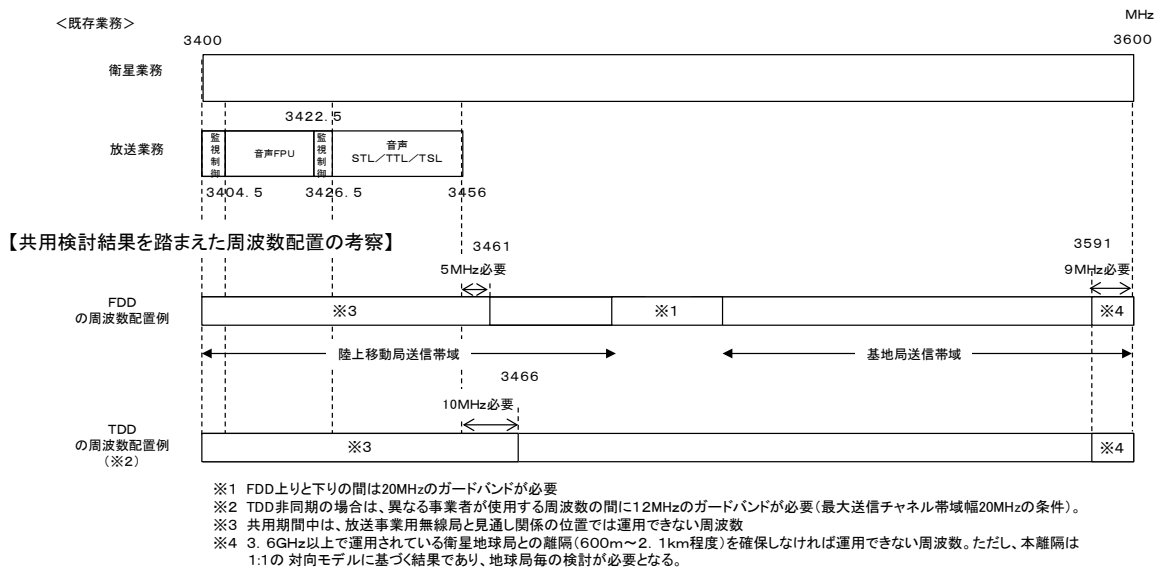


図2.7.4-1 3.4-3.6GHz帯において想定される周波数配置

また、3GPPにおいて3.4-3.6GHz帯で策定されているバンドプランに基づき、20MHzを1ブロックとした場合に実現可能な周波数配置の例を検討すると、図2.7.4-2のとおりとなる。

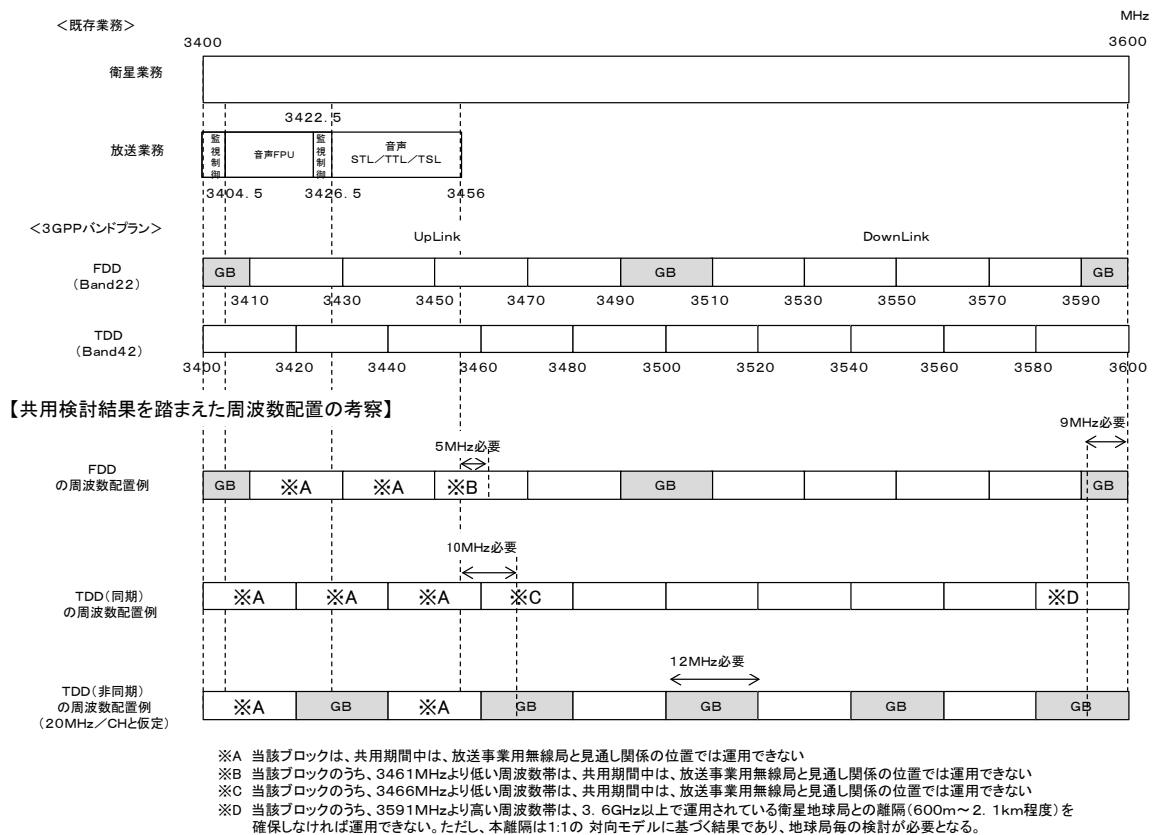


図2.7.4-2 3GPPのバンドプランに基づく周波数配置の例

## 第3章 既存の周波数帯における第4世代移動通信システム (IMT-Advanced)の技術を用いたシステム相互間及び第4世代移動通 信システム (IMT-Advanced)の技術を用いたシステムと他システムと の干渉検討

### 3. 1 既存の携帯電話周波数への第4世代移動通信システムの技術の導入

第4世代移動通信システム (IMT-Advanced)は、ITU-R の検討においても、既存の携帯電話周波数 (IMT 周波数) で運用可能であることが要求条件の1つとして規定され、詳細無線仕様の検討が進められた (報告 ITU-R M. 2135)。実際に完成した仕様 (勧告 ITU-R M. 2012) も、既存の3.9世代移動通信システムをベースに機能拡張、新機能の追加という形で実現されており、第4世代移動通信システムの技術は、既存の携帯電話周波数へにも導入することが可能となっている。

本章では、第4世代移動通信システム (IMT-Advanced)で規定された新技術を既存の携帯電話周波数へ導入するにあたり、新たに干渉調査を実施する必要があるかどうかについて検討を行った。

### 3. 2 既存帯域へ導入することが期待されている新技術

第2章での検討と同様に、第4世代移動通信システム (IMT-Advanced)として、LTE-Advanced に基づいた検討を行う。LTE-Advanced では、表 1. 2. 3. 1-1 に示す5つの新技術 (キャリアアグリゲーション、MIMO 伝送技術の拡張、ヘテロジニアスネットワーク、セル間協調送受信、リレー伝送) の導入が期待されており、以下、それぞれの新技術について考察を行った。

#### 3. 2. 1 キャリアアグリゲーション

キャリアアグリゲーションは、複数の LTE キャリア (1 キャリアあたり最大 20 MHz 幅のチャネル帯域幅) を束ねて同時に利用する技術である。束ねる LTE キャリアについては、異なる周波数バンドにまたがって束ねる場合、同一の周波数バンド内で連続、または不連続の LTE キャリアを束ねる場合のいずれのケースにも対応している。また、下り回線 (基地局送信→陸上移動局受信)、及び上り回線 (陸上移動局送信→基地局受信) の双方でサポートされている。

##### (1) 下り回線のキャリアアグリゲーション

下り回線のキャリアアグリゲーションは、基地局から複数の LTE キャリアを同時に送信し、陸上移動局 (端末) がそれらの LTE キャリアを同時に受信することで実現される。キャリアアグリゲーションする場合の基地局送信は、既存の LTE 基地局が複数の LTE キャリアを送信している状態と同様であり、従前の基地局の干渉調査に用いてきた 3GPP 仕様の無線規格も、キャリアアグリゲーションの導入に伴って、従前の LTE の無線規格から変更されている点はない。

したがって、下り回線のキャリアアグリゲーションの導入において、基地局間の共存条件、及び他システムとの共存条件は、各周波数帯域で検討されてきた従前の LTE 基地局の共存条件と同様である。以上の点から、下り回線のキャリアアグリゲーションの導入に際

して、新たな干渉調査の実施は不要である。

なお、下り回線のキャリアアグリゲーションにおいて、異なる周波数バンドの LTE キャリアを束ねる場合、陸上移動局は受信信号から異なる周波数バンドの LTE キャリアを分別し、双方の周波数バンドに対して受信処理を行う必要がある。異なる周波数バンドの LTE キャリアを分別する方法の 1 つとして、ダイプレクサ等のフィルタを用いることが想定されるが、このような追加素子が挿入されると、送受信無線回路での信号電力減衰の影響が発生する。本影響を考慮し、3GPP 仕様では、陸上移動局の最大空中線電力の偏差の下限值が、従来の LTE 陸上移動局の場合に比較して緩和されている。この緩和の影響は、陸上移動局の最大空中線電力が低下する方向であり、従前の共存条件を厳しくする条件とはならないため、新たな干渉調査の実施は不要である。ただし、陸上移動局の技術的条件の策定の観点からは、3GPP 仕様との整合性を確保する形で、キャリアアグリゲーションに対応した陸上移動局の最大空中線電力の偏差の下限値を規定することが望ましい。当該緩和量は、キャリアアグリゲーションで組み合わせる周波数バンドや、複数のキャリアアグリゲーションの組み合わせのサポート有無等の条件により異なっており、3GPP 仕様が適宜更新されることが想定される。また、陸上移動局が LTE 以外の通信方式（例えば、W-CDMA/HSPA 等）をサポートしている場合には、送受信無線回路を共用するのが一般的であるため、LTE 以外の通信方式に対しても、最大空中線電力の偏差の下限値の緩和を行なうように 3GPP 仕様が修正されると考えられる。以上の点を考慮し、今後新たに、国内で利用可能なキャリアアグリゲーションに対する規定追加や関連の規定修正等が行われた場合には、最大空中線電力の偏差の下限値の緩和が、従前の干渉条件を厳しくするものではないことを踏まえ、新たな干渉調査を実施することなく、国際的な整合性を確保する観点から、適切かつ速やかに、3GPP 仕様の規定を技術基準に直接反映していくことが望ましいと考えられる。

## (2) 上り回線のキャリアアグリゲーション

上り回線（陸上移動局送信→基地局受信）のキャリアアグリゲーションは、陸上移動局から複数の LTE キャリアを同時に送信し、基地局がそれらの LTE キャリアを同時受信することで実現される。異なる周波数バンドにまたがる複数の LTE キャリアの同時送信は、既存の LTE システムの陸上移動局では実現されておらず、3GPP でも、詳細無線仕様の検討が順次進められている状況である。

上り回線のキャリアアグリゲーションの中で、3GPP での検討が進んでいるものは、同一の周波数バンド内で連続した LTE キャリアを束ねる場合であり、一部の周波数バンドにおいて、仕様化が完了している。完成した仕様において、陸上移動局がキャリアアグリゲーションを行った場合の最大空中線電力の総和は、従前の LTE 陸上移動局の最大空中線電力の値と同一となるように規定されている。さらに、アグリゲーションした場合のスペクトラムエミッションマスク、隣接チャネル漏えい電力等の干渉調査に用いる規定は、アグリゲーションされた合計のチャネル帯域幅（例えば 5 MHz+10MHz = 15MHz）を 1 キャリア（15MHz）で送信する場合と同等の規定となっている。したがって、アグリゲーションする合計のチャネル帯域幅が、従前の検討範囲内の値であれば、陸上移動局間の共存条件、及び他システムとの共存条件は、これまでの LTE 陸上移動局の共存条件と同様である。以上の点から、同一の周波数バンド内で連続した LTE キャリアを束ねるキャリアアグリゲーションの導入に際して、新たな干渉調査の実施は不要である。

一方、異なる周波数バンドにまたがって LTE キャリアを束ねる場合、あるいは同一の周波数バンド内で不連続の LTE キャリアを束ねる場合については、3GPP での標準仕様策定に向けて、技術的な検討が開始された段階である。したがって、従前の LTE 仕様からの差分、及び従前の共存条件の変更の可能性は、現時点で判断が難しい状況であり、今後、3GPP 仕様が新たに規定された段階で、改めて判断することが望ましい。なお、国内の技術基準への反映に当たっては、策定された 3GPP 仕様が、従来の LTE と比較して干渉条件を厳しくするものでないと判断できる場合には、新たな干渉調査を実施することなく、国際的な整合性を確保する観点から、適切かつ速やかに、3GPP 仕様の規定を技術基準に直接反映していくことが望ましいと考えられる。

### 3. 2. 2 MIMO 伝送技術の拡張

#### (1) 下り回線の MIMO 伝送技術

LTE の最大 4 アンテナ送信に比較して、LTE-Advanced では最大 8 アンテナ送信での利用が可能である。従前の LTE 基地局の干渉調査では、基地局は 1 アンテナ送信として検討を行っている。これは、複数アンテナ送信を行う場合の総送信電力は、1 アンテナ送信の総送信電力と同じ条件で運用することが一般的であることや、共用検討に用いている隣接チャンネル漏洩電力は、送信電力に対する相対値であるため、干渉検討の結果は、1 アンテナ送信の検討結果と等しくなるためである。したがって、下り回線における MIMO 伝送技術の 8 アンテナ送信への拡張に対して、新たな干渉調査の実施は不要である。

#### (2) 上り回線の MIMO 伝送技術

LTE では上り回線において MIMO 伝送技術はサポートされていなかったが、LTE-Advanced では最大 4 アンテナ送信での利用が可能となっている。3GPP 仕様では、2 アンテナ送信の場合の検討が先行して実施され、仕様化が完了している。当該仕様において、陸上移動局当たりの最大空中線電力は、従前の LTE 陸上移動局の規格と同じにしつつ、スペクトラムエミッションマスク、隣接チャンネル漏えい電力等の不要発射に関わる規格は、アンテナコネクタ毎に規定することとなった。不要発射関連の規格をアンテナコネクタ毎に規定するに際し、3GPP では干渉条件の観点でも検討が行われ、下記のようにレポート (3GPP TR36.807、6.6B 章) へのとりまとめが行われている。

「2 アンテナ送信の上りリンク MIMO 伝送において、アンテナコネクタ当たりの平均送信電力は、1 アンテナコネクタで送信を行う端末の平均送信電力に比較して、3 dB 減少する。したがって、平均的な不要発射レベルもそれに応じて、基本的に 3 dB 減少する。結果として、複数アンテナコネクタからの送信を行う場合の端末当たりの不要発射レベルの総和は、1 アンテナコネクタで送信を行う場合の端末当たりの不要発射レベルと同様であると考えられる。以上より、上りリンク MIMO 送信をサポートしている端末の総和の不要発射レベルの影響は、隣接バンドへの既存システムとの共存という観点で、LTE 端末と同様である。」

以上の 3GPP での検討結果を踏まえれば、上り回線の MIMO 伝送技術の導入に際して、陸上移動局間の共存条件、及び他システムとの共存条件は、各周波数帯域で検討されてきた従前の LTE 陸上移動局の共存条件と同一となる。したがって、上り回線の MIMO 伝送技



術の導入に際して、新たな干渉調査の実施は不要であり、技術的条件については、3GPP仕様との整合性を確保する形で規定を行うことが望ましい。

### 3. 2. 3 ヘテロジニアスネットワーク

ヘテロジニアスネットワークは、標準的な基地局（マクロセル基地局）に加えて、送信電力等が小さい基地局を階層的に展開するネットワーク構成である。3GPP 標準仕様では、新たな送信電力のクラス（Medium range）に関する基地局規定が行われている。従前の LTE 基地局の干渉調査においては、マクロセル基地局に基づいた値での検討が行われているが、新たに 3GPP で規定された送信電力のクラスは、当該マクロセル基地局よりも最大空中線電力が小さい条件を想定した規定である。したがって、従前の LTE 基地局の場合と比較して、共存条件を厳しくする方向とはならないため、新たな送信電力クラスの規定を行うに際して、新たな干渉調査の実施は不要である。

なお、ヘテロジニアスネットワークにおいて、セル間干渉の影響を低減する技術として高度化セル間干渉コーディネーション（eICIC）技術が利用可能となるが、本技術は基地局間で連携して送信タイミング等を調整する技術である。したがって、LTE 基地局の無線規格の変更を伴う内容ではないため、新たな干渉調査の実施は不要である。

### 3. 2. 4 セル間協調（CoMP）送受信

セル間協調送受信技術は、複数の基地局が協調してベースバンド信号処理を行うことにより、隣接基地局間のエリア境界付近での通信速度を改善する技術である。したがって、LTE 基地局の無線規格の変更を伴う内容ではないため、新たな干渉調査の実施は不要である。

### 3. 2. 5 リレー伝送技術

従前の情報通信審議会において、携帯電話通信向けの中継伝送技術として、非再生中継伝送を前提として、「携帯無線通信の中継を行う無線局の技術的条件」が定められている。一方、LTE-Advanced で規定されたりレー伝送技術は、レイヤ 3 リレーと呼ばれる再生中継伝送技術を前提としており、その無線規格は、基地局や端末の無線規格に基づいて規定されている。当該規定は、上記の「携帯無線通信の中継を行う無線局の技術的条件」とは異なる規定方法となっており、従前の共存条件が適用できるか等、より詳細な検討が必要である。現時点では、LTE-Advanced で規定されたりレー伝送技術の導入に向けた動きは顕在化しておらず、今後のニーズを踏まえて、別途検討することが望ましい。

### 3. 2. 6 まとめ

以上の考察を踏まえ、第 4 世代移動通信システム（IMT-Advanced）で規定された新技術を、既存の携帯電話周波数へ導入する際の干渉調査の必要性を、表 3. 2. 6-1 にまとめる。

表 3. 2. 6-1 第 4 世代移動通信システム（IMT-Advanced）で規定された新技術を、既存の携帯電話周波数へ導入する際の干渉調査の必要性

技術項目		新たな干渉調査の必要性
キャリア アグリゲ ーション	下り回線	LTE 基地局が複数の LTE キャリアを送信している状態と同一であり、従前の干渉検討で用いてきた無線規格について、LTE からの変更がない。したがって、干渉検討の結果は、従前の検討と同じ結果となるため、新たな干渉調査の実施は不要で

		ある。
	上り回線	同一バンド内で連続するキャリアを用いる場合
		複数キャリアを同時送信する際の端末の最大空中線電力の値は、キャリアアグリゲーションを行わない場合と同じである。また、アグリゲーションするチャンネル帯域幅の合計値が、従前のLTEで検討されたチャンネル帯域幅以内の条件であれば、干渉検討に関わる無線規格は同等である。したがって、干渉検討の結果は、従前の検討と同じ結果となり、新たな干渉調査の実施は不要である。
		上記以外
		3GPP仕様が完成した時点で、改めて干渉調査の必要性の判断をすることが望ましい
MIMO伝送技術	下り回線	複数アンテナ送信を行う場合でも、1アンテナ送信の場合と総送信電力を同じにすることが一般的である。また、共用検討に用いる隣接チャンネル漏洩電力の値は、送信電力からの相対値であるため1アンテナ送信時と同一である。したがって、干渉検討の結果は1アンテナ送信の場合と同じであるため、新たな干渉調査の実施は不要である。
	上り回線	陸上移動局当たりの最大空中線電力は従前のLTEの規格と同一にしつつ、スペクトラムエミッションマスク、隣接チャンネル漏えい電力等の不要発射規定については、アンテナコネクタ毎に規定されている。アンテナコネクタ毎の規定となっても、3GPPでの検討結果に示されるように、上りリンクMIMO送信をサポートしている端末の不要発射レベルの総和は、隣接バンドへの既存システムとの共存という観点で、従前のLTEの端末と同様であることから、新たな干渉調査の実施は不要である。
ヘテロジニアスネットワーク		基地局向けに新たに3GPPで規定された送信電力のクラスは、従前のマクロセル基地局よりも最大空中線電力が小さい場合の規定である。したがって、従前の共存条件を厳しくする方向とはならないため、新たな干渉調査の実施は不要である。また、セル間干渉コーディネーション (eICIC) 技術については、LTEの無線規格からの変更を伴う関連規定はないため、新たな干渉調査の実施は不要である。
セル間協調 (CoMP) 送受信		セル間協調送受信技術については、LTEの無線規格からの変更を伴う関連規定はないため、新たな干渉調査の実施は不要である。
リレー伝送		従前の「携帯無線通信の中継を行う無線局の技術的条件」とは規定方法が異なるため、より詳細な検討が必要。リレー伝送技術に対する今後のニーズを踏まえ、別途検討することが望ましい。



## 第4章 第4世代移動通信システム（IMT-Advanced）の技術的条件

第4世代移動通信システム（IMT-Advanced）は、3.4GHz 超の周波数帯において、3.9 世代移動通信システム以上の高速・大容量の通信を実現する移動通信システムとして位置づけ、その能力を実現するシステムとして以下の技術的条件を定めることとする。

IMT-Advanced の技術動向や国際的な動向を踏まえると、今後、市場導入される可能性がある通信方式としては、LTE-Advanced が考えられる。一方、WirelessMan-Advanced については、今後の国際的な市場動向、標準化動向を踏まえ、適切な時期に技術的条件の策定を行うことが適当である。

### 4. 1 LTE-Advanced方式(FDD)の技術的条件

#### 4. 1. 1 無線諸元

##### (1) 無線周波数帯

ITU-R において IMT 用周波数として特定された 3.5GHz 帯(3.4GHz-3.6GHz)の周波数を使用すること。

##### (2) キャリア設定周波数間隔

設定しうるキャリア周波数間の最低周波数設定ステップ幅であること。  
100kHz とすること。

##### (3) 送受信周波数間隔

100MHz の送受信周波数間隔とすること。

##### (4) 多元接続方式／多重接続方式

OFDM (Orthogonal Frequency Division Multiplexing : 直交周波数分割多重) 方式及び TDM (Time Division Multiplexing : 時分割多重) 方式との複合方式を下り回線 (基地局送信、移動局受信) に、SC-FDMA (Single Carrier Frequency Division Multiple Access : シングル・キャリア周波数分割多元接続) 方式を上り回線 (移動局送信、基地局受信) に使用すること。

##### (5) 通信方式

FDD (Frequency Division Duplex : 周波数分割複信) 方式とすること。

##### (6) 変調方式

###### ア 基地局 (下り回線)

BPSK (Binary Phase Shift Keying)、QPSK (Quadrature Phase Shift Keying)、16QAM (16 Quadrature Amplitude Modulation) 又は 64QAM (64 Quadrature Amplitude Modulation) 方式を採用すること。

###### イ 移動局 (上り回線)

BPSK、QPSK、16QAM又は64QAM方式を採用すること。

#### 4. 1. 2 システム設計上の条件

##### (1) フレーム長

フレーム長は10msであり、サブフレーム長は1ms（10サブフレーム／フレーム）、スロット長は0.5ms（20スロット／フレーム）であること。

##### (2) 送信電力制御

基地局からの電波の受信電力の測定又は当該基地局からの制御情報に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること

##### (3) 電磁環境対策

移動局と自動車用電子機器や医療電子機器等との相互の電磁干渉に対しては、十分な配慮が払われていること。

##### (4) 電波防護指針への適合

電波を使用する機器については、基地局については電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第21条の3、移動局については無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第14条の2に適合すること。

##### (5) 他システムとの共用

他の無線局及び電波法（昭和25年5月2日法律第131号）第56条に基づいて指定された受信設備に干渉の影響を与えないように、設置場所の選択、フィルタの追加等の必要な対策を講ずること。

#### 4. 1. 3 無線設備の技術的条件

##### (1) 送信装置

通常の動作状態において、以下の技術的条件を満たすこと。

##### ア キャリアアグリゲーション

##### (7) 周波数帯及び搬送波数の組合せ

基地局については規定しない。ただし、一の送信装置から異なる周波数帯の搬送波を放射する場合には今回の審議の対象外としており、そのような送信装置が実現される場合は、その不要発射等について別途検討が必要である。

移動局が、キャリアアグリゲーション（複数の周波数の電波を一体として使用すること）で送信する場合、使用する周波数帯及び搬送波数の組合せは下記の表の通りとする。

表4. 1. 3-1 キャリアアグリゲーションで送信する周波数帯及び搬送波数の組合せ

キャリアアグリゲーションの種類	送信周波数帯	搬送波数
同一周波数帯内で搬送波が隣接するキャリアアグリゲーション	移動局送信 3410MHzを超え3490MHz以下	2

(イ) 搬送波が隣接するキャリアアグリゲーションで送信する際の99%帯域幅  
基地局については規定しない。

移動局が、搬送波が隣接するキャリアアグリゲーションで送信する場合、次の表に示す幅以下の中に、発射される全平均電力の99%が含まれること。

表4. 1. 3-2 搬送波が隣接するキャリアアグリゲーションで送信する際の99%帯域幅

システム	99%帯域幅
5 MHz+5 MHz システム	9. 8MHz 以下
5 MHz+10MHz システム	14. 95MHz 以下
5 MHz+15MHz システム	19. 8MHz 以下
10MHz+10MHz システム	19. 9MHz 以下
5 MHz+20MHz システム	24. 95MHz 以下
10MHz+15MHz システム	24. 75MHz 以下
10MHz+20MHz システム	29. 9MHz 以下
15MHz+15MHz システム	30MHz 以下
15MHz+20MHz システム	34. 85MHz 以下
20MHz+20MHz システム	39. 8MHz 以下

#### イ 周波数の許容偏差

##### (7) 基地局

最大空中線電力が38dBmを超える基地局においては、 $\pm (0.05\text{ppm}+12\text{Hz})$  以内であること。

なお、最大空中線電力が20dBmを超え38dBm以下の基地局においては、 $\pm (0.1\text{ppm}+12\text{Hz})$  以内、最大空中線電力が20dBm以下の基地局においては、 $\pm (0.25\text{ppm}+12\text{Hz})$  以内であること。

##### (イ) 移動局

基地局送信周波数より100MHz低い周波数に対して、 $\pm (0.1\text{ppm}+15\text{Hz})$  以内であること。

#### ウ スプリアス領域における不要発射の強度

スプリアス領域における不要発射の許容値は、以下の表に示す値以下であること。

##### (7) 基地局

基地局における許容値は、5MHzシステム、10MHzシステム、15MHzシステム、20MHz

システムいずれの場合も、基地局が使用する周波数帯（3510～3590MHzの周波数帯をいう。以下同じ。）の端から10MHz以上離れた周波数範囲に適用する。空間多重方式を用いる基地局にあつては各空中線端子で測定した不要発射の強度が次の表に示す許容値以下であること。また、一の送信装置において同一周波数帯で複数搬送波（変調後の搬送波をいう。以下4. 1. 3において同じ。）を送信する場合にあつては、複数の搬送波を同時に送信した場合においても、本規定を満足すること。

表4. 1. 3-3 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値（基地局）基本

周波数範囲	許容値	参照帯域幅
9 kHz以上150kHz未満	-13dBm	1 kHz
150kHz以上30MHz未満	-13dBm	10kHz
30MHz以上1000MHz未満	-13dBm	100kHz
1000MHz以上12.75GHz未満	-13dBm	1 MHz
12.75GHz以上下りの上端の周波数の5倍未満	-13dBm	1 MHz

以下に示すPHS帯域については、次の表に示す許容値以下であること。

表4. 1. 3-4 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値（基地局）PHS 帯域

周波数範囲	許容値	参照帯域幅
1884.5MHz以上1915.7MHz以下	-41dBm	300kHz

#### (イ) 移動局

移動局における許容値は、5 MHzシステムにあつては周波数離調（送信周波数帯域の中心周波数から参照帯域幅の送信周波数帯に近い方の端までの差の周波数を指す。搬送波が隣接するキャリアアグリゲーションの場合を除き、以下同じ。）が12.5MHz以上、10MHzシステムにあつては周波数離調が20MHz以上、15MHzシステムにあつては周波数離調が27.5MHz以上、20MHzシステムにあつては周波数離調が35MHz以上に適用する。ただし、3510MHz以上3590MHz以下の周波数にあつては上の周波数離調以内にも、スプリアス領域における不要発射の強度の許容値を適用する。なお、移動局における許容値は、通信にあたって端末に割り当てる周波数の範囲（リソースブロック）や送信電力等を基地局の制御によって制限することで、その条件での許容値とすることができる。

搬送波が隣接するキャリアアグリゲーションで送信する場合、2つの搬送波で送信している条件での許容値とし、5 MHz+5 MHzシステムにあつては周波数離調が19.7MHz以上、5 MHz+10MHzシステムにあつては周波数離調が27.425MHz以上、5 MHz+15MHzシステムにあつては周波数離調が34.7MHz以上、10MHz+10MHzシステムにあつては周波数離調が34.85MHz以上、5 MHz+20MHzシステムにあつては周波数離調が42.425MHz以上、10MHz+15MHzシステムにあつては周波数離調が42.125MHz以上、10MHz+20MHzシステムにあつては周波数離調が49.85MHz以上、15MHz+15MHzシステムにあつては周波数離調が50MHz以上、15MHz+20MHzシステムにあつては周波数離調が57.275MHz以上、

20MHz+20MHzシステムにあつては周波数離調が64.7MHz以上に適用する。ただし、3510MHz以上3590MHz以下の周波数にあつては上の周波数離調以内にも、適用する。

表4. 1. 3-5 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値（移動局）基本

周波数範囲	許容値	参照帯域幅
9 kHz以上150kHz未満	-36dBm	1 kHz
150kHz以上30MHz未満	-36dBm	10kHz
30MHz以上1000MHz未満	-36dBm	100kHz
1000MHz以上12.75GHz未満	-30dBm	1 MHz
12.75GHz以上上りの上端の周波数の5倍未満	-30dBm	1 MHz

次の表に示す周波数範囲については、同表に示す許容値以下であること。

表4. 1. 3-6 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値（移動局）個別周波数帯

周波数範囲	許容値	参照帯域幅
700MHz帯受信帯域 773MHz以上803MHz以下	-50dBm	1 MHz
800MHz帯受信帯域 860MHz以上890MHz以下	-50dBm	1 MHz
900MHz帯受信帯域 945MHz以上960MHz以下	-50dBm	1 MHz
1.7GHz帯受信帯域 1839.9MHz以上1879.9MHz以下	-50dBm	1 MHz
2 GHz帯TDD方式送受信帯域 2010MHz以上2025MHz以下	-50dBm	1 MHz
2 GHz帯受信帯域 2110MHz以上2170MHz以下	-50dBm	1 MHz
3.5GHz受信帯域 3510MHz以上3525MHz以下	-40dBm	1 MHz
3.5GHz受信帯域 3525MHz以上3590MHz以下	-50dBm	1 MHz

## エ 隣接チャネル漏えい電力

### (7) 基地局

許容値は、次の表に示す値又は次の表に示す離調周波数及び参照帯域幅の組合せの周波数範囲で-13dBm/MHzとし、そのいずれかを満足すること。空間多重方式を用いる基地局にあつては各空中線端子で測定した不要発射の強度が本規定を満足すること。また、一の送信装置において同一周波数帯で複数の搬送波を送信する場合にあつては、複数の搬送波を同時に送信した場合においても、最も下側の搬送波の下側及び最も上側の搬送波の上側において、本規定を満足すること。

表4. 1. 3-7 隣接チャネル漏えい電力（基地局）

システム	離調周波数	許容値 <sup>注</sup>	参照帯域幅
5MHzシステム	5 MHz	-44.2dBc	4.5MHz
	10MHz	-44.2dBc	4.5MHz
10MHzシステム	10MHz	-44.2dBc	9 MHz
	20MHz	-44.2dBc	9 MHz
15MHzシステム	15MHz	-44.2dBc	13.5MHz
	30MHz	-44.2dBc	13.5MHz



20MHzシステム	20MHz	-44.2dBc	18MHz
	40MHz	-44.2dBc	18MHz

注：送信周波数帯域の中心周波数から離調周波数分だけ離れた周波数を中心周波数とする参照帯域幅分の値とする。

(イ) 移動局

許容値は、離調周波数ごとに、次の表に示す絶対値規定又は相対値規定のどちらか高い値であること。

表4. 1. 3-8 隣接チャネル漏えい電力（移動局）基本

システム	規定の種類別	離調周波数	許容値 <sup>注</sup>	参照帯域幅
5MHzシステム	絶対値規定	5MHz	-50dBm	4.5MHz
	相対値規定	5MHz	-29.2dBc	4.5MHz
10MHzシステム	絶対値規定	10MHz	-50dBm	9MHz
	相対値規定	10MHz	-29.2dBc	9MHz
15MHzシステム	絶対値規定	15MHz	-50dBm	13.5MHz
	相対値規定	15MHz	-29.2dBc	13.5MHz
20MHzシステム	絶対値規定	20MHz	-50dBm	18MHz
	相対値規定	20MHz	-29.2dBc	18MHz

注：送信周波数帯域の中心周波数から離調周波数分だけ離れた周波数を中心周波数とする参照帯域幅分の値とする。

搬送波が隣接するキャリアアグリゲーションで送信する場合、許容値は、2つの搬送波で送信している条件とし、離調周波数ごとに次の表に示す相対値規定又は絶対値規定のどちらか高い値であること。

表4. 1. 3-9 隣接チャネル漏えい電力（移動局）キャリアアグリゲーション

システム	規定の種類別	離調周波数	許容値 <sup>注1</sup>	参照帯域幅
5MHz+5MHzシステム	絶対値規定	9.8MHz	-50dBm	9.3MHz
	相対値規定	9.8MHz	-29.2dBc	9.3MHz
5MHz+10MHzシステム	絶対値規定	14.95MHz	-50dBm	13.95MHz
	相対値規定	14.95MHz	-29.2dBc	13.95MHz
5MHz+15MHzシステム	絶対値規定	19.8MHz	-50dBm	18.3MHz
	相対値規定	19.8MHz	-29.2dBc	18.3MHz
10MHz+10MHzシステム	絶対値規定	19.9MHz	-50dBm	18.9MHz
	相対値規定	19.9MHz	-29.2dBc	18.9MHz
5MHz+20MHzシステム	絶対値規定	24.95MHz	-50dBm	22.95MHz
	相対値規定	24.95MHz	-29.2dBc	22.95MHz
10MHz+15MHzシステム	絶対値規定	24.75MHz	-50dBm	23.25MHz
	相対値規定	24.75MHz	-29.2dBc	23.25MHz
10MHz+20MHzシステム	絶対値規定	29.9MHz	-50dBm	27.9MHz
	相対値規定	29.9MHz	-29.2dBc	27.9MHz
15MHz+15MHzシステム	絶対値規定	30MHz	-50dBm	28.5MHz
	相対値規定	30MHz	-29.2dBc	28.5MHz

15MHz+20MHz システム	絶対値規定	34.85MHz	-50dBm	32.85MHz
	相対値規定	34.85MHz	-29.2dBc	32.85MHz
20MHz+20MHz システム	絶対値規定	39.8MHz	-50dBm	37.8MHz
	相対値規定	39.8MHz	-29.2dBc	37.8MHz

注1：隣接する2つの搬送波の送信周波数帯域の中心周波数から離調周波数分だけ離れた周波数を中心周波数とする参照帯域幅分の値とする。

注2：相対値規定の際、基準となる搬送波電力は、キャリアアグリゲーションで送信する隣接する2つの搬送波電力の和とする。

## オ スペクトラムマスク

### (7) 基地局

送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る）から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差のオフセット周波数（ $\Delta f$ ）に対して、5MHzシステム、10MHzシステム、15MHzシステム、20MHzシステムいずれの場合も、次の表に示す許容値以下であること。ただし、基地局が使用する周波数帯の端から10MHz未満の周波数範囲に限り適用する。空間多重方式を用いる基地局にあつては各空中線端子で測定した不要発射の強度が次の表に示す許容値以下であること。また、一の送信装置において同一周波数帯で複数の搬送波を送信する場合にあつては、複数の搬送波を同時に送信した場合においても、最も下側の搬送波の下側及び最も上側の搬送波の上側において、本規定を満足すること。

次の表に示す許容値以下であること。

表4. 1. 3-10 スペクトラムマスク（基地局）

オフセット周波数 $ \Delta f $ (MHz)	許容値	参照帯域幅
0.05MHz以上5.05MHz未満	$-5.2\text{dBm} - 7/5 \times (\Delta f - 0.05)\text{dB}$	100kHz
5.05MHz以上10.05MHz未満	-12.2dBm	100kHz
10.5MHz以上	-13dBm	1MHz

### (4) 移動局

送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る）から不要発射の強度の測定帯域の送信周波数帯域に近い方の端までのオフセット周波数（ $\Delta f$ ）に対して、システム毎に次の表に示す許容値以下であること。

表4. 1. 3-11 スペクトラムマスク（移動局）

オフセット周波数  $\Delta f$	システム毎の許容値 (dBm)				参照帯域幅
	5 MHz	10 MHz	15 MHz	20 MHz	
0 MHz以上 1 MHz未満	-13.2	-16.2	-18.2	-19.2	30 kHz
1 MHz以上2.5MHz未満	-8.2	-8.2	-8.2	-8.2	1 MHz
2.5MHz以上 5 MHz未満	-8.2	-8.2	-8.2	-8.2	1 MHz
5 MHz以上 6 MHz未満	-11.2	-11.2	-11.2	-11.2	1 MHz
6 MHz以上10MHz未満	-23.2	-11.2	-11.2	-11.2	1 MHz
10MHz以上15MHz未満		-23.2	-11.2	-11.2	1 MHz
15MHz以上20MHz未満			-23.2	-11.2	1 MHz
20MHz以上25MHz未満				-23.2	1 MHz

搬送波が隣接するキャリアアグリゲーションで送信する場合、システム毎に次の表に示す許容値以下であること。

表4. 1. 3-12 スペクトラムマスク (移動局) キャリアアグリゲーション

オフセット周波数  $\Delta f$	システム毎の許容値 (dBm)						参照帯域幅
	5 MHz +5 MHz	5 MHz +10MHz	5 MHz +15MHz	10MHz +10MHz	10MHz +15MHz	5 MHz +20MHz	
0 MHz 以上 1 MHz 未満	-16.1	-18.1	-19.1	-19.1	-21.1	-21.1	30kHz
1 MHz 以上 5 MHz 未満	-8.2	-8.2	-8.2	-8.2	-8.2	-8.2	1 MHz
5 MHz 以上 9.8MHz 未満	-11.2	-11.2	-11.2	-11.2	-11.2	-11.2	1 MHz
9.8MHz 以上 14.8MHz 未満	-23.2	-11.2	-11.2	-11.2	-11.2	-11.2	1 MHz
14.8MHz 以上 14.95MHz 未満		-11.2	-11.2	-11.2	-11.2	-11.2	1 MHz
14.95MHz 以上 19.8MHz 未満		-23.2	-11.2	-11.2	-11.2	-11.2	1 MHz
19.8MHz 以上 19.9MHz 未満		-23.2	-23.2	-11.2	-11.2	-11.2	1 MHz
19.9MHz 以上 19.95MHz 未満		-23.2	-23.2	-23.2	-11.2	-11.2	1 MHz
19.95MHz 以上 24.75MHz 未満			-23.2	-23.2	-11.2	-11.2	1 MHz
24.75MHz 以上 24.8MHz 未満			-23.2	-23.2	-23.2	-11.2	1 MHz
24.8MHz 以上 24.9MHz 未満				-23.2	-23.2	-11.2	1 MHz
24.9MHz 以上 24.95MHz 未満					-23.2	-11.2	1 MHz
24.95MHz 以上 29.75MHz 未満					-23.2	-23.2	1 MHz
29.75MHz 以上 29.95MHz 未満						-23.2	1 MHz

オフセット周波数  $\Delta f$	システム毎の許容値 (dBm)				参照帯域幅
	10MHz +20MHz	15MHz +15MHz	15MHz +20MHz	20MHz +20MHz	
0 MHz 以上 1 MHz 未満	-20.7	-20.7	-21.7	-22.2	30kHz
1 MHz 以上 5 MHz 未満	-8.2	-8.2	-8.2	-8.2	1 MHz
5 MHz 以上 29.9MHz 未満	-11.2	-11.2	-11.2	-11.2	1 MHz
29.9MHz 以上 30MHz 未満	-23.2	-11.2	-11.2	-11.2	1 MHz
30MHz 以上 34.85MHz 未満	-23.2	-23.2	-11.2	-11.2	1 MHz
34.85MHz 以上 34.9MHz 未満	-23.2	-23.2	-23.2	-11.2	1 MHz
34.9MHz 以上 35MHz 未満		-23.2	-23.2	-11.2	1 MHz
35MHz 以上 39.8MHz 未満			-23.2	-11.2	1 MHz

39.8MHz 以上 39.85MHz 未満			-23.2	-23.2	1 MHz
39.85MHz 以上 44.8MHz 未満				-23.2	1 MHz

カ 占有周波数帯幅の許容値

(7) 基地局

99%帯域幅は、5 MHzシステムにあつては5 MHz以下、10MHzシステムにあつては10MHz以下、15MHzシステムにあつては15MHz以下、20MHzシステムにあつては20MHz以下の値であること。

(イ) 移動局

99%帯域幅は、5 MHzシステムにあつては5 MHz以下、10MHzシステムにあつては10MHz以下、15MHzシステムにあつては15MHz以下、20MHzシステムにあつては20MHz以下の値であること。

キ 最大空中線電力及び空中線電力の許容偏差

(7) 基地局

空中線電力の許容偏差は、定格空中線電力の±3.0dB以内であること。

(イ) 移動局

定格空中線電力の最大値は、23dBmであること。なお、移動局にあつては、定格空中線電力の最大値は、空間多重方式（送信機、受信機で複数の空中線を用い、無線信号の伝送路を空間的に多重する方式。以下同じ。）で送信する場合は各空中線端子の空中線電力の合計値、キャリアアグリゲーションで送信する場合は各キャリアの空中線電力の合計値、空間多重方式とキャリアアグリゲーションを併用して送信する場合は各空中線端子及び各キャリアの空中線電力の合計値について、それぞれ23dBmであること。

空中線電力の許容偏差は、次の表に示す値以下であること。搬送波が隣接するキャリアアグリゲーションで送信する場合も同一の許容偏差以下とすること。

表 4. 1. 3-13 空中線電力の許容偏差

送信周波数帯	空中線電力の許容偏差
3410MHz を超え 3490MHz 以下	+3.0dB/-4.5dB

空間多重方式で送信する場合、空中線電力の許容偏差は、次の表に示す値以下であること。搬送波が隣接するキャリアアグリゲーションと空間多重方式を併用する場合も同一の許容偏差以下とすること。

表 4. 1. 3-14 空中線電力の許容偏差 空間多重方式

送信周波数帯	空中線電力の許容偏差
3410MHz を超え 3490MHz 以下	+3.0dB/-5.5dB

ただし、異なる周波数帯のキャリアアグリゲーション（基地局波）の受信に対応した移動局については、受信周波数帯に対応する周波数帯域のみ、「表 空中線電力の許容偏差」または「表 空中線電力の許容偏差 空間多重方式」の許容偏差の下限より、さらに0.8dBだけ低い値とする。

#### ク 空中線絶対利得の許容値

##### (7) 基地局

規定しない。

##### (イ) 移動局

空中線絶対利得は、3 dBi 以下とすること。

#### ケ 送信オフ時電力

##### (7) 基地局

規定しない。

##### (イ) 移動局

送信を停止した時、送信機の出力雑音電力スペクトル密度の許容値は、送信帯域の周波数で、移動局空中線端子において、以下の許容値以下であること。

表 4. 1. 3-15 送信オフ時電力

	システム毎の許容値			
	5 MHz システム	10MHz システム	15MHz システム	20MHz システム
送信オフ時電力	-48. 2dBm	-48. 2dBm	-48. 2dBm	-48. 2dBm
参照帯域幅	4. 5MHz	9 MHz	13. 5MHz	18MHz

#### コ 送信相互変調特性

送信波に対して異なる周波数の妨害波が、送信機出力段に入力された時に発生する相互変調波電力レベルと送信波電力レベルの比に相当するものであるが、主要な特性は、送信増幅器の飽和点からのバックオフを規定するピーク電力対平均電力比によって決定される。

##### (7) 基地局

加える妨害波のレベルは送信波より30dB低いレベルとする。また、妨害波は変調妨害波（5 MHz幅）とし、搬送波の送信周波帯域の上端又は下端から変調妨害波の中心周波数までの周波数差を±2. 5MHz、±7. 5MHz、±12. 5MHz離調とする。

許容値は、隣接チャンネル漏えい電力の許容値、スペクトラムマスクの許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値とすること。

一の送信装置において同一周波数帯で複数の搬送波を送信する場合にあっては、複数の搬送波を同時に送信する条件で、最も下側の搬送波の送信周波帯域の下端からの

周波数離調又は最も上側の搬送波の送信周波帯域の上端からの周波数離調の妨害波を配置し、上記許容値を満足すること。

(イ) 移動局

規定しない。

(2) 受信装置

マルチパスのない受信レベルの安定した条件下（静特性下）において、以下の技術的条件を満たすこと。

キャリアアグリゲーションを行なう場合、各受信搬送波において技術的条件を満たすこと。

ア 受信感度

受信感度は、規定の通信チャネル信号（QPSK、符号化率1/3）を最大値の95%以上のスループットで受信するために必要な空中線端子で測定した最小受信電力であり静特性下において以下に示す値（基準感度）であること。

(7) 基地局

静特性下において、最大空中線電力毎に次の表の値以下の値であること。

表 4. 1. 3-16 受信感度（基地局）

		基準感度 (dBm)		
		38dBmを超える基地局	24dBmを超え、38dBm以下の基地局	24dBm以下の基地局
周波数帯域	最大空中線電力			
3.5GHz帯(3.4GHz-3.6GHz)		-100.5	-95.5	-92.5

(イ) 移動局

静特性下において、チャンネル帯域幅毎に次の表の値以下の値であること。

表 4. 1. 3-17 受信感度（移動局）基本

周波数帯域	システム毎の基準感度 (dBm)			
	5 MHz システム	10 MHz システム	15 MHz システム	20 MHz システム
3.5GHz帯(3.4GHz-3.6GHz)	-96.0	-93.0	-91.2	-90.0

搬送波が隣接するキャリアアグリゲーションの場合、静特性下において1つ又は2つの搬送波で送信している条件、かつ2つの搬送波で受信している条件とし、受信搬送波毎に上記の表の基準感度以下の値であること。

ただし、異なる周波数帯のキャリアアグリゲーションの受信に対応した移動局につ

いては、静特性下において2つの搬送波を受信している条件で、受信周波数帯の受信感度は、上記の表の値からさらに0.5dBだけ高い値であること。

#### イ ブロッキング

ブロッキングは、1つの変調妨害波存在下で希望信号を受信する受信機能力の尺度であり、以下の条件下で希望波と変調妨害波を加えた時、規定の通信チャネル信号(QPSK、符号化率1/3)を最大値の95%以上のスループットで受信できること。

##### (7) 基地局

最大空中線電力が38dBmを超える基地局においては、静特性下において以下の条件とする。

表4. 1. 3-18 ブロッキング(基地局) 38dBm超

	5MHz システム	10MHz システム	15MHz システム	20MHz システム
希望波の受信電力	基準感度+6dB	基準感度+6dB	基準感度+6dB	基準感度+6dB
変調妨害波の離調周波数	10MHz	12.5MHz	15MHz	17.5MHz
変調妨害波の電力	-43dBm	-43dBm	-43dBm	-43dBm
変調妨害波の周波数幅	5MHz	5MHz	5MHz	5MHz

最大空中線電力が24dBmを超え38dBm以下の基地局においては、静特性下において以下の条件とする。

表4. 1. 3-19 ブロッキング(基地局) 24dBm超38dBm以下

	5MHz システム	10MHz システム	15MHz システム	20MHz システム
希望波の受信電力	基準感度+6dB	基準感度+6dB	基準感度+6dB	基準感度+6dB
変調妨害波の離調周波数	10MHz	12.5MHz	15MHz	17.5MHz
変調妨害波の電力	-38dBm	-38dBm	-38dBm	-38dBm
変調妨害波の周波数幅	5MHz	5MHz	5MHz	5MHz

最大空中線電力が20dBmを超え24dBm以下の基地局においては、静特性下において以下の条件とする。

表4. 1. 3-20 ブロッキング(基地局) 20dBm超24dBm以下

	5MHz システム	10MHz システム	15MHz システム	20MHz システム
希望波の受信電力	基準感度+6dB	基準感度+6dB	基準感度+6dB	基準感度+6dB
変調妨害波の離調周波数	10MHz	12.5MHz	15MHz	17.5MHz

変調妨害波の電力	-35dBm	-35dBm	-35dBm	-35dBm
変調妨害波の周波数幅	5 MHz	5 MHz	5 MHz	5 MHz

また、最大空中線電力が20dBm以下の基地局においては、静特性下において以下の条件とする。

表4. 1. 3-21 ブロッキング（基地局）20dBm以下

	5 MHz システム	10MHz システム	15MHz システム	20MHz システム
希望波の受信電力	基準感度+14dB	基準感度+14dB	基準感度+14dB	基準感度+14dB
変調妨害波の離調周波数	10MHz	12.5MHz	15MHz	17.5MHz
変調妨害波の電力	-27dBm	-27dBm	-27dBm	-27dBm
変調妨害波の周波数幅	5 MHz	5 MHz	5 MHz	5 MHz

(イ) 移動局

静特性下において、以下の条件とする。

表4. 1. 3-22 ブロッキング（移動局）基本

	5 MHz システム	10MHz システム	15MHz システム	20MHz システム
希望波の受信電力	基準感度+6 dB	基準感度+6 dB	基準感度+7 dB	基準感度+9 dB
第1変調妨害波の離調周波数	10MHz	12.5MHz	15MHz	17.5MHz
第1変調妨害波の電力	-56dBm	-56dBm	-56dBm	-56dBm
第1変調妨害波の周波数幅	5 MHz	5 MHz	5 MHz	5 MHz
第2変調妨害波の離調周波数	15MHz以上	17.5MHz以上	20MHz以上	22.5MHz以上
第2変調妨害波の電力	-44dBm	-44dBm	-44dBm	-44dBm
第2変調妨害波の周波数幅	5 MHz	5 MHz	5 MHz	5 MHz

異なる周波数帯のキャリアアグリゲーションの場合、静特性下で2つの搬送波で受信している条件とし、各周波数帯における受信搬送波毎に上記の表の条件とする。



なお、搬送波が隣接するキャリアアグリゲーションの場合、静特性下において1つ又は2つの搬送波で送信している条件、かつ2つの搬送波で受信している条件とし、受信搬送波毎に以下の条件とする。

表4. 1. 3-23 ブロッキング（移動局）キャリアアグリゲーション1

	5 MHz+5 MHz システム	5 MHz+10MHz システム
受信キャリア毎の希望波の受信電力	基準感度+12dB	
第1変調妨害波の離調周波数	12.5MHz	15.0MHz
第1変調妨害波の電力	-56dBm	-56dBm
第1変調妨害波の周波数幅	5 MHz	5 MHz
第2変調妨害波の離調周波数	17.5MHz	20MHz
第2変調妨害波の電力	-44dBm	-44dBm
第2変調妨害波の周波数幅	5 MHz	5 MHz

表4. 1. 3-24 ブロッキング（移動局）キャリアアグリゲーション2

	5 MHz+15MHz 10MHz+10MHz システム	5 MHz+20MHz 10MHz+15MHz システム	10MHz+20MHz 15MHz+15MHz システム	15MHz+20MHz システム	20MHz+20MHz システム
受信キャリア毎の希望波の受信電力	基準感度+12dB				
第1変調妨害波の離調周波数	17.5MHz	20.0MHz	22.5MHz	25.0MHz	27.5MHz
第1変調妨害波の電力	-56dBm	-56dBm	-56dBm	-56dBm	-56dBm
第1変調妨害波の周波数幅	5 MHz	5 MHz	5 MHz	5 MHz	5 MHz

第2変調妨害波の離調周波数	22.5MHz	25MHz	27.5MHz	30.0MHz	32.5MHz
第2変調妨害波の電力	-44dBm	-44dBm	-44dBm	-44dBm	-44dBm
第2変調妨害波の周波数幅	5MHz	5MHz	5MHz	5MHz	5MHz

#### ウ 隣接チャネル選択度

隣接チャネル選択度は、隣接する搬送波に配置された変調妨害波の存在下で希望信号を受信する受信機能力の尺度である。

##### (7) 基地局

静特性下において、最大空中線電力が38dBmを超える基地局について、希望受信電力は基準感度+6dB、5MHzシステムでは5MHz、10MHzシステムでは7.5MHz、15MHzシステムでは10MHz、20MHzでは12.5MHz離れた変調妨害波（5MHz幅）は-52dBmの条件において、規定の通信チャネル信号（QPSK、符号化率1/3）を最大値の95%以上のスループットで受信できること。なお、最大空中線電力が24dBmを超え38dBm以下の基地局について、希望受信電力は基準感度+6dB、変調妨害波は-47dBmであること。また、最大空中線電力が20dBmを超え24dBm以下の基地局について、希望受信電力は基準感度+6dB、変調妨害波は-44dBmであること。また、最大空中線電力が20dBm以下の基地局について、希望受信電力は基準感度+22dB、変調妨害波は-28dBmであること。

##### (4) 移動局

静特性下において、希望受信電力は基準感度+14dB、5MHzシステムでは5MHz離れた変調妨害波（5MHz幅）は基準感度+45.5dB、10MHzシステムでは7.5MHz離れた変調妨害波（5MHz幅）は基準感度+45.5dB、15MHzシステムでは10MHz離れた変調妨害波（5MHz幅）は基準感度+42.5dB、20MHzシステムでは12.5MHz離れた変調妨害波（5MHz幅）は基準感度+39.5dBの条件において、規定の通信チャネル信号（QPSK、符号化率1/3）を最大値の95%以上のスループットで受信できること。

異なる周波数帯のキャリアアグリゲーションの場合、静特性下で2つの搬送波で受信している条件で、各周波数帯における受信搬送波毎に上記の規定を満たすこと。

搬送波が隣接するキャリアアグリゲーションの場合、静特性下で1つ又は2つの搬送波で送信している条件、かつ2つの搬送波で受信している条件とし、希望受信電力は受信搬送波毎に基準感度+14dB、5MHz+5MHzシステムでは7.5MHz離れた変調妨害波（5MHz幅）は合計受信電力+22.5dB、5MHz+10MHzシステムでは10MHz離れた変調妨害波（5MHz幅）は合計受信電力+22.5dB、5MHz+15MHzシステム及び10MHz+10MHzシステムでは12.5MHz離れた変調妨害波（5MHz幅）は合計受信電力+22.5dB、5MHz+20MHzシステム及び10MHz+15MHzシステムでは15MHz離れた変調妨害波（5MHz幅）は合計受信電力+22.5dB、10MHz+20MHzシステム及び15MHz+15MHzシステムでは17.5MHz離れた変調妨害波（5MHz幅）は合計受信電力+22.5dB、15MHz+20MHzシステムでは20MHz離れた変調妨害波（5MHz幅）は合計受信電力+22.5dB、20MHz+20MHzシステムでは22.5MHz離れた変調妨害波（5MHz幅）は合計受信電力+22.5dBにおいて、規定の通信チャネル信

号 (QPSK、符号化率1/3) を最大値の95%以上のスループットで受信できること。

## エ 相互変調特性

3次相互変調の関係にある電力が等しい2つの無変調妨害波又は一方が変調された妨害波の存在下で希望信号を受信する受信機能力の尺度であり、次の条件下で希望波と3次相互変調を生ずる関係にある無変調波と変調波の2つの妨害波を加えた時、規定の通信チャネル信号 (QPSK、符号化率1/3) を最大値の95%以上のスループットで受信できること。

### (7) 基地局

静特性下において、最大空中線電力が38dBmを超える基地局については希望波の受信電力は基準感度+6 dB、5 MHzシステムは10MHz離れた無変調妨害波1と20MHz離れた変調妨害波2 (5 MHz幅)、10MHzシステムは12.5MHz離れた無変調妨害波1と22.7MHz離れた変調妨害波2 (5 MHz幅)、15MHzシステムは15MHz離れた無変調妨害波1と25.5MHz離れた変調妨害波2 (5 MHz幅)、20MHzシステムは17.5MHz離れた無変調妨害波1と28.2MHz離れた変調妨害波2 (5MHz幅) はともに-52dBmとする。

最大空中線電力が24dBmを超え、38dBm以下の基地局については希望波の受信電力は基準感度+6 dB、5 MHzシステムは10MHz離れた無変調妨害波1と20MHz離れた変調妨害波2 (5 MHz幅)、10MHzシステムは12.5MHz離れた無変調妨害波1と22.7MHz離れた変調妨害波2 (5 MHz幅)、15MHzシステムは15MHz離れた無変調妨害波1と25.5MHz離れた変調妨害波2 (5 MHz幅)、20MHzシステムは17.5MHz離れた無変調妨害波1と28.2MHz離れた変調妨害波2 (5 MHz幅) はともに-47 dBmとする。

最大空中線電力が20dBmを超え24dBm以下の基地局については希望波の受信電力は基準感度+6 dB、5 MHzシステムは10MHz離れた無変調妨害波1と20MHz離れた変調妨害波2 (5 MHz幅)、10MHzシステムは12.5MHz離れた無変調妨害波1と22.7MHz離れた変調妨害波2 (5 MHz幅)、15MHzシステムは15MHz離れた無変調妨害波1と25.5MHz離れた変調妨害波2 (5 MHz幅)、20MHzシステムは17.5MHz離れた無変調妨害波1と28.2MHz離れた変調妨害波2 (5 MHz幅) はともに-44dBmとする。

最大空中線電力が20dBm以下の基地局については希望波の受信電力は基準感度+14dB、5 MHzシステムは10MHz離れた無変調妨害波1と20MHz離れた変調妨害波2 (5 MHz幅)、10MHzシステムは12.5MHz離れた無変調妨害波1と22.7MHz離れた変調妨害波2 (5 MHz幅)、15MHzシステムは15MHz離れた無変調妨害波1と25.5MHz離れた変調妨害波2 (5 MHz幅)、20MHzシステムは17.5MHz離れた無変調妨害波1と28.2MHz離れた変調妨害波2 (5 MHz幅) はともに-36dBmとする。

### (4) 移動局

静特性下において、希望波の受信電力は5 MHzシステム及び10MHzシステムでは基準感度+6 dB、15MHzシステムでは基準感度+7 dB、20MHzシステムでは基準感度+9 dBとし、5 MHzシステムは10MHz離れた無変調妨害波1と20MHz離れた変調妨害波2 (5 MHz幅)、10MHzシステムは12.5MHz離れた無変調妨害波1と25MHz離れた変調妨害波2 (5 MHz幅)、15MHzシステムは15MHz離れた無変調妨害波1と30MHz離れた変調妨害波2 (5

MHz幅)、20MHzシステムは17.5MHz離れた無変調妨害波1と35MHz離れた変調妨害波2(5MHz幅)ともに-46dBmとする。

搬送波が隣接するキャリアアグリゲーションの場合、静特性下において1つ又は2つの搬送波で送信している条件、かつ2つの搬送波で受信している条件とし、各受信搬送波に対して、受信周波数帯における希望波の受信電力は基準感度+12dBとし、5MHz+5MHzシステムは12.5MHz離れた無変調妨害波1と25MHz離れた変調妨害波2(5MHz幅)、5MHz+10MHzシステムでは15MHz離れた無変調妨害波1と30MHz離れた変調妨害波2(5MHz幅)、5MHz+15MHzシステム及び10MHz+10MHzシステムは17.5MHz離れた無変調妨害波1と35MHz離れた変調妨害波2(5MHz幅)、5MHz+20MHzシステム及び10MHz+15MHzシステムは20MHz離れた無変調妨害波1と40MHz離れた変調妨害波2(5MHz幅)、10MHz+20MHzシステム及び15MHz+15MHzシステムは22.5MHz離れた無変調妨害波1と45MHz離れた変調妨害波2(5MHz幅)、15MHz+20MHzシステムは25MHz離れた無変調妨害波1と50MHz離れた変調妨害波2(5MHz幅)、20MHz+20MHzシステムは27.5MHz離れた無変調妨害波1と55MHz離れた変調妨害波2(5MHz幅)ともに-46dBmとする。

#### オ 副次的に発する電波等の限度

受信状態で、空中線端子から発射される電波の限度とする。

##### (7) 基地局

次の表に示す値以下であること。

表4. 1. 3-25 副次的に発する電波等の限度(基地局)基本

周波数範囲	許容値	参照帯域幅
30MHz以上1,000MHz未満	-57dBm	100kHz
1,000MHz以上3,500MHz未満、3,600MHz以上上りの上端の周波数の5倍未満	-47dBm	1MHz

##### (イ) 移動局

30MHz以上1000MHz未満では-57dBm/100kHz以下、1000MHz以上下りの上端の周波数の5倍未満では-47dBm/MHz以下であること。

#### 4. 1. 4 測定法

LTE方-Advanced式の測定法については、国内で適用されているLTEの測定法に準ずることが適当である。基地局送信、移動局受信については、複数の送受空中線を有する無線設備にあっては、アダプティブアレーアンテナを用いる場合は各空中線端子で測定した値を加算(技術的条件が電力の絶対値で定められるもの。)した値により、空間多重方式を用いる場合は空中線端子毎に測定した値による。移動局送信、基地局受信については、複数の送受空中線を有し空間多重方式を用いる無線設備にあっては、最大空中線電力及び空中線電力の許容偏差は各空中線端子で測定した値を加算した値により、それ以外は空中線端子毎に測定した値による。

##### (1) 送信装置

###### ア 周波数の許容偏差

(7) 基地局

被試験器の基地局を変調波が送信されるように設定し、波形解析器等を使用し、周波数偏差を測定する。

被試験器が、無変調の状態にできる場合は周波数計を用いて測定することができる。

(イ) 移動局

被試験器の移動局を基地局シミュレータと接続し、波形解析器等を使用し周波数偏差を測定する。

イ スプリアス領域における不要発射の強度

(7) 基地局

被試験器の基地局を定格出力で送信するよう設定し、空中線端子に接続されたスペクトルアナライザにより、分解能帯域幅を技術的条件により定められた参照帯域幅とし、規定される周波数範囲毎にスプリアス領域における不要発射の強度を測定する。

分解能帯域幅を技術的条件により定められた参照帯域幅に設定できない場合は、分解能帯域幅を参照帯域幅より狭い値として測定し、定められた参照帯域幅内に渡って積分した値を求める。

また、搬送波近傍等において分解能帯域幅を参照帯域幅にすると搬送波等の影響を受ける場合は、分解能帯域幅を参照帯域幅より狭い値として測定し参照帯域幅に換算する方法を用いることができる。

なお、被試験器の空中線端子からアンテナ放射部までにフィルタによる減衰領域がある場合には、測定結果を前記減衰量にて補正すること。

アダプティブアレーアンテナを用いる場合は、空中線電力の総和が最大となる状態にて測定すること。

(イ) 移動局

被試験器の移動局と基地局シミュレータ及びスペクトルアナライザを分配器等により接続し、試験周波数に設定して最大出力で送信する。分解能帯域幅を技術的条件により定められた参照帯域幅とし、規定される周波数範囲毎にスプリアス領域における不要発射の強度を測定する。

分解能帯域幅を技術的条件により定められた参照帯域幅に設定できない場合は、分解能帯域幅を参照帯域幅より狭い値として測定し、定められた参照帯域幅内に渡って積分した値を求める。

また、搬送波近傍等において分解能帯域幅を参照帯域幅にすると搬送波等の影響を受ける場合は、分解能帯域幅を参照帯域幅より狭い値として測定し参照帯域幅に換算する方法を用いることができる。

ウ 隣接チャネル漏えい電力

(7) 基地局

被試験器の基地局を定格出力で送信するよう設定し、空中線端子に接続されたスペクトルアナライザにより、分解能帯域幅を技術的条件により定められた参照帯域幅と

し、規定される周波数範囲毎に隣接チャネル漏えい電力を測定する。

分解能帯域幅を技術的条件により定められた参照帯域幅に設定できない場合は、分解能帯域幅を参照帯域幅より狭い値として測定し、定められた参照帯域幅内に渡って積分した値を求める。

(イ) 移動局

被試験器の移動局と基地局シミュレータ及びスペクトルアナライザを分配器等により接続し、試験周波数に設定して最大出力で送信する。分解能帯域幅を技術的条件により定められた参照帯域幅とし、規定される周波数範囲毎に隣接チャネル漏えい電力を測定する。

分解能帯域幅を技術的条件により定められた参照帯域幅に設定できない場合は、分解能帯域幅を参照帯域幅より狭い値として測定し、定められた参照帯域幅内に渡って積分した値を求める。

エ スペクトラムマスク

(ア) 基地局

スプリアス領域における不要発射の強度の(ア)基地局と同じ測定方法とするが、技術的条件により定められた条件に適合するように測定又は換算する。

(イ) 移動局

スプリアス領域における不要発射の強度の(イ)移動局と同じ測定方法とするが、技術的条件により定められた条件に適合するように測定又は換算する。

オ 占有周波数帯幅

(ア) 基地局

被試験器の基地局を定格出力で送信するよう設定する。スペクトルアナライザを搬送波周波数に設定してその電力分布を測定し、全電力の0.5%となる上下の限界周波数点を求め、その差を占有周波数帯幅とする。

(イ) 移動局

被試験器の移動局と基地局シミュレータ及びスペクトルアナライザを分配器により接続し、試験周波数に設定して最大出力で送信する。スペクトルアナライザを搬送波周波数に設定してその電力分布を測定し、全電力の0.5%となる上下の限界周波数点を求め、その差を占有周波数帯幅とする。

カ 空中線電力

(ア) 基地局

被試験器の基地局を定格出力で送信するよう設定し、電力計により空中線電力を測定する。

アダプティブアレーアンテナを用いる場合は、一の空中線電力を最大にした状態で空中線電力の総和が最大となる状態等で測定すること。

(イ) 移動局

被試験器の移動局と基地局シミュレータ及び電力計を分配器等により接続する。最大出力の状態を送信し、電力計により空中線電力を測定する。

キ 送信オフ時電力

(ア) 基地局

規定しない。

(イ) 移動局

被試験器の移動局を基地局シミュレータ及びスペクトルアナライザを分配器等により接続し、送信停止状態とする。分解能帯域幅を技術的条件により定められた参照帯域幅とし、漏えい電力を測定する。

分解能帯域幅を技術的条件により定められた参照帯域幅に設定できない場合は、分解能帯域幅を参照帯域幅より狭い値として測定し、定められた参照帯域幅内に渡って積分した値を求める。

ク 送信相互変調特性

(ア) 基地局

被試験器の基地局と不要波信号発生器及びスペクトルアナライザを分配器等により接続する。被試験器の基地局を定格出力で送信するよう設定し、不要波信号発生器の送信出力及び周波数を技術的条件に定められた値に設定する。スペクトルアナライザにより隣接チャンネル漏えい電力、スペクトラムマスク及びスプリアス領域における不要発射の強度と同じ方法で測定する。

(イ) 移動局

規定しない。

(2) 受信装置

ア 受信感度

(ア) 基地局

被試験器の基地局と移動局シミュレータを接続し、技術的条件に定められた信号条件に設定する。移動局シミュレータからランダムデータを送信し、スループットを測定する。

(イ) 移動局

被試験器の移動局と基地局シミュレータを接続し、技術的条件に定められた信号条件に設定する。基地局シミュレータからランダムデータを送信し、スループットを測定する。

イ ブロッキング

(7) 基地局

被試験器の基地局と移動局シミュレータ及び変調信号発生器を接続し、技術的条件に定められた信号レベルに設定する。移動局シミュレータからランダムデータを送信し、変調信号発生器の周波数を掃引してスループットを測定する。

(1) 移動局

被試験器の移動局と基地局シミュレータ及び変調信号発生器を接続し、技術的条件に定められた信号レベルに設定する。基地局シミュレータからランダムデータを送信し、変調信号発生器の周波数を掃引してスループットを測定する。

ウ 隣接チャネル選択度

(7) 基地局

被試験器の基地局と移動局シミュレータ及び信号発生器を接続し、技術的条件に定められた信号レベルに設定する。信号発生器の周波数を隣接チャネル周波数に設定してスループットを測定する。

(1) 移動局

被試験器の移動局と基地局シミュレータ及び信号発生器を接続し、技術的条件に定められた信号レベルに設定する。信号発生器の周波数を隣接チャネル周波数に設定してスループットを測定する。

エ 相互変調特性

(7) 基地局

被試験器の基地局と移動局シミュレータ及び2つの妨害波信号発生器を接続する。希望波及び妨害波を技術的条件により定められた信号レベル及び周波数に設定する。移動局シミュレータからランダムデータを送信し、スループットを測定する。

(1) 移動局

被試験器の移動局と基地局シミュレータ及び2つの妨害波信号発生器を接続する。希望波及び妨害波を技術的条件により定められた信号レベル及び周波数に設定する。基地局シミュレータからランダムデータを送信し、スループットを測定する。

オ 副次的に発する電波等の限度

(7) 基地局

被試験器の基地局を受信状態（送信機無線出力停止）にし、受信機入力端子に接続されたスペクトルアナライザにより、分解能帯域幅を技術的条件により定められた参照帯域幅とし、規定される周波数範囲毎に副次的に発する電波の限度を測定する。

分解能帯域幅を技術的条件により定められた参照帯域幅に設定できない場合は、分解能帯域幅を参照帯域幅より狭い値として測定し、定められた参照帯域幅内に渡って積分した値を求める。

なお、被試験器の空中線端子からアンテナ放射部までにフィルタによる減衰領域が



ある場合には、測定結果を前記減衰量にて補正すること。

#### (i) 移動局

被試験器の移動局と基地局シミュレータ及びスペクトルアナライザを分配器等により接続し、試験周波数に設定して受信状態（送信機無線出力停止）にする。分解能帯域幅を技術的条件により定められた参照帯域幅とし、規定される周波数範囲毎に副次的に発する電波の限度を測定する。

分解能帯域幅を技術的条件により定められた参照帯域幅に設定できない場合は、分解能帯域幅を参照帯域幅より狭い値として測定し、定められた参照帯域幅内に渡って積分した値を求める。

#### (3) 運用中の設備における測定

運用中の無線局における設備の測定については、(1)及び(2)の測定法によるほか、(1)及び(2)の測定法と技術的に同等と認められる方法によることができる。

#### 4. 1. 5 端末設備として移動局に求められる技術的な条件

情報通信審議会携帯電話等周波数有効利用方策委員会報告（平成 20 年 12 月 11 日）により示された LTE 方式の技術的な条件に準ずるものとする。

また、IP 移動電話端末に係る技術条件に関しては、情報通信審議会情報通信技術分科会 IP ネットワーク設備委員会報告（平成 24 年 9 月 27 日）により示された IP 移動電話端末の技術的条件等に準ずるものとする。

#### 4. 1. 6 その他

国内標準化団体等では、無線インターフェースの詳細仕様や高度化に向けた検討が引き続き行われていることから、今後、これらの国際的な動向等を踏まえつつ、技術的な検討が不要な事項について、国際的な整合性を早期に確保する観点から、適切かつ速やかに国際標準の内容を技術基準に反映していくことが望ましい。

#### 4. 2 LTE-Advanced方式(TDD)の技術的条件

##### 4. 2. 1 無線諸元

###### (1) 無線周波数帯

ITU-RにおいてIMT用周波数として特定された3.5GHz帯(3.4GHz-3.6GHz)の周波数を使用すること。

###### (2) キャリア設定周波数間隔

設定するキャリア周波数間の最低周波数設定ステップ幅であること。  
100kHzとすること。

###### (3) 多元接続方式／多重接続方式

OFDM (Orthogonal Frequency Division Multiplexing : 直交周波数分割多重) 方式及びTDM (Time Division Multiplexing : 時分割多重) 方式との複合方式を下り回線(基地局送信、移動局受信)に、SC-FDMA (Single Carrier Frequency Division Multiple Access : シングル・キャリア周波数分割多元接続) 方式を上り回線(移動局送信、基地局受信)に使用すること。

###### (4) 通信方式

TDD (Time Division Duplex : 時分割複信) 方式とすること。

###### (5) 変調方式

###### ア 基地局(下り回線)

BPSK (Binary Phase Shift Keying)、QPSK (Quadrature Phase Shift Keying)、16QAM (16 Quadrature Amplitude Modulation) 又は 64QAM (64 Quadrature Amplitude Modulation) 方式を採用すること。

###### イ 移動局(上り回線)

BPSK、QPSK、16QAM 又は 64QAM 方式を採用すること。

##### 4. 2. 2 システム設計上の条件

###### (1) フレーム長

フレーム長は10msであり、サブフレーム長は1ms(10サブフレーム/フレーム)、スロット長は0.5ms(20スロット/フレーム)であること。フレーム毎又は1/2フレーム(5ms)毎に、最低1つのサブフレームが上り又は下りに割り当てられる。

###### (2) 送信電力制御

基地局からの電波の受信電力の測定又は当該基地局からの制御情報に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

###### (3) 電磁環境対策

移動局と自動車用電子機器や医療用電子機器等との相互の電磁干渉に対しては、十分な

配慮が払われていること。

(4) 電波防護指針への適合

電波を使用する機器については、基地局については電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）第 21 条の 3、移動局については無線設備規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号）第 14 条の 2 に適合すること。

(5) 移動局送信装置の異常時の電波発射停止

次の機能が独立してなされること。

ア 基地局が移動局の異常を検出した場合、基地局は移動局に送信停止を要求すること。

イ 移動局自身がその異常を検出した場合は、異常検出タイマのタイムアウトにより移動局自身が送出を停止すること。

(6) 他システムとの共用

他の無線局及び電波法（昭和 25 年 5 月 2 日法律第 131 号）第 56 条に基づいて指定された受信設備に干渉の影響を与えないように、設置場所の選択、フィルタの追加等の必要な対策を講ずること。

4. 2. 3 無線設備の技術的条件

(1) 送信装置

通常の動作状態において、以下の技術的条件を満たすこと。

ア キャリアアグリゲーション

(ア) 周波数帯及び搬送波数の組合せ

基地局については規定しない。ただし、一の送信装置から異なる周波数帯の搬送波を発射する場合については今回の審議の対象外としており、そのような送信装置が実現される場合は、その不要発射等について別途検討が必要である。

移動局が、キャリアアグリゲーション（複数の周波数の電波を一体として使用すること）で送信する場合、使用する周波数帯及び搬送波数の組合せは下記の表の通りとする。

表 4. 2. 3-1 キャリアアグリゲーションで送信する周波数帯及び搬送波数の組合せ

キャリアアグリゲーションの種別		送信周波数帯	搬送波数
同一周波数帯内で搬送波が隣接するキャリアアグリゲーション	移動局送信	3400MHz を超え 3600MHz 以下	2

(イ) 搬送波が隣接するキャリアアグリゲーションで送信する際の 99% 帯域幅

基地局については規定しない。

移動局が、搬送波が隣接するキャリアアグリゲーションで送信する場合、次の表に示す幅以下の中に、発射される全平均電力の99%が含まれること。

表 4. 2. 3 - 2 搬送波が隣接するキャリアアグリゲーションで送信する際の99%帯域幅

システム	99%帯域幅
5 MHz+ 5 MHz システム	9. 8MHz 以下
5 MHz+10MHz システム	14. 95MHz 以下
5 MHz+15MHz システム	19. 8MHz 以下
10MHz+10MHz システム	19. 9MHz 以下
5 MHz+20MHz システム	24. 95MHz 以下
10MHz+15MHz システム	24. 75MHz 以下
10MHz+20MHz システム	29. 9MHz 以下
15MHz+15MHz システム	30MHz 以下
15MHz+20MHz システム	34. 85MHz 以下
20MHz+20MHz システム	39. 8MHz 以下

イ 周波数の許容偏差

(7) 基地局

最大送信電力が38dBmを超える基地局においては、 $\pm (0. 05\text{ppm}+12\text{Hz})$  以内であること。

最大送信電力が20dBmを超え38dBm以下の基地局においては、 $\pm (0. 1\text{ppm}+12\text{Hz})$  以内、最大送信電力が20dBm以下の基地局においては、 $\pm (0. 25\text{ppm}+12\text{Hz})$  以内であること。

(4) 移動局

基地局送信周波数に対して、 $\pm (0. 1\text{ppm}+15\text{Hz})$  以内であること。

ウ スプリアス領域における不要発射の強度

スプリアス領域における不要発射の許容値は、以下の表に示す値以下であること。

(7) 基地局

基地局における許容値は、5 MHzシステム、10MHzシステム、15MHzシステム、20MHzシステムいずれの場合も、基地局が使用する周波数帯（3400～3600MHzの周波数帯をいう。以下同じ。）の端から10MHz以上離れた周波数範囲に適用する。空間多重方式を用いる基地局にあつては各空中線端子で測定した不要発射の強度が次の表に示す許容値以下であること。また、一の送信装置において同一周波数帯で複数搬送波（変調後の搬送波をいう。以下 4. 2. 3において同じ。）を送信する場合にあつては、複数の搬送波を同時に送信した場合においても、本規定を満足すること。

表4. 2. 3-3 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値（基地局）基本

周波数範囲	許容値	参照帯域幅
9 kHz以上150kHz未満	-13dBm	1 kHz
150kHz以上30MHz未満	-13dBm	10kHz
30MHz以上1000MHz未満	-13dBm	100kHz
1000MHz以上12.75GHz未満	-13dBm	1 MHz
12.75GHz以上下りの上端の周波数の5倍未満	-13dBm	1 MHz

以下に示すPHS帯域については、次の表に示す許容値以下であること。

表4. 2. 3-4 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値（基地局）PHS帯域

周波数範囲	許容値	参照帯域幅
1884.5MHz以上1915.7MHz以下	-41dBm	300kHz

(イ) 移動局

移動局における許容値は、5 MHzシステムにあつては周波数離調（送信周波数帯域の中心周波数から参照帯域幅の送信周波数帯に近い方の端までの差の周波数を指す。搬送波が隣接するキャリアアグリゲーションの場合を除き、以下同じ。）が12.5MHz以上、10MHzシステムにあつては周波数離調が20MHz以上、15MHzシステムにあつては周波数離調が27.5MHz以上、20MHzシステムにあつては周波数離調が35MHz以上に適用する。

搬送波が隣接するキャリアアグリゲーションで送信する場合、2つの搬送波で送信している条件での許容値とし、5 MHz+5 MHzシステムにあつては周波数離調（隣接する2つの搬送波の送信帯域幅の中心周波数から参照帯域幅の送信周波数帯に近い方の端までの差の周波数を指す。搬送波が隣接するキャリアアグリゲーションの場合にあつては、以下同じ。）が19.7MHz以上、5 MHz+10MHzシステムにあつては周波数離調が27.425MHz以上、5 MHz+15MHzシステムにあつては周波数離調が34.7MHz以上、10MHz+10MHzシステムにあつては周波数離調が34.85MHz以上、5 MHz+20MHzシステムにあつては周波数離調が42.425MHz以上、10MHz+15MHzシステムにあつては周波数離調が42.125MHz以上、10MHz+20MHzシステムにあつては周波数離調が49.85MHz以上、15MHz+15MHzシステムにあつては周波数離調が50MHz以上、15MHz+20MHzシステムにあつては周波数離調が57.275MHz以上、20MHz+20MHzシステムにあつては周波数離調が64.7MHz以上の周波数範囲に適用する。

表4. 2. 3-5 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値（移動局）基本

周波数範囲	許容値	参照帯域幅
9 kHz以上150kHz未満	-36dBm	1 kHz
150kHz以上30MHz未満	-36dBm	10kHz

30MHz以上1000MHz未満	-36dBm	100kHz
1000MHz以上12.75GHz未満	-30dBm	1 MHz
12.75GHz以上上りの上端の周波数の5倍未満	-30dBm	1 MHz

次の表に示す周波数範囲については、同表に示す許容値以下であること。

表4. 2. 3-6 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値（移動局）個別周波数帯

周波数範囲	許容値	参照帯域幅
700MHz帯受信帯域 773MHz以上803MHz以下	-50dBm	1 MHz
800MHz帯受信帯域 860MHz以上890MHz以下	-50dBm	1 MHz
900MHz帯受信帯域 945MHz以上960MHz以下	-50dBm	1 MHz
1.7GHz帯受信帯域 1839.9MHz以上1879.9MHz以下	-50dBm	1 MHz
2 GHz帯TDD方式送受信帯域 2010MHz以上2025MHz以下	-50dBm	1 MHz
2 GHz帯受信帯域 2110MHz以上2170MHz以下	-50dBm	1 MHz

#### エ 隣接チャネル漏えい電力

##### (7) 基地局

許容値は、次の表に示す値又は次の表に示す離調周波数及び参照帯域幅の組合せの周波数範囲で-13dBm/MHzとし、そのいずれかを満足すること。空間多重方式を用いる基地局にあっては各空中線端子で測定した不要発射の強度が本規定を満足すること。また、一の送信装置において同一周波数帯で複数の搬送波を送信する場合にあっては、複数の搬送波を同時に送信した場合においても、最も下側の搬送波の下側及び最も上側の搬送波の上側において、本規定を満足すること。

表4. 2. 3-7 隣接チャネル漏えい電力（基地局）

システム	離調周波数	許容値 <sup>注</sup>	参照帯域幅
5 MHzシステム	5 MHz	-44.2dBc	4.5MHz
	10MHz	-44.2dBc	4.5MHz
10MHzシステム	10MHz	-44.2dBc	9 MHz
	20MHz	-44.2dBc	9 MHz
15MHzシステム	15MHz	-44.2dBc	13.5MHz
	30MHz	-44.2dBc	13.5MHz
20MHzシステム	20MHz	-44.2dBc	18MHz
	40MHz	-44.2dBc	18MHz

注：送信周波数帯域の中心周波数から離調周波数分だけ離れた周波数を中心周波数とする参照帯域幅分の値とする。

##### (イ) 移動局

許容値は、次の表に示す絶対値規定又は相対値規定のどちらか高い値であること。

表4. 2. 3-8 隣接チャネル漏えい電力（移動局）基本

システム	規定の種別	離調周波数	許容値 <sup>注</sup>	参照帯域幅
5MHzシステム	絶対値規定	5MHz	-50dBm	4.5MHz
	相対値規定	5MHz	-29.2dBc	4.5MHz
10MHzシステム	絶対値規定	10MHz	-50dBm	9MHz
	相対値規定	10MHz	-29.2dBc	9MHz
15MHzシステム	絶対値規定	15MHz	-50dBm	13.5MHz
	相対値規定	15MHz	-29.2dBc	13.5MHz
20MHzシステム	絶対値規定	20MHz	-50dBm	18MHz
	相対値規定	20MHz	-29.2dBc	18MHz

注：送信周波数帯域の中心周波数から離調周波数分だけ離れた周波数を中心周波数とする参照帯域幅分の値とする。

搬送波が隣接するキャリアアグリゲーションで送信する場合、許容値は、2つの搬送波で送信している条件とし、次の表に示す相対値規定又は絶対値規定のどちらか高い値であること。

表4. 2. 3-9 隣接チャネル漏えい電力（移動局）キャリアアグリゲーション

システム	規定の種別	離調周波数	許容値 <sup>注1</sup>	参照帯域幅
5MHz+5MHzシステム	絶対値規定	9.8MHz	-50dBm	9.3MHz
	相対値規定	9.8MHz	-29.2dBc	9.3MHz
5MHz+10MHzシステム	絶対値規定	14.95MHz	-50dBm	13.95MHz
	相対値規定	14.95MHz	-29.2dBc	13.95MHz
5MHz+15MHzシステム	絶対値規定	19.8MHz	-50dBm	18.3MHz
	相対値規定	19.8MHz	-29.2dBc	18.3MHz
10MHz+10MHzシステム	絶対値規定	19.9MHz	-50dBm	18.9MHz
	相対値規定	19.9MHz	-29.2dBc	18.9MHz
5MHz+20MHzシステム	絶対値規定	24.95MHz	-50dBm	22.95MHz
	相対値規定	24.95MHz	-29.2dBc	22.95MHz
10MHz+15MHzシステム	絶対値規定	24.75MHz	-50dBm	23.25MHz
	相対値規定	24.75MHz	-29.2dBc	23.25MHz
10MHz+20MHzシステム	絶対値規定	29.9MHz	-50dBm	27.9MHz
	相対値規定	29.9MHz	-29.2dBc	27.9MHz
15MHz+15MHzシステム	絶対値規定	30MHz	-50dBm	28.5MHz
	相対値規定	30MHz	-29.2dBc	28.5MHz
15MHz+20MHzシステム	絶対値規定	34.85MHz	-50dBm	32.85MHz
	相対値規定	34.85MHz	-29.2dBc	32.85MHz
20MHz+20MHzシステム	絶対値規定	39.8MHz	-50dBm	37.8MHz
	相対値規定	39.8MHz	-29.2dBc	37.8MHz

注1：隣接する2つの搬送波の送信周波数帯域の中心周波数から離調周波数分だけ離れた周波数を中心周波数とする参照帯域幅分の値とする。

注2：相対値規定の際、基準となる搬送波電力は、キャリアアグリゲーションで送信する隣接する2つの搬送波電力の和とする。

オ スペクトラムマスク

(7) 基地局

送信周波帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る）から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差のオフセット周波数（ $\Delta f$ ）に対して、5 MHzシステム、10MHzシステム、15MHzシステム、20MHzシステムいずれの場合も、次の表に示す許容値以下であること。ただし、基地局が使用する周波数帯の端から10MHz未満の周波数範囲に限り適用する。空間多重方式を用いる基地局にあっては各空中線端子で測定した不要発射の強度が次の表に示す許容値以下であること。また、一の送信装置において同一周波数帯で複数の搬送波を送信する場合にあっては、複数の搬送波を同時に送信した場合においても、最も下側の搬送波の下側及び最も上側の搬送波の上側において、本規定を満足すること。

表4. 2. 3-10 スペクトラムマスク（基地局）

オフセット周波数  $\Delta f$   (MHz)	許容値	参照帯域幅
0.05MHz以上5.05MHz未満	-5.2dBm-7/5 × ( $\Delta f$ -0.05) dB	100kHz
5.05MHz以上10.05MHz未満	-12.2dBm	100kHz
10.5MHz以上	-13dBm	1 MHz

(4) 移動局

送信周波帯域の端不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る）から不要発射の強度の測定帯域の最寄の端までのオフセット周波数（ $\Delta f$ ）に対して、システム毎に次の表に示す許容値以下であること。

表4. 2. 3-11 スペクトラムマスク（移動局）

オフセット周波数  $\Delta f$	システム毎の許容値 (dBm)				参照帯域幅
	5 MHz	10 MHz	15 MHz	20 MHz	
0 MHz以上 1 MHz未満	-13.2	-16.2	-18.2	-19.2	30 kHz
1 MHz以上2.5MHz未満	-8.2	-8.2	-8.2	-8.2	1 MHz
2.5MHz以上 5 MHz未満	-8.2	-8.2	-8.2	-8.2	1 MHz
5 MHz以上 6 MHz未満	-11.2	-11.2	-11.2	-11.2	1 MHz
6 MHz以上10MHz未満	-23.2	-11.2	-11.2	-11.2	1 MHz
10MHz以上15MHz未満		-23.2	-11.2	-11.2	1 MHz
15MHz以上20MHz未満			-23.2	-11.2	1 MHz
20MHz以上25MHz未満				-23.2	1 MHz

搬送波が隣接するキャリアアグリゲーションで送信する場合、次の表に示す許容値以下であること。



表4. 2. 3-12 スペクトラムマスク（移動局）キャリアアグリゲーション

オフセット周波数  $\Delta f$	システム毎の許容値 (dBm)						参照帯域幅
	5 MHz + 5 MHz	5 MHz +10MHz	5 MHz +15MHz	10MHz +10MHz	10MHz +15MHz	5 MHz +20MHz	
0MHz 以上 1 MHz 未満	-16.1	-18.1	-19.1	-19.1	-21.1	-21.1	30kHz
1 MHz 以上 5 MHz 未満	-8.2	-8.2	-8.2	-8.2	-8.2	-8.2	1 MHz
5 MHz 以上 9.8MHz 未満	-11.2	-11.2	-11.2	-11.2	-11.2	-11.2	1 MHz
9.8MHz 以上 14.8MHz 未満	-23.2	-11.2	-11.2	-11.2	-11.2	-11.2	1 MHz
14.8MHz 以上 14.95MHz 未満		-11.2	-11.2	-11.2	-11.2	-11.2	1 MHz
14.95MHz 以上 19.8MHz 未満		-23.2	-11.2	-11.2	-11.2	-11.2	1 MHz
19.8MHz 以上 19.9MHz 未満		-23.2	-23.2	-11.2	-11.2	-11.2	1 MHz
19.9MHz 以上 19.95MHz 未満		-23.2	-23.2	-23.2	-11.2	-11.2	1 MHz
19.95MHz 以上 24.75MHz 未満			-23.2	-23.2	-11.2	-11.2	1 MHz
24.75MHz 以上 24.8MHz 未満			-23.2	-23.2	-23.2	-11.2	1 MHz
24.8MHz 以上 24.9MHz 未満				-23.2	-23.2	-11.2	1 MHz
24.9MHz 以上 24.95MHz 未満					-23.2	-11.2	1 MHz
24.95MHz 以上 29.75MHz 未満					-23.2	-23.2	1 MHz
29.75MHz 以上 29.95MHz 未満						-23.2	1 MHz

オフセット周波数  $\Delta f$	システム毎の許容値 (dBm)				参照帯域幅
	10MHz +20MHz	15MHz +15MHz	15MHz +20MHz	20MHz +20MHz	
0 MHz 以上 1 MHz 未満	-20.7	-20.7	-21.7	-22.2	30kHz
1 MHz 以上 5 MHz 未満	-8.2	-8.2	-8.2	-8.2	1 MHz
5 MHz 以上 29.9MHz 未満	-11.2	-11.2	-11.2	-11.2	1 MHz
29.9MHz 以上 30MHz 未満	-23.2	-11.2	-11.2	-11.2	1 MHz
30MHz 以上 34.85MHz 未満	-23.2	-23.2	-11.2	-11.2	1 MHz
34.85MHz 以上 34.9MHz 未満	-23.2	-23.2	-23.2	-11.2	1 MHz
34.9MHz 以上 35MHz 未満		-23.2	-23.2	-11.2	1 MHz
35MHz 以上 39.8MHz 未満			-23.2	-11.2	1 MHz
39.8MHz 以上 39.85MHz 未満			-23.2	-23.2	1 MHz
39.85MHz 以上 44.8MHz 未満				-23.2	1 MHz

カ 占有周波数帯幅の許容値

(7) 基地局

99%帯域幅は、5 MHzシステムにあつては5 MHz以下、10MHzシステムにあつては

10MHz以下、15MHzシステムにあつては15MHz以下、20MHzシステムにあつては20MHz以下の値であること。

(イ) 移動局

99%帯域幅は、5MHzシステムにあつては5MHz以下、10MHzシステムにあつては10MHz以下、15MHzシステムにあつては15MHz以下、20MHzシステムにあつては20MHz以下の値であること。

キ 最大空中線電力及び空中線電力の許容偏差

(7) 基地局

空中線電力の許容偏差は、定格空中線電力の $\pm 3.0$ dB以内であること。

(イ) 移動局

定格空中線電力の最大値は、23dBmであること。

定格空中線電力の最大値は、空間多重方式（送信機、受信機で複数の空中線を用い、無線信号の伝送路を空間的に多重する方式。以下同じ。）で送信する場合は各空中線端子の空中線電力の合計値、キャリアアグリゲーションで送信する場合は各搬送波の空中線電力の合計値、空間多重方式とキャリアアグリゲーションを併用して送信する場合は各空中線端子及び各搬送波の空中線電力の合計値について、それぞれ23dBmであること。

空中線電力の許容偏差は定格空中線電力の $+3.0$ dB/ $-4.0$  dB以内であること。搬送波が隣接するキャリアアグリゲーションで送信する場合も同一の許容偏差以下とすること。

空間多重方式で送信する場合、空中線電力の許容偏差は、各空中線端子の空中線電力の合計値について、定格空中線電力の $+3.0$ dB/ $-5.0$ dB以内であること。

搬送波が隣接するキャリアアグリゲーションと空間多重方式を併用する場合も同一の許容偏差以下とすること。

異なる周波数帯のキャリアアグリゲーション（基地局波）の受信に対応した移動局については、受信周波数帯に対応する周波数帯域のみ、上記の各許容偏差の下限より、さらに0.8dBだけ低い値とする。

ク 空中線絶対利得の許容値

(7) 基地局

規定しない。

(イ) 移動局

空中線絶対利得は3dBi以下とすること。

ケ 送信オフ時電力

(7) 基地局

規定しない。

(イ) 移動局

送信を停止した時、送信機出力雑音電力スペクトル密度の許容値は、送信帯域の周波数で、移動局空中線端子において、以下の許容値以下であること。

表 4. 2. 3-13 送信オフ時電力

	各システム毎の許容値			
	5MHz システム	10MHz システム	15MHz システム	20MHz システム
送信オフ時電力	-48.2dBm	-48.2dBm	-48.2dBm	-48.2dBm
参照帯域幅	4.5MHz	9MHz	13.5MHz	18MHz

コ 送信相互変調特性

送信波に対して異なる周波数の妨害波が、送信機出力段に入力された時に発生する相互変調電力レベルと送信波電力レベルの比に相当するものであるが、主要な特性は、送信増幅器の飽和点からのバックオフを規定するピーク電力対平均電力比によって決定される。

(ア) 基地局

加える妨害波のレベルは送信波より30dB低いレベルとする。また、妨害波は変調波（5MHz幅）とし、搬送波の送信周波帯域の上端又は下端から変調妨害波の中心周波数までの周波数差を±2.5MHz、±7.5MHz、±12.5MHz離調とする。

許容値は、隣接チャネル漏えい電力の許容値、スペクトラムマスクの許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値とすること。

一の送信装置において同一周波数帯で複数の搬送波を送信する場合にあっては、複数の搬送波を同時に送信する条件で、最も下側の搬送波の送信周波帯域の下端からの周波数離調又は最も上側の搬送波の送信周波帯域の上端からの周波数離調の妨害波を配置し、上記許容値を満足すること。

(イ) 移動局

以下の条件とする。

表 4. 2. 3-14 送信相互変調特性

	5MHz システム	10MHz システム	15MHz システム	20MHz システム
妨害波	無変調妨害波とし、送信波より40dB低いレベル			
妨害波の離調周波数及び送信相互変調特性の許容値	±5MHzにおいて-29dBc以下	±10MHzにおいて-29dBc以下	±15MHzにおいて-29dBc以下	±20MHzにおいて-29dBc以下
	±10MHzにおいて-35dBc以下	±20MHzにおいて-35dBc以下	±30MHzにおいて-35dBc以下	±40MHzにおいて-35dBc以下
参照帯域幅	4.5MHz	9MHz	13.5MHz	18MHz

(2) 受信装置

マルチパスのない受信レベルの安定した条件下（静特性下）において、以下の技術的条件を満たすこと。

キャリアアグリゲーションを行なう場合、各受信搬送波において技術的条件を満たすこと。

ア 受信感度

受信感度は、規定の通信チャネル信号（QPSK、符号化率 1/3）を最大値の 95%以上スのループットで受信するために必要な空中線端子で測定した最小受信電力であり静特性下において以下に示す値（基準感度）であること。

(7) 基地局

静特性下において、最大空中線電力毎に次の表の値以下の値であること。

表 4. 2. 3-15 受信感度（基地局）

最大空中線電力	基準感度 (dBm)		
	38dBmを超える基地局	24dBmを超え、38dBm以下の基地局	24dBm以下の基地局
周波数帯域			
3.5GHz帯 (3.4GHz-3.6GHz)	-100.5	-95.5	-92.5

(イ) 移動局

静特性下において、チャンネル帯域幅毎に次の表の値以下であること。

表 4. 2. 3-16 受信感度（移動局）基本

周波数帯域	システム毎の基準感度 (dBm)			
	5 MHz システム	10 MHz システム	15 MHz システム	20 MHz システム
3.5GHz帯 (3.4GHz-3.6GHz)	-98.0	-95.0	-93.2	-92.0

搬送波が隣接するキャリアアグリゲーションの場合、静特性下において2つの搬送波で受信している条件とし、受信搬送波毎に上記の表の基準感度以下の値であること。

異なる周波数帯のキャリアアグリゲーションの受信に対応した移動局については、静特性下において2つの搬送波を受信している条件で、受信周波数帯の受信感度は、上記の表の値からさらに0.5dBだけ高い値であること。

イ ブロッキング

ブロッキングは、1つの変調妨害波存在下で希望信号を受信する受信機能力の尺度であり、以下の条件下で希望波と変調妨害波を加えた時、規定の通信チャネル信号（QPSK、符号化率 1/3）を最大値の 95%以上のスループットで受信できること。

(7) 基地局

最大空中線電力が38dBmを超える基地局においては、静特性下において以下の条件とする。

表 4. 2. 3-17 ブロッキング（基地局）38dBm超

	5 MHz システム	10MHz システム	15MHz システム	20MHz システム
希望波の受信電力	基準感度+6 dB	基準感度+6 dB	基準感度+6 dB	基準感度+6 dB
変調妨害波の離調周波数	10MHz	12.5MHz	15MHz	17.5MHz
変調妨害波の電力	-43dBm	-43dBm	-43dBm	-43dBm
変調妨害波の周波数幅	5 MHz	5 MHz	5 MHz	5 MHz

最大空中線電力が24dBmを超え38dBm以下の基地局においては、静特性下において以下の条件とする。

表 4. 2. 3-18 ブロッキング（基地局）24dBm超38dBm以下

	5 MHz システム	10MHz システム	15MHz システム	20MHz システム
希望波の受信電力	基準感度+6 dB	基準感度+6 dB	基準感度+6 dB	基準感度+6 dB
変調妨害波の離調周波数	10MHz	12.5MHz	15MHz	17.5MHz
変調妨害波の電力	-38dBm	-38dBm	-38dBm	-38dBm
変調妨害波の周波数幅	5 MHz	5 MHz	5 MHz	5 MHz

最大空中線電力が20dBmを超え24dBm以下の基地局においては、静特性下において以下の条件とする。

表 4. 2. 3-19 ブロッキング（基地局）20dBm超24dBm以下

	5 MHz システム	10MHz システム	15MHz システム	20MHz システム
希望波の受信電力	基準感度+6 dB	基準感度+6 dB	基準感度+6 dB	基準感度+6 dB
変調妨害波の離調周波数	10MHz	12.5MHz	15MHz	17.5MHz
変調妨害波の電力	-35dBm	-35dBm	-35dBm	-35dBm
変調妨害波の周波数幅	5 MHz	5 MHz	5 MHz	5 MHz

数幅				
----	--	--	--	--

また、最大空中線電力が20dBm以下の基地局においては、静特性下において以下の条件とする。

表4. 2. 3-20 ブロッキング（基地局）20dBm以下

	5MHz システム	10MHz システム	15MHz システム	20MHz システム
希望波の受信電力	基準感度+14dB	基準感度+14dB	基準感度+14dB	基準感度+14dB
変調妨害波の離調周波数	10MHz	12.5MHz	15MHz	17.5MHz
変調妨害波の電力	-27dBm	-27dBm	-27dBm	-27dBm
変調妨害波の周波数幅	5MHz	5MHz	5MHz	5MHz

(イ) 移動局

静特性下において、以下の条件とする。

表4. 2. 3-21 ブロッキング（移動局）基本

	5MHz システム	10MHz システム	15MHz システム	20MHz システム
希望波の受信電力	基準感度+6dB	基準感度+6dB	基準感度+7dB	基準感度+9dB
第1変調妨害波の離調周波数	10MHz	12.5MHz	15MHz	17.5MHz
第1変調妨害波の電力	-56dBm	-56dBm	-56dBm	-56dBm
第1変調妨害波の周波数幅	5MHz	5MHz	5MHz	5MHz
第2変調妨害波の離調周波数	15MHz以上	17.5MHz以上	20MHz以上	22.5MHz以上
第2変調妨害波の電力	-44dBm	-44dBm	-44dBm	-44dBm
第2変調妨害波の周波数幅	5MHz	5MHz	5MHz	5MHz

異なる周波数帯のキャリアアグリゲーションの場合、静特性下で2つの搬送波で受信している条件とし、各周波数帯における受信搬送波毎に上記の表の条件とする。

搬送波が隣接するキャリアアグリゲーションの場合、静特性下において2つの搬送波で受信している条件とし、受信搬送波毎に以下の条件とする。

表4. 2. 3-22 ブロッキング（移動局）キャリアアグリゲーション1

	5 MHz+5 MHz システム	5 MHz+10MHz システム
受信キャリア毎の希望波の受信電力	基準感度+12dB	
第1変調妨害波の離調周波数	12.5MHz	15.0MHz
第1変調妨害波の電力	-56dBm	-56dBm
第1変調妨害波の周波数幅	5 MHz	5 MHz
第2変調妨害波の離調周波数	17.5MHz	20MHz
第2変調妨害波の電力	-44dBm	-44dBm
第2変調妨害波の周波数幅	5 MHz	5 MHz

表4. 2. 3-23 ブロッキング（移動局）キャリアアグリゲーション2

	5 MHz+15MHz 10MHz+10MHz システム	5 MHz+20MHz 10MHz+15MHz システム	10MHz+20MHz 15MHz+15MHz システム	15MHz+20MHz システム	20MHz+20MHz システム
受信キャリア毎の希望波の受信電力	基準感度+12dB				
第1変調妨害波の離調周波数	17.5MHz	20.0MHz	22.5MHz	25.0MHz	27.5MHz
第1変調妨害波の電力	-56dBm	-56dBm	-56dBm	-56dBm	-56dBm
第1変調妨害波の周波数幅	5 MHz	5 MHz	5 MHz	5 MHz	5 MHz
第2変調妨害波の離調周波数	22.5MHz	25MHz	27.5MHz	30.0MHz	32.5MHz
第2変調妨害波の電力	-44dBm	-44dBm	-44dBm	-44dBm	-44dBm

第2変調妨害波の周波数幅	5 MHz	5 MHz	5 MHz	5 MHz	5 MHz
--------------	-------	-------	-------	-------	-------

#### ウ 隣接チャネル選択度

隣接チャネル選択度は、隣接する搬送波に配置された変調妨害波の存在下で希望信号を受信する受信機能力の尺度である。

##### (7) 基地局

静特性下において、最大空中線電力が38dBmを超える基地局について、希望受信電力は基準感度+6dB、5MHzシステムでは5MHz、10MHzシステムでは7.5MHz、15MHzシステムでは10MHz、20MHzシステムでは12.5MHz離れた変調妨害波（5MHz幅）は-52dBmの条件において、規定の通信チャネル信号（QPSK、符号化率1/3）を最大値の95%以上のスループットで受信できること。なお、最大空中線電力が24dBmを超え、38dBm以下の基地局については希望受信電力は基準感度+6dB、変調妨害波は-47dBmであること。また、最大空中線電力が20dBmを超え、24dBm以下の基地局については希望受信電力は基準感度+6dB、変調妨害波は-44dBmであること。また、最大空中線電力が20dBm以下の基地局について、希望受信電力は基準感度+22dB、変調妨害波は-28dBmであること。

##### (イ) 移動局

静特性下において、希望受信電力は基準感度+14dB、5MHzシステムでは5MHz離れた変調妨害波（5MHz幅）は基準感度+45.5dB、10MHzシステムでは7.5MHz離れた変調妨害波（5MHz幅）は基準感度+45.5dB、15MHzシステムでは10MHz離れた変調妨害波（5MHz幅）は基準感度+42.5dB、20MHzシステムでは12.5MHz離れた変調妨害波（5MHz幅）は基準感度+39.5dBの条件において、規定の通信チャネル信号（QPSK、符号化率1/3）を最大値の95%以上のスループットで受信できること。

異なる周波数帯のキャリアアグリゲーション場合、静特性下で2つの搬送波で受信している条件で、各周波数帯における受信搬送波毎に上記の規定を満たすこと。

搬送波が隣接するキャリアアグリゲーションの場合、静特性下で2つの搬送波で受信している条件において、希望受信電力は受信搬送波毎に基準感度+14dB、5MHz+5MHzシステムでは7.5MHz離れた変調妨害波（5MHz幅）は合計受信電力+22.5dB、5MHz+10MHzシステムでは10MHz離れた変調妨害波（5MHz幅）は合計受信電力+22.5dB、5MHz+15MHzシステム及び10MHz+10MHzシステムでは12.5MHz離れた変調妨害波（5MHz幅）は合計受信電力+22.5dB、5MHz+20MHzシステム及び10MHz+15MHzシステムでは15MHz離れた変調妨害波（5MHz幅）は合計受信電力+22.5dB、10MHz+20MHzシステム及び15MHz+15MHzシステムでは17.5MHz離れた変調妨害波（5MHz幅）は合計受信電力+22.5dB、15MHz+20MHzシステムでは20MHz離れた変調妨害波（5MHz幅）は合計受信電力+22.5dB、20MHz+20MHzシステムでは22.5MHz離れた変調妨害波（5MHz幅）は合計受信電力+22.5dBにおいて、規定の通信チャネル信号（QPSK、符号化率1/3）を最大値の95%以上のスループットで受信できること。



## エ 相互変調特性

3次相互変調の関係にある電力が等しい2つの無変調妨害波又は一方が変調された妨害波の存在下で希望信号を受信する受信機能力の尺度であり、次の条件下で希望波と3次相互変調を生ずる関係にある無変調波と変調波の2つの妨害波を加えた時、規定の通信チャネル信号(QPSK、符号化率1/3)を最大値の95%以上のスループットで受信できること。

### (7) 基地局

静特性下において、最大空中線電力が38dBmを超える基地局については希望波の受信電力は基準感度+6dB、5MHzシステムは10MHz離れた無変調妨害波1と20MHz離れた変調妨害波2(5MHz幅)、10MHzシステムは12.5MHz離れた無変調妨害波1と22.7MHz離れた変調妨害波2(5MHz幅)、15MHzシステムは15MHz離れた無変調妨害波1と25.5MHz離れた変調妨害波2(5MHz幅)、20MHzシステムは17.5MHz離れた無変調妨害波1と28.2MHz離れた変調妨害波2(5MHz幅)はともに-52dBmとする。

最大空中線電力が24dBmを超え、38dBm以下の基地局については希望波の受信電力は基準感度+6dB、5MHzシステムは10MHz離れた無変調妨害波1と20MHz離れた変調妨害波2(5MHz幅)、10MHzシステムは12.5MHz離れた無変調妨害波1と22.7MHz離れた変調妨害波2(5MHz幅)、15MHzシステムは15MHz離れた無変調妨害波1と25.5MHz離れた変調妨害波2(5MHz幅)、20MHzシステムは17.5MHz離れた無変調妨害波1と28.2MHz離れた変調妨害波2(5MHz幅)はともに-47dBmとする。

最大空中線電力が20dBmを超え、24dBm以下の基地局については希望波の受信電力は基準感度+6dB、5MHzシステムは10MHz離れた無変調妨害波1と20MHz離れた変調妨害波2(5MHz幅)、10MHzシステムは12.5MHz離れた無変調妨害波1と22.7MHz離れた変調妨害波2(5MHz幅)、15MHzシステムは15MHz離れた無変調妨害波1と25.5MHz離れた変調妨害波2(5MHz幅)、20MHzシステムは17.5MHz離れた無変調妨害波1と28.2MHz離れた変調妨害波2(5MHz幅)はともに-44dBmとする。

最大空中線電力が20dBm以下の基地局については希望波の受信電力は基準感度+14dB、5MHzシステムは10MHz離れた無変調妨害波1と20MHz離れた変調妨害波2(5MHz幅)、10MHzシステムは12.5MHz離れた無変調妨害波1と22.7MHz離れた変調妨害波2(5MHz幅)、15MHzシステムは15MHz離れた無変調妨害波1と25.5MHz離れた変調妨害波2(5MHz幅)、20MHzシステムは17.5MHz離れた無変調妨害波1と28.2MHz離れた変調妨害波2(5MHz幅)はともに-36dBmとする。

### (4) 移動局

静特性下において、希望波の受信電力は5MHzシステム及び10MHzシステムでは基準感度+6dB、15MHzシステムでは基準感度+7dB、20MHzシステムでは基準感度+9dBとし、5MHzシステムは10MHz離れた無変調妨害波1と20MHz離れた変調妨害波2(5MHz幅)、10MHzシステムは12.5MHz離れた無変調妨害波1と25MHz離れた変調妨害波2(5MHz幅)、15MHzシステムは15MHz離れた無変調妨害波1と30MHz離れた変調妨害波2(5MHz幅)、20MHzシステムは17.5MHz離れた無変調妨害波1と35MHz離れた変調妨害波2(5MHz幅)はともに-46dBmとする。

搬送波が隣接するキャリアアグリゲーションの場合、静特性下で2つの搬送波で受信している条件において、各受信搬送波に対して、受信周波数帯における希望波の受信電力は基準感度+12dBとし、5MHz+5MHzシステムは12.5MHz離れた無変調妨害波1と25MHz離れた変調妨害波2（5MHz幅）、5MHz+10MHzシステムでは15MHz離れた無変調妨害波1と30MHz離れた変調妨害波2（5MHz幅）、5MHz+15MHzシステム及び10MHz+10MHzシステムは17.5MHz離れた無変調妨害波1と35MHz離れた変調妨害波2（5MHz幅）、5MHz+20MHzシステム及び10MHz+15MHzシステムは20MHz離れた無変調妨害波1と40MHz離れた変調妨害波2（5MHz幅）、10MHz+20MHzシステム及び15MHz+15MHzシステムは22.5MHz離れた無変調妨害波1と45MHz離れた変調妨害波2（5MHz幅）、15MHz+20MHzシステムは25MHz離れた無変調妨害波1と50MHz離れた変調妨害波2（5MHz幅）、20MHz+20MHzシステムは27.5MHz離れた無変調妨害波1と55MHz離れた変調妨害波2（5MHz幅）はともに-46dBmとする。

オ 副次的に発する電波等の限度

受信状態で、空中線端子から発射される電波の限度とする。

(7) 基地局

次の表に示す値以下であること。

表4. 2. 3-24 副次的に発する電波等の限度（基地局）基本

周波数範囲	許容値	参照帯域幅
30MHz以上1,000MHz未満	-57dBm	100kHz
1,000MHz以上3,390MHz未満、3,610MHz以上上りの上端の周波数の5倍未満	-47dBm	1MHz

(イ) 移動局

30MHz以上1000MHz未満では-57dBm/100kHz以下、1000MHz以上下りの上端の周波数の5倍未満では-47dBm/MHz以下であること。

4. 2. 4 測定法

LTE-Advanced方式の測定法については、国内で適用されているLTEの測定法に準ずることが適当である。基地局送信、移動局受信については、複数の送受空中線を有する無線設備にあっては、アダプティブアレーアンテナを用いる場合は各空中線端子で測定した値を加算（技術的条件が電力の絶対値で定められるもの。）した値により、空間多重方式を用いる場合は空中線端子毎に測定した値による。移動局送信、基地局受信については、複数の送受空中線を有し空間多重方式を用いる無線設備にあっては、最大空中線電力及び空中線電力の許容偏差は各空中線端子で測定した値を加算した値により、それ以外は空中線端子毎に測定した値による。

(1) 送信装置

ア 周波数の許容偏差

(7) 基地局

被試験器の基地局を変調波が送信されるように設定し、波形解析器等を使用し、周波数偏差を測定する。

被試験器が、無変調の状態にできる場合は周波数計を用いて測定することができる。

(4) 移動局

被試験器の移動局を基地局シミュレータと接続し、波形解析器等を使用し周波数偏差を測定する。

イ スプリアス領域における不要発射の強度

(7) 基地局

被試験器の基地局を定格出力で送信するよう設定し、空中線端子に接続されたスペクトルアナライザにより、分解能帯域幅を技術的条件により定められた参照帯域幅とし、規定される周波数範囲毎にスプリアス領域における不要発射の強度を測定する。

分解能帯域幅を技術的条件により定められた参照帯域幅に設定できない場合は、分解能帯域幅を参照帯域幅より狭い値として測定し、定められた参照帯域幅内に渡って積分した値を求める。

また、搬送波近傍等において分解能帯域幅を参照帯域幅にすると搬送波等の影響を受ける場合は、分解能帯域幅を参照帯域幅より狭い値として測定し参照帯域幅に換算する方法を用いることができる。

なお、被試験器の空中線端子からアンテナ放射部までにフィルタによる減衰領域がある場合には、測定結果を前記減衰量にて補正すること。

アダプティブアレーアンテナを用いる場合は、空中線電力の総和が最大となる状態にて測定すること。

(4) 移動局

被試験器の移動局と基地局シミュレータ及びスペクトルアナライザを分配器等により接続し、試験周波数に設定して最大出力で送信する。分解能帯域幅を技術的条件により定められた参照帯域幅とし、規定される周波数範囲毎にスプリアス領域における不要発射の強度を測定する。

分解能帯域幅を技術的条件により定められた参照帯域幅に設定できない場合は、分解能帯域幅を参照帯域幅より狭い値として測定し、定められた参照帯域幅内に渡って積分した値を求める。

また、搬送波近傍等において分解能帯域幅を参照帯域幅にすると搬送波等の影響を受ける場合は、分解能帯域幅を参照帯域幅より狭い値として測定し参照帯域幅に換算する方法を用いることができる。

ウ 隣接チャネル漏えい電力

(7) 基地局

被試験器の基地局を定格出力で送信するよう設定し、空中線端子に接続されたスペクトルアナライザにより、分解能帯域幅を技術的条件により定められた参照帯域幅とし、規定される周波数範囲毎に隣接チャネル漏えい電力を測定する。

分解能帯域幅を技術的条件により定められた参照帯域幅に設定できない場合は、分解能帯域幅を参照帯域幅より狭い値として測定し、定められた参照帯域幅内に渡って積分した値を求める。

(イ) 移動局

被試験器の移動局と基地局シミュレータ及びスペクトルアナライザを分配器等により接続し、試験周波数に設定して最大出力で送信する。分解能帯域幅を技術的条件により定められた参照帯域幅とし、規定される周波数範囲毎に隣接チャンネル漏えい電力を測定する。

分解能帯域幅を技術的条件により定められた参照帯域幅に設定できない場合は、分解能帯域幅を参照帯域幅より狭い値として測定し、定められた参照帯域幅内に渡って積分した値を求める。

エ スペクトラムマスク

(ア) 基地局

スプリアス領域における不要発射の強度の(ア)基地局と同じ測定方法とするが、技術的条件により定められた条件に適合するように測定又は換算する。

(イ) 移動局

スプリアス領域における不要発射の強度の(イ)移動局と同じ測定方法とするが、技術的条件により定められた条件に適合するように測定又は換算する。

オ 占有周波数帯幅

(ア) 基地局

被試験器の基地局を定格出力で送信するよう設定する。スペクトルアナライザを搬送波周波数に設定してその電力分布を測定し、全電力の0.5%となる上下の限界周波数点を求め、その差を占有周波数帯幅とする。

(イ) 移動局

被試験器の移動局と基地局シミュレータ及びスペクトルアナライザを分配器等により接続し、試験周波数に設定して最大出力で送信する。スペクトルアナライザを搬送波周波数に設定してその電力分布を測定し、全電力の0.5%となる上下の限界周波数点を求め、その差を占有周波数帯幅とする。

カ 空中線電力

(ア) 基地局

被試験器の基地局を定格出力で送信するよう設定し、電力計により空中線電力を測定する。

アダプティブアレーアンテナを用いる場合は、一の空中線電力を最大にした状態で空中線電力の総和が最大となる状態等で測定すること。

(イ) 移動局

被試験器の移動局と基地局シミュレータ及び電力計を分配器等により接続する。最大出力の状態を送信し、電力計により空中線電力を測定する。

キ 送信オフ時電力

(ア) 基地局

規定しない。

(イ) 移動局

被試験器の移動局を基地局シミュレータ及びスペクトルアナライザを分配器等により接続し、送信停止状態とする。分解能帯域幅を技術的条件により定められた参照帯域幅とし、漏えい電力を測定する。

分解能帯域幅を技術的条件により定められた参照帯域幅に設定できない場合は、分解能帯域幅を参照帯域幅より狭い値として測定し、定められた参照帯域幅内に渡って積分した値を求める。

ク 送信相互変調特性

(ア) 基地局

被試験器の基地局と不要波信号発生器及びスペクトルアナライザを分配器等により接続する。被試験器の基地局を定格出力で送信するよう設定し、不要波信号発生器の送信出力及び周波数を技術的条件に定められた値に設定する。スペクトルアナライザにより隣接チャンネル漏えい電力、スペクトラムマスク及びスプリアス領域における不要発射の強度と同じ方法で測定する。

(イ) 移動局

被試験器の移動局と不要波信号発生器及びスペクトルアナライザを分配器等により接続する。被試験器の移動局を定格出力で送信するよう設定し、不要波信号発生器の送信出力及び周波数を技術的条件に定められた値に設定する。スペクトルアナライザにより隣接チャンネル漏えい電力、スペクトラムマスク及びスプリアス領域における不要発射の強度と同じ方法で測定する。

(2) 受信装置

ア 受信感度

(ア) 基地局

被試験器の基地局と移動局シミュレータを接続し、技術的条件に定められた信号条件に設定する。移動局シミュレータからランダムデータを送信し、スループットを測定する。

(イ) 移動局

被試験器の移動局と基地局シミュレータを接続し、技術的条件に定められた信号条件に設定する。基地局シミュレータからランダムデータを送信し、スループットを測定する。

ットを測定する。

## イ ブロッキング

### (7) 基地局

被試験器の基地局と移動局シミュレータ及び変調信号発生器を接続し、技術的条件に定められた信号レベルに設定する。移動局シミュレータからランダムデータを送信し、変調信号発生器の周波数を掃引してスループットを測定する。

### (4) 移動局

被試験器の移動局と基地局シミュレータ及び変調信号発生器を接続し、技術的条件に定められた信号レベルに設定する。基地局シミュレータからランダムデータを送信し、変調信号発生器の周波数を掃引してスループットを測定する。

## ウ 隣接チャンネル選択度

### (7) 基地局

被試験器の基地局と移動局シミュレータ及び信号発生器を接続し、技術的条件に定められた信号レベルに設定する。信号発生器の周波数を隣接チャンネル周波数に設定してスループットを測定する。

### (4) 移動局

被試験器の移動局と基地局シミュレータ及び信号発生器を接続し、技術的条件に定められた信号レベルに設定する。信号発生器の周波数を隣接チャンネル周波数に設定してスループットを測定する。

## エ 相互変調特性

### (7) 基地局

被試験器の基地局と移動局シミュレータ及び2つの妨害波信号発生器を接続する。希望波及び妨害波を技術的条件により定められた信号レベル及び周波数に設定する。移動局シミュレータからランダムデータを送信し、スループットを測定する。

### (4) 移動局

被試験器の移動局と基地局シミュレータ及び2つの妨害波信号発生器を接続する。希望波及び妨害波を技術的条件により定められた信号レベル及び周波数に設定する。基地局シミュレータからランダムデータを送信し、スループットを測定する。

## オ 副次的に発する電波等の限度

### (7) 基地局

被試験器の基地局を受信状態（送信機無線出力停止）にし、受信機入力端子に

接続されたスペクトルアナライザにより、分解能帯域幅を技術的条件により定められた参照帯域幅とし、規定される周波数範囲毎に副次的に発する電波の限度を測定する。

分解能帯域幅を技術的条件により定められた参照帯域幅に設定できない場合は、分解能帯域幅を参照帯域幅より狭い値として測定し、定められた参照帯域幅内に渡って積分した値を求める。

なお、被試験器の空中線端子からアンテナ放射部までにフィルタによる減衰領域がある場合には、測定結果を前記減衰量にて補正すること。

#### (イ) 移動局

被試験器の移動局と基地局シミュレータ及びスペクトルアナライザを分配器等により接続し、試験周波数に設定して受信状態（送信機無線出力停止）にする。分解能帯域幅を技術的条件により定められた参照帯域幅とし、規定される周波数範囲毎に副次的に発する電波の限度を測定する。

分解能帯域幅を技術的条件により定められた参照帯域幅に設定できない場合は、分解能帯域幅を参照帯域幅より狭い値として測定し、定められた参照帯域幅内に渡って積分した値を求める。

#### (3) 運用中の設備における測定

運用中の無線局における設備の測定については、(1)及び(2)の測定法によるほか、(1)及び(2)の測定法と技術的に同等と認められる方法によることができる。

### 4. 2. 5 端末設備として移動局に求められる技術的な条件

情報通信審議会携帯電話等周波数有効利用方策委員会報告（平成20年12月11日）により示されたLTE方式の技術的な条件に準ずるものとする。

また、IP携帯電話端末に係る技術条件に関しては、情報通信審議会情報通信技術分科会IPネットワーク設備委員会報告（平成24年9月27日）により示されたIP携帯電話端末の技術的条件等に準ずるものとする。

### 4. 2. 6 その他

国内標準化団体等では、無線インターフェースの詳細仕様や高度化に向けた検討が引き続き行われていることから、今後、これらの国際的な動向等を踏まえつつ、技術的な検討が不要な事項について、国際的な整合性を早期に確保する観点から、適切かつ速やかに国際標準の内容を技術基準に反映していくことが望ましい。

#### 4. 3 陸上移動中継局(FDD)の技術的条件

##### 4. 3. 1 無線諸元

###### (1) 無線周波数帯、周波数間隔

無線周波数帯は、ITU-R において IMT 用周波数として特定された 3.5GHz 帯 (3.4GHz-3.6GHz)の周波数を使用すること。

###### (2) 中継方式

非再生中継方式又は再生中継方式であること。なお、本方式で対象となる RF 信号は、増幅する無線方式の信号とする。

###### (3) 伝送方式

増幅する無線方式による。

###### (4) 占有周波数帯幅、電波の型式

増幅する無線方式による。

##### 4. 3. 2 システム設計上の条件

###### (1) 電波防護指針への適合

電波を使用する機器については、電波法施行規則第 21 条の 3 に適合すること。

###### (2) 他システムとの共用

他の無線局及び電波法（昭和 25 年 5 月 2 日法律第 131 号）第 56 条に基づいて指定された受信設備に干渉の影響を与えないように、設置場所の選択、フィルタの追加等の必要な対策を講ずること。

##### 4. 3. 3 無線設備の技術的条件

###### (1) 送信装置

通常動作状態において、以下の技術的条件を満たすこと。

###### ア 周波数の許容偏差

###### (ア) 下り回線（移動局向け送信）

± (0.1ppm+12Hz) 以内であること。

###### (イ) 上り回線（基地局向け送信）

± (0.1ppm+15Hz) 以内であること。

###### イ 空中線電力の許容偏差

###### (ア) 下り回線（移動局向け送信）

空中線電力の許容値は、定格空中線電力の+3.0dB/-4.1dB以内であること。

###### (イ) 上り回線（基地局向け送信）

空中線電力の許容値は、定格空中線電力の+3.0dB/-6.3dB以内であること。



ウ 隣接チャネル漏えい電力

隣接チャネル漏えい電力の許容値は、以下に示す値であること。ただし、送信周波数帯域内については規定しない。

(7) 下り回線（移動局向け送信）

-44.2dBc/3.84MHz以下又は-7.2dBm/3.84MHz

（送信周波数帯域端から2.5MHz離れ及び7.5MHz離れ）

(イ) 上り回線（基地局向け送信）

-32.2dBc/3.84MHz又は-7.2dBm/3.84MHz以下

（送信周波数帯域端から2.5MHz離れ）

-35.2dBc/3.84MHz又は-24.2dBm/3.84MHz以下

（送信周波数帯域端から7.5MHz離れ）

エ スプリアス領域における不要発射の強度

スプリアス領域における不要発射の許容値は、以下の表に示す値であること。

なお、この値は送信周波数帯域端から10MHz以上の範囲に適用する。ただし、送信周波数帯域内については規定しない。

(7) 下り回線（移動局向け送信）

周波数範囲	許容値	参照帯域幅
9kHz以上150kHz未満	-13dBm	1kHz
150kHz以上30MHz未満	-13dBm	10kHz
30MHz以上1000MHz未満	-13dBm	100kHz
1000MHz以上12.75GHz未満	-13dBm	1MHz
12.75GHz以上下りの上端の周波数の5倍未満	-13dBm	1 MHz

(イ) 上り回線（基地局向け送信）

周波数範囲	許容値	参照帯域幅
9kHz以上150kHz未満	-36dBm	1kHz
150kHz以上30MHz未満	-36dBm	10kHz
30MHz以上1000MHz未満	-36dBm	100kHz
1000MHz以上12.75GHz未満	-30dBm	1MHz
12.75GHz以上上りの上端の周波数の5倍未満	-30dBm	1 MHz

(2) 受信装置

副次的に発する電波等の限度

受信状態で、空中線端子から発射される電波の限度とする。

30MHz以上1000MHz未満では-57dBm/100kHz以下、1000MHz以上下りの上端の周波数の5倍未満では-47dBm/MHz以下であること。

4. 3. 4 測定法

(1) 送信装置

入力試験信号については、特に指定する場合を除き中継を行う携帯無線通信等の標準的な変調をかけた信号（連続波）全てとする。なお、測定結果が最悪となる入力試験信号を用いる場合は、それ以外の入力試験信号による測定を省略することができる。

ア 周波数の許容偏差

(7) 下り回線（移動局向け送信）

被試験器の陸上移動中継局を定格出力で送信するよう設定し、周波数計、波形解析器等を使用し、周波数偏差を測定する。

被試験器が、無変調の状態にできる場合は周波数計を用いて測定することができる。

(4) 上り回線（基地局向け送信）

被試験器の陸上移動中継局を定格出力で送信するよう設定し、周波数計、波形解析器等を使用し、周波数偏差を測定する。

被試験器が、無変調の状態にできる場合は周波数計を用いて測定することができる。

イ 隣接チャネル漏えい電力

(7) 下り回線（移動局向け送信）

被試験器の陸上移動中継局を定格出力で送信するよう設定し、スペクトルアナライザにより隣接チャネル漏えい電力を測定する。

(4) 上り回線（基地局向け送信）

被試験器の陸上移動中継局を定格出力で送信するよう設定し、スペクトルアナライザにより隣接チャネル漏えい電力を測定する。

ウ スプリアス領域における不要発射の強度

(7) 下り回線（移動局向け送信）

被試験器の陸上移動中継局を定格出力で送信するよう設定し、無線出力端子に接続されたスペクトルアナライザにより、分解能帯域幅を技術的条件により定められた参照帯域幅とし、規定される周波数範囲毎にスプリアス領域における不要発射の強度を測定する。

分解能帯域幅を技術的条件により定められた参照帯域幅に設定できない場合は、分解能帯域幅を参照帯域幅より狭い値として測定し、定められた参照帯域幅内に渡って積分した値を求める。

また、搬送波近傍等において分解能帯域幅を参照帯域幅にすると搬送波等の影響を受ける場合は、分解能帯域幅を参照帯域幅より狭い値として測定し参照帯域幅に換算する方法を用いることができる。

(4) 上り回線（基地局向け送信）

被試験器の陸上移動中継局を定格出力で送信するよう設定し、無線出力端子に接続されたスペクトルアナライザにより、分解能帯域幅を技術的条件により定められた参照帯域幅とし、規定される周波数範囲毎にスプリアス領域における不要発射の強度を測定する。

分解能帯域幅を技術的条件により定められた参照帯域幅に設定できない場合は、分解能帯域幅を参照帯域幅より狭い値として測定し、定められた参照帯域幅内に渡って積分した値を求める。

また、搬送波近傍等において分解能帯域幅を参照帯域幅にすると搬送波等の影響を受ける場合は、分解能帯域幅を参照帯域幅より狭い値として測定し参照帯域幅に換算する方法を用いることができる。

## エ 占有周波数帯幅

### (7) 下り回線（移動局向け送信）

被試験器の陸上移動中継局を定格出力で送信するよう設定する。スペクトルアナライザを搬送波周波数に設定してその電力分布を測定し、全電力の0.5%となる上下の限界周波数点を求め、その差を占有周波数帯幅とする。

### (1) 上り回線（基地局向け送信）

被試験器の陸上移動中継局を定格出力で送信するよう設定する。スペクトルアナライザを搬送波周波数に設定してその電力分布を測定し、全電力の0.5%となる上下の限界周波数点を求め、その差を占有周波数帯幅とする。

## オ 空中線電力

### (7) 下り回線（移動局向け送信）

被試験器の陸上移動中継局を定格出力で送信するよう設定し、電力計により送信電力を測定する。

### (1) 上り回線（基地局向け送信）

被試験器の陸上移動中継局を定格出力で送信するよう設定し、電力計により送信電力を測定する。

## (2) 受信装置

副次的に発する電波等の限度

### ア 下り回線（移動局向け送信）

被試験器の陸上移動中継局を受信状態（送信出力停止）にし、受信器入力端子に接続されたスペクトルアナライザにより、分解能帯域幅を技術的条件により定められた参照帯域幅とし、規定される周波数範囲毎に副次的に発する電波の限度を測定する。

分解能帯域幅を技術的条件により定められた参照帯域幅に設定できない場合は、分解能帯域幅を参照帯域幅より狭い値として測定し、定められた参照帯域幅内に渡って積分した値とする。

### イ 上り回線（基地局向け送信）

被試験器の陸上移動中継局を受信状態（送信出力停止）にし、受信器入力端子に接続されたスペクトルアナライザにより、分解能帯域幅を技術的条件により定められた参照帯域幅とし、規定される周波数範囲毎に副次的に発する電波の限度を測定する。

分解能帯域幅を技術的条件により定められた参照帯域幅に設定できない場合は、分解能帯域幅を参照帯域幅より狭い値として測定し、定められた参照帯域幅内に渡って積分した値とする。

(3) 運用中の設備における測定

運用中の無線局における設備の測定については、(1)及び(2)の測定法によるほか、(1)及び(2)の測定法と技術的に同等と認められる方法によることができる。

#### 4. 4 小電力レピータ (FDD) の技術的条件

##### 4. 4. 1 無線諸元

(1) 無線周波数帯、周波数間隔

無線周波数帯は、ITU-R において IMT 用周波数として特定された 3.5GHz 帯 (3.4GHz-3.6GHz) の周波数を使用すること。

(2) 中継方式

非再生中継方式又は再生中継方式であること。なお、本方式で対象となる RF 信号は、増幅する無線方式の信号とする。

(3) 伝送方式

増幅する無線方式による。

(4) 空中線電力、空中線利得

下り回線 (移動局向け送信)、上り回線 (基地局向け送信) の空中線電力、空中線利得は、表に示すとおりとする。

表 4. 4. 1-1 空中線電力の最大値

	空中線電力	空中線利得
下り回線	24.0dBm (250mW) 注	0dBi 以下注
上り回線	16.0dBm (40mW)	9dBi 以下

注：下り回線において、等価等方輻射電力が絶対利得0dBの空中線に250mWの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

なお、空中線利得には給電線損失は含まないものとする。

(5) 占有周波数帯幅、電波の型式

増幅する無線方式による。

##### 4. 4. 2 システム設計上の条件

(1) 最大収容可能局数

1基地局 (= 1セル) 当りの本レピータの最大収容可能局数は 50 局を目安とする。

(2) 電波防護指針への適合

電波を使用する機器については、電波法施行規則第 21 条の 3 に適合すること。

(3) 他システムとの共用

他の無線局及び電波法 (昭和 25 年 5 月 2 日法律第 131 号) 第 56 条に基づいて指定された受信設備に干渉の影響を与えないように、設置場所の選択等の必要な対策を講ずること。

#### 4. 4. 3 無線設備の技術的条件

##### (1) 送信装置

通常の動作状態において、以下の技術的条件を満たすこと。

##### ア 周波数の許容偏差

###### (7) 下り回線（移動局向け送信）

± (0.1ppm+12Hz) 以内であること。

###### (4) 上り回線（基地局向け送信）

± (0.1ppm+15Hz) 以内であること。

##### イ 空中線電力の許容偏差

###### (7) 下り回線（移動局向け送信）

空中線電力の許容値は、定格空中線電力の+3.0dB/-4.1dB以内であること。

###### (4) 上り回線（基地局向け送信）

空中線電力の許容値は、定格空中線電力の+3.0dB/-6.3dB以内であること。

##### ウ 隣接チャネル漏えい電力

隣接チャネル漏えい電力の許容値は、以下に示す値であること。ただし、送信周波数帯域内については規定しない。

###### (7) 下り回線（移動局向け送信）

-13dBm/MHz（送信周波数帯域端から2.5MHz離れ及び7.5MHz離れ）

###### (4) 上り回線（基地局向け送信）

-32.2dBc/3.84MHz又は-13dBm/MHz以下（送信周波数帯域端から2.5MHz離れ）

-35.2dBc/3.84MHz又は-30dBm/MHz以下（送信周波数帯域端から7.5MHz離れ）

##### エ スプリアス領域における不要発射の強度

スプリアス領域における不要発射の許容値は、以下の表に示す値であること。

なお、この値は送信周波数帯域端から10MHz以上の範囲に適用する。ただし、送信周波数帯域内については規定しない。

###### (7) 下り回線（移動局向け送信）

周波数範囲	許容値	参照帯域幅
9kHz以上150kHz未満	-13dBm	1kHz
150kHz以上30MHz未満	-13dBm	10kHz
30MHz以上1000MHz未満	-13dBm	100kHz
1000MHz以上12.75GHz未満	-13dBm	1MHz
12.75GHz以上下りの上端の周波数の5倍未満	-13dBm	1MHz

(イ) 上り回線（基地局向け送信）

周波数範囲	許容値	参照帯域幅
9kHz以上150kHz未満	-36dBm	1kHz
150kHz以上30MHz未満	-36dBm	10kHz
30MHz以上1000MHz未満	-36dBm	100kHz
1000MHz以上12.75GHz未満	-30dBm	1MHz
12.75GHz以上上りの上端の周波数の5倍未満	-30dBm	1MHz

オ 帯域外利得（非再生中継方式のみ適用）

次の条件を全て満たすこと。

- ・送信周波数帯域端から5MHz離れた周波数において利得35dB以下であること。
- ・送信周波数帯域端から10MHz離れた周波数において利得20dB以下であること。
- ・送信周波数帯域端から40MHz離れた周波数において利得0dB以下であること。

(2) 受信装置

副次的に発する電波等の限度

受信状態で、空中線端子から発射される電波の限度とする。

30MHz以上1000MHz未満では-57dBm/100kHz以下、1000MHz以上下りの上端の周波数の5倍未満では-47dBm/MHz以下であること。

(3) その他必要な機能

ア 包括して免許の申請を可能とするための機能

「通信の相手方である無線局からの電波を受けることによって自動的に選択される周波数の電波のみを発射する」こと。

イ その他、陸上移動局として必要な機能

(7) 周囲の他の無線局への干渉を防止するための機能

発振防止機能を有すること。

(イ) 将来の周波数再編等に対応するための機能

包括して免許の申請を可能とするための機能又は携帯電話端末からレピータを制御する機能を有すること。

4. 4. 4 測定法

(1) 送信装置

入力試験信号については、特に指定する場合を除き中継を行う携帯無線通信等の標準的な変調をかけた信号（連続波）全てとする。なお、測定結果が最悪となる入力試験信号を用いる場合は、それ以外を入力試験信号による測定を省略することができる。

ア 周波数の許容偏差

(7) 下り回線（移動局向け送信）

被試験器の小電力レピータを定格出力で送信するよう設定し、周波数計、波形解析器等を使用し、周波数偏差を測定する。

被試験器が、無変調の状態にできる場合は周波数計を用いて測定することができる。

(イ) 上り回線（基地局向け送信）

被試験器の小電力レピータを定格出力で送信するよう設定し、周波数計、波形解析器等を使用し、周波数偏差を測定する。

被試験器が、無変調の状態にできる場合は周波数計を用いて測定することができる。

イ 隣接チャネル漏えい電力

(7) 下り回線（移動局向け送信）

被試験器の小電力レピータを定格出力で送信するよう設定し、スペクトルアナライザにより隣接チャネル漏えい電力を測定する。

(イ) 上り回線（基地局向け送信）

被試験器の小電力レピータを定格出力で送信するよう設定し、スペクトルアナライザにより隣接チャネル漏えい電力を測定する。

ウ スプリアス領域における不要発射の強度

(7) 下り回線（移動局向け送信）

被試験器の小電力レピータを定格出力で送信するよう設定し、無線出力端子に接続されたスペクトルアナライザにより、分解能帯域幅を技術的条件により定められた参照帯域幅とし、規定される周波数範囲毎にスプリアス領域における不要発射の強度を測定する。

分解能帯域幅を技術的条件により定められた参照帯域幅に設定できない場合は、分解能帯域幅を参照帯域幅より狭い値として測定し、定められた参照帯域幅内に渡って積分した値を求める。

また、搬送波近傍等において分解能帯域幅を参照帯域幅にすると搬送波等の影響を受ける場合は、分解能帯域幅を参照帯域幅より狭い値として測定し参照帯域幅に換算する方法を用いることができる。

(イ) 上り回線（基地局向け送信）

被試験器の小電力レピータを定格出力で送信するよう設定し、無線出力端子に接続されたスペクトルアナライザにより、分解能帯域幅を技術的条件により定められた参照帯域幅とし、規定される周波数範囲毎にスプリアス領域における不要発射の強度を測定する。

分解能帯域幅を技術的条件により定められた参照帯域幅に設定できない場合は、分解能帯域幅を参照帯域幅より狭い値として測定し、定められた参照帯域幅内に渡って積分した値を求める。

また、搬送波近傍等において分解能帯域幅を参照帯域幅にすると搬送波等の影響を受ける場合は、分解能帯域幅を参照帯域幅より狭い値として測定し参照帯域幅に換算



する方法を用いることができる。

## エ 占有周波数帯幅

### (7) 下り回線（移動局向け送信）

被試験器の小電力レピータを定格出力で送信するよう設定する。スペクトルアナライザを搬送波周波数に設定してその電力分布を測定し、全電力の0.5%となる上下の限界周波数点を求め、その差を占有周波数帯幅とする。

### (4) 上り回線（基地局向け送信）

被試験器の小電力レピータを定格出力で送信するよう設定する。スペクトルアナライザを搬送波周波数に設定してその電力分布を測定し、全電力の0.5%となる上下の限界周波数点を求め、その差を占有周波数帯幅とする。

## オ 空中線電力

### (7) 下り回線（移動局向け送信）

被試験器の小電力レピータを定格出力で送信するよう設定し、電力計により送信電力を測定する。

### (4) 上り回線（基地局向け送信）

被試験器の小電力レピータを定格出力で送信するよう設定し、電力計により送信電力を測定する。

## カ 送信空中線の絶対利得

測定距離3m以上の電波暗室又は地面反射波を抑圧したオープンサイト若しくはそれらのテストサイトにおいて測定すること。測定用空中線は測定する周波数帯における送信空中線絶対利得として求める。この場合において、複数の空中線を用いる場合であって位相を調整して最大指向性を得る方式の場合は、合成した利得が最大になる状態で測定すること。

テストサイトの測定用空中線は、指向性のものを用いること。また、被測定対象機器の大きさが60cmを超える場合は、測定距離をその5倍以上として測定することが適当である。

なお、円偏波の空中線利得の測定においては直線偏波の測定用空中線を水平及び垂直にして測定した値の和とすること。ただし、最大放射方向の特定が困難な場合は直線偏波の空中線を水平又は垂直で測定した値に3dB加えることによって円偏波空中線の利得とすることが適当である。

## キ 帯域外利得

送信周波数帯域端から5MHz、10MHz、40MHz離れた周波数において無変調波にて測定する。

### (2) 受信装置

副次的に発する電波等の限度

ア 下り回線（移動局向け送信）

被試験器の小電力レピータを受信状態（送信出力停止）にし、受信器入力端子に接続されたスペクトルアナライザにより、分解能帯域幅を技術的条件により定められた参照帯域幅とし、規定される周波数範囲毎に副次的に発する電波の限度を測定する。

分解能帯域幅を技術的条件により定められた参照帯域幅に設定できない場合は、分解能帯域幅を参照帯域幅より狭い値として測定し、定められた参照帯域幅内に渡って積分した値とする。

イ 上り回線（基地局向け送信）

被試験器の小電力レピータを受信状態（送信出力停止）にし、受信器入力端子に接続されたスペクトルアナライザにより、分解能帯域幅を技術的条件により定められた参照帯域幅とし、規定される周波数範囲毎に副次的に発する電波の限度を測定する。

分解能帯域幅を技術的条件により定められた参照帯域幅に設定できない場合は、分解能帯域幅を参照帯域幅より狭い値として測定し、定められた参照帯域幅内に渡って積分した値とする。

(3) 包括して免許の申請を可能とするための機能の測定

以下のいずれかの方法にて測定する。

- ・受信した搬送波の事業者識別符号等を読み取ることで事業者を識別し、当該事業者の搬送波のみを増幅することをスペクトルアナライザ等にて確認する。
- ・事業者特有の信号を定期的に受信し、レピータが当該信号を受信することで自らが増幅可能な電波を受信していることを確認し、当該信号の受信が確認できなくなった際には増幅動作を停止することをスペクトルアナライザ等にて確認する。
- ・基地局等からの遠隔制御により、増幅動作の停止が行えることをスペクトルアナライザ等にて確認する。

(4) 運用中の設備における測定

運用中の無線局における設備の測定については、(1)及び(2)の測定法によるほか、(1)及び(2)の測定法と技術的に同等と認められる方法によることができる。

#### 4. 5 陸上移動中継局(TDD)の技術的条件

##### 4. 5. 1 無線諸元

###### (1) 無線周波数帯、周波数間隔

無線周波数帯は、ITU-R において IMT 用周波数として特定された 3.5GHz 帯 (3.4GHz-3.6GHz) の周波数を使用すること。

###### (2) 中継方式

非再生中継方式あるいは再生中継方式であること。なお、本方式で対象となる RF 信号は、増幅する無線方式の信号とする。

###### (3) 伝送方式

増幅する無線方式による。

###### (4) 占有周波数帯幅、電波の型式

増幅する無線方式による。

##### 4. 5. 2 システム設計上の条件

###### (1) 電波防護指針への適合

電波を使用する機器については、電波法施行規則第 21 条の 3 に適合すること。

###### (2) 他システムとの共用

他の無線局及び電波法（昭和 25 年 5 月 2 日法律第 131 号）第 56 条に基づいて指定された受信設備に干渉の影響を与えないように、設置場所の選択、フィルタの追加等の必要な対策を講ずること。

##### 4. 5. 3 無線設備の技術的条件

###### (1) 送信装置

通常動作状態において、以下の技術的条件を満たすこと。

###### ア 周波数の許容偏差

###### (ア) 下り回線（移動局向け送信）

± (0.1ppm+12Hz) 以内であること。

###### (イ) 上り回線（基地局向け送信）

± (0.1ppm+15Hz) 以内であること。

###### イ 空中線電力の許容偏差

###### (ア) 下り回線（移動局向け送信）

定格空中線電力の+3.0dB/-4.1dB以内であること。

###### (イ) 上り回線（基地局向け送信）

定格空中線電力の+3.0dB/-5.8dB以内であること。

#### ウ 隣接チャネル漏えい電力

隣接チャネル漏えい電力の許容値は、以下に示す値であること。ただし、送信周波数帯域内については規定しない。

##### (7) 下り回線（移動局向け送信）

-44.2dBc/3.84MHz以下又は-7.2dBm/3.84MHz

（送信周波数帯域端から2.5MHz離れ及び7.5MHz離れ）

##### (イ) 上り回線（基地局向け送信）

-32.2dBc/3.84MHz又は-7.2dBm/3.84MHz以下

（送信周波数帯域端から2.5MHz離れ）

-35.2dBc/3.84MHz又は-24.2dBm/3.84MHz以下

（送信周波数帯域端から7.5MHz離れ）

#### エ スプリアス領域における不要発射の強度

スプリアス領域における不要発射の許容値は、以下の表に示す値であること。

なお、この値は送信周波数帯域端から10MHz以上の範囲に適用する。ただし、送信周波数帯域内については規定しない。

##### (7) 下り回線（移動局向け送信）

周波数範囲	許容値	参照帯域幅
9kHz以上150kHz未満	-13dBm	1kHz
150kHz以上30MHz未満	-13dBm	10kHz
30MHz以上1000MHz未満	-13dBm	100kHz
1000MHz以上12.75GHz未満	-13dBm	1MHz
12.75GHz以上下りの上端の周波数の5倍未満	-13dBm	1MHz

##### (イ) 上り回線（基地局向け送信）

周波数範囲	許容値	参照帯域幅
9kHz以上150kHz未満	-36dBm	1kHz
150kHz以上30MHz未満	-36dBm	10kHz
30MHz以上1000MHz未満	-36dBm	100kHz
1000MHz以上12.75GHz未満	-30dBm	1MHz
12.75GHz以上上りの上端の周波数の5倍未満	-30dBm	1MHz

#### (2) 受信装置

副次的に発する電波等の限度

受信状態で、空中線端子から発射される電波の限度とする。

30MHz以上1000MHz未満では-57dBm/100kHz以下、1000MHz以上下りの上端の周波数の5倍未満では-47dBm/MHz以下であること。

#### 4. 5. 4 測定法

##### (1) 送信装置

入力試験信号については、特に指定する場合を除き中継を行う携帯無線通信等の標準的な変調をかけた信号全てとする。なお、測定結果が最悪となる入力試験信号を用いる場合は、それ以外の入力試験信号による測定を省略することができる。

#### ア 周波数の許容偏差

##### (7) 下り回線（移動局向け送信）

被試験器の陸上移動中継局を定格出力で送信するよう設定し、周波数計、波形解析器等を使用し、周波数偏差を測定する。

被試験器が、無変調の状態にできる場合は周波数計を用いて測定することができる。バースト波の測定にあっては、バースト内の平均値を測定する。

##### (イ) 上り回線（基地局向け送信）

被試験器の陸上移動中継局を定格出力で送信するよう設定し、周波数計、波形解析器等を使用し、周波数偏差を測定する。

被試験器が、無変調の状態にできる場合は周波数計を用いて測定することができる。バースト波の測定にあっては、バースト内の平均値を測定する。

#### イ 隣接チャネル漏えい電力

##### (7) 下り回線（移動局向け送信）

被試験器の陸上移動中継局を定格出力で送信するよう設定し、スペクトルアナライザにより隣接チャネル漏えい電力を測定する。

バースト波の測定にあっては、スペクトラムアナライザを用い、掃引速度が1サンプルあたり1個以上のバーストが入るようにして測定する。

##### (イ) 上り回線（基地局向け送信）

被試験器の陸上移動中継局を定格出力で送信するよう設定し、スペクトルアナライザにより隣接チャネル漏えい電力を測定する。

バースト波の測定にあっては、スペクトラムアナライザを用い、掃引速度が1サンプルあたり1個以上のバーストが入るようにして測定する。

#### ウ スプリアス領域における不要発射の強度

##### (7) 下り回線（移動局向け送信）

被試験器の陸上移動中継局を定格出力で送信するよう設定し、無線出力端子に接続されたスペクトルアナライザにより、分解能帯域幅を技術的条件により定められた参照帯域幅とし、規定される周波数範囲毎にスプリアス領域における不要発射の強度を測定する。

分解能帯域幅を技術的条件により定められた参照帯域幅に設定できない場合は、分解能帯域幅を参照帯域幅より狭い値として測定し、定められた参照帯域幅内に渡って積分した値を求める。

また、搬送波近傍等において分解能帯域幅を参照帯域幅にすると搬送波等の影響を受ける場合は、分解能帯域幅を参照帯域幅より狭い値として測定し参照帯域幅に換算する方法を用いることができる。

バースト波の測定にあつては、バースト時間内のバースト波の送出による不要発射の平均電力を測定する。

(イ) 上り回線（基地局向け送信）

被試験器の陸上移動中継局を定格出力で送信するよう設定し、無線出力端子に接続されたスペクトルアナライザにより、分解能帯域幅を技術的条件により定められた参照帯域幅とし、規定される周波数範囲毎にスプリアス領域における不要発射の強度を測定する。

分解能帯域幅を技術的条件により定められた参照帯域幅に設定できない場合は、分解能帯域幅を参照帯域幅より狭い値として測定し、定められた参照帯域幅内に渡って積分した値を求める。

また、搬送波近傍等において分解能帯域幅を参照帯域幅にすると搬送波等の影響を受ける場合は、分解能帯域幅を参照帯域幅より狭い値として測定し参照帯域幅に換算する方法を用いることができる。

バースト波の測定にあつては、バースト時間内のバースト波の送出による不要発射の平均電力を測定する。

エ 占有周波数帯幅

(ア) 下り回線（移動局向け送信）

被試験器の陸上移動中継局を定格出力で送信するよう設定する。スペクトルアナライザを搬送波周波数に設定してその電力分布を測定し、全電力の0.5%となる上下の限界周波数点を求め、その差を占有周波数帯幅とする。

(イ) 上り回線（基地局向け送信）

被試験器の陸上移動中継局を定格出力で送信するよう設定する。スペクトルアナライザを搬送波周波数に設定してその電力分布を測定し、全電力の0.5%となる上下の限界周波数点を求め、その差を占有周波数帯幅とする。

オ 空中線電力

(ア) 下り回線（移動局向け送信）

被試験器の陸上移動中継局を定格出力で送信するよう設定し、電力計により送信電力を測定する。

連続送信波により測定することが望ましいが、バースト送信波にて測定する場合は、送信時間率が最大となるバースト繰り返し周期よりも十分長い期間における平均電力を測定し、その測定値に送信時間率の逆数を乗じて平均電力とすることが適当である。

(イ) 上り回線（基地局向け送信）

被試験器の陸上移動中継局を定格出力で送信するよう設定し、電力計により送信電力を測定する。

連続送信波により測定することが望ましいが、バースト送信波にて測定する場合は、

送信時間率が最大となるバースト繰り返し周期よりも十分長い期間における平均電力を測定し、その測定値に送信時間率の逆数を乗じて平均電力とすることが適当である。

## (2) 受信装置

副次的に発する電波等の限度

### ア 下り回線（移動局向け送信）

被試験器の陸上移動中継局を受信状態（送信出力停止）にし、受信器入力端子に接続されたスペクトルアナライザにより、分解能帯域幅を技術的条件により定められた参照帯域幅とし、規定される周波数範囲毎に副次的に発する電波の限度を測定する。

分解能帯域幅を技術的条件により定められた参照帯域幅に設定できない場合は、分解能帯域幅を参照帯域幅より狭い値として測定し、定められた参照帯域幅内に渡って積分した値とする。

### イ 上り回線（基地局向け送信）

被試験器の陸上移動中継局を受信状態（送信出力停止）にし、受信器入力端子に接続されたスペクトルアナライザにより、分解能帯域幅を技術的条件により定められた参照帯域幅とし、規定される周波数範囲毎に副次的に発する電波の限度を測定する。

分解能帯域幅を技術的条件により定められた参照帯域幅に設定できない場合は、分解能帯域幅を参照帯域幅より狭い値として測定し、定められた参照帯域幅内に渡って積分した値とする。

## (3) 運用中の設備における測定

運用中の無線局における設備の測定については、(1)及び(2)の測定法によるほか、(1)及び(2)の測定法と技術的に同等と認められる方法によることができる。

#### 4. 6 小電力レピータ (TDD) の技術的条件

##### 4. 6. 1 無線諸元

###### (1) 無線周波数帯、周波数間隔

無線周波数帯は、ITU-R において IMT 用周波数として特定された 3.5GHz 帯 (3.4GHz-3.6GHz) の周波数を使用すること。

###### (2) 中継方式

非再生中継方式あるいは再生中継方式であること。なお、本方式で対象となる RF 信号は、増幅する無線方式の信号とする。

###### (3) 伝送方式

増幅する無線方式による。

###### (4) 空中線電力、空中線利得

下り回線 (移動局向け送信)、上り回線 (基地局向け送信) の空中線電力、空中線利得は、下表に示すとおりとする。

表 4. 6. 1 空中線電力の最大値

	空中線電力	空中線利得
下り回線	24.0dBm (250mW) 注	0dBi 以下注
上り回線	16.0dBm (40mW)	9dBi 以下

注：下り回線において、等価等方輻射電力が絶対利得0dBの空中線に250mWの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

なお、空中線利得には給電線損失は含まないものとする。

###### (5) 占有周波数帯幅、電波の型式

増幅する無線方式による。

##### 4. 6. 2 システム設計上の条件

###### (1) 最大収容可能局数

1基地局 (= 1セル) 当りの本レピータの最大収容可能局数は 50 局を目安とする。

###### (2) 電波防護指針への適合

電波を使用する機器については、電波法施行規則第 21 条の 3 に適合すること。

###### (3) 他システムとの共用

他の無線局及び電波法 (昭和 25 年 5 月 2 日法律第 131 号) 第 56 条に基づいて指定された受信設備に干渉の影響を与えないように、設置場所の選択等の必要な対策を講ずること。



#### 4. 6. 3 無線設備の技術的条件

##### (1) 送信装置

通常の動作状態において、以下の技術的条件を満たすこと。

##### ア 周波数の許容偏差

###### (7) 下り回線（移動局向け送信）

± (0.1ppm+12Hz) 以内であること。

###### (4) 上り回線（基地局向け送信）

± (0.1ppm+15Hz) 以内であること。

##### イ 空中線電力の許容偏差

###### (7) 下り回線（移動局向け送信）

定格空中線電力の+3.0dB/-4.1dB以内であること。

###### (4) 上り回線（基地局向け送信）

定格空中線電力の+3.0dB/-5.8dB以内であること。

##### ウ 隣接チャネル漏えい電力

隣接チャネル漏えい電力の許容値は、以下に示す値であること。ただし、送信周波数帯域内については規定しない。

###### (7) 下り回線（移動局向け送信）

-13dBm/MHz（送信周波数帯域端から2.5MHz離れ及び7.5MHz離れ）

###### (4) 上り回線（基地局向け送信）

-32.2dBc/3.84MHz又は-13dBm/MHz以下（送信周波数帯域端から2.5MHz離れ）

-35.2dBc/3.84MHz又は-30dBm/MHz以下（送信周波数帯域端から7.5MHz離れ）

##### エ スプリアス領域における不要発射の強度

スプリアス領域における不要発射の許容値は、以下の表に示す値であること。

なお、この値は送信周波数帯域端から10MHz以上の範囲に適用する。ただし、送信周波数帯域内については規定しない。

###### (7) 下り回線（移動局向け送信）

周波数範囲	許容値	参照帯域幅
9kHz以上150kHz未満	-13dBm	1kHz
150kHz以上30MHz未満	-13dBm	10kHz
30MHz以上1000MHz未満	-13dBm	100kHz
1000MHz以上12.75GHz未満	-13dBm	1MHz
12.75GHz以上下りの上端の周波数の5倍未満	-13dBm	1MHz

(イ) 上り回線（基地局向け送信）

周波数範囲	許容値	参照帯域幅
9kHz以上150kHz未満	-36dBm	1kHz
150kHz以上30MHz未満	-36dBm	10kHz
30MHz以上1000MHz未満	-36dBm	100kHz
1000MHz以上12.75GHz未満	-30dBm	1MHz
12.75GHz以上上りの上端の周波数の5倍未満	-30dBm	1MHz

オ 帯域外利得（非再生中継方式のみ適用）

次の条件を全て満たすこと。

- ・送信周波数帯域端から5MHz離れた周波数において利得35dB以下であること。
- ・送信周波数帯域端から10MHz離れた周波数において利得20dB以下であること。
- ・送信周波数帯域端から40MHz離れた周波数において利得0dB以下であること。

(2) 受信装置

副次的に発する電波等の限度

30MHz以上1000MHz未満では-57dBm/100kHz以下、1000MHz以上下りの上端の周波数の5倍未満では-47dBm/MHz以下であること。

(3) その他必要な機能

ア 包括して免許の申請を可能とするための機能

「通信の相手方である無線局からの電波を受けることによって自動的に選択される周波数の電波のみを発射する」こと。

イ その他、陸上移動局として必要な機能

(7) 周囲の他の無線局への干渉を防止するための機能

発振防止機能を有すること。

(イ) 将来の周波数再編等に対応するための機能

包括して免許の申請を可能とするための機能又は携帯電話端末からレピータを制御する機能を有すること。

4. 6. 4 測定法

(1) 送信装置

入力試験信号については、特に指定する場合を除き中継を行う携帯無線通信等の標準的な変調をかけた信号全てとする。なお、測定結果が最悪となる入力試験信号を用いる場合は、それ以外を入力試験信号による測定を省略することができる。

ア 周波数の許容偏差

(7) 下り回線（移動局向け送信）

被試験器の小電力レピータを定格出力で送信するよう設定し、周波数計、波形解析器等を使用し、周波数偏差を測定する。

被試験器が、無変調の状態にできる場合は周波数計を用いて測定することができる。  
バースト波の測定にあつては、バースト内の平均値を測定する。

(イ) 上り回線（基地局向け送信）

被試験器の小電力レピータを定格出力で送信するよう設定し、周波数計、波形解析器等を使用し、周波数偏差を測定する。

被試験器が、無変調の状態にできる場合は周波数計を用いて測定することができる。  
バースト波の測定にあつては、バースト内の平均値を測定する。

イ 隣接チャネル漏えい電力

(7) 下り回線（移動局向け送信）

被試験器の小電力レピータを定格出力で送信するよう設定し、スペクトルアナライザにより隣接チャネル漏えい電力を測定する。

バースト波の測定にあつては、スペクトラムアナライザを用い、掃引速度が1サンプル点あたり1個以上のバーストが入るようにして測定する。

(イ) 上り回線（基地局向け送信）

被試験器の小電力レピータを定格出力で送信するよう設定し、スペクトルアナライザにより隣接チャネル漏えい電力を測定する。

バースト波の測定にあつては、スペクトラムアナライザを用い、掃引速度が1サンプル点あたり1個以上のバーストが入るようにして測定する。

ウ スプリアス領域における不要発射の強度

(7) 下り回線（移動局向け送信）

被試験器の小電力レピータを定格出力で送信するよう設定し、無線出力端子に接続されたスペクトルアナライザにより、分解能帯域幅を技術的条件により定められた参照帯域幅とし、規定される周波数範囲毎にスプリアス領域における不要発射の強度を測定する。

分解能帯域幅を技術的条件により定められた参照帯域幅に設定できない場合は、分解能帯域幅を参照帯域幅より狭い値として測定し、定められた参照帯域幅内に渡って積分した値を求める。

また、搬送波近傍等において分解能帯域幅を参照帯域幅にすると搬送波等の影響を受ける場合は、分解能帯域幅を参照帯域幅より狭い値として測定し参照帯域幅に換算する方法を用いることができる。

バースト波の測定にあつては、バースト時間内のバースト波の送出による不要発射の平均電力を測定する。

(イ) 上り回線（基地局向け送信）

被試験器の小電力レピータを定格出力で送信するよう設定し、無線出力端子に接続されたスペクトルアナライザにより、分解能帯域幅を技術的条件により定められた参照帯域幅とし、規定される周波数範囲毎にスプリアス領域における不要発射の強度を

測定する。

分解能帯域幅を技術的条件により定められた参照帯域幅に設定できない場合は、分解能帯域幅を参照帯域幅より狭い値として測定し、定められた参照帯域幅内に渡って積分した値を求める。

また、搬送波近傍等において分解能帯域幅を参照帯域幅にすると搬送波等の影響を受ける場合は、分解能帯域幅を参照帯域幅より狭い値として測定し参照帯域幅に換算する方法を用いることができる。

バースト波の測定にあつては、バースト時間内のバースト波の送出による不要発射の平均電力を測定する。

## エ 占有周波数帯幅

### (7) 下り回線（移動局向け送信）

被試験器の小電力レピータを定格出力で送信するよう設定する。スペクトルアナライザを搬送波周波数に設定してその電力分布を測定し、全電力の0.5%となる上下の限界周波数点を求め、その差を占有周波数帯幅とする。

### (4) 上り回線（基地局向け送信）

被試験器の小電力レピータを定格出力で送信するよう設定する。スペクトルアナライザを搬送波周波数に設定してその電力分布を測定し、全電力の0.5%となる上下の限界周波数点を求め、その差を占有周波数帯幅とする。

## オ 空中線電力

### (7) 下り回線（移動局向け送信）

被試験器の小電力レピータを定格出力で送信するよう設定し、電力計により送信電力を測定する。

連続送信波により測定することが望ましいが、バースト送信波にて測定する場合は、送信時間率が最大となるバースト繰り返し周期よりも十分長い期間における平均電力を測定し、その測定値に送信時間率の逆数を乗じて平均電力とすることが適当である。

### (4) 上り回線（基地局向け送信）

被試験器の小電力レピータを定格出力で送信するよう設定し、電力計により送信電力を測定する。

連続送信波により測定することが望ましいが、バースト送信波にて測定する場合は、送信時間率が最大となるバースト繰り返し周期よりも十分長い期間における平均電力を測定し、その測定値に送信時間率の逆数を乗じて平均電力とすることが適当である。

## カ 送信空中線の絶対利得

測定距離3m以上の電波暗室又は地面反射波を抑圧したオープンサイト若しくはそれらのテストサイトにおいて測定すること。測定用空中線は測定する周波数帯における送

信空中線絶対利得として求める。この場合において、複数の空中線を用いる場合であって位相を調整して最大指向性を得る方式の場合は、合成した利得が最大になる状態で測定すること。

テストサイトの測定用空中線は、指向性のものを用いること。また、被測定対象機器の大きさが60cmを超える場合は、測定距離をその5倍以上として測定することが適当である。

なお、円偏波の空中線利得の測定においては直線偏波の測定用空中線を水平及び垂直にして測定した値の和とすること。ただし、最大放射方向の特定が困難な場合は直線偏波の空中線を水平又は垂直で測定した値に3dB加えることによって円偏波空中線の利得とすることが適当である。

#### キ 帯域外利得

送信周波数帯域端から5MHz、10MHz、40MHz離れた周波数において無変調波にて測定する。

入力信号レベルと出力信号レベルの測定にあたっては、連続送信波により測定することが望ましいが、パルス送信波にて測定する場合は、送信時間率が最大となるパルス繰り返し周期よりも十分長い期間における平均電力を測定し、その測定値に送信時間率の逆数を乗じて平均電力とすることが適当である。

### (2) 受信装置

副次的に発する電波等の限度

#### ア 下り回線（移動局向け送信）

被試験器の小電力レピータを受信状態（送信出力停止）にし、受信器入力端子に接続されたスペクトルアナライザにより、分解能帯域幅を技術的条件により定められた参照帯域幅とし、規定される周波数範囲毎に副次的に発する電波の限度を測定する。

分解能帯域幅を技術的条件により定められた参照帯域幅に設定できない場合は、分解能帯域幅を参照帯域幅より狭い値として測定し、定められた参照帯域幅内に渡って積分した値とする。

#### イ 上り回線（基地局向け送信）

被試験器の小電力レピータを受信状態（送信出力停止）にし、受信器入力端子に接続されたスペクトルアナライザにより、分解能帯域幅を技術的条件により定められた参照帯域幅とし、規定される周波数範囲毎に副次的に発する電波の限度を測定する。

分解能帯域幅を技術的条件により定められた参照帯域幅に設定できない場合は、分解能帯域幅を参照帯域幅より狭い値として測定し、定められた参照帯域幅内に渡って積分した値とする。

### (3) 包括して免許の申請を可能とするための機能の測定

以下のいずれかの方法にて測定する。

- ・受信した搬送波の事業者識別符号等を読み取ることで事業者を識別し、当該事業者の搬送波のみを増幅することをスペクトルアナライザ等にて確認する。

- ・事業者特有の信号を定期的に受信し、レピータが当該信号を受信することで自らが増幅可能な電波を受信していることを確認し、当該信号の受信が確認できなくなった際には増幅動作を停止することをスペクトルアナライザ等にて確認する。
- ・基地局等からの遠隔制御により、増幅動作の停止が行えることをスペクトルアナライザ等にて確認する。

(4) 運用中の設備における測定

運用中の無線局における設備の測定については、(1)及び(2)の測定法によるほか、(1)及び(2)の測定法と技術的に同等と認められる方法によることができる。

## 第5章 IMT-Advancedの技術を既存携帯電話用周波数に適用する際の 技術的条件

IMT-Advancedの技術を既存携帯電話用周波数に適用する際の技術的条件を以下のとおり定める。

### 5. 1 LTE-Advanced方式(FDD)の技術的条件

#### 5. 1. 1 無線諸元

##### (1) 無線周波数帯

ITU-RにおいてIMT用周波数として特定された700MHz帯、800MHz帯、900MHz帯、1.7GHz帯及び2GHz帯並びに1.5GHz帯の周波数を使用すること。

##### (2) キャリア設定周波数間隔

設定しうるキャリア周波数間の最低周波数設定ステップ幅であること。

700MHz帯、800MHz帯、900MHz帯、1.5GHz帯、1.7GHz帯及び2GHz帯において100kHzとすること。

##### (3) 送受信周波数間隔

700MHz帯の周波数を使用する場合には55MHz、800MHz帯、900MHz帯の周波数を使用する場合には45MHz、1.5GHz帯の周波数を使用する場合には48MHz、1.7GHz帯の周波数を使用する場合には95MHz、2GHz帯の周波数を使用する場合には190MHzの送受信周波数間隔とすること。

##### (4) 多元接続方式／多重接続方式

OFDM (Orthogonal Frequency Division Multiplexing : 直交周波数分割多重) 方式及びTDM (Time Division Multiplexing : 時分割多重) 方式との複合方式を下り回線 (基地局送信、移動局受信) に、SC-FDMA (Single Carrier Frequency Division Multiple Access : シングル・キャリア周波数分割多元接続) 方式を上り回線 (移動局送信、基地局受信) に使用すること。

##### (5) 通信方式

FDD (Frequency Division Duplex : 周波数分割複信) 方式とすること。

##### (6) 変調方式

###### ア 基地局 (下り回線)

BPSK (Binary Phase Shift Keying)、QPSK (Quadrature Phase Shift Keying)、16QAM (16 Quadrature Amplitude Modulation) 又は64QAM (64 Quadrature Amplitude Modulation) 方式を採用すること。

###### イ 移動局 (上り回線)

BPSK、QPSK、16QAM又は64QAM方式を採用すること。

## 5. 1. 2 システム設計上の条件

### (1) フレーム長

フレーム長は10msであり、サブフレーム長は1ms（10サブフレーム／フレーム）、スロット長は0.5ms（20スロット／フレーム）であること。

### (2) 送信電力制御

基地局からの電波の受信電力の測定又は当該基地局からの制御情報に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること

### (3) 電磁環境対策

移動局と自動車用電子機器や医療電子機器等との相互の電磁干渉に対しては、十分な配慮が払われていること。

### (4) 電波防護指針への適合

電波を使用する機器については、基地局については電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第21条の3、移動局については無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第14条の2に適合すること。

### (5) 他システムとの共用

他の無線局及び電波法（昭和25年5月2日法律第131号）第56条に基づいて指定された受信設備に干渉の影響を与えないように、設置場所の選択、フィルタの追加等の必要な対策を講ずること。

## 5. 1. 3 無線設備の技術的条件

### (1) 送信装置

通常の動作状態において、以下の技術的条件を満たすこと。

#### ア キャリアアグリゲーション

##### (7) 周波数帯及び搬送波数の組合せ

基地局については規定しない。ただし、一の送信装置から異なる周波数帯の搬送波を放射する場合については今回の審議の対象外としており、そのような送信装置が実現される場合は、その不要発射等について別途検討が必要である。

移動局が、キャリアアグリゲーション（複数の周波数の電波を一体として使用すること）で送信する場合、使用する周波数帯及び搬送波数の組合せは下記の表の通りとする。



表5. 1. 3-1 キャリアアグリゲーションで送信する周波数帯及び搬送波数の組合せ

キャリアアグリゲーションの種類	送信周波数帯	搬送波数
同一周波数帯内で搬送波が隣接するキャリアアグリゲーション	移動局送信 900MHzを超え915MHz以下	2

(イ) 搬送波が隣接するキャリアアグリゲーションで送信する際の99%帯域幅  
基地局については規定しない。

移動局が900MHz帯内で搬送波が隣接するキャリアアグリゲーションで送信する場合、次の表に示す幅以下の中に、発射される全平均電力の99%が含まれること。

表5. 1. 3-2 搬送波が隣接するキャリアアグリゲーションで送信する際の99%帯域幅 (900MHz帯)

システム	99%帯域幅
5 MHz+5 MHz システム	9.8MHz 以下
5 MHz+10MHz システム	14.95MHz 以下

#### イ 周波数の許容偏差

##### (7) 基地局

最大空中線電力が38dBmを超える基地局においては、 $\pm (0.05\text{ppm}+12\text{Hz})$  以内であること。

なお、最大空中線電力が20dBmを超え38dBm以下の基地局においては、 $\pm (0.1\text{ppm}+12\text{Hz})$  以内、最大空中線電力が20dBm以下の基地局においては、 $\pm (0.25\text{ppm}+12\text{Hz})$  以内であること。

##### (イ) 移動局

基地局送信周波数より55MHz (700MHz帯の周波数を使用する場合)、45MHz (800MHz帯、900MHz帯の周波数を使用する場合)、48MHz (1.5GHz帯の周波数を使用する場合)、95MHz (1.7GHz帯の周波数を使用する場合) 又は190MHz (2 GHz帯の周波数を使用する場合) 低い周波数に対して、 $\pm (0.1\text{ppm}+15\text{Hz})$  以内であること。

#### ウ スプリアス領域における不要発射の強度

スプリアス領域における不要発射の許容値は、以下の表に示す値以下であること。

##### (7) 基地局

基地局における許容値は、5 MHzシステム、10MHzシステム、15MHzシステム、20MHzシステムいずれの場合も、基地局が使用する周波数帯 (773~803MHz、860~890MHz、945~960MHz、1475.9~1510.9MHz、1839.9~1879.9MHz又は2110~2170MHzの周波数帯のうち、基地局が使用する周波数帯をいう。以下同じ。) の端から10MHz以上離れた周波数範囲に適用する。空間多重方式を用いる基地局にあっては各空中線端子で測定した不要発射の強度が次の表に示す許容値以下であること。また、一の送信装置において同一周波数帯で複数搬送波 (変調後の搬送波をいう。以下5. 1. 3において同じ。)

を送信する場合にあっては、複数の搬送波を同時に送信した場合においても、本規定を満足すること。

表5. 1. 3-3 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値（基地局）基本

周波数範囲	許容値	参照帯域幅
9 kHz以上150kHz未満	-13dBm	1 kHz
150kHz以上30MHz未満	-13dBm	10kHz
30MHz以上1000MHz未満	-13dBm	100kHz
1000MHz以上12.75GHz未満	-13dBm	1 MHz

以下に示すPHS帯域については、次の表に示す許容値以下であること。ただし、周波数帯の端からオフセット周波数10MHz未満の範囲においても優先される。

表5. 1. 3-4 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値（基地局）PHS 帯域

周波数範囲	許容値	参照帯域幅
1884.5MHz以上1915.7MHz以下	-41dBm	300kHz

以下に示す周波数範囲については、次の表に示す許容値以下であること。

表5. 1. 3-5 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値（基地局）2GHz 帯

周波数範囲	許容値	参照帯域幅
2010MHz以上2025MHz以下	-52dBm	1 MHz

#### (イ) 移動局

移動局における許容値は、5 MHzシステムにあっては周波数離調（送信周波数帯域の中心周波数から参照帯域幅の送信周波数帯に近い方の端までの差の周波数を指す。搬送波が隣接するキャリアアグリゲーションの場合を除き、以下同じ。）が12.5MHz以上、10MHzシステムにあっては周波数離調が20MHz以上、15MHzシステムにあっては周波数離調が27.5MHz以上、20MHzシステムにあっては周波数離調が35MHz以上に適用する。ただし、470MHz以上710MHz以下、773MHz以上803MHz以下、860MHz以上890MHz以下、945MHz以上960MHz以下、1475.9MHz以上1510.9MHz以下、1839.9MHz以上1879.9MHz以下、1884.5MHz以上1915.7MHz以下、2010MHz以上2025MHz以下、2110MHz以上2170MHz以下の周波数にあっては上の周波数離調以内にも、スプリアス領域における不要発射の強度の許容値を適用する。なお、移動局における許容値は、通信にあたって端末に割り当てる周波数の範囲（リソースブロック）や送信電力等を基地局の制御によって制限することで、その条件での許容値とすることができる。

900MHz帯内で搬送波が隣接するキャリアアグリゲーションで送信する場合、2つの搬送波で送信している条件でもこの許容値を満足すること。この場合において、5 MHz+5 MHzシステムにあっては周波数離調（隣接する2つの搬送波の送信帯域幅の中心周波数から参照帯域幅の送信周波数帯に近い方の端までの差の周波数を指す。搬送波が隣接するキャリアアグリゲーションの場合にあっては、以下同じ。）が19.7MHz

以上、5 MHz+10MHzシステムにあつては周波数離調が27.425MHz以上に適用する。ただし、860MHz以上890MHz以下の周波数にあつては上の周波数離調以内にも、適用する。

表5. 1. 3-6 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値（移動局）基本

周波数範囲	許容値	参照帯域幅
9 kHz以上150kHz未満	-36dBm	1 kHz
150kHz以上30MHz未満	-36dBm	10kHz
30MHz以上1000MHz未満	-36dBm	100kHz
1000MHz以上12.75GHz未満	-30dBm	1 MHz

1.7GHz帯(1749.9MHzを超え1784.9MHz以下)、2GHz帯の周波数を使用する場合には、次の表に示す周波数範囲については、同表に示す許容値以下であること。

表5. 1. 3-7 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値（移動局）1.7GHz帯等使用時

周波数範囲	許容値	参照帯域幅
800MHz帯受信帯域 860MHz以上890MHz以下	-50dBm	1 MHz
1.5GHz帯受信帯域 1475.9MHz以上1510.9MHz以下	-50dBm	1 MHz
1.7GHz帯受信帯域 1844.9MHz以上1879.9MHz以下	-50dBm	1 MHz
PHS帯域 1884.5MHz以上1915.7MHz以下	-41dBm	300kHz
2GHz帯TDD方式送受信帯域 2010MHz以上2025MHz以下	-50dBm	1 MHz
2GHz帯受信帯域 2110MHz以上2170MHz以下	-50dBm	1 MHz

1.7GHz帯(1744.9MHzを超え1749.9MHz以下)の周波数を使用する場合には、次の表に示す周波数範囲については、同表に示す許容値以下であること。

表5. 1. 3-8 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値（移動局）1.7GHz帯5MHz使用時

周波数範囲	許容値	参照帯域幅
700MHz帯受信帯域 773MHz以上803MHz以下	-50dBm	1 MHz
800MHz帯受信帯域 860MHz以上890MHz以下	-50dBm	1 MHz
900MHz帯受信帯域 945MHz以上960MHz以下	-50dBm	1 MHz
1.5GHz帯受信帯域 1475.9MHz以上1510.9MHz以下	-50dBm	1 MHz
1.7GHz帯受信帯域 1839.9MHz以上1879.9MHz以下	-50dBm	1 MHz
PHS帯域 1884.5MHz以上1915.7MHz以下	-41dBm	300kHz
2GHz帯TDD方式送受信帯域 2010MHz以上2025MHz以下	-50dBm	1 MHz
2GHz帯受信帯域 2110MHz以上2170MHz以下	-50dBm	1 MHz

1.5GHz帯の周波数を使用する場合には、次の表に示す周波数範囲については、同表に示す許容値以下であること。

表5. 1. 3-9 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値（移動局）1.5GHz帯使用時

周波数範囲	許容値	参照帯域幅
800MHz帯受信帯域 860MHz以上890MHz以下	-50dBm	1 MHz
1.5GHz帯受信帯域 <sup>注</sup> 1475.9MHz以上1510.9MHz以下	-35dBm	1 MHz
1.7GHz帯受信帯域 1844.9MHz以上1879.9MHz以下	-50dBm	1 MHz
PHS帯域 1884.5MHz以下1915.7MHz以下	-41dBm	300kHz
2GHz帯TDD方式送受信帯域 2010MHz以上2025MHz以下	-50dBm	1 MHz
2GHz帯受信帯域 2110MHz以上2170MHz以下	-50dBm	1 MHz

注：チャンネルシステムが5MHzシステムの場合には、任意の1MHzの帯域幅における平均電力が-30dBm以下であること。

900MHz帯の周波数を使用する場合には、次の表に示す周波数範囲については、同表に示す許容値以下であること。

表5. 1. 3-10 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値（移動局）900MHz帯使用時

周波数範囲	許容値	参照帯域幅
800MHz帯受信帯域 860MHz以上890MHz以下	-40dBm	1 MHz
900MHz帯受信帯域 945MHz以上960MHz以下	-50dBm	1 MHz
1.5GHz帯受信帯域 1475.9MHz以上1510.9MHz以下	-50dBm	1 MHz
1.7GHz帯受信帯域 1844.9MHz以上1879.9MHz以下	-50dBm	1 MHz
PHS帯域 1884.5MHz以上1915.7MHz MHz以下	-41dBm	300kHz
2GHz帯TDD方式送受信帯域 2010MHz以上2025MHz以下	-50dBm	1 MHz
2GHz帯受信帯域 2110MHz以上2170MHz以下	-50dBm	1 MHz

800MHz帯の周波数を使用する場合には、次の表に示す周波数範囲については、同表に示す許容値以下であること。

表5. 1. 3-11 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値（移動局）800MHz帯使用時

周波数範囲	許容値	参照帯域幅
800MHz帯受信帯域 860MHz以上890MHz以下	-40dBm	1 MHz
1.5GHz帯受信帯域 1475.9MHz以上1510.9MHz以下	-50dBm	1 MHz
1.7GHz帯受信帯域 1844.9MHz以上1879.9MHz以下	-50dBm	1 MHz
PHS帯域 1884.5MHz以上1915.7MHz以下	-41dBm	300kHz
2GHz帯TDD方式送受信帯域 2010MHz以上2025MHz以下	-50dBm	1 MHz
2GHz帯受信帯域 2110MHz以上2170MHz以下	-50dBm	1 MHz

700MHz帯の周波数を使用する場合には、次の表に示す周波数範囲については、同表に示す許容値以下であること。

表5. 1. 3-12 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値（移動局）700MHz帯使用時

周波数範囲	許容値	参照帯域幅
DTV帯域 470MHz以上710MHz以下	-26.2dBm	6 MHz
700MHz帯受信帯域 773MHz以上803MHz以下	-50dBm	1 MHz
800MHz帯受信帯域 860MHz以上890MHz以下	-50dBm	1 MHz
900MHz帯受信帯域 945MHz以上960MHz以下	-50dBm	1 MHz
1.5GHz帯受信帯域 1475.9MHz以上1510.9MHz以下	-50dBm <sup>注1</sup>	1 MHz
1.7GHz帯受信帯域 1844.9MHz以上1879.9MHz以下	-50dBm	1 MHz
PHS帯域 1884.5MHz以上1915.7MHz以下	-41dBm	300kHz
2GHz帯TDD方式送受信帯域 2010MHz以上2025MHz以下	-50dBm	1 MHz
2GHz帯受信帯域 2110MHz以上2170MHz以下	-50dBm <sup>注2</sup>	1 MHz

注1：送信する周波数範囲が737.95MHz以上748MHz以下の場合は1475.9MHz以上1496MHz以下の周波数範囲において-30dBm/MHzとする。

注2：送信する周波数範囲が718MHz以上723.33MHz以下の場合は2154MHz以上2170MHz以下の周波数範囲において-30dBm/MHzとする。

エ 隣接チャネル漏えい電力

(7) 基地局

許容値は、次の表に示す値又は次の表に示す離調周波数及び参照帯域幅の組合せの周波数範囲で-13dBm/MHzとし、そのいずれかを満足すること。空間多重方式を用いる基地局にあっては各空中線端子で測定した不要発射の強度が本規定を満足すること。また、一の送信装置において同一周波数帯で複数の搬送波を送信する場合にあっては、複数の搬送波を同時に送信した場合においても、最も下側の搬送波の下側及び最も上側の搬送波の上側において、本規定を満足すること。

表5. 1. 3-13 隣接チャネル漏えい電力（基地局）

システム	離調周波数	許容値 <sup>注1</sup>	参照帯域幅
5MHzシステム	5MHz	-44.2dBc	4.5MHz
	10MHz	-44.2dBc	4.5MHz
	5MHz	-44.2dBc <sup>注2</sup>	3.84MHz
	10MHz	-44.2dBc <sup>注2</sup>	3.84MHz
10MHzシステム	10MHz	-44.2dBc	9MHz
	20MHz	-44.2dBc	9MHz
	7.5MHz	-44.2dBc	3.84MHz
	12.5MHz	-44.2dBc	3.84MHz
15MHzシステム	15MHz	-44.2dBc	13.5MHz
	30MHz	-44.2dBc	13.5MHz
	10MHz	-44.2dBc	3.84MHz
	15MHz	-44.2dBc <sup>注2</sup>	3.84MHz
20MHzシステム	20MHz	-44.2dBc	18MHz

	40MHz	-44.2dBc	18MHz
	12.5MHz	-44.2dBc	3.84MHz
	17.5MHz	-44.2dBc	3.84MHz

注1：送信周波数帯域の中心周波数から離調周波数分だけ離れた周波数を中心周波数とする参照帯域幅分の値とする。

注2：同じ離調周波数及び許容値で、より参照帯域幅が広い規定があり、当該規定を満足すれば自ずと本規定は満足される。なお、参照帯域幅の違いは、隣接関係に想定するシステムの違いによる。

一の送信装置において同一周波数帯で隣接しない複数の搬送波を送信する場合にあっては、複数の搬送波を同時に送信した場合において、下側の搬送波の送信周波帯域の上端から、上側の搬送波の送信周波帯域の下端までの周波数範囲において、その周波数差に応じて、以下の規定を満足すること。

許容値は、次の表に示す値又は次の表に示す値が適用される場合のオフセット周波数及び参照帯域幅の組合わせの周波数範囲で-13dBm/MHzとし、そのいずれかを満足すること。

表5. 1. 3-14 隣接チャネル漏えい電力（隣接しない複数の搬送波を発射する基地局）

周波数差 <sup>注1</sup>	オフセット周波数 <sup>注2</sup>	許容値	参照帯域幅
5MHz以上10MHz以下	2.5MHz	-44.2dBc <sup>注4</sup>	3.84MHz
10MHzを超え15MHz未満	2.5MHz	-44.2dBc <sup>注4</sup>	3.84MHz
	7.5MHz	-44.2dBc <sup>注4</sup>	3.84MHz
15MHz以上20MHz未満	2.5MHz	-44.2dBc <sup>注3</sup>	3.84MHz
	7.5MHz	-44.2dBc <sup>注4</sup>	3.84MHz
20MHz以上	2.5MHz	-44.2dBc <sup>注3</sup>	3.84MHz
	7.5MHz	-44.2dBc <sup>注3</sup>	3.84MHz

注1：下側の搬送波の送信周波帯域の上端から、上側の搬送波の送信周波帯域の下端までの周波数差

注2：下側の搬送波の送信周波帯域の上端又は上側の搬送波の送信周波帯域の下端から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心までの差の周波数

注3：基準となる搬送波の電力は、下側の搬送波又は上側の搬送波の電力とする。

注4：基準となる搬送波の電力は、複数搬送波の電力の和とする。

#### (イ) 移動局

許容値は、離調周波数ごと、参照帯域幅ごとに、次の表に示す絶対値規定又は相対値規定のどちらか高い値であること。

表5. 1. 3-15 隣接チャネル漏えい電力（移動局）基本

システム	規定の種別	離調周波数	許容値 <sup>注</sup>	参照帯域幅
5 MHzシステム	絶対値規定	5 MHz	-50dBm	4. 5MHz
		5 MHz	-50dBm	3. 84MHz
		10MHz	-50dBm	3. 84MHz
	相対値規定	5 MHz	-29. 2dBc	4. 5MHz
		5 MHz	-32. 2dBc	3. 84MHz
		10MHz	-35. 2dBc	3. 84MHz
10MHzシステム	絶対値規定	10MHz	-50dBm	9 MHz
		7. 5MHz	-50dBm	3. 84MHz
		12. 5MHz	-50dBm	3. 84MHz
	相対値規定	10MHz	-29. 2dBc	9 MHz
		7. 5MHz	-32. 2dBc	3. 84MHz
		12. 5MHz	-35. 2dBc	3. 84MHz
15MHzシステム	絶対値規定	15MHz	-50dBm	13. 5MHz
		10MHz	-50dBm	3. 84MHz
		15MHz	-50dBm	3. 84MHz
	相対値規定	15MHz	-29. 2dBc	13. 5MHz
		10MHz	-32. 2dBc	3. 84MHz
		15MHz	-35. 2dBc	3. 84MHz
20MHzシステム	絶対値規定	20MHz	-50dBm	18MHz
		12. 5MHz	-50dBm	3. 84MHz
		17. 5MHz	-50dBm	3. 84MHz
	相対値規定	20MHz	-29. 2dBc	18MHz
		12. 5MHz	-32. 2dBc	3. 84MHz
		17. 5MHz	-35. 2dBc	3. 84MHz

注：送信周波数帯域の中心周波数から離調周波数分だけ離れた周波数を中心周波数とする参照帯域幅分の値とする。

900MHz帯内で搬送波が隣接するキャリアアグリゲーションで送信する場合、許容値は、2つの搬送波で送信している条件とし、離調周波数ごとに次の表に示す相対値規定又は絶対値規定のどちらか高い値であること。

表5. 1. 3-16 隣接チャネル漏えい電力（移動局）900MHz帯キャリアアグリゲーション

システム	規定の種類別	離調周波数	許容値 <sup>注1、注2</sup>	参照帯域幅
5 MHz+5 MHz システム	絶対値規定	9.8MHz	-50dBm	9.3MHz
		7.4MHz	-50dBm	3.84MHz
		12.4MHz	-50dBm	3.84MHz
	相対値規定	9.8MHz	-29.2dBc	9.3MHz
		7.4MHz	-32.2dBc	3.84MHz
		12.4MHz	-35.2dBc	3.84MHz
5 MHz+10MHz システム	絶対値規定	14.95MHz	-50dBm	13.95MHz
		9.975MHz	-50dBm	3.84MHz
		14.975MHz	-50dBm	3.84MHz
	相対値規定	14.95MHz	-29.2dBc	13.95MHz
		9.975MHz	-32.2dBc	3.84MHz
		14.975MHz	-35.2dBc	3.84MHz

注1：隣接する2つの搬送波の送信周波数帯域の中心周波数から離調周波数分だけ離れた周波数を中心周波数とする参照帯域幅分の値とする。

注2：相対値規定の際、基準となる搬送波電力は、キャリアアグリゲーションで送信する隣接する2つの搬送波電力の和とする。

## オ スペクトラムマスク

### (7) 基地局

送信周波帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る）から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差のオフセット周波数（ $\Delta f$ ）に対して、5MHzシステム、10MHzシステム、15MHzシステム、20MHzシステムいずれの場合も、次の表に示す許容値以下であること。ただし、基地局が使用する周波数帯の端から10MHz未満の周波数範囲に限り適用する。空間多重方式を用いる基地局にあつては各空中線端子で測定した不要発射の強度が次の表に示す許容値以下であること。また、一の送信装置において同一周波数帯で複数の搬送波を送信する場合にあつては、複数の搬送波を同時に送信した場合においても、最も下側の搬送波の下側及び最も上側の搬送波の上側において、本規定を満足すること。

なお、一の送信装置において同一周波数帯で隣接しない複数の搬送波を送信する場合にあつては、複数のキャリアを同時に送信した場合において、下側のキャリアの送信周波帯域の上端から、上側のキャリアの送信周波帯域の下端までの周波数範囲においては、各キャリアに属するスペクトラムマスクの許容値を合算した値を満たすこととする。ただし、下側のキャリアの送信周波帯域の上端、及び上側のキャリアの送信



周波帯域の下端から10MHz以上離れた周波数範囲においては、700MHz帯、800MHz帯、900MHz帯の周波数にあつては-13dBm/100kHz、1.5GHz帯、1.7GHz帯、2GHz帯の周波数にあつては-13dBm/1MHzを満足すること。

700MHz帯、800MHz帯、900MHz帯の周波数にあつては次の表に示す許容値以下であること。

表5. 1. 3-17 スペクトラムマスク（基地局）700MHz帯等

オフセット周波数  $\Delta f$   (MHz)	許容値	参照帯域幅
0.05MHz以上5.05MHz未満	-5.5dBm-7/5×( $\Delta f$ -0.05)dB	100kHz
5.05MHz以上10.05MHz未満	-12.5dBm	100kHz
10.05MHz以上	-13dBm	100kHz

1.5GHz帯、1.7GHz帯、2GHz帯の周波数にあつては次の表に示す許容値以下であること。

表5. 1. 3-18 スペクトラムマスク（基地局）1.5GHz帯等

オフセット周波数  $\Delta f$   (MHz)	許容値	参照帯域幅
0.05MHz以上5.05MHz未満	-5.5dBm-7/5×( $\Delta f$ -0.05)dB	100kHz
5.05MHz以上10.05MHz未満	-12.5dBm	100kHz
10.5MHz以上	-13dBm	1MHz

(イ) 移動局

送信周波帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る）から不要発射の強度の測定帯域の送信周波数帯域に近い方の端までのオフセット周波数（ $\Delta f$ ）に対して、システム毎に次の表に示す許容値以下であること。

表5. 1. 3-19 スペクトラムマスク（移動局）基本

オフセット周波数  $\Delta f$	システム毎の許容値 (dBm)				参照帯域幅
	5 MHz	10 MHz	15 MHz	20 MHz	
0 MHz以上 1 MHz未満	-13.5	-16.5	-18.5	-19.5	30 kHz
1 MHz以上2.5MHz未満	-8.5	-8.5	-8.5	-8.5	1 MHz
2.5MHz以上 5 MHz未満	-8.5	-8.5	-8.5	-8.5	1 MHz
5 MHz以上 6 MHz未満	-11.5	-11.5	-11.5	-11.5	1 MHz
6 MHz以上10MHz未満	-23.5	-11.5	-11.5	-11.5	1 MHz
10MHz以上15MHz未満		-23.5	-11.5	-11.5	1 MHz
15MHz以上20MHz未満			-23.5	-11.5	1 MHz
20MHz以上25MHz未満				-23.5	1 MHz

900MHz帯内で搬送波が隣接するキャリアアグリゲーションで送信する場合、システム毎に次の表に示す許容値以下であること。

表5. 1. 3-20 スペクトラムマスク（移動局）900MHz帯キャリアアグリゲーション

オフセット周波数  $\Delta f$	システム毎の許容値 (dBm)		
	5 MHz + 5 MHz	5 MHz +10MHz	参照帯域幅
0 MHz 以上 1 MHz 未満	-16.4	-18.4	30kHz
1 MHz 以上 5 MHz 未満	-8.5	-8.5	1 MHz
5 MHz 以上 9.8MHz 未満	-11.5	-11.5	1 MHz
9.8MHz 以上 14.8MHz 未満	-23.5	-11.5	1 MHz
14.8MHz 以上 14.95MHz 未満		-11.5	1 MHz
14.95MHz 以上 19.95MHz 未満		-23.5	1 MHz

カ 占有周波数帯幅の許容値

(7) 基地局

99%帯域幅は、5 MHzシステムにあつては5 MHz以下、10MHzシステムにあつては10MHz以下、15MHzシステムにあつては15MHz以下、20MHzシステムにあつては20MHz以下の値であること。

(イ) 移動局

99%帯域幅は、5 MHzシステムにあつては5 MHz以下、10MHzシステムにあつては10MHz以下、15MHzシステムにあつては15MHz以下、20MHzシステムにあつては20MHz以下の値であること。

キ 最大空中線電力及び空中線電力の許容偏差

(7) 基地局

空中線電力の許容偏差は、定格空中線電力の $\pm 2.7$ dB以内であること。

(イ) 移動局

定格空中線電力の最大値は、23dBmであること。なお、移動局にあつては、定格空中線電力の最大値は、空間多重方式（送信機、受信機で複数の空中線を用い、無線信号の伝送路を空間的に多重する方式。以下同じ。）で送信する場合は各空中線端子の空中線電力の合計値、キャリアアグリゲーションで送信する場合は各キャリアの空中線電力の合計値、空間多重方式とキャリアアグリゲーションを併用して送信する場合は各空中線端子及び各キャリアの空中線電力の合計値について、それぞれ23dBmであること。

空中線電力の許容偏差は、次の表に示す値以下であること。900MHz帯内で搬送波が隣接するキャリアアグリゲーションで送信する場合も同一の許容偏差以下とすること。

表5. 1. 3-2 1 空中線電力の許容偏差

送信周波数帯	空中線電力の許容偏差
718MHz を超え 748MHz 以下	+2. 7dB/-3. 2dB
815MHz を超え 830MHz 以下	+2. 7dB/-4. 2dB
830MHz を超え 845MHz 以下	±2. 7dB
900MHz を超え 915MHz 以下	±2. 7dB
1427. 9MHz を超え 1462. 9MHz 以下	±2. 7dB
1744. 9MHz を超え 1784. 9MHz 以下	±2. 7dB
1920MHz を超え 1980MHz 以下	±2. 7dB

空間多重方式で送信する場合、空中線電力の許容偏差は、次の表に示す値以下であること。900MHz帯内で搬送波が隣接するキャリアアグリゲーションと空間多重方式を併用をする場合も同一の許容偏差以下とすること。

表5. 1. 3-2 2 空中線電力の許容偏差 空間多重方式

送信周波数帯	空中線電力の許容偏差
718MHz を超え 748MHz 以下	+2. 7dB/-3. 7dB
815MHz を超え 830MHz 以下	+2. 7dB/-5. 2dB
830MHz を超え 845MHz 以下	+2. 7dB/-3. 7dB
900MHz を超え 915MHz 以下	+2. 7dB/-3. 7dB
1427. 9MHz を超え 1462. 9MHz 以下	+2. 7dB/-3. 7dB
1744. 9MHz を超え 1784. 9MHz 以下	+2. 7dB/-3. 7dB
1920MHz を超え 1980MHz 以下	+2. 7dB/-3. 7dB

ただし、異なる周波数帯のキャリアアグリゲーション（基地局波）の受信に対応した移動局については、受信周波数帯に対応する周波数帯域のみ、「表 空中線電力の許容偏差」又は「表 空中線電力の許容偏差 空間多重方式」の許容偏差の下限より、さらに0. 5dBだけ低い値とする。

#### ク 空中線絶対利得の許容値

##### (7) 基地局

規定しない。

(イ) 移動局

空中線絶対利得は、3 dBi 以下とすること。

ケ 送信オフ時電力

(7) 基地局

規定しない。

(イ) 移動局

送信を停止した時、送信機の出力雑音電力スペクトル密度の許容値は、送信帯域の周波数で、移動局空中線端子において、以下の許容値以下であること。

表 5. 1. 3-23 送信オフ時電力

	システム毎の許容値			
	5 MHz システム	10MHz システム	15MHz システム	20MHz システム
送信オフ時電力	-48. 5dBm	-48. 5dBm	-48. 5dBm	-48. 5dBm
参照帯域幅	4. 5MHz	9 MHz	13. 5MHz	18MHz

コ 送信相互変調特性

送信波に対して異なる周波数の妨害波が、送信機出力段に入力された時に発生する相互変調電力レベルと送信波電力レベルの比に相当するものであるが、主要な特性は、送信増幅器の飽和点からのバックオフを規定するピーク電力対平均電力比によって決定される。

(7) 基地局

加える妨害波のレベルは送信波より30dB低いレベルとする。また、妨害波は変調妨害波（5 MHz幅）とし、搬送波の送信周波帯域の上端又は下端から変調妨害波の中心周波数までの周波数差を±2. 5MHz、±7. 5MHz、±12. 5MHz離調とする。

許容値は、隣接チャネル漏えい電力の許容値、スペクトラムマスクの許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値とすること。

一の送信装置において同一周波数帯で複数の搬送波を送信する場合にあっては、複数の搬送波を同時に送信する条件で、最も下側の搬送波の送信周波帯域の下端からの周波数離調又は最も上側の搬送波の送信周波帯域の上端からの周波数離調の妨害波を配置し、上記許容値を満足すること。

さらに一の送信装置において同一周波数帯で隣接しない複数の搬送波を送信する場合にあっては、複数の搬送波を同時に送信する条件で、下側の搬送波の上端から上側の搬送波の下端までの周波数範囲において、下側の搬送波の上端からの周波数離調又は上側の搬送波の下端からの周波数離調の妨害波を配置し、上記許容値を満足すること。

(イ) 移動局

規定しない。

(2) 受信装置

マルチパスのない受信レベルの安定した条件下（静特性下）において、以下の技術的条件を満たすこと。

キャリアアグリゲーションを行なう場合、各受信搬送波において技術的条件を満たすこと。

ア 受信感度

受信感度は、規定の通信チャネル信号（QPSK、符号化率1/3）を最大値の95%以上のスループットで受信するために必要な空中線端子で測定した最小受信電力であり静特性下において以下に示す値（基準感度）であること。

(7) 基地局

静特性下において、最大空中線電力毎に次の表の値以下の値であること。

表5. 1. 3-24 受信感度（基地局）

最大空中線電力 周波数帯域	基準感度 (dBm)		
	38dBmを超える基地局	24dBmを超え、38dBm以下の基地局	24dBm以下の基地局
700MHz帯、800MHz帯、 900MHz帯、1.5GHz帯、 1.7GHz帯、2GHz帯	-100.8	-95.8	-92.8

(4) 移動局

静特性下において、チャンネル帯域幅毎に次の表の値以下の値であること。

表5. 1. 3-25 受信感度（移動局）基本

周波数帯域	システム毎の基準感度 (dBm)			
	5 MHz システム	10 MHz システム	15 MHz システム	20 MHz システム
700MHz帯	-97.8	-94.8	-93.0	-90.3
800MHz帯 (815MHz-830 MHz)	-96.8	-93.8	-92.0	
800MHz帯 (830MHz-845 MHz)	-99.3	-96.3	-94.5	
900MHz帯	-96.3	-93.3	-91.5	
1.5GHz帯	-99.3	-96.3	-94.5	-91.3
1.7GHz帯	-96.3	-93.3	-91.5	-90.3
2 GHz帯	-99.3	-96.3	-94.5	-93.3

なお、異なる周波数帯のキャリアアグリゲーション及び1.7GHz帯内で搬送波が隣接しないキャリアアグリゲーションの場合、静特性下において2つの搬送波を受信している条件で、受信搬送波毎に上記の表の基準感度以下の値であること。

900MHz帯内で搬送波が隣接するキャリアアグリゲーションの場合、静特性下において1つ又は2つの搬送波で送信している条件、かつ2つの搬送波で受信している条件とし、各周波数帯における受信搬送波毎に上記の表の基準感度以下の値であること。

## イ ブロッキング

ブロッキングは、1つの変調妨害波存在下で希望信号を受信する受信機能力の尺度であり、以下の条件下で希望波と変調妨害波を加えた時、規定の通信チャネル信号(QPSK、符号化率1/3)を最大値の95%以上のスループットで受信できること。

### (7) 基地局

最大空中線電力が38dBmを超える基地局においては、静特性下において以下の条件とする。

表5. 1. 3-26 ブロッキング (基地局) 38dBm超

	5 MHz システム	10MHz システム	15MHz システム	20MHz システム
希望波の受信電力	基準感度+6 dB	基準感度+6 dB	基準感度+6 dB	基準感度+6 dB
変調妨害波の離調 周波数	10MHz	12.5MHz	15MHz	17.5MHz
変調妨害波の電力	-43dBm	-43dBm	-43dBm	-43dBm
変調妨害波の周波 数幅	5 MHz	5 MHz	5 MHz	5 MHz

最大空中線電力が24dBmを超え38dBm以下の基地局においては、静特性下において以下の条件とする。

表5. 1. 3-27 ブロッキング（基地局）24dBm超38dBm以下

	5MHz システム	10MHz システム	15MHz システム	20MHz システム
希望波の受信電力	基準感度+6 dB	基準感度+6 dB	基準感度+6 dB	基準感度+6 dB
変調妨害波の離調 周波数	10MHz	12.5MHz	15MHz	17.5MHz
変調妨害波の電力	-38dBm	-38dBm	-38dBm	-38dBm
変調妨害波の周波 数幅	5 MHz	5 MHz	5 MHz	5 MHz

最大空中線電力が20dBmを超え24dBm以下の基地局においては、静特性下において以下の条件とする。

表5. 1. 3-28 ブロッキング（基地局）20dBm超24dBm以下

	5MHz システム	10MHz システム	15MHz システム	20MHz システム
希望波の受信電力	基準感度+6 dB	基準感度+6 dB	基準感度+6 dB	基準感度+6 dB
変調妨害波の離調 周波数	10MHz	12.5MHz	15MHz	17.5MHz
変調妨害波の電力	-35dBm	-35dBm	-35dBm	-35dBm
変調妨害波の周波 数幅	5 MHz	5 MHz	5 MHz	5 MHz

また、最大空中線電力が20dBm以下の基地局においては、静特性下において以下の条件とする。

表5. 1. 3-29 ブロッキング（基地局）20dBm以下

	5MHz システム	10MHz システム	15MHz システム	20MHz システム
希望波の受信電力	基準感度+14dB	基準感度+14dB	基準感度+14dB	基準感度+14dB
変調妨害波の離調 周波数	10MHz	12.5MHz	15MHz	17.5MHz
変調妨害波の電力	-27dBm	-27dBm	-27dBm	-27dBm
変調妨害波の周波 数幅	5 MHz	5 MHz	5 MHz	5 MHz

(イ) 移動局

静特性下において、以下の条件とする。

表5. 1. 3-30 ブロッキング（移動局）基本

	5MHz システム	10MHz システム	15MHz システム	20MHz システム
希望波の受信電力	基準感度+6 dB	基準感度+6 dB	基準感度+7 dB	基準感度+9 dB
第1変調妨害波の	10MHz	12.5MHz	15MHz	17.5MHz

離調周波数				
第1変調妨害波の電力	-56dBm	-56dBm	-56dBm	-56dBm
第1変調妨害波の周波数幅	5MHz	5MHz	5MHz	5MHz
第2変調妨害波の離調周波数	15MHz以上	17.5MHz以上	20MHz以上	22.5MHz以上
第2変調妨害波の電力	-44dBm	-44dBm	-44dBm	-44dBm
第2変調妨害波の周波数幅	5MHz	5MHz	5MHz	5MHz

なお、異なる周波数帯のキャリアアグリゲーション及び1.7GHz帯内で搬送波が隣接しないキャリアアグリゲーションの場合、静特性下で2つの搬送波で受信している条件とし、各周波数帯における受信搬送波毎に上記の表の条件とする。

なお、900MHz帯内で搬送波が隣接するキャリアアグリゲーションの場合、静特性下において1つ又は2つの搬送波で送信している条件、かつ2つの搬送波で受信している条件とし、各周波数帯における受信搬送波毎に以下の条件とする。

表5. 1. 3-31 ブロッキング（移動局）900MHz帯キャリアアグリゲーション

	5MHz+5MHz システム	5MHz+10MHz システム
受信キャリア毎の希望波の受信電力	基準感度+12dB	
第1変調妨害波の離調周波数	12.5MHz	15.0MHz
第1変調妨害波の電力	-56dBm	-56dBm
第1変調妨害波の周波数幅	5MHz	5MHz
第2変調妨害波の離調周波数	17.5MHz	20MHz
第2変調妨害波の電力	-44dBm	-44dBm
第2変調妨害波の周波数幅	5MHz	5MHz

#### ウ 隣接チャネル選択度

隣接チャネル選択度は、隣接する搬送波に配置された変調妨害波の存在下で希望信号を受信する受信機能力の尺度である。



#### (7) 基地局

静特性下において、最大空中線電力が38dBmを超える基地局について、希望受信電力は基準感度+6dB、5MHzシステムでは5MHz、10MHzシステムでは7.5MHz、15MHzシステムでは10MHz、20MHzでは12.5MHz離れた変調妨害波（5MHz幅）は-52dBmの条件において、規定の通信チャネル信号（QPSK、符号化率1/3）を最大値の95%以上のスループットで受信できること。なお、最大空中線電力が24dBmを超え38dBm以下の基地局について、希望受信電力は基準感度+6dB、変調妨害波は-47dBmであること。また、最大空中線電力が20dBmを超え24dBm以下の基地局について、希望受信電力は基準感度+6dB、変調妨害波は-44dBmであること。また、最大空中線電力が20dBm以下の基地局について、希望受信電力は基準感度+22dB、変調妨害波は-28dBmであること。

#### (4) 移動局

静特性下において、希望受信電力は基準感度+14dB、5MHzシステムでは5MHz離れた変調妨害波（5MHz幅）は基準感度+45.5dB、10MHzシステムでは7.5MHz離れた変調妨害波（5MHz幅）は基準感度+45.5dB、15MHzシステムでは10MHz離れた変調妨害波（5MHz幅）は基準感度+42.5dB、20MHzシステムでは12.5MHz離れた変調妨害波（5MHz幅）は基準感度+39.5dBの条件において、規定の通信チャネル信号（QPSK、符号化率1/3）を最大値の95%以上のスループットで受信できること。

異なる周波数帯のキャリアアグリゲーション及び1.7GHz帯内で搬送波が隣接しないキャリアアグリゲーションの場合、静特性下で2つの搬送波で受信している条件で、各周波数帯における受信搬送波毎に上記の規定を満たすこと。

900MHz帯内で搬送波が隣接するキャリアアグリゲーションの場合、静特性下で1つ又は2つの搬送波で送信している条件、かつ2つの搬送波で受信している条件とし、希望受信電力は受信搬送波毎に基準感度+14dB、5MHz+5MHzシステムでは7.5MHz離れた変調妨害波（5MHz幅）は合計受信電力+22.5dB、5MHz+10MHzシステムでは10MHz離れた変調妨害波（5MHz幅）は合計受信電力+22.5dBにおいて、規定の通信チャネル信号（QPSK、符号化率1/3）を最大値の95%以上のスループットで受信できること。

#### エ 相互変調特性

3次相互変調の関係にある電力が等しい2つの無変調妨害波又は一方が変調された妨害波の存在下で希望信号を受信する受信機能力の尺度であり、次の条件下で希望波と3次相互変調を生ずる関係にある無変調波と変調波の2つの妨害波を加えた時、規定の通信チャネル信号（QPSK、符号化率1/3）を最大値の95%以上のスループットで受信できること。

#### (7) 基地局

静特性下において、最大空中線電力が38dBmを超える基地局については希望波の受信電力は基準感度+6dB、5MHzシステムは10MHz離れた無変調妨害波1と20MHz離れた変調妨害波2（5MHz幅）、10MHzシステムは12.5MHz離れた無変調妨害波1と22.7MHz離れた変調妨害波2（5MHz幅）、15MHzシステムは15MHz離れた無変調妨害波1と25.5MHz離れた変調妨害波2（5MHz幅）、20MHzシステムは17.5MHz離れた無変調妨害

波 1 と 28.2MHz 離れた変調妨害波 2 (5MHz 幅) はともに -52dBm とする。

最大空中線電力が 24dBm を超え、38dBm 以下の基地局については希望波の受信電力は基準感度 +6dB、5MHz システムは 10MHz 離れた無変調妨害波 1 と 20MHz 離れた変調妨害波 2 (5MHz 幅)、10MHz システムは 12.5MHz 離れた無変調妨害波 1 と 22.7MHz 離れた変調妨害波 2 (5MHz 幅)、15MHz システムは 15MHz 離れた無変調妨害波 1 と 25.5MHz 離れた変調妨害波 2 (5MHz 幅)、20MHz システムは 17.5MHz 離れた無変調妨害波 1 と 28.2MHz 離れた変調妨害波 2 (5MHz 幅) はともに -47 dBm とする。

最大空中線電力が 20dBm を超え 24dBm 以下の基地局については希望波の受信電力は基準感度 +6dB、5MHz システムは 10MHz 離れた無変調妨害波 1 と 20MHz 離れた変調妨害波 2 (5MHz 幅)、10MHz システムは 12.5MHz 離れた無変調妨害波 1 と 22.7MHz 離れた変調妨害波 2 (5MHz 幅)、15MHz システムは 15MHz 離れた無変調妨害波 1 と 25.5MHz 離れた変調妨害波 2 (5MHz 幅)、20MHz システムは 17.5MHz 離れた無変調妨害波 1 と 28.2MHz 離れた変調妨害波 2 (5MHz 幅) はともに -44dBm とする。

最大空中線電力が 20dBm 以下の基地局については希望波の受信電力は基準感度 +14dB、5MHz システムは 10MHz 離れた無変調妨害波 1 と 20MHz 離れた変調妨害波 2 (5MHz 幅)、10MHz システムは 12.5MHz 離れた無変調妨害波 1 と 22.7MHz 離れた変調妨害波 2 (5MHz 幅)、15MHz システムは 15MHz 離れた無変調妨害波 1 と 25.5MHz 離れた変調妨害波 2 (5MHz 幅)、20MHz システムは 17.5MHz 離れた無変調妨害波 1 と 28.2MHz 離れた変調妨害波 2 (5MHz 幅) はともに -36dBm とする。

#### (イ) 移動局

静特性下において、希望波の受信電力は 5MHz システム及び 10MHz システムでは基準感度 +6dB、15MHz システムでは基準感度 +7dB、20MHz システムでは基準感度 +9dB とし、5MHz システムは 10MHz 離れた無変調妨害波 1 と 20MHz 離れた変調妨害波 2 (5MHz 幅)、10MHz システムは 12.5MHz 離れた無変調妨害波 1 と 25MHz 離れた変調妨害波 2 (5MHz 幅)、15MHz システムは 15MHz 離れた無変調妨害波 1 と 30MHz 離れた変調妨害波 2 (5MHz 幅)、20MHz システムは 17.5MHz 離れた無変調妨害波 1 と 35MHz 離れた変調妨害波 2 (5MHz 幅) とともに -46dBm とする。

異なる周波数帯のキャリアアグリゲーション及び 1.7GHz 帯内で搬送波が隣接しないキャリアアグリゲーションの場合、静特性下で 2 つの搬送波で受信している条件で、各周波数帯における受信搬送波毎に上記の規定とする。

900MHz 帯内で搬送波が隣接するキャリアアグリゲーションの場合、静特性下において 1 つ又は 2 つの搬送波で送信している条件、かつ 2 つの搬送波で受信している条件とし、各受信搬送波に対して、受信周波数帯における希望波の受信電力は基準感度 +12dB とし、5MHz+5MHz システムは 12.5MHz 離れた無変調妨害波 1 と 25MHz 離れた変調妨害波 2 (5MHz 幅)、5MHz+10MHz システムでは 15MHz 離れた無変調妨害波 1 と 30MHz 離れた変調妨害波 2 (5MHz 幅) とともに -46dBm とする。

#### オ 副次的に発する電波等の限度

受信状態で、空中線端子から発射される電波の限度とする。

#### (7) 基地局

次の表に示す値以下であること。

表5. 1. 3-32 副次的に発する電波等の限度（基地局）基本

周波数範囲	許容値	参照帯域幅
30MHz以上1000MHz未満	-57dBm	100kHz
1000MHz以上12.75GHz未満	-47dBm	1MHz
2GHz帯TDD方式送受信帯域 2010MHz以上2025MHz以下	-52dBm	1MHz

なお、使用する周波数に応じて次の表に示す周波数範囲を除くこと。

表5. 1. 3-33 副次的に発する電波等の限度（基地局）除外する周波数

使用する周波数	除外する周波数範囲
2GHz帯	2100MHz以上2180MHz以下
1.7GHz帯	1829.9MHz以上1889.9MHz以下
1.5GHz帯	1465.9MHz以上1520.9MHz以下
900MHz帯	935MHz以上970MHz以下
800MHz帯	850MHz以上900MHz以下
700MHz帯	763MHz以上813MHz以下

(イ) 移動局

30MHz以上1000MHz未満では-57dBm/100kHz以下、1000MHz以上12.75GHz以下では-47dBm/MHz以下であること。

#### 5. 1. 4 測定法

LTE-Advanced 方式の測定法については、国内で適用されている LTE の測定法に準ずることが適当である。基地局送信、移動局受信については、複数の送受空中線を有する無線設備にあっては、アダプティブアレーアンテナを用いる場合は各空中線端子で測定した値を加算（技術的条件が電力の絶対値で定められるもの。）した値により、空間多重方式を用いる場合は空中線端子毎に測定した値による。移動局送信、基地局受信については、複数の送受空中線を有し空間多重方式を用いる無線設備にあっては、最大空中線電力及び空中線電力の許容偏差は各空中線端子で測定した値を加算した値により、それ以外は空中線端子毎に測定した値による。

##### (1) 送信装置

###### ア 周波数の許容偏差

###### (7) 基地局

被試験器の基地局を変調波が送信されるように設定し、波形解析器等を使用し、周波数偏差を測定する。

被試験器が、無変調の状態にできる場合は周波数計を用いて測定することができる。

###### (4) 移動局

被試験器の移動局を基地局シミュレータと接続し、波形解析器等を使用し周波数偏差を測定する。

###### イ スプリアス領域における不要発射の強度

###### (7) 基地局

被試験器の基地局を定格出力で送信するよう設定し、空中線端子に接続されたスペクトルアナライザにより、分解能帯域幅を技術的条件により定められた参照帯域幅とし、規定される周波数範囲毎にスプリアス領域における不要発射の強度を測定する。

分解能帯域幅を技術的条件により定められた参照帯域幅に設定できない場合は、分解能帯域幅を参照帯域幅より狭い値として測定し、定められた参照帯域幅内に渡って積分した値を求める。

また、搬送波近傍等において分解能帯域幅を参照帯域幅にすると搬送波等の影響を受ける場合は、分解能帯域幅を参照帯域幅より狭い値として測定し参照帯域幅に換算する方法を用いることができる。

なお、被試験器の空中線端子からアンテナ放射部までにフィルタによる減衰領域がある場合には、測定結果を前記減衰量にて補正すること。

アダプティブアレーアンテナを用いる場合は、空中線電力の総和が最大となる状態にて測定すること。

###### (4) 移動局

被試験器の移動局と基地局シミュレータ及びスペクトルアナライザを分配器等により接続し、試験周波数に設定して最大出力で送信する。分解能帯域幅を技術的条件により定められた参照帯域幅とし、規定される周波数範囲毎にスプリアス領域における不要発射の強度を測定する。

分解能帯域幅を技術的条件により定められた参照帯域幅に設定できない場合は、分

解能帯域幅を参照帯域幅より狭い値として測定し、定められた参照帯域幅内に渡って積分した値を求める。

また、搬送波近傍等において分解能帯域幅を参照帯域幅にすると搬送波等の影響を受ける場合は、分解能帯域幅を参照帯域幅より狭い値として測定し参照帯域幅に換算する方法を用いることができる。

#### ウ 隣接チャンネル漏えい電力

##### (7) 基地局

被試験器の基地局を定格出力で送信するよう設定し、空中線端子に接続されたスペクトルアナライザにより、分解能帯域幅を技術的条件により定められた参照帯域幅とし、規定される周波数範囲毎に隣接チャンネル漏えい電力を測定する。

分解能帯域幅を技術的条件により定められた参照帯域幅に設定できない場合は、分解能帯域幅を参照帯域幅より狭い値として測定し、定められた参照帯域幅内に渡って積分した値を求める。

##### (4) 移動局

被試験器の移動局と基地局シミュレータ及びスペクトルアナライザを分配器等により接続し、試験周波数に設定して最大出力で送信する。分解能帯域幅を技術的条件により定められた参照帯域幅とし、規定される周波数範囲毎に隣接チャンネル漏えい電力を測定する。

分解能帯域幅を技術的条件により定められた参照帯域幅に設定できない場合は、分解能帯域幅を参照帯域幅より狭い値として測定し、定められた参照帯域幅内に渡って積分した値を求める。

#### エ スペクトラムマスク

##### (7) 基地局

スプリアス領域における不要発射の強度の(7)基地局と同じ測定方法とするが、技術的条件により定められた条件に適合するように測定又は換算する。

##### (4) 移動局

スプリアス領域における不要発射の強度の(4)移動局と同じ測定方法とするが、技術的条件により定められた条件に適合するように測定又は換算する。

#### オ 占有周波数帯幅

##### (7) 基地局

被試験器の基地局を定格出力で送信するよう設定する。スペクトルアナライザを搬送波周波数に設定してその電力分布を測定し、全電力の0.5%となる上下の限界周波数点を求め、その差を占有周波数帯幅とする。

##### (4) 移動局

被試験器の移動局と基地局シミュレータ及びスペクトルアナライザを分配器によ

り接続し、試験周波数に設定して最大出力で送信する。スペクトルアナライザを搬送波周波数に設定してその電力分布を測定し、全電力の0.5%となる上下の限界周波数点を求め、その差を占有周波数帯幅とする。

#### カ 空中線電力

##### (7) 基地局

被試験器の基地局を定格出力で送信するよう設定し、電力計により空中線電力を測定する。

アダプティブアレーアンテナを用いる場合は、一の空中線電力を最大にした状態で空中線電力の総和が最大となる状態等で測定すること。

##### (1) 移動局

被試験器の移動局と基地局シミュレータ及び電力計を分配器等により接続する。最大出力の状態で送信し、電力計により空中線電力を測定する。

#### キ 送信オフ時電力

##### (7) 基地局

規定しない。

##### (1) 移動局

被試験器の移動局を基地局シミュレータ及びスペクトルアナライザを分配器等により接続し、送信停止状態とする。分解能帯域幅を技術的条件により定められた参照帯域幅とし、漏えい電力を測定する。

分解能帯域幅を技術的条件により定められた参照帯域幅に設定できない場合は、分解能帯域幅を参照帯域幅より狭い値として測定し、定められた参照帯域幅内に渡って積分した値を求める。

#### ク 送信相互変調特性

##### (7) 基地局

被試験器の基地局と不要波信号発生器及びスペクトルアナライザを分配器等により接続する。被試験器の基地局を定格出力で送信するよう設定し、不要波信号発生器の送信出力及び周波数を技術的条件に定められた値に設定する。スペクトルアナライザにより隣接チャンネル漏えい電力、スペクトラムマスク及びスプリアス領域における不要発射の強度と同じ方法で測定する。

##### (1) 移動局

規定しない。

#### (2) 受信装置

##### ア 受信感度

##### (7) 基地局

被試験器の基地局と移動局シミュレータを接続し、技術的条件に定められた信号条件に設定する。移動局シミュレータからランダムデータを送信し、スループットを測定する。

(イ) 移動局

被試験器の移動局と基地局シミュレータを接続し、技術的条件に定められた信号条件に設定する。基地局シミュレータからランダムデータを送信し、スループットを測定する。

イ ブロッキング

(7) 基地局

被試験器の基地局と移動局シミュレータ及び変調信号発生器を接続し、技術的条件に定められた信号レベルに設定する。移動局シミュレータからランダムデータを送信し、変調信号発生器の周波数を掃引してスループットを測定する。

(イ) 移動局

被試験器の移動局と基地局シミュレータ及び変調信号発生器を接続し、技術的条件に定められた信号レベルに設定する。基地局シミュレータからランダムデータを送信し、変調信号発生器の周波数を掃引してスループットを測定する。

ウ 隣接チャネル選択度

(7) 基地局

被試験器の基地局と移動局シミュレータ及び信号発生器を接続し、技術的条件に定められた信号レベルに設定する。信号発生器の周波数を隣接チャネル周波数に設定してスループットを測定する。

(イ) 移動局

被試験器の移動局と基地局シミュレータ及び信号発生器を接続し、技術的条件に定められた信号レベルに設定する。信号発生器の周波数を隣接チャネル周波数に設定してスループットを測定する。

エ 相互変調特性

(7) 基地局

被試験器の基地局と移動局シミュレータ及び2つの妨害波信号発生器を接続する。希望波及び妨害波を技術的条件により定められた信号レベル及び周波数に設定する。移動局シミュレータからランダムデータを送信し、スループットを測定する。

(イ) 移動局

被試験器の移動局と基地局シミュレータ及び2つの妨害波信号発生器を接続する。希望波及び妨害波を技術的条件により定められた信号レベル及び周波数に設定する。基地局シミュレータからランダムデータを送信し、スループットを測定する。

## オ 副次的に発する電波等の限度

### (7) 基地局

被試験器の基地局を受信状態（送信機無線出力停止）にし、受信機入力端子に接続されたスペクトルアナライザにより、分解能帯域幅を技術的条件により定められた参照帯域幅とし、規定される周波数範囲毎に副次的に発する電波の限度を測定する。

分解能帯域幅を技術的条件により定められた参照帯域幅に設定できない場合は、分解能帯域幅を参照帯域幅より狭い値として測定し、定められた参照帯域幅内に渡って積分した値を求める。

なお、被試験器の空中線端子からアンテナ放射部までにフィルタによる減衰領域がある場合には、測定結果を前記減衰量にて補正すること。

### (4) 移動局

被試験器の移動局と基地局シミュレータ及びスペクトルアナライザを分配器等により接続し、試験周波数に設定して受信状態（送信機無線出力停止）にする。分解能帯域幅を技術的条件により定められた参照帯域幅とし、規定される周波数範囲毎に副次的に発する電波の限度を測定する。

分解能帯域幅を技術的条件により定められた参照帯域幅に設定できない場合は、分解能帯域幅を参照帯域幅より狭い値として測定し、定められた参照帯域幅内に渡って積分した値を求める。

### (3) 運用中の設備における測定

運用中の無線局における設備の測定については、(1)及び(2)の測定法によるほか、(1)及び(2)の測定法と技術的に同等と認められる方法によることができる。

## 5. 1. 5 端末設備として移動局に求められる技術的な条件

情報通信審議会携帯電話等周波数有効利用方策委員会報告（平成 20 年 12 月 11 日）により示された LTE 方式の技術的な条件に準ずるものとする。

また、IP 移動電話端末に係る技術条件に関しては、情報通信審議会情報通信技術分科会 IP ネットワーク設備委員会報告（平成 24 年 9 月 27 日）により示された IP 移動電話端末の技術的条件等に準ずるものとする。

## 5. 1. 6 その他

国内標準化団体等では、無線インターフェースの詳細仕様や高度化に向けた検討が引き続き行われていることから、今後、これらの国際的な動向等を踏まえつつ、技術的な検討が不要な事項について、国際的な整合性を早期に確保する観点から、適切かつ速やかに国際標準の内容を技術基準に反映していくことが望ましい。



## 5. 2 陸上移動中継局(FDD)の技術的条件

### 5. 2. 1 無線諸元

#### (1) 無線周波数帯、周波数間隔

無線周波数帯は携帯電話用周波数として特定された 700MHz 帯、800MHz 帯、900MHz 帯、1.5GHz 帯、1.7GHz 帯及び 2GHz 帯の周波数を使用すること。

#### (2) 中継方式

非再生中継方式であること。なお、本方式で対象となる RF 信号は、増幅する無線方式の信号とする。

#### (3) 伝送方式

増幅する無線方式による。

#### (4) 占有周波数帯幅、電波の型式

増幅する無線方式による。

### 5. 2. 2 システム設計上の条件

#### (1) 電波防護指針への適合

電波を使用する機器については、電波法施行規則第 21 条の 3 に適合すること。

#### (2) 他システムとの共用

他の無線局及び電波法（昭和 25 年 5 月 2 日法律第 131 号）第 56 条に基づいて指定された受信設備に干渉の影響を与えないように、設置場所の選択、フィルタの追加等の必要な対策を講ずること。

### 5. 2. 3 無線設備の技術的条件

#### (1) 送信装置

通常動作状態において、以下の技術的条件を満たすこと。

##### ア 周波数の許容偏差

##### (ア) 下り回線（移動局向け送信）

± (0.1ppm+12Hz) 以内であること。

##### (イ) 上り回線（基地局向け送信）

±300Hz以内であること。

##### イ 空中線電力の許容偏差

##### (ア) 下り回線（移動局向け送信）

空中線電力の許容値は、定格空中線電力の+2.7dB/-4.1dB以内であること。

##### (イ) 上り回線（基地局向け送信）

空中線電力の許容値は、定格空中線電力の+2.7dB/-5.7dB以内であること。

700MHz帯の周波数にあつては、定格空中線電力の+2.7dB/-4.2dB以内であること。

#### ウ 隣接チャネル漏えい電力

隣接チャネル漏えい電力の許容値は、以下に示す値であること。ただし、送信周波数帯域内については規定しない。

##### (7) 下り回線（移動局向け送信）

###### 【700MHz/800MHz/900MHz帯】

-44.2dBc/3.84MHz以下又は+2.8dBm/3.84MHz  
(送信周波数帯域端から2.5MHz離れ及び7.5MHz離れ)

###### 【1.5GHz/1.7GHz/2GHz帯】

-44.2dBc/3.84MHz以下又は-7.2dBm/3.84MHz  
(送信周波数帯域端から2.5MHz離れ及び7.5MHz離れ)

##### (イ) 上り回線（基地局向け送信）

###### 【800MHz帯】

-32.2dBc/3.84MHz（送信周波数帯域端から2.5MHz離れ）  
又は、次の数値以下  
-16dBm/100kHz（815MHzを超え850MHz以下、885MHzを超え958MHz以下の領域）  
-16dBm/MHz（815MHz以下、850MHzを超え885MHz以下、958MHzを超える領域）

-35.2dBc/3.84MHz（送信周波数帯域端から7.5MHz離れ）  
又は、次の数値以下  
-16dBm/100kHz（815MHzを超え850MHz以下、885MHzを超え958MHz以下の領域）  
-16dBm/MHz（815MHz以下、850MHzを超え885MHz以下、958MHzを超える領域）

###### 【700MHz/900MHz/1.5GHz/1.7GHz帯】

-32.2dBc/3.84MHz又は-50dBm/3.84MHz以下  
(送信周波数帯域端から2.5MHz離れ)  
-35.2dBc/3.84MHz又は-50dBm/3.84MHz以下  
(送信周波数帯域端から7.5MHz離れ)

###### 【2GHz帯】

-32.2dBc/3.84MHz又は-7.2dBm/3.84MHz以下  
(送信周波数帯域端から2.5MHz離れ)  
-35.2dBc/3.84MHz又は-24.2dBm/3.84MHz以下  
(送信周波数帯域端から7.5MHz離れ)

#### エ スプリアス領域における不要発射の強度

スプリアス領域における不要発射の許容値は、以下の表に示す値であること。

なお、この値は送信周波数帯域端から10MHz以上の範囲に適用する。ただし、送信周

波数帯域内については規定しない。

(7) 下り回線（移動局向け送信）

【800MHz帯】

・1GHz未満

次のA)又はB)のいずれかに示す値であること。

A)

周波数範囲	許容値	参照帯域幅
9kHz以上150kHz未満	-13dBm	1kHz
150kHz以上30MHz未満	-13dBm	10kHz
30MHz以上1000MHz未満	-13dBm	100kHz

B)

周波数範囲	許容値	参照帯域幅
1000MHz未満	-3dBm	1MHz

・1GHz超え

周波数範囲	許容値	参照帯域幅
1000MHz以上12.75GHz未満	-13dBm	1MHz

【700MHz/900MHz帯】

周波数範囲	許容値	参照帯域幅
9kHz以上150kHz未満	-13dBm	1kHz
150kHz以上30MHz未満	-13dBm	10kHz
30MHz以上1000MHz未満	-13dBm	100kHz
1000MHz以上12.75GHz未満	-13dBm	1MHz

【1.5GHz/1.7GHz/2GHz帯】

周波数範囲	許容値	参照帯域幅
9kHz以上150kHz未満	-13dBm	1kHz
150kHz以上30MHz未満	-13dBm	10kHz
30MHz以上1000MHz未満	-13dBm	100kHz
1000MHz以上12.75GHz未満	-13dBm	1MHz

なお、PHS帯域については、次の表に示す許容値とすること。ただし、キャリア周波数からのオフセット周波数12.5MHz未満の範囲においても優先される。

周波数範囲	許容値	参照帯域幅
1884.5MHz以上1915.7MHz以下	-41dBm	300kHz

(イ) 上り回線（基地局向け送信）

【800MHz帯】

・1GHz未満

次のA)又はB)のいずれかに示す値であること。

A)

周波数範囲	許容値	参照帯域幅
9kHz以上150kHz未満	-36dBm	1kHz
150kHz以上30MHz未満	-36dBm	10kHz
30MHz以上1000MHz未満 (815MHzを以上845MHz以下、885MHzを以上958MHz以下除く)	-26dBm	100kHz
815MHzを以上845MHz以下、885MHzを以上958MHz以下	-16dBm	100kHz

B)

周波数範囲	許容値	参照帯域幅
815MHz以上845MHz以下、885MHz以上958MHz以下	-16dBm	100kHz
815MHz以下、845MHzを以上885MHz以下、958MHz以上	-16dBm	1MHz

・1GHz超え

周波数範囲	許容値	参照帯域幅
1000MHz以上12.75GHz未満	-16dBm	1MHz

【900MHz帯】

周波数範囲	許容値	参照帯域幅
9kHz以上150kHz未満	-36dBm	1kHz
150kHz以上30MHz未満	-36dBm	10kHz
30MHz以上1000MHz未満	-36dBm	100kHz
1000MHz以上12.75GHz未満	-30dBm	1MHz

なお、以下に示す周波数範囲については、次の表に示す許容値とすること。

周波数範囲	許容値	参照帯域幅
860MHz以上890MHz以下	-40dBm	1MHz

【700MHz帯】

周波数範囲	許容値	参照帯域幅
9kHz以上150kHz未満	-36dBm	1kHz
150kHz以上30MHz未満	-36dBm	10kHz
30MHz以上1000MHz未満	-36dBm	100kHz
1000MHz以上12.75GHz未満	-30dBm	1MHz

【1.5/1.7GHz帯】

周波数範囲	許容値	参照帯域幅
9kHz以上150kHz未満	-36dBm	1kHz
150kHz以上30MHz未満	-36dBm	10kHz
30MHz以上1000MHz未満	-36dBm	100kHz
1000MHz以上12.75GHz未満	-30dBm	1MHz

なお、以下に示す周波数範囲については、次の表に示す許容値とすること。

周波数範囲	許容値	参照帯域幅
1884.5MHz以上1915.7MHz以下	-41dBm	300kHz

【2GHz帯】

周波数範囲	許容値	参照帯域幅
9kHz以上150kHz未満	-36dBm	1kHz
150kHz以上30MHz未満	-36dBm	10kHz
30MHz以上1000MHz未満	-36dBm	100kHz
1000MHz以上12.75GHz未満	-30dBm	1MHz

なお、以下に示す周波数範囲については、次の表に示す許容値とすること。

周波数範囲	許容値	参照帯域幅
1884.5MHz以上1919.65.7MHz以下	-41dBm	300kHz

(2) 受信装置

副次的に発する電波等の限度

受信状態で、空中線端子から発射される電波の限度とする。

【700MHz/800MHz/900MHz帯】

30MHz以上1000MHz未満では-48.8dBm/100kHz以下、1000MHz以上12.75GHz以下では-38.8dBm/MHz以下であること。

【1.5GHz/1.7GHz/2GHz帯】

30MHz以上1000MHz未満では-57dBm/100kHz以下、1000MHz以上12.75GHz以下では-47dBm/MHz以下であること。

5. 2. 4 測定法

(1) 送信装置

入力試験信号については、特に指定する場合を除き中継を行う携帯無線通信の標準的な変調をかけた信号（連続波）全てとする。なお、測定結果が最悪となる入力試験信号を用いる場合は、それ以外の入力試験信号による測定を省略することができる。

ア 周波数の許容偏差

(7) 下り回線（移動局向け送信）

被試験器の陸上移動中継局を定格出力で送信するよう設定し、周波数計、波形解析器等を使用し、周波数偏差を測定する。

被試験器が、無変調の状態にできる場合は周波数計を用いて測定することができる。

(4) 上り回線（基地局向け送信）

被試験器の陸上移動中継局を定格出力で送信するよう設定し、周波数計、波形解析

器等を使用し、周波数偏差を測定する。

被試験器が、無変調の状態にできる場合は周波数計を用いて測定することができる。

#### イ 隣接チャネル漏えい電力

##### (7) 下り回線（移動局向け送信）

被試験器の陸上移動中継局を定格出力で送信するよう設定し、スペクトルアナライザにより隣接チャネル漏えい電力を測定する。

##### (4) 上り回線（基地局向け送信）

被試験器の陸上移動中継局を定格出力で送信するよう設定し、スペクトルアナライザにより隣接チャネル漏えい電力を測定する。

#### ウ スプリアス領域における不要発射の強度

##### (7) 下り回線（移動局向け送信）

被試験器の陸上移動中継局を定格出力で送信するよう設定し、無線出力端子に接続されたスペクトルアナライザにより、分解能帯域幅を技術的条件により定められた参照帯域幅とし、規定される周波数範囲毎にスプリアス領域における不要発射の強度を測定する。

分解能帯域幅を技術的条件により定められた参照帯域幅に設定できない場合は、分解能帯域幅を参照帯域幅より狭い値として測定し、定められた参照帯域幅内に渡って積分した値を求める。

また、搬送波近傍等において分解能帯域幅を参照帯域幅にすると搬送波等の影響を受ける場合は、分解能帯域幅を参照帯域幅より狭い値として測定し参照帯域幅に換算する方法を用いることができる。

##### (4) 上り回線（基地局向け送信）

被試験器の陸上移動中継局を定格出力で送信するよう設定し、無線出力端子に接続されたスペクトルアナライザにより、分解能帯域幅を技術的条件により定められた参照帯域幅とし、規定される周波数範囲毎にスプリアス領域における不要発射の強度を測定する。

分解能帯域幅を技術的条件により定められた参照帯域幅に設定できない場合は、分解能帯域幅を参照帯域幅より狭い値として測定し、定められた参照帯域幅内に渡って積分した値を求める。

また、搬送波近傍等において分解能帯域幅を参照帯域幅にすると搬送波等の影響を受ける場合は、分解能帯域幅を参照帯域幅より狭い値として測定し参照帯域幅に換算する方法を用いることができる。

#### エ 占有周波数帯幅

##### (7) 下り回線（移動局向け送信）

被試験器の陸上移動中継局を定格出力で送信するよう設定する。スペクトルアナライザを搬送波周波数に設定してその電力分布を測定し、全電力の0.5%となる上下の限

界周波数点を求め、その差を占有周波数帯幅とする。

(イ) 上り回線（基地局向け送信）

被試験器の陸上移動中継局を定格出力で送信するよう設定する。スペクトルアナライザを搬送波周波数に設定してその電力分布を測定し、全電力の0.5%となる上下の限界周波数点を求め、その差を占有周波数帯幅とする。

オ 空中線電力

(ア) 下り回線（移動局向け送信）

被試験器の陸上移動中継局を定格出力で送信するよう設定し、電力計により送信電力を測定する。

(イ) 上り回線（基地局向け送信）

被試験器の陸上移動中継局を定格出力で送信するよう設定し、電力計により送信電力を測定する。

(2) 受信装置

副次的に発する電波等の限度

(ア) 下り回線（移動局向け送信）

被試験器の陸上移動中継局を受信状態（送信出力停止）にし、受信器入力端子に接続されたスペクトルアナライザにより、分解能帯域幅を技術的条件により定められた参照帯域幅とし、規定される周波数範囲毎に副次的に発する電波の限度を測定する。

分解能帯域幅を技術的条件により定められた参照帯域幅に設定できない場合は、分解能帯域幅を参照帯域幅より狭い値として測定し、定められた参照帯域幅内に渡って積分した値とする。

(イ) 上り回線（基地局向け送信）

被試験器の陸上移動中継局を受信状態（送信出力停止）にし、受信器入力端子に接続されたスペクトルアナライザにより、分解能帯域幅を技術的条件により定められた参照帯域幅とし、規定される周波数範囲毎に副次的に発する電波の限度を測定する。

分解能帯域幅を技術的条件により定められた参照帯域幅に設定できない場合は、分解能帯域幅を参照帯域幅より狭い値として測定し、定められた参照帯域幅内に渡って積分した値とする。

(3) 運用中の設備における測定

運用中の無線局における設備の測定については、(1)及び(2)の測定法によるほか、(1)及び(2)の測定法と技術的に同等と認められる方法によることができる。

### 5. 3 小電力レピータ (FDD) の技術的条件

#### 5. 3. 1 無線諸元

(1) 無線周波数帯、周波数間隔

無線周波数帯は携帯電話用周波数として特定された 700MHz 帯、800MHz 帯、900MHz 帯、1.5GHz 帯、1.7GHz 帯及び 2GHz 帯の周波数を使用すること。

(2) 中継方式

非再生中継方式であること。なお、本方式で対象となる RF 信号は、増幅する無線方式の信号とする。

(3) 伝送方式

増幅する無線方式による。

(4) 空中線電力、空中線利得

下り回線（移動局向け送信）、上り回線（基地局向け送信）の空中線電力、空中線利得は、表に示すとおりとする。

表 空中線電力の最大値

	空中線電力	空中線利得
下り回線	24.0dBm (250mW) 注	0dBi 以下注
上り回線	16.0dBm (40mW)	9dBi 以下

注：下り回線において、等価等方輻射電力が絶対利得0dBの空中線に250mWの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

なお、空中線利得には給電線損失は含まないものとする。

(5) 占有周波数帯幅、電波の型式

増幅する無線方式による。

#### 5. 3. 2 システム設計上の条件

(1) 最大収容可能局数

1基地局（＝1セル）当りの本レピータの最大収容可能局数は50局を目安とする。

(2) 電波防護指針への適合

電波を使用する機器については、電波法施行規則第21条の3に適合すること。

(3) 他システムとの共用

他の無線局及び電波法（昭和25年5月2日法律第131号）第56条に基づいて指定された受信設備に干渉の影響を与えないように、設置場所の選択等の必要な対策を講ずること。



### 5. 3. 3 無線設備の技術的条件

#### (1) 送信装置

通常の動作状態において、以下の技術的条件を満たすこと。

#### ア 周波数の許容偏差

##### (7) 下り回線（移動局向け送信）

± (0.1ppm+12Hz) 以内であること。

##### (イ) 上り回線（基地局向け送信）

±300Hz以内であること。

#### イ 空中線電力の許容偏差

##### (7) 下り回線（移動局向け送信）

空中線電力の許容値は、定格空中線電力の+2.7dB/-4.1dB以内であること。

##### (イ) 上り回線（基地局向け送信）

空中線電力の許容値は、定格空中線電力の+2.7dB/-5.7dB以内であること。

700MHz帯の周波数にあっては、定格空中線電力の+2.7dB/-4.2dB以内であること。

#### ウ 隣接チャネル漏えい電力

隣接チャネル漏えい電力の許容値は、以下に示す値であること。ただし、送信周波数帯域内については規定しない。

##### (7) 下り回線（移動局向け送信）

###### 【700MHz/800MHz/900MHz帯】

-3dBm/MHz（送信周波数帯域端から2.5MHz離れ及び7.5MHz離れ）

###### 【1.5GHz/1.7GHz/2GHz帯】

-13dBm/MHz（送信周波数帯域端から2.5MHz離れ及び7.5MHz離れ）

##### (イ) 上り回線（基地局向け送信）

###### 【800MHz帯】

-32.2dBc/3.84MHz（送信周波数帯域端から2.5MHz離れ）

又は、次の数値以下

-16dBm/100kHz（815MHzを超え850MHz以下、885MHzを超え958MHz以下の領域）

-16dBm/MHz（815MHz以下、850MHzを超え885MHz以下、958MHzを超える領域）

-35.2dBc/3.84MHz（送信周波数帯域端から7.5MHz離れ）

又は、次の数値以下

-16dBm/100kHz（815MHzを超え850MHz以下、885MHzを超え958MHz以下の領域）

-16dBm/MHz（815MHz以下、850MHzを超え885MHz以下、958MHzを超える領域）

###### 【700MHz/900MHz/1.5GHz/1.7GHz帯】

- 32. 2dBc/3. 84MHz又は-13dBm/MHz以下（送信周波数帯域端から2. 5MHz離れ）
- 35. 2dBc/3. 84MHz又は-30dBm/MHz以下（送信周波数帯域端から7. 5MHz離れ）

**【2GHz帯】**

- 32. 2dBc/3. 84MHz又は-13dBm/MHz以下（送信周波数帯域端から2. 5MHz離れ）
- 35. 2dBc/3. 84MHz又は-30dBm/MHz以下（送信周波数帯域端から7. 5MHz離れ）

**エ スプリアス領域における不要発射の強度**

スプリアス領域における不要発射の許容値は、以下の表に示す値であること。

なお、この値は送信周波数帯域端から10MHz以上の範囲に適用する。ただし、送信周波数帯域内については規定しない。

(7) 下り回線（移動局向け送信）

**【800MHz帯】**

- ・ 1GHz未満

次のA) 又はB) のいずれかに示す値であること。

A)

周波数範囲	許容値	参照帯域幅
9kHz以上150kHz未満	-13dBm	1kHz
150kHz以上30MHz未満	-13dBm	10kHz
30MHz以上1000MHz未満	-13dBm	100kHz

B)

周波数範囲	許容値	参照帯域幅
1000MHz未満	-3dBm	1MHz

- ・ 1GHz超え

周波数範囲	許容値	参照帯域幅
1000MHz以上12. 75GHz未満	-13dBm	1MHz

**【700MHz/900MHz帯】**

周波数範囲	許容値	参照帯域幅
9kHz以上150kHz未満	-13dBm	1kHz
150kHz以上30MHz未満	-13dBm	10kHz
30MHz以上1000MHz未満	-13dBm	100kHz
1000MHz以上12. 75GHz未満	-13dBm	1MHz

**【1. 5GHz/1. 7GHz/2GHz帯】**

周波数範囲	許容値	参照帯域幅
9kHz以上150kHz未満	-13dBm	1kHz
150kHz以上30MHz未満	-13dBm	10kHz
30MHz以上1000MHz未満	-13dBm	100kHz
1000MHz以上12. 75GHz未満	-13dBm	1MHz

なお、PHS帯域については、次の表に示す許容値とすること。ただし、キャリア周波数からのオフセット周波数12.5MHz未満の範囲においても優先される。

周波数範囲	許容値	参照帯域幅
1884.5MHz以上1915.7MHz以下	-51dBm	300kHz

(イ) 上り回線（基地局向け送信）

【800MHz帯】

・1GHz未満

次のA)又はB)のいずれかに示す値であること。

A)

周波数範囲	許容値	参照帯域幅
9kHz以上150kHz未満	-36dBm	1kHz
150kHz以上30MHz未満	-36dBm	10kHz
30MHz以上1000MHz未満（815MHz以上845MHz以下、885MHz以上958MHz以下除く）	-26dBm	100kHz
815MHz以上845MHz以下、885MHz以上958MHz以下	-16dBm	100kHz

B)

周波数範囲	許容値	参照帯域幅
815MHz以上845MHz以下、885MHz以上958MHz以下	-16dBm	100kHz
815MHz以下、845MHz以上885MHz以下、958MHz以上	-16dBm	1MHz

・1GHz超え

周波数範囲	許容値	参照帯域幅
1000MHz以上12.75GHz未満	-16dBm	1MHz

【900MHz帯】

周波数範囲	許容値	参照帯域幅
9kHz以上150kHz未満	-36dBm	1kHz
150kHz以上30MHz未満	-36dBm	10kHz
30MHz以上1000MHz未満	-36dBm	100kHz
1000MHz以上12.75GHz未満	-30dBm	1MHz

なお、以下に示す周波数範囲については、次の表に示す許容値とすること。

周波数範囲	許容値	参照帯域幅
860MHz以上890MHz以下	-40dBm	1MHz

【700MHz帯】

周波数範囲	許容値	参照帯域幅
9kHz以上150kHz未満	-36dBm	1kHz
150kHz以上30MHz未満	-36dBm	10kHz

30MHz以上1000MHz未満	-36dBm	100kHz
1000MHz以上12.75GHz未満	-30dBm	1MHz

【1.5/1.7/2GHz帯】

周波数範囲	許容値	参照帯域幅
9kHz以上150kHz未満	-36dBm	1kHz
150kHz以上30MHz未満	-36dBm	10kHz
30MHz以上1000MHz未満	-36dBm	100kHz
1000MHz以上12.75GHz未満	-30dBm	1MHz

なお、以下に示す周波数範囲については、次の表に示す許容値とすること。

周波数範囲	許容値	参照帯域幅
1884.5MHz以上1915.7MHz以下	-51dBm	300kHz

オ 帯域外利得

下記の条件を全て満たすこと。

- ・送信周波数帯域端から5MHz離れた周波数において利得35dB以下であること。
- ・送信周波数帯域端から10MHz離れた周波数において利得20dB以下であること。
- ・送信周波数帯域端から40MHz離れた周波数において利得0dB以下であること。

(2) 受信装置

副次的に発する電波等の限度

受信状態で、空中線端子から発射される電波の限度とする。

【700MHz/800MHz/900MHz帯】

30MHz以上1000MHz未満では-48.8dBm/100kHz以下、1000MHz以上12.75GHz以下では-38.8dBm/MHz以下であること。

【1.5GHz/1.7GHz/2GHz】

30MHz以上1000MHz未満では-57dBm/100kHz以下、1000MHz以上12.75GHz以下では-47dBm/MHz以下であること。

(3) その他必要な機能

ア 包括して免許の申請を可能とするための機能

「通信の相手方である無線局からの電波を受けることによって自動的に選択される周波数の電波のみを発射する」こと。

イ その他、陸上移動局として必要な機能

(7) 周囲の他の無線局への干渉を防止するための機能

発振防止機能を有すること。

(イ) 将来の周波数再編等に対応するための機能

包括して免許の申請を可能とするための機能又は携帯電話端末からレピータを制御する機能を有すること。

#### 5.3.4 測定法

##### (1) 送信装置

入力試験信号については、特に指定する場合を除き中継を行う携帯無線通信の標準的な変調をかけた信号（連続波）全てとする。なお、測定結果が最悪となる入力試験信号を用いる場合は、それ以外の入力試験信号による測定を省略することができる。

##### ア 周波数の許容偏差

###### (7) 下り回線（移動局向け送信）

被試験器の小電力レピータを定格出力で送信するよう設定し、周波数計、波形解析器等を使用し、周波数偏差を測定する。

被試験器が、無変調の状態にできる場合は周波数計を用いて測定することができる。

###### (4) 上り回線（基地局向け送信）

被試験器の小電力レピータを定格出力で送信するよう設定し、周波数計、波形解析器等を使用し、周波数偏差を測定する。

被試験器が、無変調の状態にできる場合は周波数計を用いて測定することができる。

##### イ 隣接チャネル漏えい電力

###### (7) 下り回線（移動局向け送信）

被試験器の小電力レピータを定格出力で送信するよう設定し、スペクトルアナライザにより隣接チャネル漏えい電力を測定する。

###### (4) 上り回線（基地局向け送信）

被試験器の小電力レピータを定格出力で送信するよう設定し、スペクトルアナライザにより隣接チャネル漏えい電力を測定する。

##### ウ スプリアス領域における不要発射の強度

###### (7) 下り回線（移動局向け送信）

被試験器の小電力レピータを定格出力で送信するよう設定し、無線出力端子に接続されたスペクトルアナライザにより、分解能帯域幅を技術的条件により定められた参照帯域幅とし、規定される周波数範囲毎にスプリアス領域における不要発射の強度を測定する。

分解能帯域幅を技術的条件により定められた参照帯域幅に設定できない場合は、分解能帯域幅を参照帯域幅より狭い値として測定し、定められた参照帯域幅内に渡って積分した値を求める。

また、搬送波近傍等において分解能帯域幅を参照帯域幅にすると搬送波等の影響を受ける場合は、分解能帯域幅を参照帯域幅より狭い値として測定し参照帯域幅に換算する方法を用いることができる。

(イ) 上り回線（基地局向け送信）

被試験器の小電力レピータを定格出力で送信するよう設定し、無線出力端子に接続されたスペクトルアナライザにより、分解能帯域幅を技術的条件により定められた参照帯域幅とし、規定される周波数範囲毎にスプリアス領域における不要発射の強度を測定する。

分解能帯域幅を技術的条件により定められた参照帯域幅に設定できない場合は、分解能帯域幅を参照帯域幅より狭い値として測定し、定められた参照帯域幅内に渡って積分した値を求める。

また、搬送波近傍等において分解能帯域幅を参照帯域幅にすると搬送波等の影響を受ける場合は、分解能帯域幅を参照帯域幅より狭い値として測定し参照帯域幅に換算する方法を用いることができる。

エ 占有周波数帯幅

(ア) 下り回線（移動局向け送信）

被試験器の小電力レピータを定格出力で送信するよう設定する。スペクトルアナライザを搬送波周波数に設定してその電力分布を測定し、全電力の0.5%となる上下の限界周波数点を求め、その差を占有周波数帯幅とする。

(イ) 上り回線（基地局向け送信）

被試験器の小電力レピータを定格出力で送信するよう設定する。スペクトルアナライザを搬送波周波数に設定してその電力分布を測定し、全電力の0.5%となる上下の限界周波数点を求め、その差を占有周波数帯幅とする。

オ 空中線電力

(ア) 下り回線（移動局向け送信）

被試験器の小電力レピータを定格出力で送信するよう設定し、電力計により送信電力を測定する。

(イ) 上り回線（基地局向け送信）

被試験器の小電力レピータを定格出力で送信するよう設定し、電力計により送信電力を測定する。

カ 送信空中線の絶対利得

測定距離3m以上の電波暗室又は地面反射波を抑圧したオープンサイト若しくはそれらのテストサイトにおいて測定すること。測定用空中線は測定する周波数帯における送信空中線絶対利得として求める。この場合において、複数の空中線を用いる場合であって位相を調整して最大指向性を得る方式の場合は、合成した利得が最大になる状態で測定すること。

テストサイトの測定用空中線は、指向性のものを用いること。また、被測定対象機器の大きさが60cmを超える場合は、測定距離をその5倍以上として測定することが適当である。

なお、円偏波の空中線利得の測定においては直線偏波の測定用空中線を水平及び垂直にして測定した値の和とすること。ただし、最大放射方向の特定が困難な場合は直線偏波の空中線を水平又は垂直で測定した値に3dB加えることによって円偏波空中線の利得とすることが適当である。

#### キ 帯域外利得

送信周波数帯域端から5MHz、10MHz、40MHz離れた周波数において無変調波にて測定する。

### (2) 受信装置

副次的に発する電波等の限度

#### (7) 下り回線（移動局向け送信）

被試験器の小電力レピータを受信状態（送信出力停止）にし、受信器入力端子に接続されたスペクトルアナライザにより、分解能帯域幅を技術的条件により定められた参照帯域幅とし、規定される周波数範囲毎に副次的に発する電波の限度を測定する。

分解能帯域幅を技術的条件により定められた参照帯域幅に設定できない場合は、分解能帯域幅を参照帯域幅より狭い値として測定し、定められた参照帯域幅内に渡って積分した値とする。

#### (イ) 上り回線（基地局向け送信）

被試験器の小電力レピータを受信状態（送信出力停止）にし、受信器入力端子に接続されたスペクトルアナライザにより、分解能帯域幅を技術的条件により定められた参照帯域幅とし、規定される周波数範囲毎に副次的に発する電波の限度を測定する。

分解能帯域幅を技術的条件により定められた参照帯域幅に設定できない場合は、分解能帯域幅を参照帯域幅より狭い値として測定し、定められた参照帯域幅内に渡って積分した値とする。

### (3) 包括して免許の申請を可能とするための機能の測定

以下のいずれかの方法にて測定する。

- ・受信した搬送波の事業者識別符号等を読み取ることで事業者を識別し、当該事業者の搬送波のみを増幅することをスペクトルアナライザ等にて確認する。
- ・事業者特有の信号を定期的に受信し、レピータが当該信号を受信することで自らが増幅可能な電波を受信していることを確認し、当該信号の受信が確認できなくなった際には増幅動作を停止することをスペクトルアナライザ等にて確認する。
- ・基地局等からの遠隔制御により、増幅動作の停止が行えることをスペクトルアナライザ等にて確認する。

### (4) 運用中の設備における測定

運用中の無線局における設備の測定については、(1)及び(2)の測定法によるほか、(1)及び(2)の測定法と技術的に同等と認められる方法によることができる。

## V 検討結果

携帯電話等高度化委員会は、電気通信技術審議会諮問第 81 号「携帯電話等の周波数有効利用方策」（平成 7 年 7 月 24 日諮問）のうち「第 4 世代移動通信システム（IMT-Advanced）の技術的条件」について、別添のとおり一部答申（案）を取りまとめた。



情報通信審議会 情報通信技術分科会  
携帯電話等高度化委員会

(敬称略)

氏 名	主 要 現 職
【主査】服部 武	上智大学 理工学部 客員教授
荒木 純道	東京工業大学大学院 理工学研究科 教授
安藤 真	東京工業大学大学院 理工学研究科 教授 (～第11回)
石原 弘	ソフトバンクモバイル(株) 電波制度室長
伊東 晋	東京理科大学 理工学部 教授
稲田 修一	東京大学先端科学技術研究センター 特任教授(第12回～)
入江 恵	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ ネットワーク部長
大木 一夫	(一社)情報通信ネットワーク産業協会 専務理事(第11回～)
冲中 秀夫	KDDI(株) 常勤顧問
小畑 至弘	イー・アクセス(株) 専務執行役員
加藤 伸子	筑波技術大学 産業技術学部 准教授
河東 晴子	三菱電機(株) 情報技術総合研究所 主席技師長
黒田 道子	東京工科大学 コンピュータサイエンス学部長 教授
笹瀬 巖	慶應義塾大学 理工学部 情報工学科 教授
杉山 博史	(一財)移動無線センター 常務理事 事業本部長 兼 関東センター長 (～第11回)
資宗 克行	(一社)情報通信ネットワーク産業協会 専務理事(～第10回)
高田 潤一	東京工業大学大学院 理工学研究科 教授
根本 香絵	国立情報学研究所 プリンシプル研究系 教授
本多 美雄	欧州ビジネス協会 電気通信機器委員会 委員長
山尾 泰	電気通信大学 先端ワイヤレスコミュニケーション研究セ ンター センター長 (第12回～)
湧口 清隆	相模女子大学 人間社会部 社会マネジメント学科 学科長 教授
吉田 進	京都大学大学院 情報学研究科 通信情報システム専攻 教授
吉村 直子	(独)情報通信研究機構 ワイヤレスネットワーク研究所 宇宙通信システム研究室 主任研究員
若尾 正義	元(一社)電波産業会 専務理事

情報通信審議会 情報通信技術分科会 携帯電話等高度化委員会  
第4世代移動通信システム作業班 構成員

(敬称略)

氏 名	主 要 現 職
【主任】若尾 正義	元(一社)電波産業会 専務理事
【主任代理】吉村 直子	(独)情報通信研究機構 ワイヤレスネットワーク研究所 宇宙通信システム研究室 主任研究員
稲田 修一	東京大学先端科学技術研究センター 特任教授 (第9回～)
石川 禎典	(株)日立製作所 通信ネットワーク事業部 モバイルシステム部 専門主任技師
石田 和人	クアルコムジャパン(株) 標準化部長 (～第4回)
今井 亨	日本放送協会 技術局 計画部 副部長 (第2回～)
上杉 充	パナソニック モバイルコミュニケーションズ(株) モバイルターミナル ビジネスユニット モバイル開発センター 要素開発グループ 第一チー ム 参事 (第5回～)
大川 祐二	日本放送協会 技術局 計画部 副部長 (～第1回)
長内 忍	(株)TBSラジオ&コミュニケーションズ 技術推進センター
皆瀬 修	富士通(株) アクセスネットワーク事業本部 グローバルビジネス事業部 シニアマネージャ (第2回～)
川島 修	(株)エフエム東京 編成制作局 技術部長
河野 宇博	スカパーJ S A T(株) 技術運用本部 電波業務部 マネージャー
城田 雅一	クアルコムジャパン(株) 標準化グループ 標準化担当部長 (第5回～)
菅田 明則	K D D I(株) 技術企画本部 電波部 担当部長
高田 仁	(一社)日本民間放送連盟 企画部 主幹
高橋 政博	(株)テレビ朝日 技術局 技術統括部 電波担当部長
田中 伸一	ソフトバンクモバイル(株) 技術統括 電波制度室 担当部長
谷口 正樹	富士通(株) アクセスネットワーク事業本部 グローバルビジネス事業部 部長 (～第1回)
中川 永伸	(一財)テレコムエンジニアリングセンター 技術グループ 部長
中津川 征士	日本電信電話(株) 技術企画部門 電波室長 (～第1回)
中村 光行	日本電気(株) モバイルRAN事業部 シニアマネージャー (第2回～)
日高 秀樹	京セラ(株) 研究開発本部 通信機器研究開発統括部 端末研究部 第一研究部 副責任者

古川 憲志	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 電波部 電波企画担当部長
三浦 望	パナソニック モバイルコミュニケーションズ(株) 技術渉外グループ 技術渉外チーム 主事 (～第4回)
諸橋 知雄	イー・アクセス(株) 技術戦略室 室長
山尾 泰	電気通信大学 先端ワイヤレスコミュニケーション研究センター センター長 (第9回～)
山崎 潤	ノキアシーメンスネットワークス(株) ガバメントリレーションズ統括 (～第5回)
山本 浩介	ノキアシーメンスネットワークス(株) ガバメントリレーションズ統括 部 マネージャー (第6回～)
山本 裕彦	シャープ(株) 通信システム事業本部 要素技術開発センター 次世代プラットフォーム開発部 部長
要海 敏和	UQコミュニケーションズ(株) 技術部門 副本部長 兼 ネットワーク技術部 部長
吉田 英邦	日本電信電話(株) 技術企画部門 電波室長 (第2回～)
米本 成人	(独)電子航法研究所 監視通信領域 主幹研究員 (第7回～)